

阪神教協りポ ー ト

No. 36 (2013.4.1)

会長挨拶	本山 美彦	1
2012 年度活動概要	山田 全紀	2
＜特別企画＞		
第二回課題研究会 (2012 年 10 月 24 日 於大阪産業大学)		
Ⅰ. 基調講演 中教審＜教員の資質能力の向上方策＞答申とその後	安彦 忠彦	8
Ⅱ. 大学改革と教員養成制度改革をめぐる論点	藤本 敦夫	26
Ⅲ. 提題2 教員養成の修士レベル化がなされたときに私立大学は？		
ーシミュレーションで考えるー	杉浦 健	34
質疑応答の記録	大前 哲彦	39
＜研究報告＞		
第一回課題研究会 (2012 年 5 月 16 日 於大阪工業大学研修センターO I Tホール)		
阪神地区における教育実習の現状と課題ー会員校アンケート結果からー	酒井 恵子	51
教育実習をどう充実させるか：四天王寺大学における取り組み		
ー教育学部における教育実習指導を中心にー	八木 成和	54
関西学院大学教育学部初等教育コース実習カリキュラムの編成と評価		
ー学生による授業アンケートを手がかりにー	峯岸 由治	59
質疑応答の記録	西川 泰行	68
第三回課題研究会 (2012 年 12 月 19 日 於大阪産業大学)		
実地視察大学からの事例報告～園田学園女子大学～	大江 篤	75
実地視察大学からの事例報告 ー指摘事項を中心にー	奥田 晃子	82
課程認定申請大学報告～指摘事項を中心に～	荒木 邦広	87
平成 24 年度課程認定申請大学からの事例報告	新谷 隆之	97
教職実践演習 (履修カルテを含む) への取り組み事例 (その 3) ー短期大学における実践事例ー		
「保育・教職実践演習 (幼稚園)」平成 23 年度における実施報告と検討	上原 明子	105
質疑応答の記録	疋田 祥人	112
＜報告＞		
神戸市教員の資質向上連絡協議会年次報告 (2012 年度)	藤本 敦夫	114
平成 24 年度 教員免許事務セミナーの概要について (報告)	原 徹	119
＜会員大学自己紹介＞		
大阪産業大学の教職課程の現状と課題	谷田 信一	124
羽衣国際大学の教育と教職課程	清水 明男	126
＜寄稿報告＞		
教職課程履修学生に向き合うー教職への意欲の変化と視野の広がり観点からー	大前 哲彦・角谷 史孝・喜多 忠政	127
＜資料＞		
2012 年度定期総会の記録		145
2012 年度活動方針および事業計画		148
2012 年度幹事校会の記録		154
会則		175

ご挨拶

会長 本山 美彦 (大阪産業大学学長)

阪神地区私立大学教職課程研究連絡協議会の会員校、ならびに準会員校の皆様には、当協議会の運営や研究会の開催にあたって、本当にお世話になり、感謝しております。

2012年5月16日に、大阪工業大学大宮キャンパスで開催されました本地区協議会の定期総会において、ご指名により、私ども、大阪産業大学が、会長校および事務局校をお引き受けすることになりました。以来、当協議会における研究交流、情報交換、事務連絡、等々において、皆様から多大のご支援を受けてまいりました。温かいそうしたご支援に心よりお礼申し上げます。

内外環境の激変に伴いまして、大学の教育内容、大学生の気質も大きく変わらざるをえなくなりました。送り出す卒業生の質の保証にいたしましても、たんに専門学力だけでなく、社会人として生き抜く基礎力、バランスの取れた知識と行動力・理解力、等々、多様な範囲に及んでいます。いわんや、多様性の幅が急速な勢いで広がっている若者、とくに大学入学前の子もたちを指導できる教師を育成することは、年々難しい事業になってきました。当協議会の会員のみならず、大学相互間で、教育に関する情報を共有すべきネットワークの確立は、いままで以上に重要なものにならざるを得ません。当協議会が、そうした取組に重要な役割を担えることを、社会から大きく期待されています。

不透明さの度合いを日増しに濃くして行く社会ではありますが、中央教育審議会などの動きを見守りながら、会員校、準会員校の皆様方との連携をますます強くして行く必要性を私は感じます。今後とも、当協議会の運営に引き続きご支援をいただきますようお願い申し上げます。

2012 年度における活動の概要

事務局長 山田 全紀

1. 総会の開催

本協議会の 2012 年度定期総会は、2012 年 5 月 16 日（水）13 時 30 分～15 時 00 分、大阪工業大学研修センター OIT ホールにおいて開催され、会員校 63 校中 54 校（うち委任状出席 26 校）および準会員校 8 校中 1 校が参加した。今年度は、事務局交代の年度にあたり、大阪工業大学から大阪産業大学への事務局引継ぎが承認され、それに応じて 2011 年度活動報告と 2012 年度事業計画が承認された。議事詳細については、巻末資料「2012 年度定期総会の記録」、「2011 年度決算」、「2012 年度予算」等を参照されたい。

なお、同日には、上の事情から 2011 年度第 6 回幹事校会および 2012 年度第 1 回幹事校会が開催された。幹事校会の議事録は、巻末資料として掲載されている。

2. 幹事校会の開催

2011 年度第 5 回（通算 236 回）

日時：2012 年 4 月 18 日（水）15：00～17：30

場所：学校法人常翔学園大阪センター303 教室

議事：

- （1）第 4 回幹事校会の記録確認
- （2）全私教協理事会報告
- （3）阪神教協リポート編集について
- （4）2012 年度新規加盟校について
- （5）2012 年度定期総会および第 1 回課題研究会の運営について
- （6）2012 年度全私教協研究大会阪神地区分科会について
- （7）幹事校会名簿およびメーリングリストの確認
- （8）今後の記録担当について
- （9）その他

*引き続き、幹事校交流会（17:40～19:30）を開催した。

2011 年度第 6 回（通算 237 回）

日時：2011 年 5 月 16 日（水）10：45～12：30

場所：大阪工業大学研修センター セミナー室A

議事：

- （1）第 5 回幹事校会の記録確認
- （2）全私教協研究大会阪神地区分科会の運営について
- （3）2012 年度定期総会および第 1 回課題研究会の運営について
- （4）阪神教協リポートについて

- (5) 阪神教協教職課程データベース（平成 23 年度版）について
- (6) 幹事校会名簿およびメーリングリストの更新について
- (7) 今後の記録担当について
- (8) その他

*同日午後から総会および第 1 回課題研究会を開催した。

2012 年度第 1 回（通算 238 回）

日時：2012 年 5 月 16 日（水）14：10～14：30

場所：大阪工業大学研修センター セミナー室 A

議事：

- (1) 2012-13 年度会長校の選出について
- (2) 新役員および委員候補者の選出について
- (3) その他

*総会を中断して開催した。総会に引き続き第 1 回課題研究会および情報交換会を開催した。

2012 年度第 2 回（通算 239 回）

日時：2012 年 7 月 18 日（水）14：00～17：00

場所：大阪産業大学梅田サテライトキャンパス（大阪駅前第 3 ビル 19 階）

議事：

- (1) 2011 年第 6 回幹事校会および 2012 年度第 1 回幹事校会の記録確認
- (2) 2012 年度定期総会の記録確認
- (3) 全私教協理事会および教員養成制度委員会報告ならびに研究交流集会について
- (4) 2012 年度第 2 回および第 3 回課題研究会の運営について
- (5) 阪神教協リポート編集について
- (6) 阪神教協教職課程データベース（平成 24 年度版）について
- (7) 幹事校会名簿およびメーリングリストの更新について
- (8) 事務局報告：会費納入状況およびホームページ管理運営等
- (9) 今後の記録担当について
- (10) その他

*引き続き、幹事校交流会（17:30～19:30）を開催した。

2012 年度第 3 回（通算 240 回）

日時：2012 年 10 月 24 日（水）11：00～13：00

場所：大阪産業大学 本館 8 階 第 1 会議室

議事：

- (1) 2012 年度第 2 回幹事校会の記録確認
- (2) 全私教協理事会および教員養成制度委員会報告
- (3) 全私教協会会長校および事務局校の候補について

- (4) 2012 年度第 2 回課題研究会の運営について
- (5) 2012 年度第 3 回課題研究会の企画について
- (6) 阪神教協事務局校候補について
- (7) 阪神教協リポート編集について
- (8) 事務局報告：会費納入状況およびホームページ管理運営等
- (9) 今後の記録担当について
- (10) その他

*引き続き、2012 年度第 2 回課題研究会（14:30～17:20）および情報交換会を開催した

2012 年度第 4 回（通算 241 回）

日時：2012 年 12 月 19 日（水）11：00～13：30

場所：大阪産業大学 本館 9 階 第 2 会議室 A

議事：

- (1) 2012 年度第 3 回幹事校会の記録確認
- (2) 全私教協理事会および教員養成制度委員会報告
- (3) 全私教協研究大会テーマおよび分科会テーマについて
- (4) 2012 年度第 3 回課題研究会の運営について
- (5) 今後の課題研究会の企画について
- (6) 阪神教協教職課程データベース（平成 24 年度版）について
- (7) 阪神教協リポート編集について
- (8) 新規会員校の申し込みについて
- (9) 今後の記録担当について
- (10) 阪神教協教員免許事務セミナーの案内
- (11) その他

*引き続き、2012 年度第 3 回課題研究会（14:00～17:20）および情報交換会を開催した。

2012 年度第 5 回（通算 242 回）

日時：2013 年 2 月 20 日（水）15：00～17：15

場所：大阪産業大学梅田サテライトキャンパス（大阪駅前第 3 ビル 19 階）

議事：

- (1) 2012 年度第 4 回幹事校会の記録確認
- (2) 全私教協理事会報告
- (3) 2013 年度第 1 回課題研究会について
- (4) 2013 年度全私教協大会における分科会の運営について
- (5) 阪神教協リポートについて
- (6) 阪神教協教職課程データベース（平成 24 年度版）について
- (7) メーリングリストおよびホームページ管理運営等について
- (8) 今後の記録担当について

(9) 阪神教協教員免許事務セミナーの開催について

(10) その他

*引き続き、幹事校交流会（17:30～19:30）を開催した。

3. 課題研究会の開催

第1回課題研究会

日時：2012年5月16日（水）14：45～17：30

場所：大阪工業大学研修センター OIT ホール

テーマ：教育実習をどう充実させるか

話題提供：

教育実習の現状と課題 ―会員校アンケート結果から―

酒井 恵子氏（大阪工業大学）

四天王寺大学における取り組み ―教育学部における教育実習指導を中心に―

八木 成和氏（四天王寺大学）

教育実習をどう充実させるか ―関西学院大学における取り組み―

峯岸 由治氏（関西学院大学）

*引き続き、情報交換会（18：00～20：00）を開催した。

第2回課題研究会

日時：2012年10月24日 14：00～17：00

場所：大阪産業大学中央キャンパス 303 教室

テーマ：中教審答申「教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について」

話題提供：

I. 基調講演 中教審<教員の資質能力の向上方策>答申とその後

安彦 忠彦氏（中教審「教員の資質向上特別部会」副部会長、神奈川大学）

II. 提題1 大学改革と教員養成制度改革をめぐる論点

藤本 敦夫氏（大阪音楽大学）

提題2 教員養成の修士レベル化がなされたときに私立大学は？

― シミュレーションで考える ―

杉浦 健氏（近畿大学）

III. シンポジウム：安彦 忠彦氏、藤本 敦夫氏、杉浦 健氏

*引き続き、情報交換会（17:30～19:30）を開催した。

第3回課題研究会

日時：2012年12月19日（水）14：00～17：20

会場：大阪産業大学中央キャンパス 303 教室

テーマ：教職課程研究に係る事例報告

話題提供：

- I. 実地視察大学からの事例報告～指摘事項等を中心に～
 - ①大江篤氏（園田学園女子大学）
 - ②奥田晃子氏（帝塚山学院大学）
- II. 課程認定申請大学からの事例報告
 - ③荒木 邦広氏（関西学院大学）
 - ④新谷 隆之氏（芦屋大学）
- III. 教職実践演習（履修カルテを含む）への取組事例 その3
 - ⑤上原明子氏（大阪成蹊短期大学）

*引き続き、情報交換会（17:30～19:30）を開催した。

4. 全私教協および他地区との連携

2012年5月19日（土）～20日（日）、九州産業大学（福岡市）において、2012年度全私教協定期総会・研究大会が開催された。メインテーマは「私立大学における教員養成の『高度化』を問う」であった。これは当時、間もなく提出されると予想されており、実際、同年8月に提出された中教審答申「教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について」を見込んでのことであった。阪神教協では、この一連のテーマを受けて、上記の第2回課題研究会において、答申後初めてのシンポジウムを開催した。このレポートの特別企画として組まれているのが、そのときのシンポジウムである。ここには初めて他地区からの参加者もあって、関心の高さを窺わせた。同テーマを巡っては、その後も、11月24日に全私教協が研究交流集会を安田女子大学（広島市）にて開催し、また12月15日には、全私教協と関西教協とが合同研究会を帝京平成大学（東京都）にて開催した。この議論が今後ますます高まりを見せるなら、全私教協を共通の土俵にした全国的な連携が一層必要になると予想される。

上記研究大会（於九州産業大学）では、阪神教協は第8分科会として「教師教育実践交流V－教育実習をどう充実させるか－」を担当した。発表者は、酒井恵子氏（大阪工業大学）、八木成和氏（四天王寺大学）、峯岸由治氏（関西学院大学）であり、司会は、谷田信一氏（大阪産業大学）、記録は、杉浦健氏（近畿大学）が担当した。

なお、全私教協の役員・専門委員としては、2012年度は、阪神地区から理事2名、専門委員7名を派遣した。

5. 『阪神教協レポート』の編集・発行

『阪神教協レポート』第35号を2012年4月1日に発行した。

6. 『阪神教協教職課程データベース』の作成

会員校・準会員校の円滑な教職課程運営に資することを目的として、『阪神教協教職課程データベース（平成23年度版）』を作成し、2012年9月にアンケート回答校に配布した。

7. 阪神教協ホームページの活用

ホームページの運用をより効率的にするために、今年度よりサーバーを変更した。これにより総会・課題研究会・幹事校会の開催案内等を行えるのみならず、出欠連絡の自動確認もホームページから行えるようになり、会議記録や阪神教協レポートの公開の余地が増加した。これに伴い、2013年2月からメーリングリストも更新された。

8. 「阪神教協教員免許事務セミナー」の実施

2012年2月25日より、教職事務担当者を対象とする「阪神教協教員免許事務セミナー」を立ち上げ、今年度も第1回を6月16日、第2回を10月27日、そして第3回を2013年2月23日に開催した。その報告は、このレポートに掲載される。

9. 会員校の異動

2012年度総会において、新会員校1校、羽衣国際大学が承認された。

I. 基調講演 中教審＜教員の資質能力の向上方策＞答申とその後

神奈川大学 特別招聘教授 安彦 忠彦

みなさん、こんにちは、安彦でございます。一時間の予定ということですので、少し急ぐかもしれませんが、足りない部分は、後のシンポジウムに回すとして、時間優先でお話をさせていただきます。お手元の資料をご覧ください。一部本日の追加もございますが、始めさせていただきます。

本日、私がここでお話をしなければならないのは、ご紹介いただきましたように、私が中教審の関係者であるからだと思います。その観点から、まずお話しいたします。そして最後に私の考えを申し上げます。現在、教員養成制度改革につきましては、特別部会ができて、これが八月末に出されました答申であります。この冊子とは別に、文部科学省では、ごく最近、分かりやすく図や具体例を入れたパンフレットも出しております。答申は出されましたが、ご存じのとおり、ねじれ国会でありますから、法律改正を伴う部分につきましては、今は実施できません。したがって、法律改正を伴わないで省令等でやれる部分を進めようというのが、文部科学省の方針です。そういう前提に基づいて現状をお話しします。

1. 日本の教員養成の現状（要約）

まず申し上げたいのが、これは単なる数字ですが、教員養成大学における目的制の教員養成と一般の総合大学における開放制の教員養成の比重です。一言で申し上げますと、700以上の大学・短期大学のうち、大学では8割～9割方が教員養成をしております。短期大学ではもう少し低い率ですが、7割程度が教員養成をしております。私学では、8割の大学、7割強の短大が、そして大学院でも7割が教員養成をしております。これに対して、国立の教員養成系の44大学・大学院では、もちろん100%が教員養成を行っていますが、44大学の入学定員は10,533人、大学院定員は3,265人です。教職大学院は25校、在籍者数830名です。

今のことから分かりますように、大学における教員養成は、周知のように開放制と目的制を併用しているわけです。そして一般の大学・短大における開放制の方は、「教職課程」がオプションとして軽いイメージで受け取られております。こちらは教科専門に比してどうしても教職専門の比重が軽くなります。他方、目的制の方は、教職専門重視で、逆に教科専門が不足する傾向にあるといえます。大学院における教員養成も、一般大学院では教科専門が中心となり、教職専門が不足する傾向にあります。一般大学院に進んで専修免許を取る場合も、各教科の専門ばかりを学んで、教職専門が不足するというマイナスイメージがあります。これに対して、教職大学院の方は、逆に教職専門重視で、教科専門の単位は要求されておられません。教科に関する新しい知識の修得なども不足しております。このように開放制と目的制の双方に不足があるといえますが、この点が、今回私たちが制度改革の論点とした点です。

改めて、そういう視点から、養成機関別に新規学卒者の免許状取得者数を考えてみますと、2011

年3月卒業者では、約13万人が免許状を取得しています。そして2011年度の公立学校教員採用試験の受験者数は、全校種で18万人弱、採用者数は3万人弱、採用倍率は6倍となっています。中教審の委員も、採用倍率が高いという点では、一定の質が担保されていると認識しております。

校種別に免許状取得者数の内訳を見ても、小学校教員免許状は、約19万人弱の取得者がいて、このうち大学院修了は6.6%、学部卒は88.9%、短大卒は4.5%となっており、全体の約9割を学部卒が占めています。大学院の割合は低く、しかも教員養成系はこのうち5.3%です。学部卒のうち教員養成系率は約5割ですから、小学校教員の場合でさえ、免許状取得者に占める開放制の割合は5割と高いといえます。中学校免許状、高校免許状になりますと、さらにこの割合は高くなります。中学校免許状では、取得者数が47,609人で、このうち大学院修了が9.0%、学部卒が89.0%、短大卒が2.0%ですから、約9割が学部卒であり、しかもこのうち教員養成系は23.5%ですので、開放制の占める割合が75%以上になります。高校免許状になりますと、取得者数61,869人のうち、大学院9.3%、学部90.7%で、教員養成系は16.6%です。つまり、学部卒が9割で、そのうち開放制の占める割合が8割以上となっています。一般大学における教員養成の比重が、さらに高くなっているわけです。大学院修了者の割合は、小学校6.6%、中学校9.0%、高校9.3%と校種毎に高まっていますが、教員養成系の占める率は、小学校5.3%、中学校3.4%、高校2.9%と、逆に減少しています。高校教員免許状の場合は、学部卒が9割で、そのうち開放制の占める割合が、9割近くにもなっているわけです。

このような現状をどのように考えるかということになりますが、これが望ましい姿であるといえるかどうか。今回の特別部会がもった認識では、こういう教員養成の現状は、保護者あるいは一般社会の声にこたえられていないというものであります。これにどうこたえるべきか、今回の答申では、これをただ養成という観点からのみ見るのではなく、養成、採用、研修という「教職生活の全体を通じた」観点から改めていく必要がある、としております。22歳から60歳までの一生涯の教職生活の全体を通じて資質能力を向上させる方策をとることによって、何とか一般社会の理解を得る必要があると考えたわけでありまして。

2. 中央教育審議会・教員の資質能力向上特別部会の審議内容（個人的要約）

そこで次にその中教審の特別部会の審議内容を、分かりやすくといいますが、私なりに理解した内容をまとめてお話しします。まず、資質能力の何が問題になったかということですが、さきほど見たように採用倍率も6倍あるわけですから、これは「量」の問題ではなく「質」の問題であるということです。質として考えられているのは、いろいろな教育問題、いじめや校内暴力等に対する対応能力の質です。教育問題の多様化、複雑化、重層化によって、先生方の対応が非常に難しくなっています。中教審でも具体的な例として、昔と違って非常に見えにくくなっている「いじめ」問題への対応能力について話し合いました。ここで詳しくお話しする時間はありませんが、養成課程で「いじめ」問題への理解をもう少し深めておく必要があるだろうということです。

東京都のある指導主事から、小学校5年生の自分のお子さんが、グループ活動の際に、友達から教えられた集合場所に行ってみたら、誰もいなくて家に帰ってきたという話を聞きました。学校に集合場所を確かめて、やっと時間に間に合ってみんなに笑われたということでしたが、みなさんは、これをどう思われますか？順番にこういう「だまし合い」があるため、生徒に聞いてみると、これ

は「遊び」だというのだそうです。騙された後、次は自分が騙す立場に立つことがあるのだそうです。考えてみますと、これは非常に深刻な問題です。お互い信頼できるから「グループ」なのであって、「友達」でもあるわけでしょう。そういう遊びは、すぐに止めるように指導すべきです。「いじめ」が「遊び」として見えにくくなっています。今の先生方は、「遊び」だと言われて生徒たちが笑い合っていると叱れない。昔は、遊びでも、してよい遊びとわるい遊びがあったはずですが。表面的な「笑い合い」に隠されている深刻な問題を見抜けない大人の感覚もおかしい。そういう意味で、先生方の感覚自体を、もう一度練り直さなくてはいけない状況にあると思います。

これとともに、高学歴社会における教員の社会的地位の問題があります。これは、私は非常に重要な問題だと思うのですが、部会全体としてはそう重視しなかったといえます。例えば、千葉県では何年か前から短大卒業者は採用されていません。最近採用者数が増えたので何人かいるそうですが…。教育委員会の人がそう言われたことがちょっとショックでしたが、保護者の方が四大卒とか大学院まで行っているという時代ですから、どんな良い先生でも、短大卒だとクレームが来るのだそうです。中身ではなく肩書だけで人を見る時代ですから、高学歴化社会で、先生方の社会的地位が相対的に低下しています。いろいろな不祥事も含めて、先生方を見る目は非常に厳しいといえます。学歴の影響で、先生方の社会的地位が低くなっていくことは、非常に心配です。何年か前の文部科学省の事務次官の銭谷さんの言葉ですが、「国際学力調査 PISA などで上位にある国々では、教員の社会的地位が高い、尊敬を受けている」とのこと— フィンランド、中国、韓国、たしかにそうです。日本もかつてはそうでしたが、このままいくと学力の順位は下がるでしょう。親たちから批判されクレームをつけられる先生方を、子供たちが尊敬できるわけはありません。この点は、深刻だと私は思っています。

(1) 答申の要点

それで、答申の要点ですが、このように学校を取り巻く状況が深刻になっておりまして、教員の資質能力の向上の必要性があるわけですが、これには、①高度な専門性、社会性、実践的指導力、コミュニケーション力、チームでの対応力が求められています。とりわけコミュニケーション力は非常に重要であり、個人個人での対応力というよりも、チームでの対応力が求められているわけです。それとともに②一斉指導の力が求められています。たしかに、一般の人が持ち合わせないような一斉指導の力が、先生方には必要です。

しかし、特別部会でも言ったのですが、私は、これだけでなく個別指導の力も必要であると思っています。医師や弁護士のように、個別の事情に対応できる力が教師にも必要です。教員も専門職であるというならば、一斉指導の力だけでなく、専門職に共通に見られる力として、個別指導の力が必要です。答申で一斉指導の力を強調されたのは、ワーキンググループ座長の横須賀薫先生ですが、もちろん、これはこれで一般の人にはない教員の力として重要です。核家族化、少子化の世の中では、子供たちは学校で初めて、一定規模の大きな集団に出会うわけですから、創造的、協働的な学びやコミュニケーション型の学びへの対応力が必要です。この両方の力が求められるところに専門職たるゆえんがあると思います。

こういう状況を踏まえまして、今回の部会では「教職生活全体を通じた、不断の資質能力の向上のための支援システム」をつくりたいという方向性が定まりました。うまい言い方をしていますが、とにかく、そういう形で先生方の力量を不断に高めていけるようなシステムをつくる、それが今回

の私たちの議論の方向性であって、これは、大きく次の3点において求められています。

一つは、①教員免許制度を変えることで、これはまだ仮称ですが、基礎免許状、一般免許状、専門免許状という、三種類の免許状をつくることです。これは免許状を制度的に変えるわけですから、法律である教職員免許法の改正が伴います。ですから、これはすぐには、今はできません。それで、これは「養成面」での改革になるわけですが、とりわけ質的充実云々というために、全体の方向として「修士レベル化」と書かれています。「修士レベル化」というのは、修士課程をつくるという意味だけではありません。大学院をつくるという意味だけではありません。それも一つですが、それ以外にもさまざまな手立てを使うということ、例えば、教育委員会が修士課程レベルの内容のプログラムをつくって養成するというのも認められています。これはまた後で申します。養成面での改革では、また課程認定審査の厳格化があります。これは、一言で申しますと、各総合大学、一般の開放制の大学に設けられている教職課程について、その申請されてくる中身の審査を今まで以上に厳格にしようということです。そして「採用面」での改革ですが、人材の幅広さを確保するための社会人採用が、この十数年の流れとしてあります。そしてこれは、専門職としての教員養成と矛盾するという話があります。けれども、教員養成を大学院レベルにもっていけば、矛盾はある程度は解消すると考えられます。つまり、学部レベルでは社会人も平等で専門職と言えなくても、一年ないし二年の修士レベルの課程を経て採用されるなら、専門的能力向上が確保されます。つまり外から入ってくる人のために「修士レベルの課程」を設置するということです。それから「研修面」ですが、初任者研修の再検討があり、研修上の大学・教育委員会・学校間の連携を良くすることがあり、また専門免許状（仮称）の創設があります。これは、教員になってからの中堅どころの人に対して、今の専修免許状に当たるような、ある分野に専門的に特化して自分の得意にしようとする部分で免許状をつくって見たらどうかという話です。一言でいえば、現在の学部レベルでの免許は「基礎免許状」で、これは「基礎」という言葉で言われているように完全なものではなく、本来の望ましい免許状は、大学院レベルを経て取得する「一般免許状」です。さらに教員になってから取得するのが「専門免許状」で、これは今申し上げたように、教職という特定の分野でその専門的能力を社会的に認めようというものです。

二つ目は、②校長のリーダーシップ・マネジメント能力を育てることで、これは今まで、あまり校長職に対して研修というものがなかったのですが、教職大学院などの専攻・コースを充実させて研修する、あるいは筑波の教員研修センターなどを利用して「マネジメント型」の管理職養成を実施するなど、校長先生あるいはそれを目指す人に対して、さらに力量向上を求めようということです。

三つ目は、③教委・大学等の連携・協働ということです。教育委員会と大学とは、これまで対立するような関係にあったわけですが、今はそういう時代ではないと、認識を改めるべきです。詳しいことは申し上げませんが、関係機関や地域社会による連携・協働の拡充のための仕組みづくりが必要です。また後で示しますが、これは概算要求につなげて、お金をかけてもモデルづくりをやるということです。

以上の②③については、免許法改正に関係がありませんので、国はすでに動き出しています。

(2) 同特別部会での審議状況

さて、改革の方向性と論題は確定しましたが、具体的な改善策は示されておられません。答申では、

協力者会議をつくって、当面の改善策を検討するということに留めております。今日、一番ホットな情報として、お手元の資料に追加して、後でその協力者会議の議論の中身を、答申のその後としてお話しします。

まず、①学部教職課程の質保証と、大学院設置基準の、教員養成系大学院スタッフの大括り化についてですが、これはすでに文部科学省通知で進めていこうとしているところです。質保証というのは、さきほど申し上げたような内容で、例えば、4年制での養成カリキュラムの具体的な内容として、開放制にも目的制にも共通のもの、コアになるものを決めて、どちらにおいても必修としてやるような内容ということです。②養成を担う大学院の性格と規模については、教職大学院の拡充—今のままでよいというのではなく、拡充すること—、それから一般大学院の相互連携を強化すること—これは省令以下でやれることですから、すでに手をつけ始めています—、大学院修士課程の養成カリキュラムの具体的な内容、専修免許状の見直し—これらについては後でまた申します—、教科専門と教職専門の関連付けの強化などの問題があります。最後のものはなかなか頭の痛い問題で、本来、教科教育学などは教科専門と教職専門とを組み合わせる領域だと思うのですが、現実にはそうになっていません。国立の教員養成大学からは、関連付けのいろいろな提案も出ていますが、特別部会もそれらを複数認めていく方向です。

二番目は、②初任・現職・管理職段階の教委・学校と大学の連携の問題ですが、養成、採用、研修の全体を含めて、現場と大学が対立するのではなく、協力する関係をつくっていこうということです。細かいことは申し上げませんが、当初、委員の間で、教員や教育委員会の代表である藤原さんや、品川区の教育長をされている若月さんからは、教員養成を大学に任せてはおけないというような批判があったわけです。最初の三回ぐらいの委員会の議事録を読まれると、そのアグレッシブな態度が良く分かります。しかし、それが審議前半の戦略であったのかどうか、一年くらい経つと後半には、大学側も教員養成は大学の問題であって、現場が口を出す問題ではないというような態度はとれないようになり、何とか良い関係をつくっていかなければならないという方向に落ち着きました。お手元に例として挙げてありますが、実践的指導力の向上策として、英語教員などの海外留学プログラムの推進、特別支援教員免許状の取得率の向上などです。これからはインクルーシブな教育の時代に成りますので、原則として普通学級に障害を持ったお子さんも入ってきますから、普通免許だけで、普通の子供だけを相手にする普通学級の先生であるという意識では済みません。

それから、社会人、理数系、英語力等の多様な人材の採用方法、これは開放制がこれまで保証してきたものですから、私ども私学の関係者からは反対する余地の無いものです。また、研修全体における行政研修の整理統合、国がやっている10年目研修などは、さきほど申し上げた専門免許状を作っていくならば見直しが必要ですし、初任者研修なども、一般免許状の修士レベル化ということになれば、事情も違ってくるでしょう。この辺の整理統合が必要です。

修士化への方向探りとしましては、教員採用実態調査が行われておりまして、国は、いま、最初に示したデータとは違って、どういう経歴の教員、受験生がいるのかという調査をしております。文部科学省の副大臣に鈴木寛さんという人がおられましたが、鈴木さんは、修士課程修了者が教員の5割を占めるようにならないと、なかなか一般には受け容れられないだろうとおっしゃったそうです。これは私が直接聞いたのではなく、役人から聞いた話ですが、たしかに、今の割合は22%ですから、2割では足りないなというのが鈴木さんの印象だったようです。いずれにせよ、そういう

方向に向かって、調査が行われているわけです。そして「当面の改善方策」として、改革実施に向けた協力者会議が設置されました。

(3) 答申以後

ここからは、協力者会議についての、本日のための追加情報ですが、実は、9月16日に第一回合合がありました。検討事項は、大きく二つでして、①修士レベル化に向けての作業と、②学部教職課程の質保証についてです。この二つについて、ワーキンググループを作ることになりました。別途資料を見てください。これは上が②のグループ、下が①のグループです。①は、実は今日、会議をしています。二つを合わせて全体のメンバーということになりますが、一般の総合大学、私学の代表者がそれなりに入っているのがお分かりになると思います。しかし、座長は教員養成系の方ですから、開放制からの要求をどれほど汲み取ってもらえるか、ちょっと気になるところです。そして、これは私見ですが、協力者会議というのは、「当面の課題」に取り組むことになっていますが、①の方は、当面というよりも、いずれ免許法改正につながるような一般的な話をするのではないかと考えています。限定的な当面の問題を話すなら、このメンバーでもいいですが、もっと広く法改正を含めた一般的な問題を取り上げるなら、別途協力者会議をつくるべきだと思います。この会議で、表向きは「当面の課題」に取り組むことになっています。

検討事項の中身ですが、①の大学院化ワーキンググループでは、まず、1) 教職大学院の見直し、これについては、私などは教科専門の不足を指摘してきましたから、その面から改善策を考えるということ、それから二番目は、2) 組織の見直しで、大学設置基準の教員養成系のところについては、現在は各教科を一人ずつそろえるといったスタッフに対する厳しさがありますが、それを柔軟にしようということです。三番目は3) 大学院修士課程の見直しですが、これは、教員養成系の大学院と一般・総合大学の大学院の見直しで、これは先ほど指摘しましたように、当面の課題というより、もっと大きな一般的な問題を含んでいると思います。それから②の質保証のワーキンググループの検討事項としては、現状でもすぐにやれることとして、まず、1) 教職課程における情報公開の在り方：公開の義務化、公開内容、公開手法についてはっきりさせようということです。これには私学の方はかなり神経を使わないといけないと思います。教員養成系では情報公開をしていますが、私学ではあまりまだやってないからです。二番目の、2) 専修免許状取得における実践的科目の必修化。これは先ほども言いましたが、今は修士課程を終わって専修免許状を取っても、何の実践的な教職科目も学んでいないわけです。それが、英語なら英語、物理なら物理の教科専門ばかり学んでも、学校現場からは一般的に評判が悪いわけです。そういう意味で、実践的科目を入れて学ばせる必要があるということです。それから、3) 教員養成系のグローバル化対応等ですが、これは、いま外国で関連の単位を取ってきても、ごく一部の大学しか相互認定をしていませんから、これからこれを認めた上での、区分、上限など、グローバル化対応が必要になるということです。審議事項はこれ以外にもありますが、主だったものはこのようなものです。こちらの②質保証のワーキンググループは、1回目が9月16日にあり、もう12月上旬に報告書原案を作るようですから、いま挙げた審議事項、1) 2) 3) は、かなりのペースで決めてゆくことになります。ですから、各大学もこれらを念頭に置いておかななくてはなりません。①の修士化の方のワーキンググループの動きは、修士化といっても、大学院をつくることだけではありませんから、これからどういう風になっていくのか、私は委員でも協力者でもありませんので、私にもわかりません。たぶん、②の質

保証よりは、時間がかかるでしょう。簡単にまとまるようなものではないといえます。以上、答申のその後として、一部情報をお話しました。

3. 今後の教員養成の在り方について（私論）

時間が来ておりますので、あとはこの後のシンポジウムで私の意見を申し上げますが、とりあえず次の8点を申し上げておきます。

- ① 教職生活全体にわたる生涯学習的視点を柱とすることは、私は妥当なことだと思います。ただし、専門免許状については、それで教職員にタテの関係を生まないように、管理職向けの免許状以外は、お互いフランクにものが言える対等平等なものとするよう、留意が必要です。
- ② 養成期間についてですが、始めから民主党案のように6年制養成とするのではなく、4年＋大学院修士課程1年（現職・経験者の場合）～2年（ストレートマスターの場合）の養成とするほうがよいでしょう。学部では「基礎免許状」、修士課程修了で「一般免許状」の案を、個人的にも支持します。私学にいてどうして賛成かと言われると困るのですが、私はかつて40年ほど前に勤務した愛知教育大時代から、教員は大学院での養成にしなければならないと思っております、そのことを当時の愛知教育大の広報誌にも書きました。それはどうしてかと申しますと、当時は田中角栄首相の時代でしたが、人材確保法案というのが出来まして、先生方に一般よりも給与を8%上乗せして優れた人材を確保するということになりました。そうしたところ、翌年の受験生の質が全く変わったのです。それまでなら、明らかに会社に行くような受験生が増えました。当時は、大学進学率は2割から3割に掛かろうというところでしたが、当時の学生たちに私は言いました。「君たちが教員になるころには、君たちと同じか君たち以上の学歴をもつ親たちが、クラスの3割、12人くらいは居る。もし彼らが一致団結して教育論を吹っかけてきたときに一人で対応できないようであれば、教師になるな。」と。現在は、まさにそういう時代です。教職課程がオプションとして軽く見えるようでは問題であると、改めて思っております。
- ③ 大学院としては、現在の教職大学院は、性格・規模の両面でモデルにはならないので、一般大学院(教育学研究科など)の長所・短所も合わせ考えた、新たな目的制の専門職大学院における教員養成カリキュラムを考えるべきであると思います。答申を出した後の中教審総会の場で、大学院を出ても何にもならないのに、なぜ修士化するのか、というような意見がありました。これはまさに現状を象徴するような意見です。教職大学院（専門職大学院）と一般の大学院（専修免許取得）は違うのです。法科大学院で弁護士になるためには、約2000例の判例を勉強するそうです。私の言葉でいえば、「教育実践事例演習」(仮称)のような科目を設け、新たな専門職大学院で、2000例の実践事例を学ぶべきだと思っています。経験はできないですが、前もって記録によって全教科、全分野の事例を学んでおくこと、それくらいやらずに、何が専門職ですか。今はそういうことをおろそかにしています。これからはそういうわけにはいかないでしょう。保護者は厳しい目で見えています。現在の教職大学院は、その設置で現在の教職課程の質を高める契機にしたかったわけですから、そういう目的を果たすだけでよかったわけです。ですから、参考にはなるが、新しい大学院のモデルにはなりません。
- ④ 教員養成大学・学部と私学などの開放制の一般大学との対立がありますが、開放制を前提に、

4年+アルファで、その対立を解消させられると思います。細かいことは省略しますが、教科専門の単位は、学部4年間分の全単位を最低とします。

- ⑤ 開放制を維持して、学部4年間での養成も容認しますが、これは基礎免許状であり、本来は修士課程修了を原則とした上でのことです。
- ⑥ 養成の責任は、教育委員会と大学側との間で対立・激論があったわけですが、これからは大学院レベルでの養成ですから基本的に大学がもつことになります。もちろん連携は必要です。
- ⑦ まだ未確定な検討課題として、小学校、中学校、高校という学校種別に免許状を出すか否か、短大での養成をどうするか、などがあります。わたしもまだ考えが決まっているわけではありません。
- ⑧ 教員免許状を修士レベル化するのならば、報酬も学部卒レベルから修士課程修了レベルへ格上げすべきです。現に工学部の修士課程修了者などは、社会的にそう扱われてきています。教員もそうしないと、良い人が集まらないだろうと考えております。

最後は駆け足になりましたが、時間ですので、とりあえず私の話はこれで終わります。また何かありましたら、後でお答えします。ご清聴、ありがとうございました。

中教審〈教員の資質能力の 向上方策〉答申とその後

- 神奈川大学特別招聘教授
- 安彦忠彦

はじめに

- ・今後の教員養成制度改革について、中央教育審議会「教員の資質能力向上特別部会」（2010年6月設置）が、2012年8月28日に答申を出した。
- ・ただし、その実施時期は内容によって異なる。

1 日本の教員養成の現状(要約)

(1) 養成機関

教員養成の現状

1. 課程認定数

(平成22年5月1日現在)

	大学				短期大学				大学院			
	国立	公立	私立	計	国立	公立	私立	計	国立	公立	私立	計
大学等数	82	78	576	736	0	19	345	364	86	72	449	607
課程認定を有する大学等数	76	53	469	598	0	10	247	257	80	35	315	424
割合	92.7%	67.9%	81.4%	81.3%	0.0%	52.6%	71.6%	70.6%	93.0%	48.6%	70.2%	70.8%

2. 国立教員養成系大学・学部の現状(平成23年度)

学部

○設置状況: 44大学44学部(うち単科大学11)

○課程・入学定員

大学数	入学定員		合計
	教員養成課程	新課程	
44	10,533	4,242	14,775

※ 新課程: 教員就職率の低下に伴い、昭和62年度から教員養成課程の一部を、教員以外の職業分野の人材や高い教養と柔軟な思考力を身につけた人材を養成することを目的とした課程として改組したものを。

大学院(修士課程)

○設置状況

設置大学数	研究科数	専攻数	入学定員
44	44	149	3,265

教職大学院(専門職学位課程)

○設置状況

区分	設置大学数	入学定員
国立	19	645
私立	6	185
計	25	830

20

・大学における教員養成: 2年制及び4年制大学での養成 = 開放制と目的制の併用

① 開放制: オプションという教職課程

→ 教職専門の不足

② 目的制: 教職専門の重視

→ 教科専門の不足

・大学院による教員養成:

一般大学院と教職大学院の長所・短所

① 一般大学院:教科専門中心になり、教職専門を軽視 → 教職専門の不足

② 教職大学院(2008年開設):教職専門中心になり、教科専門を軽視 → 教科専門の不足

養成機関別新規学卒者免許状取得者数

※平成22年3月卒業者の免許状取得状況

小学校教員免許状取得者数:1万8,823人

大学院 (6.6%)	学部 (88.9%)				短期大学 (4.5%)
国立 教員養成系 (0.3%)	国立教員養成系 (50.7%)	国立 一般系 (2.1%)	公私立大 (36.0%)		
	国立一般系(0.7%)	公私立大 (0.6%)			

中学校教員免許状取得者数:4万7,609人

大学院 (9.0%)	学部 (89.0%)				短期大学 (2.0%)
国立 教員養成系 (3.4%)	国立一般系 (2.1%)	公私立大 (3.4%)	国立教員養成系 (23.5%)	国立一般系 (6.8%)	公私立大 (58.6%)

高等学校教員免許状取得者数:6万1,869人

大学院 (9.3%)	学部 (90.7%)				
国立 教員養成系 (2.0%)	国立一般系 (3.1%)	公私立大 (3.4%)	国立教員養成系 (16.6%)	国立一般系 (10.9%)	公私立大 (63.2%)

26 ※ 大学、大学院及び短期大学において、小学校、中学校又は高等学校の普通免許状を取得した新規学卒者の数

(教職員課調べ)

2 中央教育審議会「教員の資質能力向上特別部会」の審議内容(要約)

・教員の資質・能力の何が問題か：
→ 教員として求められる資質・能力の「質」が問われている。

- ①教育問題の多様化・複雑化・重層化
- ②高学歴社会における教員の社会的地位

(1) 「答申」の要点

・学校を取り巻く状況の深刻化 → 資質能力の向上の必要

- ①高度な専門性・社会性、実践的指導力、コミュニケーション力、チームでの対応力
- ②一斉指導の力、創造的・協働的な学びやコミュニケーション型の学びへの対応力

→ 教職生活全体を通じた、不断の資質能力の向上のための支援システムへ向けて制度改革＝「生涯学習」的な観点から「教員の養成・採用・研修の各段階についての総合的検討」

① 教員免許制度：基礎免許状・一般免許状・専門免許状(すべて仮称)の創設

・養成面：質的充実のための修士レベル化、教職課程認定審査の厳格化など

・採用面：人材の幅広さを確保するための社会人採用と、その修士レベルの課程設置など

・研修面：初任者研修の再検討、研修上の大学・教委・学校の連携、「専門免許状」(仮称)の創設など。

② 校長のリーダーシップ・マネジメント能力:

- ・教職大学院等の専攻・コースの充実、
- ・教員研修センター等での「マネジメント型」管理職養成の実施など。

③ 教委・大学等の連携・協働:

- ・関係機関や地域社会による連携・協働の拡充のための仕組みづくり

(2) 同特別部会の審議状況

- ・方向性と論題を確定し検討したが、具体的方策は今後の課題とされ、当面の改善方策は協力者会議で。

① 学部教職課程の質保証と大学院設置基準の大括り化

- (例)・4年制での養成カリキュラムの具体的な内容
＝開放制・目的制に共通するものの明確化。
- ・養成を担う大学院の性格と規模:教職大学院の拡充と一般大学院の相互連携の強化
 - ・大学院修士課程の養成カリキュラムの具体的な内容＝専修免許状の見直しや教科専門と教職専門の関連づけの強化など。

② 初任・現職・管理職段階の教委・学校と大学との連携：養成・採用・研修の問題

(例)

- ・実践的指導力の向上：教員の海外留学・特別支援教諭免許状の取得率の向上
- ・社会人・理数系・英語力等の多様な人材の採用方法
- ・研修全体における、行政研修の整理統合

→ 「当面の改善方策」実施に向けた協力者会議の設置

3 今後の教員養成の在り方(私論)

- ① 教職生活全体にわたる生涯学習的視点を柱とし、研修を含め、専門職化をめざすことは妥当。
ただし、専門免許状については、管理職向けのもの以外は、教員間にタテの関係を生まないように、対等平等なものとする条件が必要。
- ② 養成期間を、始めから6年間とするのではなく、4年＋大学院修士課程1年～2年の養成とする方がよい。学部で基礎免許状、修士で一般免許状の案に賛成。

③ 大学院としては、「教職大学院」はモデルにならないので、一般大学院(教育学研究科など)の長所・短所も合わせ考えた、新たな目的制「教育大学院」による教員養成を考えるべき。

→ 実習の質と量、教職専門と教科専門の扱い、教科教育法(学)の改善、「教育実践事例演習」(仮称)の強化など。

(理由)

・「教職大学院」は、学部教職課程での養成の質を一層向上させる契機とするため設置。

④ 教員養成大学・学部と私学などの開放制の一般大学との対立があるが、開放制を前提にその対立を解消できるとよい。

教科専門の単位は、学部4年間分の全単位を最低とする。教職専門は、学部では「憲法」など免許教科以外の、基礎的な必修科目と短期の実習に限定し、その他の大部分は、目的制の大学院修士課程で、長期(日数で)の臨床実習を含め1~2年間で可能な限り多く単位を取得し、教科専門も大学院に来たのだから最低4単位を必修とする。

⑤ 開放制の維持は、学部4年制での養成を容認するが、それは「多様な、幅広い人材の獲得」という趣旨に基づく。

→ 学部での「教職課程のオプション的イメージ」の軽さを解消するため、教職課程自体の再検討と履修前に希望者に試験を課すこと

→ 教科専門を主とする学部レベルの資格では不十分で、大学院修士レベルの教職専門＋教科専門を修めて、初めて十全な免許取得とする。学部卒での「採用」を考えるとすれば、「仮採用」的性格のものにする。

⑥ 養成の責任については、教育委員会と大学との間に対立があるが、大学でよいと考える。「大学院での養成」の方向を考えれば、妥当である。

⑦ 場合によっては、学校種別や移行措置なども考えて、小学校教員養成は教員養成大学・学部または短大で、中学校・高校教員養成は4年制一般大学・学部で行うが、それは基礎免許状までで、いずれも大学院修士課程で必ず一般免許状を取得することを要する、という方向も考えてよい。

⑧ 教員免許状を修士レベル化するならば、給与等の報酬も、現状の学部卒レベルのものから修士課程修了レベルのものに格上げすべきである。すでに、工学部出身の修士課程修了者などは、企業ではそのように扱われている。

← 正規の教員養成が4年+修士1, 2年で終わることになれば、それだけの時間と経費に対する見返りがなければ、「優れた人材」が教員を志望しないであろう。

おわりに

・「教職」を「専門職」と見るが必要な時代である。
職業の関係者の「量」よりも「質」こそが問われる。
「看護師」養成はその方向で着実に進められている。

「医師は人間の生物的生命を、
弁護士は人間の社会的生命を、
教師は人間の精神的生命を」扱う、みな専門職者。

中でも教師は、最も難しく、責任の重い職業であり、
「社会的尊敬」を必須とするがゆえに、それにふさわしい資質・能力・資格を要求しなければならない！

【研究報告】

大学改革と教員養成制度改革をめぐる論点

大阪音楽大学 藤本 敦 夫

はじめに

本報告は、阪神地区私立大学教職課程研究連絡協議会の「2012年度 第2回課題研究会」における「提題」を基にしているが、シンポジウムでの質疑内容や、その後の筆者の学習を踏まえて再構成・加筆してある。

2012年8月28日に中央教育審議会から二つの答申が出された。『教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について』と『新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて～生涯学び続け、主体的に考える力を育成する大学～』である（以下、本稿では煩雑さを避けるために前者を「教職答申」と、後者を「大学答申」と略）。

「教職答申」の教員養成制度改革の諸提案のうち、特に「修士レベル化」や「教職大学院」の効果に関して筆者は懐疑的であるか、あるいは大きな違和感を持っている。その懐疑や違和感が何に由来するのかという内省も踏まえつつ、答申への素朴な疑問から始め、また「大学答申」との異同や矛盾点にも注意しながら、教職課程のあり方についての点検課題を示し、今後の展開について考えてみたい。また、併せて答申では触れられていない、短期大学における中学校二種教員免許状課程についても問題提起したい。

なお、「教職答申」を一読して浮かんだ筆者の素朴な疑問を思いつくままに列挙すれば以下の通りである。

- ①1998年の教免法改正の成果と課題に関する検証は果たしてなされているのかどうか。1998年改正の適用学年は2000年入学生からであり、短期大学では2002年から、4年制学部では2004年に改正免許法による新課程の免許取得者を生み出すことになった。1998年改正では中学校教育実習の4単位化、教科に関する科目の単位数大幅減、「総合演習」の新設が主な変更点だった。また特例法による介護等体験の制度化も行われ、各大学で対応のために相当の労力を払った。新課程の教免取得者がまだ新人の段階で次の改革提案が出る必然的な理由はあるのかどうか。実際には、客観的な検証はほとんどなされなかったという。（本リポート所収の「第2回課題研究会 質疑応答の記録」（＝以下、単に「記録」と略）を参照されたい）。
- ②「教職答申」における大学による教員養成の現状認識はどの程度確かか。また、「質保証」の議論と矛盾しないかどうか。
- ③教員に必要な資質能力をどのように捉えているか。「生涯学び続ける」という一方で修士を必須とすることは矛盾しないかどうか。
- ④資質能力を鍛える方法としての教職大学院の扱いに無理はないか（答申 p.5 における甚だしい違和感は「II 改革の方向性」冒頭の要約部分と、その直後の「1. 教員養成の改革の方向性」が整合しているように見えないからである）。

- ⑤「教職答申」と「大学答申」は矛盾しないか。「大学答申」は学部段階での質保証を目指すものだが、「教職答申」は学部段階での質保証を諦めたところからスタートしているのではないか。
- ⑥答申と関係者の発言、マスコミ報道の矛盾をどう考えるか。「教職課程の高度化」＝「修士レベル化」という誤解を招いたのは何故か。

1. 中教審「教職答申」の現状認識と改革の方向性（教員養成を中心に）

以下、「教職答申」の記述に即しつつ疑問点・問題点を指摘してみる。

答申の「現状と課題」の冒頭部分（p.1）をさらに要約すると、①急激な社会変化→高度化・複雑化する諸課題→学校教育に求められる人材育成像の変化への対応、②新学習指導要領（2008年改訂）への対応、これらは前提となる社会と学校の状況である。続いて教員養成の問題が列挙されている。③「新たな学びを支える教員」の養成と「学び続ける教員像」の確立、④いじめ・暴力行為、不登校、特別支援教育、ICT等諸課題への対応、⑤教育委員会と大学の連携・協働により、教職生活全体を通じて学び続ける教員を継続的に支援するための一体的な改革の必要（＝「改革の方向性」）である。

「学び続ける教員像」については、近年の教師教育関係の研究成果や出版物の影響が伺えよう。1990年代以降、「こどもから学ぶ」や「こどもに学ぶ」教師像がブームとなった時期があったが、ある意味で、「学び続ける教員」というのは、より普遍的な表現となっていると言えよう。これについては筆者としても異論はない。実際に、「教師というのは、一生学び続けることができるし、学ばないとやっていけない仕事だからやりがいがある」という事は多くの大学教員が学生に対して語る言葉でもある。

その上で、本文 pp.2-3 の「社会全体の高学歴化が進行する中で教員の社会的地位の一層の向上」という記述より、答申が「社会的地位の向上」＝「教員の高学歴化」という考え方であることが分かる（「第2回課題研究会 質疑応答の記録」も参照）。だが、教員が修士課程を修了しているという事が、社会的地位、というよりは社会的評価の向上につながるかということ、それには大いに疑問がある。

一方で、「専門的知識・技能を向上させるとともに…（中略）…地域の力を活用しながら、チームとして組織的かつ効果的な対応を行う必要」、「様々な校内・校外の自主的な活動を一層活性化し、教職員がチームとして力を発揮していけるような環境の整備、教育委員会による支援」といったことが必要であると述べている。これらは各種のデータが示すように、最近の新任教員の多くが「同僚との人間関係」に悩んでいるという事で、確かに深刻な問題ではある。しかし、それは果たして教職課程固有の問題なのか、実は日本の教育全体のあり方に基底的要因があるのではないか。そうであるならば、教職課程単独の改革で容易に改善できるものではない。むしろ、現場の環境の改善こそが焦眉の課題になるはずである。

実際、答申において「不十分」とされている事項をピックアップすると、大学における教員養成について、教職大学院に関する記述の中で、そのいわば「限界」に言及している以外は、直接的に「不十分」とする記述は見られず、大学教育においてどこが不十分なのかは読み取れない。

すなわち、答申は大学の不十分さについては極めて漠然としか語っていないと筆者は考える。ちなみに、「不十分」ないし「十分でない」という記述を抜き出してみると以下のようになり、その多くは実は大学の教職課程に関してではなく教員を「支援する」体制に関わる事柄である。（以下、見出しは筆者が便宜的に付したものである）。

【初任者の資質・能力】について

「初任者が実践的指導力やコミュニケーション力、チームで対応する力など教員としての基礎的な力を十分に身に付けていないことなどが指摘されている。」（p.3）

【研修】

「大学での養成と教育委員会による研修は分断されており、教員が大学卒業後も学びを継続する体制が不十分である。」（p.3）

「自らの実践を理論に基づき振り返ることは資質能力の向上に有効であるが、現職研修において大学と連携したこのような取組は十分でない。」（p.3）

【採用選考】

「教員採用選考において、養成段階における学習成果の活用など、大学との連携が不十分である。」（p.3）

【開放制】

「……しかし、これは、安易に教員養成の場を拡充したり、希望すれば誰もが教員免許状を容易に取得できるといった開放制に対する誤った認識を是認するものではない。」（p.5）

【学校における教員の成長】

「これまで教員の力を育ててきた学校の機能が、教員の大量退職や学校の小規模化、学校現場の多忙化などにより弱まっているとの指摘もあり、上記の職務を的確に実践できる力の育成を学校現場だけに依存することが困難になってきている。」（p.7）

【学部レベルの限界】

「こうした学びを学部レベルで行えないかとの考えもあるが、学部においては、教養教育と専門分野の基礎・基本を重視した教育が展開されている。教科の専門的知識の不足や、学校現場での体験機会の充実、ICTの活用など新たな分野への対応が指摘される中で、こうした応用的な学びは、量的な面から考えても、また学びの質的な深まりから考えても学部レベルのみで行うことは困難であり…」（p.7）

中教審の議事録等を調べれば、現在の大学における教員養成の問題点についての指摘はなされているし、答申の「Ⅲ 当面の課題」において間接的に現状の問題点が示されているが、少なくとも、現状認識の部分において不十分な点を明示してはいない。

2. 「修士レベル化」提案の問題点

以上のように、答申の理念的な部分と、現状認識の部分、具体的な方策の部分が分裂して見える。そして、そのことがこの答申の全体像よりも部分に注目を集める結果を招いたのではないかと推察する。その最たるものが「修士レベル化」の議論である。

「Ⅱ 改革の方向性」の冒頭の要約部分 (p.5) においては、大学と教育委員会の役割断絶を脱却する必要を示した上で次のように述べる。

「教員としての専門性の基盤となる資質能力を確実に身に付けさせるため、教育委員会と大学との連携・協働により、教員養成の高度化・実質化を推進する」 (p.5)。

「学び続ける教員を支援するため、大学の知を活用した現職研修の充実を図るとともに、生涯にわたり教員の資質能力向上を可視化する仕組みを構築する」 (p.5)。

「修士レベルでの学びを教職生活全体の中に組み込んでいくことが、時代の変化に対応した教員の資質能力向上において望ましい」 (p.6)

以上の記述からは、「教員養成の高度化・実質化」＝「修士レベル化」と単純には読み取れない。にもかかわらず、高度化＝修士レベル化と誤解させる記述になっているのは、続く記述において、いわゆる「ストレート・マスター」の話と「現職教員学生」の話が混在・相前後して表れることによる。また、pp.5-6において、特に教職大学院の評価に関わる部分で伝聞調の記述が増えることも、答申の依って立つ客観的事実が不明確である印象を与えることも指摘しておきたい。

「上記のような現状と課題がある中で、教職大学院は教育委員会・学校と大学との連携・協働の中で、今後の教員養成のモデルとなるべき実践例を示しつつある」 (p.5)

「学部から直接大学院に進む学生(以下「学部新卒学生」という)の場合、学部4年間で基礎的な素養を学んだ者が、大学院において学校現場での実習を組み込みつつ、理論と実践の往還の中更に2年間の学びを行うことで、学校経営の視点を持ちつつ、自分の実践に自信を持つことができ、修了後不安なく学校現場に入っていたという声が多い」 (p.5)

そしてこれに続く形で「2 教員免許制度の改革の方向性」 (pp.8-11) が示されていることから、4年制の学部で取得できる免許が、あたかも「ランクダウン」させられたかの印象を与えるのである。

以上のように、「Ⅰ 現状と課題」と「Ⅲ 当面の改善方策」はそれなりに、論理が通っているようにつながって読めるのだが、ⅠとⅡの上記部分の繋がりが腑に落ちない。筆者の理解では、「教員養成の高度化・実質化」が本筋なのであって、まず学部レベルでこれを追求すべきでないかと考える。

なお、教育委員会もこの答申には戸惑いを禁じえないであろう。教員の研修に携わるある教育委員会関係者からは、「そんな長期の実習に来られても…」、「教員は採用されてから現場で一緒に働きながら育てるものだと思っている」、「教職大学院出身者を優先的に採用しろと言われても、現実的ではない」等の見解を得たことを付記しておく。

3. 学士課程教育の質的転換との関わりー「大学答申」

2012年8月28日に公にされたもう一本の中教審答申『新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて～生涯学び続け、主体的に考える力を育成する大学～』では、現状を「予測困難な時代」と規定し、学士課程教育の質的転換を提案するものであった（ちなみに、「教職答申」では現状を「先行き不透明な時代」としている）。

そこにおいて求められる「学士力」について、平成20年12月の中教審答申『学士課程教育の構築に向けて』（＝「学士課程答申」）から引用しつつ、以下のように述べている。（p.5）

「第二は、予測困難なこれからの時代をより良く生きるための人間像と、これからの我が国の社会像、及びそれらを実現し、維持し、向上させるために求められる能力を、初等中等教育から高等教育までの連携と役割分担によって育成するという視点である。国民一人一人の主体性と協調性が要請される成熟社会たるべき我が国の社会においては、単なる知識再生型に偏った学力、自立した主体的思考力を伴わない協調性、他者の痛みを感知しない人間性は通用性に乏しい。

学士課程答申は『各専攻分野を通じて培う学士力』を『参考指針』として提示した。

今、重要なのは、

- ・知識や技能を活用して複雑な事柄を問題として理解し、答えのない問題に解を見出していくための批判的、合理的な思考力をはじめとする認知的能力
 - ・人間としての自らの責務を果たし、他者に配慮しながらチームワークやリーダーシップを発揮して社会的責任を担う、倫理的、社会的能力
 - ・総合的かつ持続的な学修経験に基づく創造力と構想力
 - ・想定外の困難に際して的確な判断をするための基盤となる教養、知識、経験を育むことである。
- これらは予測困難な時代において高等教育段階で培うことが求められる『学士力』の重要な要素であり、その育成は先進国や成熟社会の共通の課題となっている。」

「学び続ける教員像」との異同はおそらく些細なものであろう。むしろ、「生涯学び続け、主体的に考える力」の方が教員限定でない分、大学関係者としては、むしろ好ましく見える。それはともかく、重要なのは「各専攻分野を通じて培う」にもかかわらず、普遍的・汎用性の高い資質・能力となっている点である。こちらの答申では、これを学士教育として行う事を要請している点に注意しなければならない。これが学士レベルで実現できるとするならば、少なくとも大学の教職課程の基礎的部分の高度化・実質化につながるのではないか。

4. 日本における改革論議の特質と問題点

教師固有というよりは、まず基礎となる「人間力」や「汎用的能力（＝ジェネリック・スキル）」の育成が基本にならなければならないことは言うまでもない。筆者も大学教員として、学生のこの部分の弱さについては危惧しているところでもある。

しかし、「教職答申」は見方を変えれば「学士力」の低下をある意味追認した上で、教員養成の無駄な長期化を推進しようとしているのではないか。いささか皮肉を込めて言えば、そもそも「学力低下」は何によってもたらされたのか、その総括もなされないまま教職課程だけを取り出して論

じることにも一因がありそうである。

教育社会学の久富義之は、今日の制度改革論議が1970年代以降の「教育荒廃」状況の連続による学校・教師への「不信・不満」が国民の間に蓄積されてきたことが底流にあること、「そこでは内容・方法が何であれ『改革』と称することで『現状のひどさ』に応えると思わせる効果」という言わば「雰囲気」に押されたものであることを指摘している。その上で、「そのように『イメージ化』した資質・能力というのはだれにも「その通りだ」と思わせながら、『教師の資質・能力とは何か』については意外に薄っぺらな認識・議論に流れてしまうものである」と述べる。(久富義之編著『教師の専門性とアイデンティティー教育改革時代の国際比較調査と国際シンポジウムからー』勁草書房、2008年、pp. 3-6)。

そして、この事はまさに「教職答申」について当てはまるのではなかろうか。教職課程の高度化が必要であるという論拠について、審議会委員に質問したところ、具体的な検証作業はやっていないとした上で、「社会全体の傾向」や「世論」であるという答えをいただいた(「第2回課題研究会 質疑応答の記録」を参照の事)。だが、そのような実体の怪しい「雰囲気」のようなものを論拠としていることが、答申の肝心な部分＝高度化の内容の曖昧さと無関係ではあるまい。

結局のところ、「教職答申」は果たして教師の力量とは何なのかについて正面からは明らかにしていない、あるいは極めて限定的な側面にしか言及していない。一方において、「教育的愛情」、「熱意」、「使命感」という「人間性(実は＝徳性)」を重視しつつ、方や実践指向に偏った大学院教育を行うことで、果たして教員としての専門的力量的の向上と社会的評価の向上につながるかどうか、疑問が残るところである。

「教師の社会的評価が低い」のが事実だとして、それが社会の高学歴化の下では学部卒では評価が得られなくなっているというのが「修士レベル化」の根拠だとすれば、筆者は違うのではないかと考えている。教師の社会的評価が低いのは、「彼または彼女が教師であることそのものに発している」可能性が高いという仮説が成り立ちうることは、先に引用した久富らをはじめ、多くの研究が示しているところのものである。その場合、歴史的蓄積や多くの否定的現実によってある種の文化風土に近いものが形成されているはずである。

そして、高学歴の親たちから見て、教職大学院や修士論文を求められない大学院がどのように見られるかは想像に難くない。今更 R.ドーアの指摘を持ち出すまでもなく、むしろ学歴インフレの実態が大卒の価値そのものを低下させていることくらい、現在の親世代は身を持って知っているはずであり、教員の社会的評価を高めるところか、かえって引き下げる危険もないわけではない。

今回に限らず、中央教育審議会の諸答申を読んでいつも思うのは、教員に「知識人・教養人である事」を求めないのは何故か?ということである。上述のような歴史的事実と文化風土に根差したものであるならば、その点を改めない限り、つまり、教育上の熱意とスキルばかりでなくもっと幅広い知識と教養を備えていることを示さない限り、教員の社会的評価の向上にはつながらないのではないか。学歴云々よりも生徒や保護者から知的で教養ある人物と見なされる振る舞いのできる教員を育てるべきであろう。

5. まとめにかえて

以上、「教職答申」を中心に批判的な視点から述べてきたが、大学における教職課程担当教員として現状のままで良いとは考えていない。教員養成に携わる者が、具体的な学生像・人物像・教員像について、より掘り下げた考察を進めつつ自己点検・自己評価やFD活動をはじめとした改善方策を練りあげて行くことは大学側の責務であることは言うまでもない。「大学で学んだことが現場では役に立たない」などということ卒業者に言わせるのは、大学教員の力量不足だと筆者は考えている。

教員の問題を考える時に、否定的な現象のみから出発するのではなく、積極的な事例についても目を向けて行かなければ、古い例えだが「たらいのお湯とともに赤子まで流してしまう」如き倒錯した議論に陥ると思う。

この点を意識しつつ、以下2点。筆者が希望の持てると考える事例を紹介して本稿を締めくくりたい。

第一に、近年筆者が注目している神戸市教育委員会の求める教員像ないし学生像である。神戸市における教育委員会改革の一環として、2009年度以降の「教員の資質向上連絡協議会」においては毎年度教育委員会側から積極的な情報提供が行われるようになった。その初年度に示された「教員を目指す学生へのメッセージ」を紹介する（囲み内は当日のパワーポイント資料から筆者が作成）。

- | | |
|---------------------------------|--|
| ・青春しよう！ | 熱中できるもの→自分の強みに
スポーツ→体力・根性・仲間→耐える力、困難を乗り越える力 |
| ・社会勉強を
(学校の外の世界) | アルバイト、ボランティア、旅行…
多くの人との出会い、海外→コミュニケーション力 |
| ・幅広い教養を | 音楽、美術、文化遺産、演劇…
豊かな自然、読書 → 豊かな感性 |
| (これらの文全体の右側に「人間的な魅力を磨く」という吹き出し) | |

ひとしきりの説明の後、「こういう体験をしてきた学生を教育実習に送ってください、というのが大学へのお願いです」と付け加えられた。

神戸市も含めて、それまで筆者が見聞きした「教育委員会が求める人物像」と言えば、実は教育の事しか書いていない場合が多く、しかもややもすれば「教師一筋」というような狭い人間像が当たり前ようになっていたと思う。神戸市のこのメッセージは教育の狭い世界の中での内向きの視点ではなく、外向きの視点、さらには全体を見る視点や能力を求めていることの表れではないか。

こうして見ると、18歳からの6年間を教員になるために目的づけられ、教員になるという目的のために特化した学修に大半の時間を費やすような囲い込みで良いのだろうか。学生時代の過ごし方を大学がどのように提供するかが課題となるだろう。

第二に、短期大学部における中学校二種教員免許状の行方に関わって、筆者の本務校である大阪音楽大学短期大学部の事例を紹介する。「教職答申」は中学校二種教員免許状については全く触れていないが、短大に進学する時点で教員への道が閉ざされてしまうような改革にならないことを願

うものである。

大阪音楽大学には、4年制の音楽学部と2年制の短期大学部が併設されており、その両方に中学校と高校の音楽の教職課程がある。大学院は音楽学部の上であり、ここでは専修免許状が取得できる。教員免許状取得者の数は、学部の方で、毎年160人前後、短大で30人～40人である。教員採用試験に現役で合格する学生は年に数名である。音楽大学の特性で、教育実習が終わった後は、卒業試験＝総まとめの演奏に取り組まなければならないので、在学中の採用試験の準備はどうしても後手に回りがちである。

しかし、既卒者については、数年間講師をしながら受験準備を進めて正式採用に至る者が、データを公表しない大阪府を除く近畿圏だけで毎年30数名に上る。ある意味で、大学院に行かなくても、実質的に講師として勤務する期間が力量形成の期間になっているのである。

また、新卒者については、2010年度の数字だが、3月25日の卒業時点で正式採用は少ないものの、常勤・非常勤を合わせて学部と大学院で教員免許状取得者150名中40人が4月からすぐに教壇に立つ事が決まっていた。短大生も、毎年一定数が講師等になっている。短大卒業後、4年制に編入するとか、あるいは通信教育等で幼稚園や小学校との2つ以上の教員免許状の取得を目指す者もいる。そのような形で、本学は、近畿圏ではかなりの数の教員を送り出している。短大の二種免許状がその後の教員免許状取得のファーストステップになっている例が多いことや、また卒業後社会人経験を経て科目等履修等で教員免許状取得を目指し教員になっている者も多いことを軽視できない。

才能のある者は、教員になって2～3年もすると若手で関西の吹奏楽のトップクラスの指導者になっていたりする。そういう卒業生の活躍を見ていると、大学院に行かせて足止めすることは、むしろもったいなく、早く現場に出した方が良いとさえ思う。最近では、短大を出てすぐ講師になり、1年後には正式採用された卒業生もいる。4年制に行ってまだ学生である同期入学者より一足早く21歳で正規教員になっているということが現実に起こっている。音楽科教員の募集数の少なさを考えると驚くべきことだが、そういう実態を見るにつけ、教師になるには、多様なルートがあるべきであると考えられる。

Ⅲ. 提題 2

教員養成の修士レベル化がなされたときに私立大学は？ —シミュレーションで考える—

近畿大学 杉 浦 健

私は端的に、言い方によると、エゴイスティックに考えてみたいと思います。もし修士レベル化をされたとしたら、近畿大学では、もしくは私は、どのように授業をするのか、このように考えてみました。

今回の中教審の答申において、もっとも問題になるのが「量的な整備」です。以下の□で囲ってあるのが、答申からの引用部分です。

○ 修士レベルの養成体制の整備は、教職大学院、教員養成系の修士課程、教員養成系以外の国公私立大学の一般の修士課程を対象に今後検討する必要がある。その際、教職大学院、国立教員養成系の修士課程の設置数や入学定員が毎年の教員採用数に比べ、圧倒的に少なく、量的な整備をどのように進めるのか留意する必要がある。

このような量的な整備が可能なシミュレーションを考えてみたとき、私立大学が負う役割はどうなるのか — 近畿大学で、私はどのような授業をすればよいのか — シミュレーションしてみたいと思ったわけです。これは「こうすべきだ」という提案ではなく、こうしないと量的に教員を供給できないのではないかと、というシミュレーションです。

まず、今回の中教審の答申を読み解きますと、ほとんどの私立大学の教職課程は、「基礎免許状」を取得できる課程となるでしょう。実際、答申の 10 ページ辺りを見ていきますと、

②「基礎免許状(仮称)」

- 教職への使命感と教育的愛情を持ち、教科に関する専門的な知識・技能、教職に関する基礎的な知識・技能を保証する「基礎免許状(仮称)」を創設する。
- 「基礎免許状(仮称)」は、学士課程修了レベルとし、早期に「一般免許状(仮称)」を取得することが期待される。

中教審答申 P.10 より

これを見るかぎり、教育実習もあり、教職実践演習もあり、おそらく現在の教員免許状＝基礎免許状と考えられそうです。

現在、近畿大学では 1 年間で 400 人程度が教員免許状を取得しています。ちなみに今年の一年生は、800 人くらいが教職課程をとっています。それがまあ、途中で刀折れ矢尽き、止めていきます

ので、最終的に教育実習へ行くのが 450 人ぐらいになるのではないかと、そうみております。教職課程の学生は、かなりの単位を卒業単位にプラスして取らないといけませんから、遊ぶ暇もないくらいです。そして毎年、だいたい 100 人程度が、常勤講師、非常勤講師も含めてですが、教員として教壇にたっていると思います。去年は、現役で約 80 名が合格して、卒業生も含めた追跡調査では、250 人ぐらいが教員になっていたようです。これはちょっと自慢ですが、今年はちょっと少なくなつて、ショックです。

そこで、もし教員養成が修士レベル化されたとき、現在採用されている 100 人が近畿大学で基礎免許状を取得したとして、次に一般免許状をどのように取得し、どのように教員になっていくと考えられるのでしょうか？前節の藤本先生の研究報告をご覧ください。答申の 9 ページ辺りです。

○ 「一般免許状(仮称)」は、学部 4 年に加え、1 年から 2 年程度の修士レベルの課程(教職大学院、修士課程、又はこれらの内容に類する学修プログラム)での学修を標準とする。

○ これらの内容に類する学修プログラムは、①教育委員会と大学との連携・協働により運営するプログラム、②教職特別課程(教職に関する科目の単位を修得させるために大学が設置する修業年限を 1 年とする課程)の活用、③履修証明プログラムの活用等が考えられる。

○ したがって、修士レベル化を進めるに当たっては、教職大学院、修士課程、これらの内容に類する学修プログラムを含む複数の方策を組み合わせることを考えられる。

○ カリキュラムは、学士課程における内容に加え、授業研究やケーススタディを中心とする実践力及び自己学習力育成プログラムを中心に展開し、具体的には、・教職大学院における「学校における実習」を参考に、学校現場での実習をしながら、一定期間ごとに実習での取組を振り返る「理論と実践の往還を重視した探究的実践演習」により、新たな学びを展開できる実践的指導力、チームで課題に対応する力、地域と連携できるコミュニケーション力、教科指導、生徒指導、学級経営等を的確に実践できる力を身に付ける。

中教審答申 P.9 より

そこで、どうしたらいいかということで、案を 3 つ妄想してみました。

案① 近畿大学で、定員 100 名の教職大学院を作る。修士課程終了後、教員採用試験を受け教員になる。

これは、実質 6 年制となることを前提とした妄想です。そうしますと、ちょうど薬学部のように、一時薬学部の受験倍率がガクンと下がったのですが、学生の金銭的負担も大きいし、もしかすると教職課程に行こうとする学生も少なくなるかもしれません。もちろん、大学としましては、財政的な問題から、教職大学院を新設することは難しいでしょう。

たとえ、もし理事会の大判ふるまいで新設できたとしても、「授業研究やケーススタディを中心とする実践力及び自己学習力育成プログラムを中心に展開」するようなカリキュラムを 100 人単位で行うことは、もちろん 2 学年だったら 200 人になりますが、非常に難しいでしょう。皆さんは、

現在「教職実践演習」をゼミ形式で行うことに苦勞されているところだと思います。本学も 400 人に対して、20 名の授業をすれば、20 コマ必要となります。それも教科の教員も協働してやるということになりますと、当然ある一定の時間に教員を割り当てなければなりません。そうしますと、他の授業もありますし、ちなみに私は今 8 コマ持っていますが、どうするのだろうと悩んでいます。悩んでも、するしかないわけですが、これがまた大学院での 100 人単位の授業をどうするのだろうということになります。100 人を、今度は長期の「教育実習」に送り出すことになります。どうするのでしょうか？実習校側の負担も大きくなります。基礎免許状のための教育実習も残ると考えられるので、実習校側も嫌がるでしょう。もちろん、こういう妄想を働かせると、この案は無理ではないかということになるわけです

案② 近畿大学で、基礎免許状を取得した後、他の教職大学院（一般免許状取得が可能な他の一般大学院）にて一般免許状を取得。その後、教員採用試験を受けて教員になる。

案①が無理なら、これも、たぶん現実的ではないだろうと思います。既存の教職大学院には 100 人もの学生を収容する定員がありません。多くの私立大学では教職大学院を作る余裕はないでしょうから、近畿大学だけでなく、大阪の私立大学の卒業生があふれてしまうこととなります。

そこで、これしかないのではないかというのが次の案です。こうすべきだということではありません。今回、報告された安彦先生の私案も参考にしました。

案③ 基礎免許状取得後、教員採用試験を受けて基礎免許状の状態で採用（常勤講師、非常勤講師を含む）。その後の様々な研修プログラムを受けて、一般免許状に格上げする。研修プログラムには大学での単位も含まれる。

①教育委員会と大学との連携・協働により運営するプログラム、②教職特別課程(教職に関する科目の単位を修得させるために大学が設置する修業年限を1年とする課程)の活用、③履修証明プログラムの活用等が考えられる。

これは、基本的には、基礎免許状取得後に教員採用試験を受けて教員として採用していいのではないかという案です。そうでないと、たぶん、長期の教育実習も無理ですし、学生にとっても大学院まで行くのは経済的な負担もかかりますし、私は個人的には、この案しかないのではないかと考えています。もちろん、他の案もあるかもしれませんが。

上の答申を参考にしますと、基礎免許状を取った後、さまざまな研修を受けて、一般免許状に格上げするのですが、研修プログラムには、大学での単位も含まれると思います。

これを具体的に考えてみますと、ある学生が、大学時に教員採用試験に不合格でしたが、「嘱託講師」として週 3 日授業をし、クラブ指導、担任補助にも入って、翌年の教員採用試験で合格したという例があります。常勤講師として働くと、教員採用試験の勉強ができなくなりますから、こういう職を探して、現場の経験も積んで合格させようという流れで、こういう指導をしています。

彼が、たとえば週に 1 回、大学で指導を受け、指導というより、現場では話せない悩みを打ち明

けにきたり、また集中講義や、教育委員会の研修プログラムなどを受けていたりしたら、教員としての資質能力を向上させることが可能ではないでしょうか？こういう例は、一般免許状取得のためのモデルの一つになるのではないのでしょうか？

しかし、例えば、このモデルで、近畿大学で一般免許状を取得させるとしたら、私はどういう授業をしたらよいのでしょうか？現在の8コマでも、負担ですので、担当するコマ数を大幅に増やさないとを前提に考えてみますと次のようになります。

「理論と実践の往還を重視した探究的実践演習」を開講。大学教員1人あたり10人の現職教員の学生を担当すると考えると、大学教員10人×現職教員学生10人=100人が受講できます。現場経験を省察できるように、例えば、週1回2コマのゼミ形式の授業とすると、大きく、生徒指導系の実践実習、授業のための実践実習が考えられ、スーパーバイズ的な授業とします。

教職課程を持つ大学は、教職大学院は作れなくても、一般免許状取得のための講座を開設する義務を負うようにする（更新講習の普通の授業版のようなもの）。基礎免許状取得者は、科目等履修のようなかたちで単位を取っていく。更新講習のような集中プログラムによる単位も、これまでの教育委員会の（初任者）研修も単位化する。

この案は、複数のプログラムによって取得した単位を証明するかたちで「理論と実践の往還を重視した探究的実践演習」を開講している大学で「修士課程」を出すというものです。

基礎免許状の者は授業を受け持たないというかたちは、個人的には不可能であると思っています。授業時間を半分にして、副担任を受け持つくらいで、給料も半分にし、奨学金に近いかたちでの給与にする。あるいは、教員採用試験合格者はもう少し給与を高くするなどする。この点はまだ考え直す余地がありますが、学生の財政的負担の軽いOJTと考えていくというものです。

教員採用試験は、基礎免許状取得の段階から随時、受験可能にし、合格者は一般免許状取得後、正規採用とする。常勤講師、非常勤講師についても、基礎免許状でも採用は可能だが、やはり限られた授業時間での勤務とする。一般免許状を取得している者については、フルタイムでの常勤講師を認める。

一応、こんな風に妄想をしてみました。

問題

★近畿大学は比較的教職課程の教員数が多いにもかかわらず、100人の一般免許状取得が精一杯ではないかということ。上記の案で2年間「理論と実践の往還を重視した探究的実践演習」をすれば、週に4コマの演習を担当する必要がある。現在、私自身は週8コマの授業を受け持っている。これに大学院の授業をプラスすると、週に12コマ！？すると教員を増員する必要がある。今、各大学にその余裕はあるか？

→ 基礎免許状の習得単位数を現在の免許状よりも少なくし、その分、修士レベルの授業に割り当てる？

★基礎免許状のみの教員はフルタイムでの勤務が実質できない。嘱託講師なみとする。その分、学校の教員数を手厚くする必要がある

→ 教育予算の増額が必要となる。

★基礎免許状のみの教員は給与が安くなる。学生にそっぽを向けられないか？実家から通勤する以外だと生活できない！？

近畿大学教職課程以外では…

教職大学院には、ストレートマスターに加え、基礎免許状を持たない者に2年間で基礎免許状＋一般免許状の両方を取得できる課程を作る。

基礎免許状を1年間で取得できる課程も作る（現在の慶応大学の例など）。

一般大学院を出た者、博士課程を修了した者で教員免許状（基礎免許状、一般免許状）を持っていない場合、採用後、最低限の「探求的実践演習」などを取得して、特別一般免許状とする（最低限、生徒指導と授業指導のスーパーバイズは必要と思われる）。これは、教育委員会による研修及び大学での単位取得とする。

まとめ

発表者なりに教員養成の修士レベル化が行われたと考えたときの、量的な整備の問題を克服すべく、シミュレーション（妄想！？）をしてみた。教員養成の修士レベル化を大学で担うためには、大学が（具体的には大学教員；特に私立大学の教員が）それを行うのに可能な仕組みである必要がある。もちろん、そのほかにも学生が逃げ出さず、教職課程を履修し、教員をめざせる仕組み、幼小中高の学校教育が崩壊しないような仕組みを考える必要がある。

蛇足

卒業生の一人で、現役で教員採用試験に合格し、1年目に中学3年生の担任となった。クラブも主顧問で担当している。もちろん初任者研修もある。きっとこの学生はこの1年を乗り越えたなら、教員としての資質能力を大きく向上させることだろう。しかし、いくら大学の教職課程が最小限必要な資質能力（採用当初から学級や教科を担当しつつ、教科指導、生徒指導等の職務を著しい支障が生じることなく実践できる資質能力）を身に付ける課程だと言っても、こんな状態はいかかなものか？より適切な仕組みがこれからの教員養成の修士レベル化には求められると考える。

これは、言ってみれば、ちょっと泳げるようになった人を海に投げ入れて、そこで溺れない人だけを教員にするようなものです。こういう仕組みは、どうなのかな、と思います。

蛇足の蛇足になりますが、大学院を出たある学生が、採用後、大学院をでたという理由で、中学3年生の教科担任をし、クラブの顧問をしていたのですが、彼は、8月で教員を辞めました。以上です。

質疑応答の記録

テーマ：教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について

日時：2012年10月24日(水) 14:10～17:10

場所：大阪産業大学 中央キャンパス 本館3階0302教室

話題提供：

I 基調講演：安彦 忠彦氏

(神奈川大学特別招聘教授、中教審「教員の資質能力向上特別部会」副部長)

II 提題1：杉浦 健氏(近畿大学)

提題2：藤本 敦夫氏(大阪音楽大学)

III シンポジウム

司会：谷田 信一氏(大阪産業大学)・疋田 祥人氏(大阪工業大学)

記録：大前 哲彦氏(大阪音楽大学)

III. シンポジウム

中教審<教員の資質能力の向上方策>答申とその後【討論・質疑応答】

谷田氏：では、シンポジウムを始めたいと思います。時間は60分を予定しております。前半は、三人の先生方の中で議論を展開していただきます。前半の司会は谷田が行います。後半はフロアの方から発言、意見をいただきまして、質疑応答というような形で進めていきたいと思います。後半の司会は疋田先生にお願いします。それでは前半を三人のシンポジストの方々による討論として始めさせていただきます。

本日は、まず安彦先生の中教審の今回の答申及び協力者会議における情報なども含めて、ご自分のお考えなど付け加えてご報告をいただき、そしてその後、藤本先生と杉浦先生からお話がありました。その中で、藤本先生からは、98年以降の教職課程に関する改革、例えば、大学の総合演習の導入と廃止、中学校教育実習の4単位化、介護等体験、等々あったわけですが、免許法改正に際しては、そのつど検証がなされているのか？というお話がありました。改革の度に過去の効果など、検証を踏まえて改革がなされているのかということだったと思いますが、まずこの点を、安彦先生の方からお答えいただきたいと思います。

安彦氏：検証については議論しましたが、明確なデータは出たとは言えません。言えませんが、いつごろであったか、教員養成に関する懇談会というのがあった時期がありまして、これが教員養成関係者を中心にして、その大きな方向として、学部教職課程を充実させる方向に向かって改革を進める方針でありまして、最近の例で言えば、教職実践演習の導入も、その方向性を保ち、教職課程そのものを強化充実する方向に、言ってみれば、突き詰めるという前提によっているわけです。ですから、ここまで成果が上がっているからどうこうというよりも、今のところ、これま

でに取ってきた方向性とか、施策というのは大きく破綻してはいないということです。ただ一般社会的には、この間いろんな声がありましたから、いじめ、その他、我が学校は何をしているというような、教師に対する不信を取り除く為には何か手を打たなければならないという、どちらかという、今の社会的な見方と言いますか、風潮に対して、何らかの手を打たなければならないということがあるわけです。まずは、学部の教職課程自体を強化、充実するという方向でやってきましたけれども、ご存じのように、教職大学院を立ち上げた時点で、専門大学院による教員養成ということを考えまして、これは先ほど申し上げたように、これを立ち上げた時点では、学部教職課程の質を向上させるための契機にしたいというそういうニュアンスで作ってもらっているわけです。ですから、学部教職課程の充実という方向性を変えないで、今までやってきたということです。そういう意味で、教職大学院が立ち上がった段階で、二重の効果を生んでいるわけです。しかし実際に、それが教職課程の学部の方の充実強化に繋がっているかといわれると、私は疑問に思っています。しかし、むしろ大学院で教員養成をするという意味というか意義の方が、どちらかという今は行政サイドでは評価は高くみられているということだと思います。ある意味で数字とか検証のデータが出たということ、私どもの議論のベースになったような数字というようなものは、私の知る限り思い出せません。全体の流れ、施策の流れがここまできているということだと思います。

谷田氏：ありがとうございます。それから、また藤本先生の方の提題の方からですが、教育委員会と大学の連携、協働など、そういうFD的なことを学部でもやろうとしているのですが、今回の答申では、いきなり修士レベル化というようなことへ飛躍があって、学部卒の免許状がランクダウンさせられているような印象を受けるというお話がありました。この点についてはいかがでしょうか。

安彦氏：この点はやはり、政治的な背景が変わったからだと申し上げたいと思います。民主党政府になったために、6年制で教員養成をやれという、そういう政府が出来たからといえますか、そういう方向で検討しろという施策で特別部会を立ち上げました。ですから先程、1と2は上手く繋がらなくて、1から3へ飛ぶと繋がるとおっしゃいましたが、それはまさに当然だと思います。今、文科省が動いているのも、まずは1から3へと繋がる方向です。2の方は、先ほど申し上げたように、免許法の改正を必要としますから、とても今そんな状況ではありません。当初、ねじれ国会になるとは思ってなかったものですから、鈴木さんは、平成25年はこういう事が実現できるだろうと言っていましたが、ねじれてしまいましたから、もういつになるのか、免許法の改正ができなければ具体化しないことになります。

私どもの委員の間でも、繰り返し、大学院修士レベルで教員養成しなければならないなら、学部レベルと修士レベルとがどういうふう違うのかを、はっきりさせろという声がありました。それでこれをどういう風にはっきりさせるか、どう事務方が動いたかという、やはり教職大学院が全面にでている印象でした。報道もそうでした。これに対しては委員の間でも、特に私などは早稲田にいましたので、私学の代表としても、あまり教職大学院が一面的に協調されることは問題でしたから、繰り返し一面化しないようにという主張をして、やっと答申の項目立て中に修

士レベル化するのに、複数の対策がありうるということを書いてもらえるようにしたわけです。教職大学院を核にしてやりたいというのは、行政サイドとしては、施策をやってきた以上は、それを強調するのは当然と思います。それはそれで認めますけど、それ以外の方策を使わないことには、先ほど杉浦先生のお話があったとおり、到底量的に、今の教員採用数を今の形で教職大学院が満たすことは出来ませんので、私学のいろんな方策で修士レベル化、あるいはそれに当たるレベルのプログラムを用意しなければいけないし、私学の間で教育委員会との連携でそういうものを作っていくことを考えなければいけません。そういう意味では、教職大学院だけに特化しないようにということをやったのですが、やはり新聞報道と文科省サイドの力の入れ具合が違うわけです。自分たちがやってきたものを進めたいという行政サイドの姿勢として当然ですから、それは認めたくなくて、出来るだけそれに偏らないようにいうことを言ってきました。ですから、杉浦先生のお話のように、もっと私学なり、総合大学なり、可能性のある大学が、こういう形でも可能だというものいろいろな形で出していった方がいいですね。そうしないと行政サイドで、勝手にこういうやり方しか認めないという方向に行きかねません。その辺は受け身になっているとまずいと思われまます。

谷田氏：その点について、藤本先生、何か追加でありますか？杉浦先生、学部レベルと修士レベルの教育の質の区別とか、内容の区別について、いかがですか？

杉浦氏：これはさっき立ち話で話していた部分でもあるのですが、実は、内の妻が高校関係者でして、新任の先生たちが入ってくるのを見て、今の学校だったら、学部学生が現役で入ってきて教員をすぐ出来るほど、現場は甘くないという言い方をしています。そういう意味では、修士レベル化賛成の立場に、妻はいます。ただ、先ほど立ち話で話していたのは、そうやって課程が長くなればなるほど、優秀な人材は一般企業に逃げるのではないかと、優秀な子はどんどん現場につれて行った方が良いのではないかとということです。さっきは極論していましたが、私から言わせると、大学1年か2年で教員採用試験を受けて合格した子は、教諭免許が取れたら、4年生からすぐ採用したほうが良いのだ、ユニクロみたいにとということです。ユニクロは、いま大学1年生から採用していますので。何が言いたいかというと、確かに4年では学びきれないことはあるけれども、いかに優秀な学生が教員になってくれる道筋を残したまま、たくさん学べるような仕組みにするか、それが必要でないかなと思います。

藤本氏：先ほど随分端折ってしまった部分なのですが、教育委員会の方が言っておられた話があります。教師として旬な時期はいつですか？と教育委員会の方がある教師経験者に聞かれたところ、その時の答えが面白くて、「今でも旬だけど」と言われたそうです。例えば、新人で入りたての頃は、とにかくものすごくたくさんの子供と遊んだと、これがやっぱり中堅になると今度はリーダータイプとか兄貴タイプとか学校の中で位置づけが変わり、そしてベテランになってくると管理的な位置にあると、要するに年齢によってやれることが違ってくるわけで、どの年代の時も自分は旬だったと言いたいのです。これに僕は非常に感銘を受けました。たとえ生徒から見ても少々頼りないような先生でも、とりあえず若さだけが売りなんていう先生も、あり

じゃないかなと僕は思います。

うちは短大を持っていますから、教育実習には、2年生と4年生が行きます。実は昨日、今年度最後の実習校訪問に名古屋まで行ってきました。教育実習を見ていると4年生と短大の2年生、たった2年の差なのですが、はっきり4年生の方が、もうおじさん、おばさんなのですね、中学生から見たときです。たしかに短大生の授業は、あらかも多いのですが、しかし、実は活きが良く、乗りが良く、元気が良いのは、短大生の実習であったりするのですね。そういう意味では、それぞれの年代、年齢の強みみたいなものもあって良いのではないかと思います。教師になっただけでそれでは困りますが、やっぱり短大生の実習をみていて面白いのは、生徒と年齢が近いですから、生徒がものすごく助けてくれることです。僕はそういう意味では、未熟な実習生を送り込むのも、中学生にとっては、先生を助けてやったという、すごい成功体験が出来るから、そういうのも生徒にとって学校生活を豊かにするという点では、ありなんじゃないかって思ったりもするわけです。自分のところの学生は可愛いものですから、こういう身最真な話になってしまうのですが、大学院にまで行って実力はつくかもしれないけど、全体的に学校側の若い世代の活きの良い率が減っていくのは、どうなのでしょう。ある意味で、若い未熟な人がいるのも学校の先生同士もその人たちを鍛えなければいけないし、教育効果もあるのではないかと肯定的に見たいなと思ったりもするわけです。すいません、長くなりました。

谷田氏：ありがとうございます。それでは藤本先生の言われていたことの中では、中学校の二種免許状の話、今の話に絡みますが、それについて安彦先生、何かございましたらお願いします。

安彦氏：はい、短大の扱いについては、実は議論する必要があると言われながら、特別部会ではついに議論しませんでした。次の協力者会議に譲るということになりました。特に幼稚園教諭などの場合は人数も多いですし、実際に私学などは利害関係が強いので、どういう委員が協力者会議のメンバーになるかによって随分なにか影響しそうな気がします。ちょっとそういう意味で、今後、今さっき紹介した二つの協議者会議では、そこまではやらないと思いますが、部分的に取り上げるかもしれません。ただ、二つに分かれる前の最初の全体会の議事録を見る限り、そのテーマは表だって出ていません。だから扱うかちょっとまだわかりません。あの二つの検討課題を見る限り、直接は入っていないですね。でも、関連してどこかで議論するかもしれませんので、非常に注目しておかないといけないです。

私は、今お話があったような、それこそ短大あるいは学部の年齢の若い人の良さを認めますし、一方で本当にそう思いますが、しかし、反対の事例もたくさん言われるわけです。力がない、いろんな問題を起こす、子供からバカにされるというようなケースもたくさんあって、言ってみれば、そういう意味で、個々の事例ではなく、全体を見なければいけないだろうなと思います。先ほど藤本先生は、学歴ではなく実力だとおっしゃいましたけど、現実には学歴社会ですし、社会的な視点で言えば、親も教員もそれなりに、やはりそれを意識しなければならなくなっています。ですから、そのうえで実力を見る必要があると思うのです。それから私個人は、申し上げるのも大変恐縮ですけど、短大がそもそも本来暫定的な措置で作られてきたもので、それが恒常的になってしまったこと事態が問題であると考えていますから、もし本当に短大を社会的

に必要とする機関だとすれば、当然、法律改正して恒常的な施設とすべきだと思うのです。そういうことも含めて、これから教員になるという前提では、私は出来るだけ短大終了ではなくて四大以上で考えてほしいと思います。これには、もちろん、幼稚園の場合では私立が多いので、経営上の理由も関係しますから、たぶん大きな反対というのが、強い反対勢力があると思います。ですから、そう簡単に短大修了者を望ましくならないという風にならないと思います。これは客観的な今の状況から言って、そうじゃないかなと思います。

谷田氏：藤本先生、杉浦先生、何かございましたら、どうぞ。

杉浦氏：これは先ほどの私の妄想からしますと、例えば、幼・小だったら、短大で取れる基礎免許を出して、それにプラス α をして、もう少し勉強しようねっていう形であれば、別に何の問題もないのかなと個人的には思っています。若い子が早く現場に入れますし、未熟な子はもう少しがんばって学べるし、優秀な子は戦力として働きながら頑張れる、勉強できるということです。

安彦氏：若さの問題ですが、優秀な若い者は学部で2年3年で、早めに採用しないと企業に逃げられるよというお話がありました。全くその話だと、弁護士の司法試験と同じでして、受かりさえすれば良いわけで、そういう発想になるためには、国家試験が必要です。たぶん、そうしないと、いろいろな係争を相手にしないといけないので、面倒です。国家試験をするかという議論は、ワーキンググループの座長の横須賀さんあたりが論題として出しましたけれど、新聞も面白がってちょっと取り上げたりしましたが、実質、議論しませんでした。到底無理である、無理であるというのは、やっても良いというご意見もありましたけれど、一応、国で云々ということではなくて、今の教育委員会サイドの採用というのを前提にしましょうということです。ですから、その辺のことは今後話が出るかもしれませんが、この点が一点です。それから、正直にもうしますと、これには学校種による問題が出てくると思います。高校生に対してですね、短大終了で、どれほどのことが、子供から何も言われずに、実践出来るかと考えると、ちょっと心配ですよ。例えば、学校種別に免許を検討する、これも次の協力者会議の方に委ねられているわけで、特別部会では議論できませんでした。私としては、もう少し学校種別にこだわった養成の仕方、免許のあり方になった方が良く思っておりますが、ただ、免許制度としては全体の枠事態は、もうちょっと統一性を持たせる必要があるかなと思っているわけです。私の個人的な見解としては、やはり修士レベルというのは、一つの共通の望ましい水準だと思っております。

谷田氏：それから、杉浦先生から出ている量の問題ですが、これはいつの段階で大学院レベル、修士レベルの教育を受けるのかということにもよるのですが、一応、現実的には最後に杉浦先生が言われていたように、取得の段階で採用されているから、その後に一般免許を取るために修士レベルの教育を受けることになるとは思いますが、それにしても、そこに教職大学院に近いような形で長期の実習が入ってくることになります。あるいは仮採用で授業とか担当をどのくらい持てるのか、人事の面でも教育委員会としてはいろいろと難しいことが出てくると思います。そのあたりですね、基礎免許という資格から一般免許を取る時の期間なり方法なりに、どのような現実

的な構想をお考えなのか、安彦先生にお聞きしたいと思います。

安彦氏：はい、中教審の議論で、藤本先生の方から、最後のページに「スクラップ・アンド・ビルド」とは何かという問いがありました。これがその部分にあたります。現行を前提にして、その上にすぐ大学院での養成を考えるわけではありません。やっぱりそういうことは、今お話があったように異常な負担です。そういう意味では何かをスクラップしなければいけないわけです。その上でビルドを考えるということで、これは特に藤原和博さんあたりが強く言ったことです。結局、今やっていることをそのままにしておいて、さらに大学院での養成を考えるということではなくて、全体として構造的に要らないものというか、そういう部分は、やらないものはやらないようにして、構造的に変えなければいけないと、藤原さんは言われているわけです。実際、そういうが必要なので、そうすべきだと、私たち委員は思いました。それでもかなり負担は増えるだろうと思います。作り方次第ですけど、杉浦先生は、自分は8コマ担当で多いとおっしゃっていましたが、私は9つ持っていました。教職大学院は、そのうち2つです。それは大変と言えば大変です。正直言って、実習その他の指導には時間を取られますし、私の実習指導生は3人で済んでいましたけど、他の先生は6人いたり、8人いたりするわけです。早稲田では、教職大学院の人数が多かったんで、70人ですので、やはり負担は多かったわけです。それでも教職大学でやることの意義っていうのを、私たちの共通意思で固めてやりましたから、そんなに内部で不満は出ませんでした。それから、私がなぜ多かったかという、他をスクラップ出来なかったからです。本来の教育学研究科、一般大学院の授業も持ち、学部の授業も持つ、そこに一切スクラップできなかった、許されなかった、たぶん足し算で2コマ増やしてしまったのです。本当は、専任の教職大学院の先生は、もっと少ないわけです。そのかわり実習が増えたりしているわけです。そういう意味で、作り方、どういう風に作るかが問題でして、現状ではとおっしゃれば、全く私が申し上げた通り、大変なのです。全体として条件整備をしながら、今後の新しい体制を考えるようにしていかないといけないと思います。

谷田氏：杉浦先生、藤本先生、何かありますか。

杉浦氏：何かをスクラップしないとビルドはできない。何をスクラップしようかなと、ずっと考えていたのですが、ちょっと思い浮かびませんでした。何を捨てたら良いのでしょうか？

安彦氏：実はその話はできませんでした。特別部会では、誰からもここをスクラップすれば良いという話はありませんでした。ただ、先ほどの私の案では、学部の教職課程は基礎免許で良いわけですよね。ですから、今はちゃんとした免許状になっているので、単位数も多いし、科目数も多いですけど、私の案では、学部で基礎免許を取るには、最低というか、少ない科目ですませようとしています。実習もどちらかという短い実習、長期の実習ではなくて、介護実習などは学部で済ませていく、それから教職専門の中心的な部分は大学院でやってもらう、学部の段階では一番教養の部分といいますか、今憲法やっていますね、憲法とか基礎的な教養の部分では、学部でやってきている、しかし、教職の強い専門性の部分については、教科教育、教育専門の教育学

的なものについては、大学院でやっていく — こういうように、私としては分けておきたいと思っております。基礎免許では、私も杉浦先生と同じで、就職できる形にして、学部で基礎免許を取って就職した人は、出来れば1年の修士課程で済ませたい、現実に現場に出ているわけですからね。ストレートマスターで大学院まで来た人は、2年必要だと、こう考えています。その辺は中身がやはり重要で、バランスやその人の経歴を見ながら、どのコースを求めるか考える必要があると思っております。憲法の話を申しましたので、一言付け加えですが、実は、教職大学院ができた時点で、早稲田の大学祭があり、学生が主催したのですが、ちょうどこういうシンポジウムがありまして、そこに同時に教職大学院を作った学芸大の教職大学院生が来ていて、フロアから僕に質問をしました、僕が中教審の委員だったからです。何を言ったかという、教職大学院に来たから専門的な技術については色々教えてもらったけれど、それを使って子供をどう育てたら良いのかについては、はっきりわからない、大学院に来て勉強したけれど、それが明確になってこない、と言うのです。これは非常に印象的で、どうしたら良いですかとの話だったので、どうも専門的技術というのは、そちらばかり意識してしまって、それを使ってどう子供を育てるかという本質的な部分について、はっきりしたものを持ってないでいる、これは非常に問題です。

僕は、今の憲法ですが、君は何故憲法をやったのだ？教職科目も必修で憲法をやっただろう？どうして憲法をやったのだと思う？と聞き返しました。教えている先生もはっきり自覚しないので教えていますから、まずいですが、それは未来の主権者を育てるためだろ？子供は未来の主権者なのだ。主権者をきちんと育てるために、しっかり憲法を学んでほしいというのが、趣旨ではないか — そこが全然はっていないわけです。どうして憲法をやらないといけないかわかっていない、それをまた教える人がいない、そういう事態ではまずいです。たまたま学芸大の大学教職大学院生だったから、ほっとしましたけど、早稲田の学生にそれを言われたら、面目も何もないです。こういう点で、教職大学院だから専門職だとは言えないですね。だからこういう隘路が在って、良く考えておかないとまずいと思っております。

谷田氏：ありがとうございます。それでは、そろそろフロアの方からもご意見をいただきたいと思っておりますので、足田先生、司会をお願いします。

足田氏：司会を交代します。今から5時15分くらいまで、フロアの方からご質問を受け付けたいと思います。申し訳ありませんけれども、課題研究会の記録を阪神教協リポートに掲載することになっておりますので、ご質問される際に係りの方がマイクを持っていきますので、マイクを使用して、ご質問をお願いしたいと思います。それから、ご質問の際には、大学名とお名前、どなたへのご質問かをおっしゃってください。それでは、ご質問がある方は挙手をお願いいたします。

質問1：甲南大学教職センター古川です。大変勉強になりました。二点教えていただきたいのです。妄想の話、面白かったのですが、例えば、現実の問題として、免許更新制をやっていますよね。ある程度若い先生が、例えばストレートマスターみたいな形で行かれる場合もあります。ところが、中堅で10年20年経験した先生が、免許更新を受けるになります。その場合は、単に更新とい

うのではなく、更新する際には上の免許を取りなさいという、いわゆる上申しなさいという更新制が、上進制とセットになっていくという、そういう仕掛けを作ろうと議論が出たのかどうかをお教えいただきたい、これが一つです。それから、優秀な社会人を入れていくということは、日頃から良いなあと思いつつも、自分の教職経験も考えていきますと、養成がプロフェッショナルに高度化する中で、教師のプロフェッショナル性が益々求められているといいながら、その中で例えばアメリカなんかでも、オルタナティブな形で社会人を入れることがあります。これは、速成と言ったら失礼ですが、大学を出ているし、就職もしているわけですから、それなりの短い時間で教員養成ができるかもしれませんが、しかし、同じような形で日本でも他職から入ってくるようなことが、プロフェッショナルな養成・高度化という意味になじむのかどうか、自分でも整理がつきません。そのあたり、この方というわけではないのですが、一つ目は安彦先生にお尋ねして、二番目は、ご意見いただける先生から、いただけたらと思いますので、よろしく願います。

安彦氏：一点目ですが、議論としては、上進制とセットで議論されたことはありません。ありませんというか、言語レベルで明瞭に議論されたことはありません。ただ、やっぱり校長職へ向けての学校経営にあたる専門免許状というようなものを作れという声もあるわけですから、背景としてそういう意味の専門免許状を取っての上申しといいますか、それは考えられますが、しかし、これは強制ではありませんから、専門免許状は少なくとも希望者が取るという意味で作られるという前提ですので、狭い意味の上進制ということではありません。もう一つ付け加えると、更新制の問題ですが、免許更新は少なくとも今のねじれ国会では法律改正できませんので、続きます。実は民主党は、更新制を止めたいと思っていたのです。更新制をやめて生涯にわたる、免許状の取得で先生方の力を向上させたかった、更新制によって、先生方を向上させるよりは免許状の質を最終的に作ることで質の向上をはかるということですが、現実にも、そういうことはできませんから、更新制は続けられてしまっていて、今後しばらく法律改正があるまでは続きます。誰かがはっきり止めようとはっきり言わない限りは、法律で改正しない限りは、続きます。その辺で矛盾が残るといえるのか、問題が残るといえることになります。

疋田氏：二点目の質問について、どなたかいかがですか。

藤本氏：僕自身がそもそも「社会人」という言い方に違和感がありまして、学校の先生も社会人のはずですが、そこにあえて社会人という言い方をするのは、学校の先生に失礼なのではという思いがあります。教員以外の職についておられた方っていうのは、教員養成の高度化になるかどうかは別として、学校の中にそういう外部の血が入って来るといって、学校教育の活性化に繋がる面はあるだろうと思います。社会人経験というか、会社員経験がそのまま無条件で学校教育に生きるとは、あまり僕は考えていないのですが、ただこれも改革の課題でしょうけど、やはり学校は、ともすれば学校の先生の集団は、ある独特の暗黙の了解のうちに狭くなっていく部分もありますから、そういう面では、養成の構造かどうかは別として、活性化としては良い部分もあるのではないかなと思います。

安彦氏：中教審でも繰り返し議論しました。拘る人はおりました。それは論理的に言えば確かに矛盾するように見えますよね。だから、社会人が入って来ることに、どうもピンと来ないとさつき申しましたが、開放制を前提に考えると、いろんな専門をきちんとやって一度外へ出て、外から入ってくるときに、2年なら2年の大学院の中できちんと教職専門をやってもらわなければなりません。そういう意味で、何も要求しないで教員になれるということは考えておりません。きちんと教職教養を身につけさせたいので現場に入ってもらいたいということが念頭にあります。その辺でみんな了解していると思います。そういう視点でまとめたので、あまり最後まで、それで反対という形にはなりません。逆に言えば、やはり専門職には、非常に幅広い教養がいるわけです。大学院のイメージというのは、縦に深くという面がありますが、専門職、特にプロというのは、スペシャリストとは違いますから、幅広い視点、教養というものをしっかり持ってほしいのです。本当のことを言いますと、先ほどお話があった短大くらいで、しっかり一般教養を持った人、幅広い人間性を持った人がどれほど獲得できるか、少し心配です。もちろん共に育つのだと、若いからこそ育つ可能性があると言われるれば、そういう可能性は否定しませんが、一般論としては、非常にそういう子も出てくると思いますけれど、全体としてどうだろうかと思いをしながら、手当てをすることは、便法を考えることはあった方が良くないかなと思います。

疋田氏：ありがとうございました。他のご質問がありましたら。

質問2：武庫川女子大学の前原と申します。主に安彦先生にお伺いしたいことが2つあります。先生のご講演を伺っていて、2ページ目のあたりから、1ページもございすが、教員養成の質の向上、高度化ということ、標準免許状を大学院にシフトすることが、私だけでなく世間の関心であり、4プラス2の、2とは何かという疑問がありましたが、答申を見ますと、修士という言葉は残っていますが、「修士レベル化」という形でかなりトーンダウンしています。ホッとすると同時に、ちょっと先が見えなくなってきた、この2、3年振り回されたような感じです。来年からは4大は教職実践演習が始まり、答申、答申で、こちらが倒れそうな感じがしているのですが、そういう経緯を見ますと、一つお尋ねしたいことは、従来の免許制度で良いのではないかと。民主党政権が政策的意図で免許更新制をやめるとか、もっと何かやらなければならないとか、政治に振り回されている感じがします。たしかに、質の向上ということは社会に対する、信頼感を高める上で改善しなければならないと思うのですが、しかし、例えば、先ほどから短大の議論が出ていますように、2種免許という制度ですが、これは非常に幼稚園とか私立大学にとっては非常にシェアが多くて大きな問題を孕んでいますけれど、公的な議論をする中教審で、それが明確に議論すらされていないという、そういう議論の体質自体に問題があるのではないかなと思います。それならば、無理して切るとかではなくて、現行制度を活かしながら、質の向上は図れるのではないのでしょうか。今の制度でも、免許法には2種免許を上にあげるという努力規定は明確に書いてあるわけです。それを明確に上げていくための研修システムを、関係者が、都道府県教育委員会等、大学も連携して、2種免での幼稚園勤務者を、あるいは小学校勤務者を支えていくということをしていただければ、上にあげることができます。それとおなじように、学部卒の

一種免を大学院に持っていくといっても、実際には、一種免許取得者が特に私立を中心として多く輩出されていて、それを実際学校現場が支えているわけですから、それをもう少し工夫して、政策的に工夫して、上にあげていくような応援をしてくだされれば、質の向上も出来るでしょう。無理して教職大学院を作っても、繁栄していればいいですよ。でも、新聞紙上等で感じるところでは、私は兵庫県でございますので、兵庫教育大がありますが、どうも私学から見ると、そういう公立、国立大学の教員養成を守らんがために、何か意図的に、ちょっと僻みですけど、そういう修士化の議論をして、私学が巻添えをくっている、一生懸命に今まで頑張ってきたのに良質な部分をすばすば切られている、そういう気がしてなりません。私学の一教員の戯言ですけれど、そういう点をいかにお考えかお伺いしたい。

それから、3ページ目の先生のレジюмеで注目したのは、「教科専門の単位は学部4年分の全単位を最低とする」とありますが、これは、法定で20単位、教科に関する科目を取れという意味なのでしょうか。続けて、「教職専門は、学部では、憲法など免許教科以外の基礎的な必修の講義と短期の実習に限定する」とありますが、これは読んだ限り、現行制度から言えば、かなり削る形になるわけです。その他の大部分は「目的制の大学院」、ここで言う「目的制の大学院」というのは教職大学院のことなのでしょうね。確認させてください。「長期期間でなく、日数での臨床実習を含め、1～2年間の可能な限り多く単位を取得し、教科専門も最低4単位を必修とする」とお書きになっているのですが、これは現行制度でも免許法の施行規則に、専修免の場合は、大学院修了と教科または教職に関する科目24単位とあるわけですが、この24単位の比例配分が規定されていないために、教科だけで24単位とか教職だけで24単位というようなアンバランス化が生じているので、もっとこのところにメスを入れていただいて、例えば、単位を増やしていただいても良いと思いますが、30単位で10単位は教科、20単位は教職を取得するとか、そういう実際に即した改善をしていただくことで、何か対応をしていただけるのではないかなという気もいたしました。大学院修士レベルで教科専門が法定4単位というのは、学部との連続を考えますと、弱いのかな、このへんはどういう風にお考えなのかなと気になりました。それで、無理に大学院へシフトしていくというのではなくて、議論されていましてように、一種免、二種免、専修免という段階に応じて、内容をもっと明確に出していただいて、大学院はこういう風に高度的だという実質性を伴わせ、それを形として単位化しシステム化して法制化する、施行規則ですというような議論なら分かるのですが、いろんな妄想がでてきて、妄想と自覚されている妄想はうれしいのですが、中教審でいろいろ議論されていることがすごく掴み難い印象を持っております。他愛もない妄想を申しましたが、この2点、よろしく願いいたします。

安彦氏：まず1点目、このままで良いのではないかという議論、それは学部で養成することと修士で養成することとの差、レベルの違いはなんだという曖昧さの議論の中で繰り返して出てきました。大阪関係ですと、大阪教育大学は、学部養成で十分にやれると言いますし、あるいは私学で東洋大学の場合は、学部の教員養成に非常に力を入れて、1年生から4年間のプログラムを作って、少なくとも私が知る限り、良い実践をしておられます。ですから、学部でもやり方で十分やれるのではないかという声は、私も承知しておりますし、文科省も知っていたと思います。ただ、政権が代わって、政権の言うとおりになって政治的に振り回されていると言われてしまうと、ちょ

っと逆にある意味で文科省が可哀相なので、国は政権が代わってしまえばそれに従うしかありませんから、私はむしろ、文科省がそういう方向を取ったこと自体は、たまたまそういう時代に出会ってしまったということで、容認せざるをえないと思います。振り回されるも何も、その政権を国民が選んでしまったわけですから、そういう意味では、文科省だけがおかしいよと言われても、可哀相な気がします。私学がそれなりの実践をしているとは、一面で認めますが、同時にまた、いろいろ批判されるような問題もたくさん産んでしまっているわけで、ですからこれは全く相対比較ですけど、そういう批判が少しでも無くす方向を考えざる得ないわけです。そういう意味で、今までは、さっき言ってきたように学部で教員養成を充実強化する方向でやってきたわけです。教職大学院でさえ、学部での教職課程の強化、充実の契機にしたかったのです。けれども、教職大学院が、おっしゃるように人気はあまり上がらないし、実際に教職大学院を作ったことによって、学部の教職課程を今まで以上に質の良いものにしてきている動きがあると言われると、なかなかそうは見えないわけです。だから、藤本先生は「議論の飛躍」と言われましたが、飛躍して見えるようなところに議論が行ってしまっているわけです。ですから、今後の問題は、その繋ぎのところですね。私の認識では、結局、学部で良い事をやっていますけど、早稲田を取り上げるだけだと一面的かもしれないですけど、本当に今、学部で教職課程の単位を取るには容易ではないです。学生を見ていて、本当に可哀相なくらいで、5限、6限の夕方の授業を取らないと、もう1年くらい足してあげないと、到底満足のいくようなことはできないのではないかと思います。今は大変です。にもかかわらず、学部での教職課程というと、どうも軽く見えるのです。これは繰り返し申し上げていますが、フィンランドも似たような形を取るのですけれど、フィンランドでは、学部修了で教員を狙っていなかった人が教員になりたいと言った場合、教職課程を取らなければいけないのですが、取るとときに試験をします。面接と書類審査ですが、試験をして初めて、教職課程を取る事を許されるのです。みなさん、そういうことをしていますか？してないじゃないですか？教員になるのに、それくらいの厳しさが要求されているわけです。それだから一般社会でも、教員の大変さがそれなりに評価されるわけです。今、日本では、本当にやる気もないのに、教職課程を誰もが自由に受けてきます。たしかに一部の優秀な子は一生懸命やって力もつきますけれど、そうでない子もたくさんいます。ですから、私は、大学院に来たときに人数がぐっと減っても当たり前だと思います。本当にそこまで行っても自分は教員になりたい、私は教師になりたいと思う人が来てくれれば、万々歳です。足りなくなったら、今度は逆に宣伝しなければならぬと思います。ですから、さっきの待遇にせよ、必要になるのです。

もう一つ、後者の短大免許の件については、議論として、結局、報告を出す時期というのは決まっているものですから、われわれ中教審の委員の任期もあるので、そういう実際的な理由もあって、どうしてもタイムスケジュール的に詰めて議論をするところまでいかなかったといえます。そういう意味でこれは審議会制度の一つの限界かもしれません。だから今回、この先については、本当に大きな方向性だけで漠としてとして見えませんから、みなさんが妄想して複数の方策を考えていただいたら良いわけで、今はまだ、何も決まっていないわけですから、ああいう手もある、こういう手もあると文科省なり審議会に言っていただいたら良いわけです。本当にまだ、先ほど言ったとおり、平成25年に実施なんてありえませんが、いくら準備してありえませんが、

今の民主党の鈴木さんが言ったようなタイムスケジュールは全く意味がないですから、これだけのことをやるのなら、最低10年、15年くらいかかるはずですよ。ですから、そういう意味では、いろいろ手を出してやって見せて、中央に向かって情報を出していくように、私は、もっとそういうように下から物を言うことを積極的にやっていただきたい思いであります。

疋田氏：ありがとうございました。大変申し訳ありませんが、この後の予定もございますので、これでシンポジウムを終わらせていただきます。シンポジストの先生方も、この後の情報交換会に参加していただけるということでございますので、何かございましたら、そちらで個別に意見交換をお願いいたします。それからこの答申に関しましては、全私教協の研究交流集会でも文部科学省の課長をお招きして講演が行われる予定です。11月24日の土曜日、広島市で行われますが、連休で混雑が予想されますので、早めのご予約をお願いします。それでは最後に三人の先生方にもう一度拍手をお願いいたします。（拍手）

山田全紀事務局長より挨拶

みなさま、課題研究会へのご参加、ありがとうございました。大阪産業大学で事務局をお預かりして初めての課題研究会を、「教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上政策について」というテーマで開催させていただきました。この大きなテーマによってわれわれが意図したのは、「4+2」と言われる制度改革が、はたしてどのように「質の向上」を根拠づけるのか、その因果関係を明らかにする議論の展開でした。テーマからして、今回は阪神教協といたしまして初めて、他の地区の方々もご参加いただく形でシンポジウムを企画いたしました。議論は尽きないと思います。この続きの議論は、どうぞ情報交換会でさらに深めてください。参加人数がまだ少ないようです。どうぞ今からでもぜひご参加ください。これから会場をご案内いたします。

〔研究報告〕

阪神地区における教育実習の現状と課題 －会員校アンケート結果から－

大阪工業大学 酒 井 恵 子

本報告では、阪神教協が2011年3月に会員校を対象に実施した「教職課程に関するアンケート」（加盟71校中60校が回答）の結果のうち、教職実習に関連する部分について、概要を示す。

1. アンケート回答校の概要

アンケートに回答した60校の有する教職課程は、以下の通りである。専修免許状の課程を持つ私立大学が相当数存在することが注目される。

高等学校専修（30校）、高等学校一種（40校）、中学校専修（25校）、中学校一種（47校）、中学校二種（6校）、小学校専修（4校）、小学校一種（19校）、小学校二種（1校）、幼稚園専修（5校）、幼稚園一種（19校）、幼稚園二種（10校）、養護専修（1校）、養護一種（10校）、栄養専修（2校）、栄養一種（9校）、栄養二種（5校）、特別支援一種（4校）。

また、回答のあった60校において、全在籍学生のうち教職課程履修者の占める割合（以下「教職履修率」）は、平均すると30.7%であったが、在籍学生のほとんどが教員免許状を取得する大学と、ごく一部の学生しか取得しない大学とでは、教育実習の運営や指導のあり方も異なってくると予想される。

なお、回答のあった60校中1校は、四年制大学と短期大学とに分かれており、本アンケートにも別々に回答していたため、以下の分析では、この大学を2校と数え、全61校として分析している。

2. 阪神地区における教育実習の現状

（1）教育実習実施件数

61校における教育実習実施件数は、学校種別では、幼稚園2,326件、小学校1,387件、中学校2,104件、高等学校1,428件、その他297件、合計7,542件であった。

月別では、4月137件、5月2,577件、6月1,487件、7月1件、8月74件、9月2,375件、10月以降896件であった。

（2）教育実習実施年次

61校における教育実習の実施年次は、1年次6校、2年次14校、3年次18校、4年次51校であった。最終年次（四年制大では4年次、短大では2年次）に実施するところが多いが、小学校や幼稚園の実習などを、その前年度（四年制大では3年次、短大では1年次）に実施するところも見られる。

（3）教育実習参加条件

次に教育実習に参加するための条件であるが、全ての回答校において、修得単位数に関する規程が存在した。その他の参加条件としては、（書類提出・ガイダンス出席などの）手続きに不備

がないこと（12校）、（GPA等の）成績の条件を満たすこと（10校）、教職を強く志望すること（9校）、健康であること（5校）、実習校を自ら開拓できること（4校）、教育実習期間中の授業を欠席できること（2校）、などがあった。

なお、条件をみたさない場合、「一切許可しない」とする大学が37校、何らかの救済措置を設けている大学が21校あった。

（4）教育実習期間中の授業欠席について

教育実習のために大学の授業を欠席する場合、公欠扱いとなる、あるいは、授業自体が休みになる（全学生が一斉に実習に出かける場合）など、不利にならないことが保証されている大学（以下「保証有り校」）が26校、一定の配慮はするが必ずしも保証はない大学（「各授業担当者の判断による」など／以下「保証無し校」）が34校であった。「一切配慮しない」という回答はみられなかった。

また、「保証有り校」における「教職履修率」（＝全在籍学生のうち教職課程履修者の占める割合）の平均は44.4%、「保証無し校」における「教職履修率」の平均は17.0%であった。教職課程を履修する学生が多い大学では、教育実習のための授業欠席が不利にならないような配慮がなされるが、一部の学生しか履修していない大学においては、必ずしも十分な配慮がなされない傾向にあると考えられる。

（5）訪問指導について

教育実習の訪問指導については、教員1名あたり、平均4.4名程度の学生の実習先を訪問しているとの結果であった。訪問指導は「実習期間中1回のみ」という回答が大多数を占め（55校）、「2回以上訪問する」と回答したのは6校のみであった。

訪問指導の範囲については、「大学所在地府県内公立校」を訪問すると回答した大学が34校あった。「附属校・系列校」は26校が、「指定協力校」は12校が、「大学所在地府県内私立校（附属・系列校を除く）」は34校が、「近隣府県・近隣市町村」は38校が、それぞれ「訪問する」としていた。なお、「基本的に全ての実習校を訪問する」としている大学が21校あった。

訪問指導時の手土産については、「菓子」が34校と最も多く、「お茶」が5校、「金券（図書券等）」が4校、大学案内や大学オリジナルグッズが6校、その他（文具セット、実習費、未定等）が5校、「持参せず」が13校あった。

訪問指導時の手当については、旅費交通費が支給される大学が54校、日当が支給される大学が40校、支給なしが2校であった。

訪問指導の担当者については、「教職担当教員」（34校）、「各学科教員」（47校）、「教職課程委員」（8校）などの回答があった。「教職履修率」との関連でみると、「主として教職担当教員が訪問」している大学の「教職履修率」の平均は16.6%、「主として各学科教員が訪問」している大学の「教職履修率」の平均は50.6%であり、教職課程を履修する学生が多い大学では、主に各学科の教員が、一部の学生のみ教職課程を履修する大学では、主に教職担当教員が、訪問指導を担当していると考えられる。

3. 教育実習における課題

学生を教育実習に送り出すにあたっては、十分に時間をかけて事前事後指導を行い、全実習生

について訪問指導を行い、実習期間中の大学の授業を欠席しても不利にならないよう取り計らうなど、学生が心おきなく実習に専念し充実した教育実習を行うことができるよう、全学的にバックアップすることができれば、もちろん理想的である。

しかしながら、学生は教育実習以外の単位も取得しなければならず、また、教員が教育実習指導のために割くことのできる時間や労力も有限であるため、常に上記のような理想的な体制を整えて教育実習を実施できるとは限らないのが実情であろう。

特に、教職課程を履修する学生が少数派である大学においては、他の授業や実習を休んで教育実習に出かけることに対する学内の理解が得にくく、また、訪問指導についても、教職担当教員以外の教員の協力を得にくいと考えられる。

教職課程の担当者としては、教育実習ならびに教職課程の持つ意義について、全学的な理解と支援を得られるように努力するとともに、時間・労力・予算等、様々な制約の中で、より充実した効果的な指導を行えるよう工夫することが必要であろう。阪神教協や全私教協における大学間の交流を通じて、他大学における優れた実践に学ぶことも有効であると考えられる。

(注：本稿は『教師教育研究』第 26 号に掲載された報告書に加筆修正したものである。)

[研究報告]

教育実習をどう充実させるか：四天王寺大学における取り組み —教育学部における教育実習指導を中心に—

四天王寺大学 八木 成 和

本報告では、主に教育学部教育学科の小学校・幼児教育コースにおける小学校教諭第1種教育職員免許状取得のための指導に関して行った。

(1) 4年間の教職課程の指導の流れ

1年生では、入学直後に教職課程の履修科目についてオリエンテーションを行っている。履修要覧の見方を説明し、時間割の作成を通じて教職課程に必要な科目の概要を理解させている。その後、全学的に4月から開始される「大学基礎演習Ⅰ」の時間にキャリア教育の一環として指導を行っている。

平成23年度は、5回目に、「大学生活について先輩の話を聞こう」というテーマで3、4年生から全体で代表者の講話を聴いたのち、20名のグループごとに3、4名の先輩と質疑応答を行い、大学生活全般、学校インターンシップ、学校ボランティア、教師セミナー、教育実習等について話をする機会を作った。次に、13回目に、「小学校教員の仕事について先輩の話を聞こう」というテーマで卒業生の現職小学校教員を招き、講演を行った。DVDの上映や演習課題も含め実施していただいた。最後に、14回目にクラスごとに「どんな教師を目指すのか考えよう（履修カルテの指導）」というテーマで教職科目のカリキュラムの概要、教員免許更新制、教職実践演習、履修カルテの意義と記入の仕方について資料を基に説明を行った。この授業の後、8月末までに各自でポータルサイトを利用して履修カルテの登録と教職の志望理由の記入を行っている。

この時に配布する資料としては、「教職課程・教育実習等の手引き」（教務課が作成した全学的な

表1 「教職課程・教育実習等の手引き」の目次

1. 教員養成に対する理念
2. 教職課程の意義
3. 教職課程の履修について
4. 教職実践演習と履修カルテについて
5. 教育職員免許状について
6. 教育実習について
7. 「介護等の体験」について
8. 他学科・専攻における教育職員免許状取得について
9. 編入学生への連絡
10. 教育職員免許状の申請について
11. 教育実習及び教職に関するサポート体制

手引き）と配布資料となる。手引きの目次は、表1のように、11項目となっている。

入学時から4年生時の教育職員免許状申請まで概観できるようになっている。配布資料は、特に、法令や中教審答申などの内容を含め、さらに詳細に説明したものとなっている。履修要覧でも教職課程について記されており、重複した内容もかなり含まれるが、履修要覧では、免許取得に必

要な科目の一覧が中心となる。

《教育実習ガイダンス資料》

平成24.5.31(木) 5時開16:40分-18:10

701教室 担当

学籍番号

名 前

3 年生では

- ① 3 年生Wセメー教育実習 →教育実習校では、あなたは子どもから〇〇先生と呼ばれます。
- ② 3 年生Sセメー教育実習指導の学習があります。

- ◎ 平成25年〇月〇日より4週間の教育実習までに、大学生生活、学習態度に改善点はありますか。今あるあなたの課題を振り返ってみましょう。

あなた自身に、自問自答

点検1ポイント 結果は 点
合計点を5倍

	◎	○	×
①本時の学習の開始時間3分前(16時37分)までに入室着席しました。	1		0
②会話等私語はしていません。 *学習開始(3分前)16時37分~開始後16時40分10秒までの間	1		0
③本時の学習の準備はできています。 机の広は、鞆開と学習帳(ノート)がありますか。靴や履等机にありますか。2つとも通過しました。	2	1	0
④本日、友だち(あるいは教職員、職員)に対して、心地よい挨拶をしました。 *笑顔でしていますか *声をだしていますか 2つともしました。	2	1	0
⑤最近あったニュースや心温まる話について、罫紙(400字)に書けます。 3分間スピーチができます。2つともできます。	2	1	0
⑥昨日か今日に、人のためになる行動をとりました。 一つでも二つでも、小さなことでもいいんです。	1		0
⑦喫煙(タバコ)はしていません。 喫煙者に喫煙マナーを守るように話したことがあります。	1		0
喫煙をしている場合は→所定のスペース(喫煙場所)でしています。	1		0
→歩きながらの喫煙やポイ捨てをしていません。	1		0
⑧ここ一週間、ジュース等飲んだ後、容器はゴミ入れに捨てました。	1		0
⑨昨日も今日も食事の時、「いただきます」「ごちそうさま」をしました。	1		0
⑩話し合える友達がいいます。	1		0
⑪5月20日以降、図書館で本を読みました。	1		0
⑫昨日か本日、新聞を読みました。	1		0
⑬4月実施の小学生中学生学力学習状況調査の問題を見てやってみました。	1		0
⑭今までに教員採用テストの受験案内願書等を読んだことがあります。	1		0

課題となる点検項目内容あるいはできるスモールステップを書きましょう。

課題を乗り越える実践をします。しましうではありません。〇月までに課題を乗り越えます。

そして、10月上旬から「介護等体験」への参加申し込みとガイダンスを行っている。併せて、1月末に、再度、履修カルテの指導を行い、学生による自己評価項目への記入の仕方を指導し、3月末までに各自でポータルサイトを通して記入するように指導している。

2年生では、5月から2月にかけて、「介護等体験」に参加することとなる。併せて、6月上旬か

ら「教育実習申込み登録ガイダンス」を実施し、6月中に、学生各自で実習希望校・園へ内諾の依頼を行わせている。そして、1月末から3月にかけて履修カルテの指導を行い、学生による自己評価をさせている。

3年生では、4月に各自で実習希望校・園へ正式依頼書を提出することとなる。7月に教育実習事前ガイダンスを行い、人権教育特別講義を実施した。また、7月から数回、各自で実習先とのオリエンテーションを行い、9月から10月にかけて教育実習に参加することとなる。教育実習終了後には、基本的に2週間以内に実習記録等を提出させている。

4年生では、6月か9月に併修免許状取得希望者のみ教育実習に参加している。これは教育学部のみとなっている。

(2) 「学校インターンシップ実践演習」について

教育実習に先駆け、教育現場での学修機会を設けるために平成21年度より「学校インターンシップ実践演習」を導入した。これは、選択科目1単位となり2年生時に実施している。近隣の羽曳野市と藤井寺市の教育委員会と連携して実施しており、幼稚園、小学校、中学校のいずれかに9月と2月のどちらかに1週間(5日間)参加することとなる。平成22年度は172名、平成23年度は154名が履修した。4名の教員が担当し、事前・事後指導や巡回訪問指導を行っている。

事前指導では、(1)学校現場の基礎知識、(2)マナー講座、(3)教員の心得・受入校の通知、(4)教育委員会講師による研修、(5)受入校訪問・説明を5回にわたって実施している。特に、学校インターンシップにおける心得・意義・守秘義務に加え、注意事項として、社会人としての意識付け、謙虚な気持ちをもつこと、「ハウレンソウ(報告・連絡・相談)」の徹底等を指導している。そして、インターンシップ参加後に事後指導として、報告会を行っている。なお、インターンシップ中は、巡回訪問により指導も行っている。

(3) 教育実習について

教育実習の参加要件は、教育学部の3コース共通のものとして、在学4セメスター(2年生)終了時の修得単位数が70単位以上としている。ただし、その70単位以上の中に、以下の単位取得を含むこととしている。第一に、基礎教育科目である「仏教Ⅰ」「仏教Ⅱ」(1年生時開講の卒業必修科目、各1単位計2単位)の単位取得、第二に、専門教育科目のうち、1年生時開講の「教職論」(卒業選択科目)、「教育原論」(卒業必修科目)、「教育心理学」(卒業必修科目)のうち、2科目計4単位の単位取得としている。

「教育実習指導」(選択科目1単位)では、事前指導として1. 実習の流れ、2. 他の教職科目の授業との関連、3. 受講の流れと手続きの方法、4. 子どもの前で話をするためのスピーチの練習、5. 実習に参加するための自己点検を行っている。この自己点検では、14項目の自己評価チェックリストを作成している。内容として、1. この時間の受講態度、2. 最近の行動(あいさつ等)の点検、3. 関連する体験(読書など)、4. 自己の課題の記述となっている。使用したシートの一部を資料として示した。

(4) 教育実習の訪問指導および事後指導について

訪問指導は、6月と9月の教育実習時に行っている。教育学部の場合、基本的にゼミの担任教員が訪問するが、全員で指導するために所属する専任教員全員に訪問校を割り当てて各自で訪問を行っている。実習生全員の実習校を訪問し、訪問後、訪問内容等を記入した「実習校訪問報告書」を提出している。遠方であっても訪問は行っている。

表2 「教育実習記録」の目次

1. 実習校の現況・時間割（学生が記入）
2. 教育実習の意義、目標、心得、記録の取り扱い、学習指導案の作成要領
3. 教育実習日誌（学生が毎日記入）
4. 参観記録（学生が記入）
5. 学習指導案（学生が所定の用紙に記入するか各自で作成したものを添付する）
6. 「研究授業に対する振り返り」（学生が記入）
7. 「教育実習を終えて」（学生が記入）
8. 「教育実習に対する総評」（実習校の指導教諭が記入）

教育実習終了後に、「教育実習記録」を提出させる。内容は、表2に示した8つの項目から構成されている。提出後に、実習指導担当者が確認し、コメントを付し、ゼミの担任教員を通じて学生に返却している。事後指導の一環として「教育実習報告集」作成している。以前は、原稿用紙1枚に学生個々にテーマを設定し、教育実習について感想を書き、提出させていた。教務課実習指導係で回収し、冊子にして学生と教員に配布していた。現在の報告集は、実習指導の担当教員が項目をいくつか決めて、記入させたものを、ポータルサイトを通じて、A4版1ページに学生ごとにまとめさせて、提出させている。平成22年度は、1. はじめに、2. 実習校の概要、3. 児童実態と実習での関わり、4. 研究授業を振り返る、5. 結びの5項目であった。

（5）まとめ

1年生時には、初年次教育「大学基礎演習Ⅰ」による教職への意識づけを行っている。2年生時には、学校インターンシップや学校ボランティア活動による現場での学びを体験させるようにしている。そして、3年生時には、「教育実習」や「教師セミナー・教師塾」における学びを通して、実践力を高めるようにしている。4年生時には、教員採用選考試験に向けた意識付けと平成24年度後期から開始される「教職実践演習」におけるまとめと振り返りを行っていくこととなる。

今後の課題として、以下の4点が考えられた。第一に、2年生時の「学校インターンシップ」における指導内容とその後の現場活動との連動性である。学生によっては、希望通りの校種に配属されないことがある。この場合、幼稚園から中学校まで知っておくことが必要であることを伝えて指導している。5日間という短い間であるが、多くの事を学べる機会である。そして、提携校の中には、引き続き学校ボランティアとして関わってほしいと望まれることもある。教育現場における学習の機会をどのように深めさせていくのが今後の課題と言える。

第二に、学校インターンシップ、教育ボランティア活動、教育実習、教育委員会主催の教師セミナー等の指導目的と系統・関係の整理である。学校インターンシップ、教育ボランティア活動、教育実習はそれぞれ目的が異なっており、教育現場の先生方も対応の仕方が異なっている。また、教

育委員会主催の教師セミナーは、関西地区では実施している教育委員会が多いが、面接試験を受けて合格しなければ参加できないようになっている。教育現場における学びの機会は増加しているが、目的の整理や系統性が整理されておらず、意義等を理解しないで参加している学生も見られる。特に、教育ボランティア活動と教育委員会主催の教師セミナーは、大学における教職課程のカリキュラムとの関連性が整理されていないため、参加が困難となったり、授業への影響がみられたりすることもある。今後、目的の整理や系統性を検討する必要がある。

第三に、発達障がい等の課題を抱える学生の実習参加に対する指導についてである。本学においても、全学的に学生支援センターを中心に支援を行っている。本人からの申し出に基づき要配慮学生として、学生支援委員会の承認を経て関係教員に対する配慮の調整を行っている。この場合、発達障がいとしての診断書はないが、疑いのある学生は多くいると思われる。構造化され、指示通りのことをしておけばある程度対応できる大学という教育機関で、学生という立場では問題とならなかったことでも教育実習で教員という立場に立った時、問題が顕在化することが考えられる。

第四に、履修カルテ及び教職実践演習との関連付けである。本学の履修カルテでは、自己評価項目への記入と共に、1年生時に「志望動機」、2年生時に「介護等体験を終えて感じた課題意識」、3年生時に「教育実習を終えて感じた課題意識」を記入させている。今後、教職実践演習の実施にあたって、担任教員との面接を予定しているが、学生が記した履修カルテと教員が記録した履修カルテおよび教育実習の訪問指導のみとりをどのようにしていくのが課題であるといえる。

[研究報告]

関西学院大学教育学部初等教育コース実習カリキュラムの編成と評価 —学生による授業アンケートを手がかりに—

関西学院大学教育学部 峯 岸 由 治

1. はじめに

2002年11月「国立の教員養成大学・学部の在り方に関する懇談会」報告書以来、教員養成大学・学部では、教員養成に関わる改革が進められている⁽¹⁾。これらの改革では、「複雑化、多様化する教育現場における課題に対処していくことのできる『実践的な指導力』」の育成、「実践的指導力」を育成するため「教育現場における『体験』を積ませ、その体験を大学において『省察』させる、体験型の科目群を設置」していること等が、共通する傾向として指摘されている⁽²⁾。

その後、2004年3月、日本教育大学協会「モデル・コア・カリキュラム」研究プロジェクトは、「教育現場での体験を教員養成カリキュラムの中に体系づけ、それらの経験に対する研究的な省察の機会を併せて提供することによって体験-省察の往還を確保する『教員養成コア科目群』を基軸にしたカリキュラム」と「これらを協働的に支える教職、教科教育および教科専門各領域の大学教員相互の連携」とによって構成される「教員養成の『モデル・コア・カリキュラム』の検討」（以下、「モデル・コア・カリキュラム」と略す。）を発表している⁽³⁾。

2009年4月に開設された本学部は、こうした教員養成カリキュラムをめぐる改革動向を反映して、1年次から実習科目を設定し、「教育体験の場の提供」を意図してきた。しかし、2009年度に実施した「体験実習Ⅰ」に対する学生の授業評価から、体験実習における「実習内容の明確化と、それに基づく実習先との連携」「実習内容と関連づけた事前指導の具体化、事後指導の焦点化」「事前、事後の指導形態、並びに方法の改善」という3つの課題が明らかになった⁽⁴⁾。そのため、本学部では、実習担当教員を中心に、「モデル・コア・カリキュラム」を始めとした教員養成大学・学部の先行研究や先行実践を参考にしながら、前述した課題の解決を図ってきたところである⁽⁵⁾。その際、「教育的体験に関わる活動を通して教育実習をより充実」させるため、「学校教育全般を見わたせるような体験の提供」とともに、事前・事後指導を中心に、小学校教育の全体像を構造的に把握できるように内容を系統付けたのである⁽⁶⁾。

そこで、本小論では、2012年度教育実習C受講学生の授業アンケートを手がかりに、この初等教育コース実習カリキュラムの成果と課題を明らかにしたい。第一に、初等教育コース実習カリキュラムの概要、並びに編成上の特色を明らかにする。第二に、学生による授業アンケートを手がかりに初等教育コース実習カリキュラムを検討し、成果と課題を明らかにする。

なお、初等教育コース実習カリキュラムの内容、及び編成手法については、全国私立大学教職課程研究連絡協議会『教師教育研究』第26号に、「多面的な観察と省察による実習カリキュラムの系統化—関西学院大学教育学部初等教育コースの場合—」と題して発表している。併せてご参照いただければ幸いである。

2. 初等教育コース実習カリキュラムの編成

(1) 実習科目の概要

本学部は、2009年4月に開設され、幼児・初等教育学科、臨床教育学科の2学科で構成されている。幼児・初等教育学科幼児教育コースでは幼稚園教諭一種免許状、保育士資格、認定ベビーシッター資格が、初等教育コースでは小学校教諭一種、幼稚園教諭一種の免許状の取得が可能である。臨床教育学科では中学校教諭一種（社会）、高等学校教諭一種（公民）の資格の取得が可能である⁽⁷⁾。

本学部は、「実習は、教員や保育士養成の過程において欠くことのできないものであり、教員や保育士として必要な知識・技能・態度を身につけ、職に対する決意と適性を確認するための過程として重要な意義がある」とし、実習の目的を次のように設定している⁽⁸⁾。

- 「○乳幼児や児童とふれあう中で、その成長発達特性、生活態度などを肌で受けとめ、具体的に理解し、人間関係の協調の重要性を実感すること。
- 教育者としての豊かな人間性を高めながら子どもたちに教育的愛情をもって接すること。
- 教育者としての誇り、使命を認識し、自己変革を行う中で、さらなる教育実践の意欲を高めていくこと。
- 大学で学んだ知識や技術を実習先で応用・展開してさらに研鑽を深めること。
- 実習先での教育内容を理解し、実践的指導力（指導目標、指導方法、指導技術等）の基礎を培うこと。
- 大学で学んだ教育理論を実践する中で実証研究し、それを充実・発展させるための創造力を培うこと。」

すなわち、実習科目では、幼児や児童・生徒を実感的に理解すること、教育者としての態度形成を図ること、実践と理論の往還を通して教育者としての専門的能力形成を図ることが意図されているのである。そして、その過程で自らの適性を確認しつつ、主体的な進路選択を図ることが期待されている。本学部では、上述した意義と目的のもと、初等教育コースでは表1のような実習カリキュラムが設定されている⁽⁹⁾。

表 1

	春学期（4月～9月）	秋学期（9月～3月）
1年次		体験実習Ⅰ（5日間：教育実習の先修条件） 【事前指導5コマ・事後指導2コマ】
2年次	実地教育研究（毎週木曜日午前中：教育実習の先修条件） 【事前指導9コマ・実習中指導3コマ・事後指導6コマ】	
3年次	介護等体験（7日間）	教育実習Ⅲ（小学校4週間） 【事前指導4コマ・事後指導4コマ】
4年次		体験実習Ⅱ（1週間程度：選択） 【事前指導4コマ・事後指導4コマ】

(2) カリキュラムの特色

上記のような本学部初等教育コース実習カリキュラムの特色として、以下のことが指摘できる。

第一に、1年次「体験実習Ⅰ」、2年次「実地教育研究」を配置し、本実習の前に「体系だった教育体験の場の提供」を図っていることである⁽¹⁰⁾。体験実習Ⅰは、「教育実習や保育実習の実施以前に、実際の教育・保育の現状を理解し、将来、教員・保育士を目指す者としての自覚と責任を持つようになること」「教員・保育士としての基本的態度について学ぶ」ことを目的に、「教員や保育士の指導のもとで補助的な活動を行う」ものである⁽¹¹⁾。実地教育研究は、「教育実習や保育実習の実施前に、実際の教育・保育活動を細かく観察し、教員・保育士としての職務や乳幼児・児童に対する理解を深め、教育・保育についての視野を広げる」こと、「教員・保育士を目指す者としての自覚と責任感をより強め、教員・保育士としての基本的態度などを身につける」ことを目的に、「実習先の指導教員及び指導保育士の指導のもと、各教科、道徳、特別活動や総合的な学習、教育・保育活動などの参観・参加実習」と、「教育活動全般にかかる補助的な活動」を行うものである⁽¹²⁾。

第二に、「学校教育全般を見わたせる」多面的な観察の視点、並びに学びの契機となるような経験の振り返りが設定されていることである⁽¹³⁾。多面的な観察の視点としては、学校の組織と運営、教職員の協力・協同、地域との連携といった学校教育目標の設定と管理、教育計画の策定と実施に関わる学校経営の基本的視点、並びに学習指導や学級経営といった教育活動の経営に関する視点、生徒指導のような児童生徒の管理に関する視点というように、学生が小学校の全体像を構造的に把握できるように配列されている。また、児童相互の人間関係、児童理解に基づく教師の指導観等、児童との関係構築のための視点も設定されている⁽¹⁴⁾。観察視点の配列に当たっては、「教師の仕事」を窓口に学校の仕組みと機能に対する理解が図れるよう、人に焦点化した観察しやすい対象から学級や学校の経営、組織といった聞き取り等も必要とする対象へと配列されている⁽¹⁵⁾。具体的には、表2のとおりである。

表 2

	1年次（体験実習Ⅰ）	2年次（実地教育研究）	3年次（教育実習）	4年次
観察の視点	「教員の一日の仕事」 「授業はどのように行われていたか」	「学校運営はどのように行われているか」 「授業はどのように行われていたか」 「児童と児童との関わり」 「児童と教師との関わり」	「実習クラスの学級経営はどのように行われているか」 「教職員の協力・協同はどのように図られているか」 「地域との連携はどのように図られているか」	

また、振り返りの主題は、児童との交流経験、授業実践の経験といった教育活動の中心的主題、並びに経験の総括的整理等が主題として設定され、学生の学びの契機となるように方向付けが図られている。これらの主題は、繰り返し振り返ることができるように1回生から配列されている。具体的には、表3のとおりである。

表3

	1年次（体験実習Ⅰ）	2年次（実地教育研究）	3年次（教育実習）	4年次
振り返りの主題	「自分と子どもとの関わり」 「体験実習Ⅰで学んだことと今後の課題」	「自分と子どもとの関わり」 「実習で学んだこと」 「教職を目指す私の課題」	「自分と子どもとの関わり」 「授業実践の記録と考察」 「実習の成果と課題」	

第三に、学生の主体的な関与を図るために、分級（20～25人程度のクラス）における指導場면을増やし、小集団による協議を中心的な指導方法としていることである⁽¹⁶⁾。本学の実習科目は、西宮市周辺の公立小学校、並びに学生の母校で実施されるため、実習内容の均一化を図ることは不可能である。そこで、異なる実習経験であっても共通する事柄を観察、報告、振り返らせ、その意味を集団的に考察させようと考えたのである。そして、学生の協議に参加している教員が、個々の学生の観察した事実を解説したり、意義づけたりすることによって、実習後の学生の学びを方向づけようとしたのである。

3. 初等教育コース実習カリキュラムの評価

(1) 学生による授業アンケート

教育実習C、いわゆる本実習の終了後、事前・事後指導並びに教育実習に対する授業アンケートを実施した。そして、授業アンケートの設問の一つとして、「体験実習や実地教育研究での実習経験は本実習に影響しましたか」という実習科目間の関連を学生に尋ねた⁽¹⁷⁾。すなわち、実習科目と教育実習の関連性を学生の主観的側面から把握するとともに、その理由の分析を通して初等教育コース実習カリキュラムの成果と課題を明らかにしようと考えたのである。

調査の結果、実習科目間の関連度合いに関する学生の意識は、「非常に影響した」「少し影響した」という肯定的評価が84.1%、「あまり影響しなかった」「全く影響しなかった」という否定的評価が5.6%であった。肯定的な評価の理由として、第一に、「子どもたちと関わる機会が多かったので、距離の取り方や接し方での戸惑いは少なかった」「子どもと接する機会が事前にあるのとないのとでは、初日に子どもたちと対面したときの対応の柔軟さがだいぶ違っていた。子どもに慣れていたのですぐにクラスの雰囲気に入れ込むことができたように感じる」「クラスの中の気になる児童との関わり方など、たくさん経験をつめていたのでよかった」というように、子ども理解の上で、先行の実習経験が役立っていることを指摘している。第二に、「今までの実習で少しでも現場を知っていたので学校に慣れやすかった」「授業はしないけれど、現場がどのような場所であるか分かることはすばらしい」「あの経験（体験実習や実地教育研究での経験のこと―筆者注）があったからこそ、本実習であれだけ積極的に行動できたと思う」というように、実習を行う上で、先行の経験が総体的に役立ったことを指摘している。第三に、「体験実習で失敗したことや学んだこと、実地教育研究で学んだことは記録があったのもう一度見直すことができ、もう失敗することはありませんでした」「1,2年生の時にいった学校で先生に教えてもらった言葉は今でも覚えているので、それを振り返って活用することができた」「1,2年生時の実習で学んだことや得た知識をすごく活用できた」というように、先行の実習経験並びに学習を通して獲得した知見が本実

習で役立ったことが指摘されている。第四に、「授業観察ではどこを見るべきかが分かり、ポイントを押さえたり、自分の授業に活かすことが見えてきた」「実習記録などスムーズに書けた」「学校によって、まったく異なることが分かった。地域による違いも見ることができた」というように、これまでの経験や学習を通じた自己の変容を確認できたことが指摘されている。

否定的な理由としては、「ほとんど別物だったため。お手伝いと教師のように立場が違った」というように、体験実習や実地教育研究と本実習との性格の違いが指摘されている。一方、否定的評価や評価保留の理由の中にも、「ずっと特別支援学級で実習をしていたので、本実習とそれまでの実習とは全く様子が違った。しかし、経験としては非常によかったと思う」というように先行実習と本実習との相違点を指摘しつつも、先行実習における児童との交流経験の意義を認めている記述が多数見られる。

(2) 成果と課題

初等教育コース実習カリキュラムは、「教育体験に関わる活動を通して教育実習をより充実させる」ために、体験実習や実地教育研究という実習科目を本実習の前に配置し、学校教育の全体像を学生が理解できるように事前・事後指導における内容の系統化を試みた。この試みの成果と課題を、前述した学生による授業アンケートを手がかりに検討すると、次のように指摘できる。

成果としては、第一に、学生が自信や見通しを持って実習に臨んでいることが挙げられる。例えば、「子どもとの関わり方などで悩むことなくスムーズに臨むことができた」「体験実習や実地教育研究で子どもたちと関わっていたので、戸惑うことなく関われた」「児童への対応が最初からうまくすることができた」といった児童との交流経験、並びに「現場の空気を体験していったことはとても大きい」「行事における先生方の裏方の仕事もすぐ手伝うことができた」「学校の全体としての働きを理解していることにより、自分の中で対応力が広がった」といった日時程や週時程のもとの教師の職務理解と現場感覚が学生の自信や見通しにつながっていることが指摘できる⁽¹⁸⁾。また、学生の自信や見通しは、「座席表を作って子どもの名前を覚えるなどの工夫もできた」「地域や学校、また学年の違いを明白に見れた」といった仕事の工夫や視野の拡大としても現れている。

第二に、学生が課題意識を持って実習に臨んでいることが挙げられる。例えば、「前2つの実習の反省を踏まえて、本実習に臨むことができた」「事前の実習であった課題を意識しながら本実習に臨めました」「これまでの実習での課題等が教育実習で生きてきた」というように、学生が自己の課題を意識して本実習に臨んでいたことが指摘できる⁽¹⁹⁾。

第三に、学生が自己効力感を高めていることが挙げられる。例えば、「授業観察がよくできるようになっていた」「授業観察をしっかりしていたので、指導のよいところなど勉強してから取り組むことができた」「授業観察ではどこを見るべきかが分かり、ポイントを押さえたり、自分の授業に活かすことが見えてきた」というように、達成体験を通して学生が自己効力感を高めていることが指摘できる。こうした自己効力感は、「学び続ける教師」像の、学び続けようとする動機を形成する重要な要素である⁽²⁰⁾。

課題としては、第一に、体験実習や実地教育研究の目的と内容を実習校に説明し、効果的な実習とすることである。否定的評価をした学生の理由を見ると、実習校に実習の意図が正しく伝わっていない事例が見られた。したがって、引き続き個々の実習科目の性格と関連を、実習校に説明する

必要がある。

第二に、個々の実習科目の性格と関連を、学生にも説明することである。否定的評価、もしくは評価を保留した学生の理由を見ると、学生の中にも個々の実習科目の目的、意義を正しく理解していない例が見られる。したがって、事前指導の中で、個々の実習科目の性格を改めて説明する必要がある。

第三に、実習科目と講義科目を関連づけ、学生の実習経験を理論的に整理することである。例えば、否定的評価、もしくは評価を保留した学生の理由を見ると、条例に規定される小学校の一般的性格と地域によって異なる個々の小学校の個性とを区別して理解していない事例が見られた。したがって、講義科目を通して学生の実習経験を理論的に整理し、実習科目を通して経験をさらに豊かにするよう連携を図る必要がある⁽²¹⁾。

4. おわりに

本小論では、2012年度教育実習C受講学生の授業アンケートを手がかりに、初等教育コース実習カリキュラムの成果と課題を明らかにした。本研究の意義は、第一に、実習科目と教育実習との関連を学生の授業アンケートに基づいて実証したことである。第二に、系統化された実習カリキュラムのもとでの学生の質的変容を一定程度解明したことである。今後の課題は、第一に、指摘されている課題の解決を図ることである。第二に、特色との関連でカリキュラム評価の方法を検討し、実施することである。

【註】

(1) 当時の改革の動向については、以下の文献に詳しい。

日本教育大学協会「モデル・コア・カリキュラム」研究プロジェクト「教員養成カリキュラムの豊かな発展のために-〈体験〉-〈省察〉を基軸にした『モデル・コア・カリキュラム』の展開」日本教育大学協会『会報』92号、2006（平成18）年3月、pp.140-191.

なお、「国立の教員養成大学・学部の在り方に関する懇談会」報告書は、Web上で閲覧することができる。2012年9月28日参照。

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/005/toushin/011101.htm

(2) 角田将士「体験と省察を基軸にした教員養成カリキュラムの充実のために（1）-授業構成能力の育成による『大学』性の確保」『広島大学大学院教育学研究科紀要第2部』2006年、p.87.

(3) 日本教育大学協会「モデル・コア・カリキュラム」研究プロジェクト「教員養成の『モデル・コア・カリキュラム』の検討-『教員養成コア科目群』を基軸にしたカリキュラムづくりの提案-」日本教育大学協会『会報』88号、2004（平成16）年6月、p.258.

(4) 本学部が初めて実施した体験実習Ⅰの実際、並びに学生による授業評価の概要については、以下の論文を参照されたい。

・峯岸由治「体験と振り返りに基づく本学実習科目の改善-初等教育コースにおける2009年度実習科目を手がかりに-」関西学院大学教育学会『教育学論究2010』第2号、2010年12月、pp.135-143.

(5) 先行の研究や実践として、以下の文献を検討した。

①前掲(3)。

②信州大学教育学部『臨床経験ハンドブック』2006年。

③弘前大学教育学部学校生活体験実習WG『「学校生活体験実習」資料集』2007年度。

本学部教授益地憲一先生、吉田孝先生に、上記資料をお借りした。また、信州大学、弘前大学における先行実践に関するお話をお聞きした。本学部実習支援室前チーフコーディネーター岩根敬子氏には実習における観察の視点について示唆をいただいた。

(6)前掲(3)。p. 277.

(7)2013年度から学部の再編が行われるため、1学科3コース(幼児教育・初等教育・教育科学)となる。取得できる免許資格も高等学校教諭一種(地歴)が加わる。

(8)関西学院大学教育学部『12 実習の手引』2012年4月, p. 1.

(9)同上, p. 2. 初等教育コースの実習科目を抜粋した。

(10)前掲(3)。p. 276.

(11)前掲(8), pp. 11-12.

(12)前掲(8), pp. 13-14.

(13)前掲(6)。

(14)事前・事後指導において観察の視点、振り返りの主題を設定し、指導内容を焦点化することにした。先行の実践としては、弘前大学教育学部の事例がある。同大では幼・小・中・特別支援学校での体験の後に、「附属学校園における省察検討会」が設定されている。

・前掲(5)③, p. 19.

また、秋田大学では、下記のような取り組みがなされている。

・姫野完治・渡部淑子「省察を基盤とした教育実習事後指導プログラムの開発」『秋田大学教育文化学部教育実践研究紀要』第28号, 2006年, pp. 165-176.

(15)前掲(5)③, p. 7.

弘前大学教育学部では、「子どもと教師の関わりを観察と考察」「子どもと子どもとの関わりを観察と考察」を設定し、省察検討会で振り返りを行っている。同学部は、そのねらいを次のように説明している。

「起きている事実と事実の解釈、自分の意見とを区別して記述することである。また自らの観察・体験を学生相互の意見交換等を通じて省察し深化させることにより、ある事実にも多面的な見方のあることを知り、そのことにより、己の見方、考え方をより客観化させ、観察力、分析力を高めることにある」

また、実習生や初任教师は子どもを理想化して見る傾向のあることが指摘されている。したがって、子ども同士の肯定的もしくは否定的関係、関係に現れる積極的もしくは否定的言動等、全てを理解し等身大の子ども観を形成させる必要がある。

吉崎静夫「一人立ちへの道筋」浅田匡・生田孝至・藤岡完治『成長する教師』金子書房, 2006年5月, p. 163.

(16)前掲(5)②, pp. 30-31.

信州大学教育学部では、振り返りにおける話し合いの重要性について、「多様な経験や視点を交差させ、自分の視点を複合化するとともに、対立を自分なりに止揚し、新しい言葉をそこに創

造する（力をつける）こと」と「共通の志をもった者同士が、異質な視点や意見や体験を対決させることを通して、そこに共有財産＝共通文化そのものを創造していくプロセス」であることを指摘している。

(17)調査は本実習に参加した学生 143 名（有効回答 126）を対象に、2012 年 12 月 11 日、質問紙によって実施した。質問は 6 つ設定されている。

(18)このことは、実習後各校から寄せられたアンケートの、以下のような記述からも伺える。

「前年度に短期間の実習を実施しているようで、子どもたち個人への対応や教科の指導法においては、比較的無難にできていると感じた」

「すでに短期間の実習を経験しているようで、その経験が生かされていました。…（中略）…様々な子どもへの対応の仕方もあえて指導することなく、スムーズに子どもたちの中へはいることができました」

「児童との関わり方など、しっかりとできていて感心しました」

「子ども理解、学習指導、学級経営などの知識や技術もある程度身につけてから実習に臨んでいました。…（中略）…しっかりと授業や体験を積ませていただいていると感じられ、ありがたかったです」

「実習生は、当校におけるカリキュラムの流れや児童の雰囲気ですぐとけこみ…（中略）…授業その他の指導についても手のかかることがなくて、かえって助け手となってくれました」

(19)他の設問に対する回答から、教育実習が学生の進路選択にも大きな影響を与えていることが読み取れる。例えば、次のような記述が見られた。

「自分は教師に向いてないと思ったが、いろんな人に向いているよ！と言われ、新しい自分を発見できた」

「教員になる、ならないは別として、人生の糧として生きてくる経験だと思います。自分を成長させてくれたと思います」

「これまでにない体験をし、人生においてガラッと考え方が変わった。これから私が進むべき道が見えてきたので本当によかったと思う」

(20)中央教育審議会答申「教職生活全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について」2012 年 8 月 28 日、p. 2. 2012 年 9 月 28 日参照。

http://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2012/08/30/1325094_1.pdf

(21)実地教育研究の事前指導として「学校の組織と運営」と題した講義を行っている。今後、この講義を学生の実習経験と関連づける方向で改善を図りたい。また、2013 年度以降、理論と実践の往還をより促進するために、以下の授業科目を新たに開講した。

- ①「初等教育学基礎演習」（1 年次）－「聞く、話す、書く」といったコミュニケーション能力の形成を中核に初年度教育の一環として開講
- ②「授業研究入門」（2 年次）－「『教科教育法』を横断的に束ねるプログラム」として開講
- ③「学級経営論」（3 年次）－担任にとって学習指導、生活指導の土台となる学級経営について、教育実習の経験と関連づけて考察する科目として開講

本研究をまとめるにあたって、2012 年度教育実習 C 担当の吉田孝先生、益地憲一先生、鈴木正彦

先生，五百住満先生，富江英俊先生，湊秋作先生，清原知二先生には，授業アンケートの回収で
協力をいただいた。記して感謝します。

質疑応答の記録

テーマ：教育実習をどう充実させるか

日時：2012 年 5 月 16 日(水) 15:10～ 17:00

場所：大阪工業大学研修センター O I T ホール

話題提供：

酒井 恵子氏（大阪工業大学）

八木 成和氏（四天王寺大学）

峯岸 由治氏（関西学院大学）

司会：谷田 信一氏（大阪産業大学）

記録：西川 泰行氏（大阪工業大学）

○四天王寺大学の発表に関する質疑応答

質問者 A：最後に出てきた発達障害の疑いのある学生のインターンシップについて伺います。おそらく教育実習でも同じだと思うのですが、我々教員が「ちょっとこの学生がおかしいな」と思っている、多くの場合は「疑い」という形になります。その学生を行かせていいのかどうか。逆に行かせないとしたら、どういう理由で行かせないのか。そこの部分が非常に悩むところです。例えば相手方に「こういう疑いのある学生です」と伝えるかどうか。今日の阪神教協リポートでも見たのですが、そういうところはどのようにしているのか。たぶん個別対応ではあると思いますが、具体例があれば教えていただきたいと思います。

八木：さきほど申し上げた参加要件をかなり厳しくしているので、単位が取れなくて行けない学生もかなり多いです。卒業必修科目の仏教についての授業で勉強面とか、時間を守ることを厳しく教えます。この単位を修得できない学生は教育実習に行けなくなります。発達障害の疑いがある学生は、やはり教育実習に行くことで問題が顕在化してきます。ですから事前に行かせないと言うことはまず無理です。参加要件を満たしていたら、ある程度のことはできますので、あとは細かいところの個別対応ということになります。

質問者 A：学力的にある程度のレベルにある場合だと成績では落ちないという部分があります。それでこの学生はコミュニケーションに難しさを抱えていると思ったときにどうしたらいいのか。向こうで問題を起すかもしれないけれども行かせた方がいいのかどうか、お教えいただきたい。

八木：私の指導学生で小学校のときにアスペルガー症候群と診断されていて、成績も問題なく、実習に参加しました。私とその学生の実習校を訪問しました。すごい問題を起すわけではなくて、子どもにあまりしゃべりかけないということでしたので、校長先生から「もっとしゃべるように言ってください」と言われました。そこでこの学生を呼んで、「もう少しこういうふうにしたらどうか」という形で指導することによってなんとか改善しました。最近は発達障害についてよくおわりの先生も多いようです。要するに、授業をやっているところで子どもの意見を聞かないのです。例えば、一方的に教えるので、校長先生がビデオを撮られたことがあります。それをその学生に見

せて、一緒に考えていただきました。このように、学生と一緒に考えてくださる校長先生も最近はおられます。

質問者B：実習校について「学生に母校に依頼に行かせる」とおっしゃいました。本学も母校へ学生に依頼させて行かせています。すぐ行けない場合はお手紙を出してアポイントとるようなことを指導しています。

最近本学で問題になっていますのは、母校実習をさせられない学校が増えてきていることです。つまり音楽ですから、音楽の先生が常勤ではないというわけです。それで指導準備ができないということで断られるケースが増えてきています。それも今までは「まずは自分で探して来い」と言っていました。実際に、学生がお願いに行ったらその学校の教頭先生が「なんでうちに来たんや」と電話をかけてこられたのです。母校じゃないのに行ったからです。それで一定のルール化をしなければいけないと思います。現場も大変な状況にあるからだと思うのですが、現在はそうなのです。

別の事例ですが、女の教頭先生が、「なんでうちへ来たんか、理由を知りたい」ということで大学に問い合わせが来ました。教職課程の主任なので、その学生の事情を言って「積極的に検討していただきたい」と言いましたら、校長と相談して返事するとおっしゃいました。その際、「必然性があったら」とおっしゃいましたので、学生に返事を待たないで挨拶に行かせました。学生は喜んで行ったのですが、結論として駄目でした。なぜかと言うと「うちの音楽の教員も非常勤だから…」と、そういうケースはありませんか？

八木：ある市には12校の小学校があります。学生が母校に電話をかけると「もうたくさん引き受けているから駄目」と言われました。とりあえず電話をかけるように事務職員の担当者に言われて、その市の小学校の全部に一件ずつ電話をかけていきました。最後の小学校の校長先生が「なぜ母校に行かないのか」ということでした。学生が事情を説明すると、「じゃあ、俺が言ってやる」とその12校目の校長先生が母校の校長先生に電話をかけて頼んでくれました。そこまではとりあえず自分でやらせます。それが社会勉強だとこちらも思っています。その上で断られたら羽曳野市のインターンシップでお世話になっている学校にお願いに行ったりしています。提携しているところになんとかお願いします。その分、教員免許更新制更新講習の受け入れ人数で配慮しています。今年は120人定員で200人応募されました。切らないと仕方がないですが、「お互い協力しましょう」ということで羽曳野市とはやっています。そういう信頼関係を築いたうえで、とりあえず「最後にお願いします」というふうにはしています。

質問者C：補足質問なのですが、八木先生のところは2年生のときに介護等体験に行っておられたのではないかと思います。社会福祉協議会との問題はありますか？

八木：本学は2年生の5月から2月、3月ぐらいまでの期間に行かせています。社会福祉協議会と調整させていただいて行かせていただいています。四天王寺の方で福祉施設もありますので、そちらの方に行く場合もあります。ですから、その辺を調整しながら、ということになります。以上です。

○関西学院大学の発表に関する質疑応答

質問者B：私は峯岸先生のご発表でショックを受けています。まだ十分消化しきれていないのです

が、こういう学生に対する具体的な認識を深めるためのアプローチですね。これを指導していらっしゃる背景になっている先生のご専門はどんなものでいらっしゃいますか？

峯岸：私は教科教育学が専門です。社会科、生活科、総合的学習の社会系教科の教科教育を研究しています。

質問者B：僕らにも授業を一度見せていただけないでしょうか。学生が感想なんかで授業で何かつかみ取っているようにうかがえます。自分に体験がないものですから、そこをリアルに捉えられないのですが、見学させてもらえるでしょうか？

峯岸：大丈夫だと思います。

質問者B：3年生の前期に介護等体験を組んでいらっしゃいますが、我々は社会福祉協議会に依頼し、回答されるわけで、9月になるなどいろいろです。会員校の中ではアンケートによりますと、休み中に介護等体験をしているところが3校ぐらいあります。こうしたら前期でカタがつくというようなことは何かありますか？

峯岸：なぜ介護等体験が3年の春学期に入っているかについては私もわかりませんが、実習の担当者がいろいろなところと調整されて、そのようにされたのだと思います。実際、今、3年生の春学期に社会という講義を私が持っていますが、介護等体験を受ける学生が何日に抜けますというのを出していきます。そのように行っています。

質問者D：私は木曜の1時間目に聖和キャンパスの教育社会学Cを担当しています。去年1期生が初めて3年生を教えたときは感動しました。2年生に対する指導の先生方や校長先生がお話されているのを聞いて非常に感動した記憶があります。今年もそうですけれども。そういうのでは2年生たちの指導が大変だと思いますが必至にやって成長して帰ってきているというのは、私自身は非常にいいとして見ている感じです。

お聞きしたかったのは、実習演習を一緒に行っておられますよね。そういう協力をするということは実習にプラスアルファですので、協力校にとって負担になったと思います。その負担だと思っていたのが受け入れて良かったというふうに協力校の印象が変わったような事例があれば教えていただければありがたいのですが。よろしくお願いします。

峯岸：確かにこれは法定実習ではありませんので学校・教育委員会が関学の取り組みに協力してくださるというものです。その中で私は4年目になりますけれども、実習先に行って聞くお話が3つあります。1つは学生の成長が見える。学生は体験実習Iと実地教育研究は同じ学校に行きます。1年生のクラス、それから2年生の毎週木曜日春学期、その違いです。その成長の度合いが見えてとても張り合いがある、教えがいがあるということを現場の校長先生や担当してくださる担任の先生がよく話してくれます。

2つ目は、やはり今の学校に大学から出てきてすぐにいろいろな問題状況を把握するのが難しい。だから今のうちにしっかり見ておいてほしいということをおっしゃっていました。

3つ目は体験実習1や実地教育研究で来た学生が、そのあとボランティアとしてその学校に関わるという事例が増えてきています。それが非常に助かっているということをお話していました。今日も別の事情で午前中実習校に行ってきましたが、「ボランティアをお願いするときはどうしたらいいのか」という質問を受けました。関学はさきほど言ったような形で協力をお願いしていますので、

「ボランティア等も積極的に受けて知らせます」ということで1つの手続きを決めていることをお話しして帰ってきました。そういうことでボランティアが来てくれて非常に助かっているということがあります。以上です。

○四天王寺大学および関西学院大学の発表に関する質疑応答

質問者E： 峯岸先生、八木先生のお二方に質問です。私どもは小規模・マイノリティ大学として大規模・マジョリティ大学ではどんなふう運営していらっしゃるのかということに大変興味があります。例えば峯岸先生の場合、関西学院大学はこういった体験実習や実地教育研究、教育実習にそれぞれ主担の先生がおられたり、あるいはワーキンググループのようなものがあったりして、それを全体の会義で承認を得ているスタイルなのか、それとも全員がすべてに関与するのか、どんな感じで分担しているのかを教えてください。

八木先生はインターンシップ、教育実習では訪問指導は全員で当たられると聞いています。主担とかワーキンググループとか、全体での意思統一といったことをどのような形でしておられるのかをお聞かせいただけますでしょうか。

八木： 学校インターンシップは4名の先生で1人が教育学担当の先生です。あとの3名の先生は現場経験のある先生です。お1人は校長先生をされていた藤井寺市の教育委員会の方と羽曳野市の校長先生をされていた先生が1人。もう1人は現場経験のある先生です。やはり最初導入するときには、いろいろな問題がありました。教育委員会と協定を結んでいたのですが、末端の幼稚園・小学校・中学校の校長先生には十分に連絡が通じておらず、初年度のときは「いや、うちは聞いていない」というようなことを言われました。担当されている先生の一人が藤井寺市の小学校で勤務経験があるので、藤井寺市の小学校を全部説得してもらって調整して、なんとかできるようにしました。教育実習に関しては、本学は小学校・幼児教育コースなので幼稚園の方も含まれます。幼児教育専攻の専門の先生1名と3名の現場経験のある先生で4名に実習指導をお願いしています。その分、学生の姿が見えないので、実習訪問指導は専任教員が自分のゼミの学生を担当します。また、そのゼミの先生が3年生、4年生の担任として学生の教員採用試験の勉強を見たり、面接の練習をします。例えば、教員採用試験で、地域によっては、担任の先生に内申書のようなものを書かせるときがあります。この場合、学生について評価結果を書けるようになっておく必要がありますので、各先生はきちっと責任を持ってやってくださいということで基本的には進めています。以上です。

峯岸： 初等教育コースの体験実習Iは、事前事後指導を6名が行います。巡回指導は5日間という期間が短いので、全員で分担して5日間の間でやります。5日間といっても9月1日から18～20日までの間です。

それから実地教育研究は、4名の専任教員と2名の非常勤講師が担当しています。この実地教育はすべてこの担当教員が5月、6月に4回ずつ8回の木曜日に行くようにしています。それから小学校教育実習は、専任教員全員で巡回指導しています。分級は7クラスあります。基本的には事前事後指導をさきほどと同じように分級担当の教員がします。ちなみに小学校教育実習の事前事後指導は事前が3回、事後が5回の8回です。体験と実地は1回ずつ少ないです。

質問者C： 峯岸先生のおっしゃった実地指導では101校を6名で回るといえることですか？ そうすると、1人が20校近いですね。期間は？

峯岸：2ヶ月。5月、6月。

質問者C：それでも曜日が決まっているから5、6日ですよ。

峯岸：8回です。学生が午前中に行っていますので、原則的にどの先生も午前中に行かれます。1時半までの間に実習をするようにしています。

質問者C：1回に1校では間に合わなかったり、1日に2校以上回らないと間に合わなかったりという話になってきませんか？

峯岸：私は先週3校回りました。今回は午前中に3校を2回入れています。遠方になってくると、そこまでのアクセスがかかりますので、その場合は2校ぐらいしか回られません。西宮市内に近い学校でしたら3校回ることも可能なので、そのようにしています。

質問者C：3校回るときでもやはり本人と指導にあたってもらっている先生と面談をされるわけですか？

峯岸：面談が可能なきにはさせてもらいますが、そうではないときもあります。例えば学生が先生と一緒に児童を指導しているとか、プール指導しているときとかは面談が無理なので、そのときは視察だけして帰ってきます。ただ校長先生とは必ずご挨拶をして、問題点や改善点がないかどうかを聞いて帰ってくるようにしています。

質問者F：追手門学院大学の田中と申します。峯岸先生にお尋ねします。この教育実習体験あるいは実地体験、振り返りの視点とか観察の視点とかを明確にしているということで、学生が漠然と経験してきたときに、何を学んできたかという事は私たちが指導するうえで大変参考になりました。お尋ねしたいのは、端的に申しますと関西学院大学の教育学部でやっている教育実習のカリキュラムを教育学部以外の学部でも実施できているのかどうか。あるいは他の学部では可能なのかどうかをお聞きしたいです。

峯岸：2つお答えします。1点目、他の学部ではどうかという点については、中・高の免許を扱っている教職研究センターではしていません。それから2つ目、それは可能かどうかというのは関学の免許を取る学生数の規模を考えると不可能だと思います。何らかのミニマムを取り入れていくことは可能かもしれませんが、今の規模を考えると不可能だと思います。

質問者F：例えば本実習を3年生の後期に実施されていますけれども、実は私どもの大学でも教育実習を3年生でもやれるようにしていたのですが、文部科学省から指導があり、「3年生ではやるな、4年生でやれ」と強力に言われました。3年生でやるならば「やむを得ないというそれなりの根拠を示せ」と言われました。そのあたりでは峯岸先生は教育学部の課程認定に関わっているのかはわかりませんが、特に3年生でやることについて、例えば、文部科学省から教育実習は仕上げだから4年生でやるようにとは言われなかったのかどうかをお尋ねしたいと思います。

峯岸：大変申し訳ないのですが、私はそれについてはわからないのでお答えできません。

質問者C：八木先生のところも3年生でやりますよね？

八木：私のところは教育学部だけが併修免許状を可能にしていますので、それを根拠にたぶん3年生で大丈夫かなと思います。人文社会学部の方は併修免許状を設定していないので4年生で実習に行かせています。3年生では行けないことになっています。

質問者 F：併修免許状を設定しているとはいえ、小学校・中学校の免許を取られるようにしても、実際には小学校だけしか免許を取っていない人でも3年生で行ってしまってもいいわけですか？

八木：そうです。カリキュラム上それで提出していますから。併修免許状を取れるということを前提の中で設定したので、たぶんそれでだと思います。

質問者 F：例えば八木先生としては3年生で実習に行くのと4年生で実習に行くのでは、もしどちらかだけというのではあればどちらがいいと思いますか？

八木：小学校・幼児教育コースは小学校の基本免許状を取得し、小学校の実習に行けば、幼稚園は実習に行かなくても、他に単位を修得すれば幼稚園の免許状も取得できます。併修免許状で中学校の英語も取れるのですが、この前の実地視察のときに小学校で3年生が実習に行った後、幼稚園も取る場合は、幼稚園の方も4年生で行かせるように努力しなさいと言われました。そういう意味では3年生で1つどこかに行っておいて、もう1つ隣接するところに行っておいた方が学生の学ぶ幅が広がるかなと思います。例えば、小学校に3年生で実習に行った学生が、その実習で子どもに一生懸命積極的に関わることを学びました。そして、4年生の6月に中学校に実習に行ったときに同じことをやったのです。小学生にやるのと同じことを中学生にやると、中学生は引きまますよね。うっとうしがられますので、担任の先生から中学生はそうではないと言われたそうです。小学校でやったのと同じことをやっていたら駄目だよと言われて、「ああ、そういうことがあるんだとわかりました」と学んで帰ってきました。できればそういう隣接するところで2か所に実習に行かせた方が、学生にとっては勉強になるかなと思います。

○関西学院大学の発表に関する質疑応答

質問者 G：今のことと少し関係があるかと思いますが、峯岸先生のサブタイトルです。私の理解によりますと、表題はよくわかります。「教育実習をどう充実させるかー関西学院大学の取り組みー」。このサブタイトルですが、私がこのように理解しているのはこれでいいのかどうか教えていただきたいです。

多面的な観察と振り返りによる実習経験の整理に基づく実習カリキュラムの体系化ということが多面的な観察というのは実習生が観察するというものでいいですか？ 振り返りも実習生がということでもいいですか？

峯岸：はい。

質問者 G：それから実習経験の整理は先生が整理されるということでしょうか？

峯岸：それは違います。実習経験の振り返りをしながら学生自身が自分の経験を整理します。それと、それに対して教員がコメントしてくる。そのことでさらに学生自身がもう一度考えてみる。そういうことを振り返りでは意図しています。だから単純に学生だけの報告書による話し合いではなくて、必ず教員がそこでコメントして関わるということを先生方で意思統一しています。

質問者 G：学生が自分自身の実習経験を整理することに教員が関わるということ。それに基づいて実習カリキュラムを体系化するという意味だと思うのですが、カリキュラムが体系化されたものというのは、資料に基づくかぎり1頁のこれでよろしいですか？つまり、体系化の意味といいですか。実習は何年生にやらせればいいのかとか振り分けてあります。これと整理したものと体系化の関連といいですか、意味づけです。たぶんカリキュラムを体系化されたものが1頁のこれであろうと思

ます。その体系化の意味が私の理解では難しいです。個別の指導というものが全体の指導に関わっていかねばいけないとか、そういう意味で体系化を考えています。実習にいつ行かせるのか、そういうこととの関連だと思います。1頁のところの説明していただければ、いつ行かせたらいいのかというような質問にも関連してくるのではないかとというのが質問です。

峯岸：2つあります。1つ目はこの実習制度は既に私が関学の教育学部に勤めるときに出来上っていましたので、基本的に3年生で教育実習に行くという前提でこの制度設計はしました。2つ目。体系化というのはさきほども述べましたけれども、2頁に事前事後指導プログラムの一覧が出ていますが、そこにある観察それから振り返り、これらを通して教育実習そのものだけをどうにかするというのではなくて、関学は1年生からのこういう独自の実習を持っていますので、1年生からの実習を通して3年生の教育実習を充実させるという方法で考えたわけです。ですから体系化というのは小学校教育実習を有効なものにするために、こういう観察それから振り返りの視点を1年次から行っていけば教育実習が学生にとっていいものになるだろうということが重要です。

司会：ありがとうございました。まだまだご質問やご意見がおありではないかと思いますが、時間が予定をオーバーしてきましたので、このへんで課題研究会を閉会させていただきたいと思います。3人の先生、どうもありがとうございました。

【研究報告】

実地視察大学からの事例報告～園田学園女子大学～

園田学園女子大学人間教育学部教授・学生支援部長 大江 篤

1. はじめに

本学は2012年7月20日に文部科学省の実地視察を受けた。本学は、2002年に人間健康学部、2008年に人間教育学部を開設することにより、教職課程の免許の種類も増加し、履修学生も増加傾向にある。この間、教職課程の学生指導の体制やカリキュラムポリシー、ディプロマポリシーとの整合性などの議論を進めてきた。人間教育学部が完成年度をむかえた次の年度であり、検討中の事項も多かったものの、今後の指針となる指摘があり、本学として取り組む課題が明確になった。小稿では、文部科学省からの事前の視察事項と当日の質問事項をふまえて、「組織的指導体制」「教育内容」「教育実習」「教育委員会等の関係機関との連携・協働状況」の4点を中心に報告したい。

2. 大学における組織的指導体制

教職課程を運営する大学の組織的指導体制については、平成20年11月12日の教員免許法施行規則の改正により、第22条の4に努力義務化されている「認定課程を有する大学は…当該認定課程全体を通じて当該学生に対する適切な指導及び助言を行うよう努めなければならない」とある点によっている。当該項目についての事前の質問は、

- ① 全学的な組織である教職課程委員会の役割を、具体的にご説明いただきたい。
- ② 教職課程（「教科に関する科目」及び「教職に関する科目」を含めた教員養成のためのカリキュラム全体）の編成方針、各科目内容、学生の履修指導等は、教職課程委員会内で、どのように企画立案され、決定されているのか。
- ③ 教職課程の学生に対する履修指導として特に工夫をしている点について説明されたい。
- ④ 資格支援課には何人くらいの学生が相談に来るのか。
- ⑤ 教員免許状取得希望者は学年が上がるにつれて減少する大学が多いが、貴学の場合、3年次まではほぼ横ばいとなっている。それはどのような取り組みによるものか。
- ⑥ 未来デザイン学部は平成18年度に設置して、平成22年度に学生募集の停止をしているが、どのような理由によるものか。募集停止後も、教職を志望する学生のために教職課程を運用しているか。

の6点であった。本学では、①②が教職課程の運営体制に関する質問、③④⑤が教職課程履修学生への指導体制についての質問、⑥は募集停止となった学部を設置している教員免許状の取得希望

生への対応についての質問である。

③④⑤については、教職課程だけではなく、人間健康学部、短期大学部では担任制、人間教育学部ではCA（カレッジ・アドバイザー）制を実施し、個々の学生の生活指導や学習相談を行っていることを説明した。規模の小さな大学であるからこそ、一人ひとりの学生を支援することが重要であると考えていることを説明した。また、教職を志望する学生が卒業年次まで減少しない理由は、本学の学部学科の教育課程の特質にあると回答した。本学は、多くの学科が教職を含め、国家資格を取得するための養成課程となっている。したがって、卒業後の進路を明確に意識する学生が多く、教職課程を希望する学生も入学当初から強い希望を持つ。先の担任制・CA制に加え、1年次からボランティア活動等を通じて児童・生徒とふれあう機会をもち、教職課程履修の意識をたかめることにつとめている。結果として、介護等体験、教育実習に至るまで減少することなく希望を持続させることができている。また、教職課程の学生の学習支援のために、教職学習支援室を設置し、非常勤職の教員を配置し、教職志望者に対応している。教職学習支援室については、高い評価を得ることができた。

⑥については、学部改組の経緯を説明するとともに、教職課程の運用について次のように回答した。国語2名、情報1名の教員免許状取得予定者については、少人数であるため、模擬授業などは他学部の学生とともに実施することで充実した指導をおこなうことができた。視察後であるが、過年度生で教員採用試験への合格者があった。募集停止後は、学生に不利益にならないような配慮が必要であると思われる。

さて、視察当日に質問があった点が①②である。教職課程に関わるカリキュラムの編成方針や教育内容、学生への履修指導等における教職課程委員会の役割について質疑があった。

本学の教職課程委員会は、学長指名による10名程度の1年任期（再任は拒まない）の各課程（免許種毎）の教員で構成され、委員長は互選である。教職課程の企画立案・教員養成推進策の策定・教員採用試験対策の推進を所管している。2か月に一度、委員会を開催し、教職課程の教育課程、実習指導などについて審議している。

また、本学のカリキュラムは、次の手順で編成している。教職課程については教職課程委員会、共通科目は共通教育委員会、学科専門科目は教務委員会で編成したうえで、カリキュラム委員会（委員長（互選）、学科長、センター長・研究所長、学生支援部長）で審議、運営会議（学長、学部長、事務局部長）で審議のうえ、評議会全学会議、教授会での審議を経て決定している。

先に述べたように、本学の各学科の教育課程は、国家資格の養成課程であり、教職課程についても学科の特性があり、全学的な議論、運用の場となることが困難であった。そこで、2011年度に全学的な視点から教育課程を横断的に捉え、議論、運用していく仕組みとしたカリキュラム委員会を設置した。現状では十分に機能しているとは言い難いが、視察時には取り組みの方向性と課題を説明した。また、「今後の教員養成・免許制度の在り方について（答申）」（平成18年7月11日中央教育審議会）で提言されている「教職課程の質的水準の向上」のための方策において、「教員養成カリキュラム委員会の機能の充実・強化」があげられていることから明らかに、教職課程委員会が教職課程の運営にしめる役割は大きく、各委員は自らが担当する免許種に関わる事項だけではなく、本学の教職課程の質的な向上のために議論する場であり、責任を持って課程を運営する必要があることを痛感した。

3. 教育内容（シラバス等）

教職課程の教育内容についての視察事項は次のとおりである。

- ⑦施行規則に定める科目区分の内容が含まれていない。免許法施行規則上の「含むべき事項」を踏まえ、授業計画を検討されたい。
- ⑧授業計画の内容で、採用試験対策を行っている科目があるが、教職課程の科目に含める事項として不適切であるので、内容を見直すこと。
- ⑨シラバスの授業計画について、同一テーマを並べて記載しているものが見られるが、各回の取り扱う内容がわかるよう詳細に明記すること。
- ⑩授業計画でテストのみしか行っていない回のある授業が見られるが、大学設置基準に定める単位に見合った時間数を確保できているのか。

⑦については、施行規則において「教育に関する社会的、制度的又は経営的事項」に該当する科目として、本学では「教育社会学」と「人権教育」の2科目を配置している。それぞれの科目のシラバスの内容があまりにも異なり、この内容で「含むべき事項」が満たされていないのではないかと指摘であった。本学では2科目とも必修としており、2科目で「含むべき事項」を踏まえていると回答した。

⑧、⑨、⑩はシラバスの内容の不備によるものであった。当日の質問では、これに加えて、「同じ科目を2人の教員が教えているが、内容が異なっている。施行規則上の内容があるのに、あまりにも異なるのはいかがなものか」との指摘もあった。

本学では、シラバスの作成について、Web上で教員が入力したのち、各学科、各委員会に点検を依頼し、学生支援部教務課においてもチェックする体制をとっている。今回、事前の質問事項が届いた時点で、指摘のあった3つの事項を中心に教職課程のすべてのシラバスを教職課程委員会点検し、第2学期分については、修正を行った。当日、改めてシラバスの調査はなかったが、点検、修正作業の中で、シラバスの点検作業とそれにもとづく修正が十分になされていないことが明らかとなった。2013年度シラバスについては、より実効性のあるシラバス点検を実施できるよう各委員会で説明を行った。学生の学修時間の確保、単位の実質化を図るためにも、シラバスの内容は重要である。指摘、点検があるから指摘事項について修正するというのではなく、充実した教育活動をわかりやすく学生に伝達するために必要なツールとしてシラバスへの記載内容を検討していく必要性を認識した。教職課程だけでなく、全学でシラバスについてのコンセンサスを十分に得たうえでの取り組みになるよう検討することが課題である。

また、教育内容の質の保証については、

- ⑪教職課程の不断の見直しを行うだけでなく、各授業科目を担当する大学教員の資質を確保するためにどのような取り組みを行っているか。

⑫学生から、大学教員の授業に対する評価・要望・感想などに耳を傾ける何らかの取り組み・工夫をしているのか。取り組みがあるとすれば、これらの評価等に対して、大学や大学教員はどのような改善を図っているのか。（←学生による「授業評価委員会」や「FD委員会」など、組織的な取り組みがなされているか。）

という質問事項も「その他」としてあげられた。当日の質疑のなかでも、「例えば、他大学でよくあるが、FDの一環として教職課程のカリキュラムのしくみを、担当教員で共通理解を図っていくとか、大学の教育方針とのマッチングを考えていくとか、その中で、シラバスの作り方についての学習会を開催しているような事例もあるが、何かそのようなことはしているか」という質問もあった。

本学のFD活動は、学生による授業評価アンケート、公開授業、学生と教員による授業について話し合う会の開催がある。また、教員組織のFD委員会に加え、学生FD委員会を定め、FD活動の内容などについて協議する。授業改善については、学科毎に授業研究会を開催するとともに、イントラネットのポータルサイト上で改善方法を公開している。また、教員を対象とした研修は、年に一度全学研修会が開かれるのみで、教職課程としての取り組みはない。全学教職員研修の内容も必ずしも教学に関わるものとは限らない。学外の学会、研修会への教職担当教員の参加についても、各教員の個人研究にとどまっており、教職課程委員会として課題を共有し、議論する場を設けたことはない。第2節で述べた教職課程委員会の重要性は、教職課程の運営だけではなく、教育内容に関わる課題であり、大学として設置している教職課程の意義を共有したうえで、質の向上に向けて取り組んでいかなければならない。

4. 教育実習

教育実習については、次のように、評価の公正さという視点からの質問があった。事前の視察事項では、

平成18年7月の中教審答申「今後の教員養成・免許制度の在り方について」では、教育実習においては、課程認定大学と実習校の協力により、授業案を作成したり、教材研究の指導を行うなど、大学の教員と実習校の教員が連携して指導に当たる機会を積極的に取り入れることが必要である。また、実習成績の評価についても、適切な役割分担の下に、協働して行うことが適当であるが、その場合には、実習校により評価にばらつきが生じないように留意する必要がある、と述べられている。

また、平成20年11月12日の教育職員免許法施行規則の改正により、第22条の5において、教育実習の円滑な実施が努力義務化されている。

(参考) 教育職員免許法施行規則 (昭和二十九年十月二十七日文部省令第二十六号)
第二十二條の五 認定課程を有する大学は、第六條第一項の表第五欄に掲げる教育実習、第七條第一項の表第四欄に規定する心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習、第十條の表第五欄に規定する養護実習及び第十條の四の表第五欄に規定する栄養教育実習 (この条において「教育実習等」という。) を行うに当たつては、教育実習等の受入先の協力を得て、その円滑な実施に努めなければならない。

と述べられたあと、

⑬教育実習は大学の教育課程の中の一つの授業であり、成績評価も含め大学が責任を持つこととされている。貴学では教育実習中の学生に対してどのような指導を行っているのか。また教育実習の指導や評価等について、実習校との連携体制についても説明いただきたい。

⑭教育実習について、免許状の学校種ごとに受講資格を設けているが、例年、実習希望者のうち、実際に教育実習に行くことを許可されるのはどれぐらいの割合か。

⑮教育実習校の確保については、教育委員会への依頼、学生自身で内諾を得る等の方法で行っているとのことだが、それぞれで実習を行う学生の割合はどうなっているのか。

という質問事項があった。

⑬については、教育実習期間中は、各実習校園での指導（内容・方法）に任せている。ただし、遠隔地であっても実習期間中に必ず訪問指導をすることになっている。また、期間中の学生の相談は、メール、電話などにより連絡、指導にあたることもある。

実習校園との連携については、事前の実習依頼の段階から実習後の評価に至るまで、学生支援部資格支援課を窓口として担当教員とともに連絡調整にあたる。また、実習期間中に実習生や実習校園から連絡や報告があった場合には、担当教員及び学生支援部資格支援課が必要な対応を行う。重大な事態が発生した場合は、教職課程委員会を開催して協議し対応することとしている。

評価については、大学作成の評価書式に則った各実習校園の評価をもとに、実習生の実習記録や担当教員の訪問指導記録等を勘案して実習担当教員が総合的に最終評価をしている。

⑭については、原則として実習希望者はすべて実習に行かせている。しかしながら、実習の辞退者、実習中の辞退がある。また、例年、全体の1割弱（4、5人）が教育実習に行くことを許可されない例（習得すべき科目、単位が習得できていなかった）があるが、内規どおり運用されていないため、実習指導を検討する必要がある。

⑮はすべての免許種で70%から80%が母校での実習となっているのが実情である。

以上、三つの質問を通して、

大学による教育実習指導体制や評価の客観性の観点から、可能な限り大学が所在する近隣において実習先を確保することが望ましいが、学生が出身地の学校への就職を希望する等により、やむを得ず遠隔地における教育実習を行う場合においても、大学が、実習先の学校と連携し教育実習に関わる体制を構築するとともに、公正な評価となるように努めること。

という指摘があった。本学の教育実習の訪問指導については、科目担当者、教職課程担当者だけではなく、学科教員全員が分担して指導にあたっている。教育実習の事前事後の指導については、免許種毎に回数、内容に差があったが、全学的に基準を設け、より充実した実習指導になるよう検討中である。また、教育実習の評価基準をどのように実習校園に伝えるかについては、教職課程委員会で継続的に審議することになった。

5. 教育委員会等の関係機関との連携・協働状況

教育委員会等との連携・協働については、次の三つの視察事項があった。

⑯教職を志す学生（教職課程を履修している学生）が、在学中に、学校現場体験、ボランティア体験等を積極的にすることを可能とするために、大学として取り組んでいる点をご説明いただきたい。

⑰教職課程ではさまざまな現場での社会体験を重視しているとあるが、こういった取組を行っているのか。

⑱現在、中央教育審議会では、教員の養成・採用・研修の一体的改革について審議をしているところであるが、その中では、教育委員会・学校と大学との連携・協働についても一つの論点として挙げられている。貴学が、教育委員会・学校との連携について取り組んでいる点があればご説明いただきたい。

本学は、近隣の5教育委員会（尼崎市・豊中市・吹田市・宝塚市・京都府）と提携を結んでいる。なかでも尼崎市教育委員会とはさまざまな取り組みを実施している。人間教育学部では、2011年度から小学校観察実習、これは2013年度からは幼稚園、子育て支援施設を含めてのプログラムを単位化を含めて計画中である。また、学園の付属幼稚園や小学校で専門科目の授業内で連携活動も実施している。さらに、2012年度からカンタベリー大学（ニュージーランド）教育学部の学生が来日し、尼崎市立杭瀬小学校、豊中市立上野小学校での短期研修（研究）を実施した。その際、本学の教育実習生や教職課程履修者との交流も実施することができた。

⑰の社会体験としては、尼崎市がNPOに委託している子育て支援施設におけるボランティアを実施した。尼崎市立杭瀬小学校区における小学校区学習センター構想の実現のため、ワークショップやボランティア、まちづくりへの参画など、地域社会での体験を実施している。さらに、教育委員会との提携だけではなく、尼崎商工会議所や尼崎市の各部署、自治会単位でのボランティアの依頼も積極的に参加するようによびかけ、スクールボランティアについては学生支援部資格支援課、それ以外のボランティアについては学生支援部学生課で受付を行う。

従来、スクールボランティアに関しては、教職課程に関わる教員や学生支援部資格支援課で案内を掲示し、呼びかけるだけであり、どの学生がどのような現場体験を行っているかを把握していなかった。今回の実地視察では、教員を通じて、教育現場での活動内容を実施し、数値化した。今後は、学生の現場体験を活発に行うための仕組みづくりが必要だと考えている。

その一環として、大学共通科目に「ボランティア活動 理論と方法」という講義科目（教科または教職に関する科目）を設置し、2012年度には学生の活動内容を評価する認定科目「ボランティア」（自由科目、1単位）を設けた。前者では、3時間以上のボランティア体験を行うことを課題とし、終了時に活動内容と感想を書き、ボランティア主催者のコメントとサインをいただく、A4一枚の報告書を提出させている。報告書は1回のボランティア活動につき一枚作成し、その蓄積で1年間もしくは4年間で「ボランティア」の活動記録を付した認定証を授与する予定である。

また、学生にはインターネット上の学内ポータルページでボランティアの案内を出し、周知している。また、今年度から中間支援のNPO法人シンフォニーと提携し、市内のボランティア情報の収集と学生とのマッチングができるシステムの構築を考えている。

この他、⑱に関連して、本学と尼崎市教育委員会との連携については、教育研修センターと協働で、市内教育職員の研修や授業研究会に本学の教員が講師として参加している。また、市内小学校などで特色ある教育を実施している教育内容や学校行事に学生が参加している。

文部科学省の指摘事項では、

大学として、地元の教育委員会と連携し、ボランティアを授業科目として位置づけるなど、積極的な取組を行っている。教職に関心のある学生が、早い段階から学校におけるボランティア活動等を通じて、教職の魅力や教員としての適性等を把握した上で、教員免許状の取得を目指すことは重要であることから、今後、教育委員会や学校とより一層の連携・協力体制を強化していくこと。

とあり、本学の取り組みを評価していただいたとともに、今後もより強化することが求められている。本学の場合、国家資格養成のための実習が3年次に集中し、4年次に国家試験の受験を控えている学科があることから、1年次、2年次にどれだけボランティアとして教育現場に出せるが課題となる。

6. むすびにかえて

以上、文部科学省の実地視察について、4つの項目を中心に視察事項と本学の対応を報告した。この他、施設、設備の面においては、図書館における教職関連の図書・雑誌の充実、教科書、学習指導要領等について、学生の利便性を考慮した配置とすること、さらに、理科室の設備の充実が指摘された。

文部科学省の講評は、「教員養成に関する教育課程、教員組織等については概ね教職課程認定基準を満たしている」というものであったが、本学の教職課程には、認定を受けて年数の浅いものもあり、教員組織、教育内容、教育委員会の連携のいずれにおいても、教育改革に取り組みはじめたばかりである。その方向性が誤りではないことは確認できたが、これから改善していくべき課題が山積であることも実感している。

本学は「捨我精進」という建学の精神のもと、「経験値教育」という特色ある教育をめざしている。それぞれの学部学科の専門性を活かしつつ、全学的な教員養成課程はどのように充実できるか、実地視察を契機に新しい段階に踏み出すことが必要であると思われる。

雑駁な報告ではあるが、各大学の教職課程関係の皆さまに少しでも資するところがあれば幸いである。

【研究報告】

実地視察大学からの事例報告 一指摘事項を中心に

帝塚山学院大学 大学事務局企画室長 奥 田 晃 子

はじめに

本学は、平成 24 年 7 月 19 日に教職課程認定大学実地視察を受けました。

実施視察については、4 月 10 日に文部科学省より連絡があり、実地視察日の 1 ヶ月前、つまり 6 月 19 日が書類提出締切日でした。実地視察の調査票につきましては、学科等の概要、免許状の取得者人数、5 年間の免許状取得者の人数、就職状況、教員組織、指導体制、教育課程の実施、指導体制などの調査票一式と、他に教職に関する科目のシラバス、教育実習の評価項目表、学生要覧、履修内容、学則、4 月 1 日現在の様式 2 号と履修カルテを提出しました。

本学は、入学定員が 520 名の小規模大学で、本学の教員養成課程は以下のとおりで、毎年教育実習には、60 名程度が参加する状況です。

リベラルアーツ学部	リベラルアーツ学科	中・高一種免許状（国語） 中・高一種免許状（英語）
人間科学部	情報メディア学科	高一種免許状（情報）
	心理学科	養護教諭一種免許状、中・高一種免許状（保健）
	食物栄養学科	栄養教諭一種免許状
人間科学研究科	人間科学専攻	栄養教諭専修免許状

それでは、本学の実地視察において、指摘事項を中心に報告いたします。

【指摘事項について】

1. 教職課程の実施・指導体制

教員養成に対する理念はあるけれども、それを明確化・具体化するための教職課程に関する全学的組織が十分に機能していないという厳しい指摘がありました。「今後、教育課程の編成や教員配置等の意思決定を実質的に行うことを可能とする全学的な組織の構築を図る」ようにとのことでした。本学は、平成 22 年度に教職課程委員会というのを設置し、体制整備に努めてきました。まだ、十分な体制として機能していないという点が指摘されました。特に、教員個人はいろいろと工夫をして指導されているけれども、それが全学的組織として十分機能していないという指摘でした。本学は小規模大学ですが、2つのキャンパスがあります。そういう事情もあって、十分な体制整備ができていなかったと反省しています。

また、教員養成課程の支援を図るために、平成 25 年度から「教職支援室」を開設する予定にしておりました。この点につきましては視察委員の方からカリキュラムや学生ボランティア活動を含めて、コーディネートする組織をきちんと整備して支援室が十分機能するように全教職員が協力して

充実させていただきたいとアドバイスいただきました。また、教員養成の理念を明確化・具体化については、学生にどのような知識をどのように身につけさせ、教職課程を学科ごとにどのように特徴づけていくかということが重要なので、学生には、きちんと履修科目を示して、学科の特徴を生かして、教員の養成に取り組んでほしいとの意見もいただきました。

2. 教職課程の履修方法およびシラバスの状況

本学のシラバスにも、同一科目でありながら、内容が教員個人に任されていた関係で、少し内容が異なっていたところがありました。同じ科目については、同シラバスにするようにとの指摘がありました。いくつかの科目では、シラバスの使用テキスト欄に「学習指導要領」の記載がないことも指摘されました。また、教科に関する科目においては、一つの課程において共通開設の科目の取扱いが間違っていましたので指摘を受けました。共通開設の科目については、昨年度の課題研究会でも報告されていました。しかしながら、本学もこの共通開設科目の取扱いについては、文部科学省の方から、平成22年3月22日の通知に従い早急に改善の対応ができていませんで、その点が指摘されました。

4月に実地視察が決定いたしましたので、学内で改善策を検討しておりました。改善報告案を持って6月29日に文部科学省に相談に伺っていましたが、7月19日の実地視察では指摘されました。

また、複数教科の免許状が取得できる学科について、「学位プログラムと教職課程との相当関係」の図表を示され、学位プログラムと教職課程の相当関係をよく考えてカリキュラムを充実させること、あるいは取得免許状別のコース分けをして、コースごとのカリキュラム編成をするなどの工夫があるのではないかと指摘されました。

3. 教育実習の取組状況

人間科学部情報メディア学科においては、教育実習の担当者はe-learningというシステムを使っています。このソフトでは、学生が、携帯電話から、教員へ質問ができたり、実習生同士で実習中の不安や悩みごとをネット上で会話ができたりするようなシステムになっています。このシステムについては、細やかな指導ができているということで、高く評価していただきました。教育実習の取組み状況で、全体としては、やはり母校実習が多いということと、成績評価について実習校に委ねていることが問題ではないかという指摘がありました。本学には附属小学校、中学校がございますので、栄養教諭につきましては、附属小学校と近隣の小学校で実習をさせていただいています。しかし、他の免許状につきましては、全体で65%が母校実習となっています。また、成績評価をどのように実習校に説明しているのか、評価基準に関する冊子を作っているのかという質問がありました。成績評価につきましては、実習簿に記載しているものを教育実習の事前指導時間において教員が学生に説明しております。それを学生自身が、実習校で実習指導者に対して説明するようにしておりました。この点については、きちんと大学の教員が実習校に出向いて説明するようにとの指摘でした。

4. 学生への教職指導の取組状況と体制

「教職に関心がある学生が、早い段階から学校におけるボランティア活動等を通じて、教職の魅

力や教員としての適性等を把握した上で、教員免許状の取得を目指すことが重要である」ということから、教職指導を大学として、今後どのように考えて行くのかという質問がありました。これに対しましては、本学学長より、「来年度に向けて教職支援室を開設し、教職課程履修者の増加及び教職課程履修者の質の向上、また教職採用試験の支援等を行って、教職課程の充実、人材養成に努めたい」と回答しました。また同時に、教職担当教員のFD研修会や学内のFD研修会を充実させることが必要であるという指摘をいただきました。

5. 教育委員会等の関係機関との連携、協働状況

本学では多くの学生が学校ボランティア活動に参加しております。「学生が積極的に参加していることは理解できるが、学生に指導等を行う窓口が一元化されていない」という指摘でした。本学では、授業開講科目名が、「インターンシップ」という科目で一括して授業を行っております。したがって、企業へ行くインターンシップの学生も学校へ行くインターンシップの学生も、同様の事前指導を受けることになっており、目的の異なるインターンシップなので、指導等は企業へのインターンシップとは別に教職履修者に対しての事前指導を行うようにとご指摘でした。

来年度からは、科目名称を「学校インターンシップ」と企業へ行く「インターンシップ」に分けて、「学校インターンシップ」については「教職支援室」が一括して指導を担当することとしました。

6. 施設・設備の状況

「教科書や指導書を含めた教職関連の図書・雑誌を計画的に整備し、これら図書・雑誌の配置については、学生の利便性を考慮した配置とするように」との指摘でした。本学では、教職課程の教科書は、担当教員の研究室とか、教職関係を取りまとめている合同の研究室等に置いていました。図書館には教職課程の教科書が不足しておりまして、専門書、教科書、学習指導要領あるいは教員採用試験の本などを、一括して置くべきではないかということでした。

7. その他、特記事項

中学校及び高等学校教諭一種免許状(保健)の課程において、「教科に関する科目」の専任教員の配置について、「みなし教員」として他学科の教員を配置しておりました。当該科目は、学則上、自学科の科目として開講されているので「みなし教員」の基準が適用できないというご指摘でした。

【改善報告について】

1. 共通開設科目の取扱いについて

上記、指摘事項の2. 教育課程(教職に関する科目及び教科に関する科目)、履修方法及びシラバスの状況のうち、高校教諭一種(情報)課程においては、科目区分の半数を超えて、学科専門科目ではない、学部共通科目群の科目を充てていたことから、平成22年3月23日の事務連絡で通知のあった「教職課程認定基準で定める『共通開設科目』の取扱いに従い、一部、学科専門科目として科目を開講することとし、学則変更を行い基準を満たすよう修正して、改善報告を10月4日付で提出しました。

2. みなし教員の基準について

上記、指摘事項の7. その他特記事項で、中学校及び高等学校教諭一種免許状(保健)の課程において、「教科に関する科目」の専任教員の配置について、「みなし教員」として配置していた科目については、「みなし教員」の基準の条件を満たしていないことから、専任教員の配置をあらためて、改善報告を10月4日付で提出しました。

3. 学位プログラムと教職課程との相当関係について

学位プログラムと教職課程との相当関係については、複数教科の免許状が取得できる学科について指摘を受けました。今後カリキュラムの改善等を検討し、教職課程履修者の登録制の導入や、コース分け、コースごとのカリキュラム編成等を検討して、単位の実質化および専門性が担保されるよう改善を図っていくことを報告しました。

4. その他、教職指導体制等について

教職指導体制については、現在、教職課程委員会規程の見直し、平成25年度からの「教職支援室」の設置により充実を図る計画です。また、教職従事者は少数ながら一定数いるものの、教職希望者が年々減少していること、については、教職支援室の設置により、1年次より教職希望者を登録制とし、きめ細やかな支援ができるように教職支援室の機能を充実していくことしました。

おわりに

今回の視察をきっかけに学内の教職に対する意識が高まりました。实地視察委員からは、厳しい指摘もありましたが、「個々の教員の優れた指導を全学的に拡げていただき、各学科の特徴を活かして教員養成に取り組んでいただきたいとの激励の言葉もいただきました。

实地視察につきましては、あらためて日々の教職課程の点検、見直し、データの蓄積等が重要であり、この課題研究会への積極的な参加と学内での情報共有が必要であると強く感じました。

また、本学が实地視察を受けるにあたっては、加盟大学の事例報告を参考にさせていただき、多くの大学の教職ご担当者の皆様にお問い合わせをさせていただきながら準備を進めました。加盟大学の皆様にはお礼を申し上げるとともに、今後は教職課程に対する深い理解と教職指導の充実を図り体制整備に努めたいと考えています。

[参 考 資 料]

平成24年7月19日(木)
帝塚山学院大学 実地視察日程

1. 視察先

帝塚山学院大学

住 所：大阪府大阪狭山市今熊2-1823

TEL：072-296-1331（事務局 企画室）

2. 視察委員、教育委員会関係者及び文部科学省随行者

実地視察委員：〇〇委員、〇〇委員

文 部 科 学 省：室長補佐（初等中等教育局教職員課教員免許企画室）

専門職（初等中等教育局教職員課免許係）

係員（初等中等教育局教職員課免許係）

係員（初等中等教育局教職員課免許係）

大阪府教育委員会：教職員室教職員企画課 免許補佐

大阪狭山市教育委員会：学校教育グループ課長

3. スケジュール

時 間	事 項	講 義 ・ 施 設
9：30	南海高野線 金剛駅集合 大学へ移動	(金剛駅から大学まで公用車)
10：00 ～ 10：30	視察側打ち合わせ	(大阪狭山キャンパス) 小会議室
10：30 ～ 12：40	紹介・挨拶・日程確認(10分) 教職概要説明(25分) 講義見学(10分) 質疑応答(85分)	(大阪狭山キャンパス) 大会議室 【講義見学】 『日本語表現技法』 『英語科教育法研究』（各5分）
12：40 ～ 13：40	昼食	(大阪狭山キャンパス) 理事長室
13：40 ～ 15：20	講義・施設見学	【講義見学】 『古典文学講読Ⅳ』（10分） 【施設見学】 図書館，教育開発・支援センター， コンピュータ施設等 (泉ヶ丘キャンパス へ移動・・・公用車) 【講義見学】 『生涯学習概論Ⅰ』 『学校保健』（各5分） 【施設見学】 情報機器施設，看護演習室，キャリアセンター他
15：20 ～ 15：50	視察側打ち合わせ	(泉ヶ丘キャンパス) 3階 就職セミナールーム
15：50 ～ 16：30	講評、懇談	(泉ヶ丘キャンパス) 3階 会議室
16：30	終了	(大学から泉ヶ丘駅まで公用車)

〔研究報告〕

課程認定申請大学報告～指摘事項を中心に～

関西学院大学 教職教育研究センター事務長 荒木 邦 広

本日は、本年度の課程認定申請を振り返るということで、主に指摘事項を中心にお話をさせていただきます。正直言いまして、かなり苦労したというのが、結論です。審査に至るまでに色々指摘のやりとりがありましたが、12月16日に文部科学省から、これでよいか確認してください、これでよければ1月に差し替えに来てください、というような連絡をいただきましたので、一件着かなと思いつつ本日を迎えています。

それでは、早速中身の方に入っていきたいと思います。

はじめに、本学の免許課程の現状を説明させていただきます。本学で、現在認可されている免許課程は、11学部21学科2専攻で、中1種免が9教科、高1種免が13教科あります。工業や栄養などはありませんが、主要な教科はだいたい揃っていると思います。大学院のほうも10研究科、16専攻で、中専免が8教科、高専免が12教科になります。これに加えて、聖和キャンパスでは、教育学部の幼児・初等教育学科で、幼1種免、小1種免、臨床教育学科で、中免1種社会、高免1種公民、それから教育学研究科で幼専免を単独でもっています。

このように沢山の課程をもっているわけですが、今回申請しました教育学部は、完成年度を迎えた後に2学科制を1学科制に再編しますという約束をしたうえで、設置の認可が下りたということがありまして、学科再編をしたために免許課程すべてについて再課程認定申請を行うという結果になりました。教育学部を教育学科1学科制にして、幼1種免、小1種免、中1種免の社会、それから高1種免の地歴、公民と特別支援の1種（知的障害、肢体不自由、病弱）、について申請しました。ただ、色々あって、これはまた後でお話させていただきますけれども、特別支援を取り下げるという結果にいたりました。同じく大学院のほうでも、教育学研究科で、小専免、中専免社会、高専免公民を、理工学研究科の人間システム工学専攻で、中専免、高専免の数学と高専免の情報を申請しましたが、これも数学は取り下げという判断をせざるを得なくなりました。

まずは、事前相談です。教育学部のほうは既に認可が下りている課程の再申請が中心なので、何とかなるだろうという少し甘い目で事前相談に行きました。昨年度の全私教協の大会でも様式2号と様式8号を中心に相談すればよろしかろうという話がありましたので、2号と8号で相談に臨みましたが、2号を見られて開口一番、「幼小免というのは教員養成の学部学科あるいは教員養成を主たる目的とする学部学科でなければなりません。そういうことははっきり示されていますよ。」と言われました。また、「その根拠として少なくとも当該学科において開設する科目の半数以上が教員養成に関する科目であること、教員養成に関する科目を相当数履修して卒業することが必要です。」とも言われました。「以前はこれで認可を受けているのですが・・・。」と言ったのですが、逆に、「これでよく通りましたね、どう説明されたのでしょうか。」と厳しいお言葉が返って

きました。様式8号も持って行ったのですが、それについては「様式8号にある具体的なカリキュラムを、1年次からの履修カリキュラムと履修規程で確認させていただきます。」というお話をいただきました。たしかに、今年度の『手引き』のp.183のQ&Aの2番目に、先ほど言いましたような卒業要件の単位数とか位置づけとかが書いてあります。「厳格な基準があるわけではないのですが、少なくとも当該学科において開設される科目の半数以上が教員養成に関する科目ではないとか、あるいは教員の養成に関する科目をほとんど履修できなくても卒業できるような設定になる場合は、教員養成を主たる目的とする学科とはいえませんが。」というようなお話で、幼小免については、カリキュラムの中身がしっかりと詰められていないといけないというコメントがありました。

具体的にどういうことかと言いますと、『教員養成を主たる目的とする学科であると説明ができるように、教員養成科目を相当程度、卒業必修とすること、その目安は、卒業要件の半分以上とする』ということでした。「具体的にどうしたら良いのでしょうか。」と尋ねまして、幼小のカリキュラムにおいて必修を半分以上置くということを具体的に示すには、学生にそのことがわかるようにした資料を作り、様式8号(ウ)で、きっちりと必修科目を明示する、というようなことを確認しました。ある程度具体的に明示をしないと納得してもらえないということだったわけです。それで何とかその辺を整えて、申請をしました。しばらくして申請後の指摘がきました。「目的養成については、卒業要件としていただくようお願いした件についてですが、調整が厳しいようでしたら、卒業要件を必修にしなくても結構です。教員養成を主体と目的とする学科であるというためには、教員養成に関する科目を半分以上おくよう検討してください。」と、ふたたびコメントがありました。厳しいな、と思っていると、「幼稚園については保育士養成科目も併せてのカウントでかまいませんので、カリキュラムを再検討してください。」というようなことを伝えてこられました。また、「免許状取得を卒業要件にする大学もありますが、学生の進路が変わることもあり、それはかなりハードルが高いと思われますので、カリキュラムの編成での対応が良いかと思われます。」と、少し指導が柔らかくなりました。

このように幼小免について、いろいろ指摘いただきましたが、中高免についても、やはり、卒業のカリキュラムとの相当関係という点を強く意識されていました。一つ目は、教科に関する科目について、責任ある運営体制を担保しているかということです。結局、教科に関する科目でも、専任教員がある程度中心的な科目を担当しているかどうか、そういう科目が配置されているかどうか、そういうような見方をされていました。実際に、「専任で〇〇教授をこの科目に置いているが、これは中心的な科目ではないですね。」というような指摘がありました。専門性の担保というところから、免許法上の単位は、ギリギリではなくて相当数はおいてください、というお話もありました。核となる専任教員が必要であり、はっきりとは言われなかったのですが、一般的包括的科目を担当している教員が望ましいというニュアンスがありました。

具体的には、「例えば、社会科の専門性を担保するために、20単位程度の必修では科目履修と変わらず、大学に教職課程をおく意味がありません。通常、開放制の下での教員養成においても、30単位程度は卒業に必要とされています。例えば、教育大学では160単位の社会科科目を開設して、そのうち40単位程度は必修科目としています。それで初めて教科の専門性を確保していると言えるのではないのでしょうか。」という指摘がありました。「もう少し選択必修の仕方を工夫し

ありました。ただ、学則上はコース分けしておりません。「履修コースとして明確に分けてください。」とのアドバイスがありました。

こういう状況で、6月中旬に申請し、6月末に指摘があつて、履修規程はこうでカリキュラムがこうで、というやり取りで、大方2か月かかりました。8月いっぱいくらいまでその話で、「それが確認できないと次の審査に進めません。」というようなことまで強く言われました。別途資料のように、履修規程をこういう形に作りました。これで一応規程の体をなしたということです。もちろん学則にも、『履修規程において定める。』というような一文を設けております。ただ、学則は全学を拘束するところがありますので、現在はこの教育学部だけがきっちりとした履修規程を作ったということで、まだ既存の課程をもっている学部学科については、こういう履修規程はありません。いずれ再課程認定の申請をするときには、こういう規程を全てのところで揃えていかなければならないと思っております。ここには、先ほどの文部科学省からの指摘があつたとおりに、コースを設けて、それぞれの免許種がどういうコースで取れるのかをイメージ化しています。

全体のカリキュラム体系については、単に履修規程ではなくて、別途資料のとおり、『履修規程別表』という形で明示しました。イメージとして見ていただけたらと思いますが、学則上の科目の羅列だけでは、ちょっとわかりづらいということがありますので、別途資料の『別表1』は大きな括りで、ここでもコース分けをしてそれぞれのコース分を作成しました。ここで例えば、先ほどありましたように、30単位くらいは目途にして履修させるということが見えるようにしました。とにかく何とかして免許の再申請を通さないと、教育学部の存続に関わる話ですので、教育学部長はじめ担当者はかなり苦心され、履修表を『課程表』というかたちで作りました。教育学部の全体のカリキュラムを、例えば別途資料の『別表4』で幼児教育コースのカリキュラムですが、全部科目を挙げました。これは去年龍谷大学さんが作られた表を参考にさせていただいて作ったのですけれども、『教科に関する科目』に関連する科目とか、『66条の6』にあたる科目とか、いちいちいろいろな印を入れながら、全体的な関連が見えるような資料を作りました。これでは単位数は足りませんとか、これも必修にしなさいとか、完成までにそういうようなやり取りが結構ありました。それで2か月という時間を取られたというわけです。他のいくつかの大学さんに尋ねたのですが、ここまで厳密に全ての大学が指導されたのではなかったようです。京都のある大学さんもやはり申請されていたので、後日、学則や履修規程を見せていただいたのですが、学則の中に上手に免許課程の科目を埋め込んでおられまして、それと先ほどの免許の種類とかを上手に組み合わせていたので、そういう形で良からうという判断で、ここまで厳密なものは作っておられないということでした。実際、理工学研究科のほうですが、大学院のほうは24単位の『又は科目』の部分だけで申請できますので、それに近いような表現がすでに学則の中にうまく、たまたま嵌っていましたので、大学院の理工学研究科については、こういう履修規程は作らずに済みました。幼小免の課程をかなり重要視しているなかでチェックされたのでしょうか。最終的に教育学部ではこういうような履修規程が出来上がっております。必ずしもこれが完璧なものだと思えませんし、ここまですべてが求められるのかどうか、これまた担当官が変われば、変わってくるかと思いますが、本学では2か月ほど、そういうような苦労が続いたという次第です。

それから次がシラバスです。毎年指摘されることですが、一つはシラバスの記載で、以前から言

われていますが、評価に出席点を加味することは認められません。例えば、『出席点とレポートで総合評価する。』というのは認められません。出席点を評価に加えることは認められないので、修正しました。ところがこれを『出席状況』という形に直したので、「出席状況とは何をもって評価するのか、具体的に『出席』の意味で評価しているわけではないことがわかるように、評価指標を提示しなさい。」と指摘されました。具体的に指標とか、評価の内容は、『授業中の質疑、発表、レポート等による評価を行う。』ということで初めて良かろうということになりました。ですから『出席状況とレポート等で総合評価する。』というような内容のシラバスは、すべて直しました。

大学院の課程ですが、事前相談に持って行ったときに、特に指摘はありませんでした。しかし、提出後に授業内容についても学習指導要領にそった内容で、という指摘がきました。「教科に関する科目として認定を受ける科目については、認定学校種の学習指導要領の記述に該当する内容や明確にその発展的な内容と位置づけられる科目が望ましい。」ということのようです。どこの大学さんもそうでしょうが、大学院の課程については非常に専門性の高い科目を置いて、そこから24単位を修得する。そういうようなことが多いと思うのですが、学習指導要領の内容を意識したものを、授業内容の中に加えないといけないようになったということです。例えば、「工学や理学的要素が強い科目については、数学の教科に関する科目としての位置づけは望ましくない。」とか、「単に数学をツールとして展開するような講義は、数学の教科の科目なのでしょうか。」というような指摘があったわけです。そういうのがいくつかあったからでしょう、「教科に関する科目を別添の様式を用いて説明資料を作成して提出してください。」というように言われました。その際に、「学習指導要領と照らし合せて、関係性を明確に示すこと、その説明ができない場合は教科に関する科目から外すこと。」と言われました。ただ、様式が添付されていなかったのです。送り忘れたのでしょう。別の方策を考えるために様式の催促はしませんでした。（次節の芦屋大学の研究報告で様式について指摘されます。）教科に関する科目名があって、シラバスの内容があって、学習指導要領のどのあたりの内容が該当するのかなというようなことを書くようになっています。ある大学さんは、これを申請した科目すべてに作成されたそうで、相当なボリュームの作業をされたと思いますが、私のところは、その辺には触れませんでした。最終的には教員の業績不足で取り下げたのです。

まとめに入りたいと思います。冒頭で申しましたように、全般的に今回はちょっと甘く見過ぎたという感じがあります。まず一つ目として、『手引き』にあることは、きっちりとしましょうということです。特に履歴書、業績書から関係ない科目は外すなどの基本的なことの担当教員への徹底です。たしかに、それにちょっと近いかな？という形で埋め込んだのもありましたし、10年というところとちょっと微妙だが・・というのもありました。その辺はきっちり外しなさいということです。これをきっちりとしなければ、その教員の分は、審査委員会には諮れません、というような意味のことまではっきりと言われました。結局、業績が科目にフィットしなかったということで、教育学部の特別支援と理工学研究科の専修免の数学を取り下げる結果になりました。やはり非常に厳格に関連づけられて、教科に関連するだろうか、学習指導要領をちゃんと扱って指導出来るのだろうか、この辺に疑問があったと考えられます。時間的に下ろさざるを得なかったので下ろしたともい

えますが、そういうかたちで業績を非常にしっかりと見られていたと思います。

『手引き』にあるとおりに、様式についても、細かく指導がありました。様式の細かい点ですが、空白では書き忘れたのかわからないので、これについては斜線なりを引いてください、というようなことです。「担当形態についても空白のものは認められない、一人で担当するなら斜線もしくは単独担当と記載すること。」こんなことも指摘されました。その他では、科目名称です。これも気を付けておいていただいたほうが良いのかなと思います。例えば、『〇〇研究』というのがあります。しかし、『手引き』p.197の名称例を見れば、どちらかというと同論的内容を扱っているのであれば、専門性を深める意味合いの『研究』というのはそぐわない、と書かれています。例えば、『〇〇論』に直しなさい、ということです。そのことによって、関連するシラバスとか、3号、4号、8号とか、当たり前のことですが、そういうのもちゃんと辻褄を合わせないといけないということです。また、例えば、教科に関する科目でも、日本史、外国史に関連はないとは言わないけれども、やはり学習指導要領にそった内容や概要がちゃんと見えないといけません。そうでなければ、それは外すほうが望ましい、というような話もありました。

事前相談ですが、一応『手引き』では、「行わなくても良い。」と書いてありますが、やはり1回は少なくとも相談しておかないと、申請後の指摘の感触が全くわからないと思います。本学は、事前相談のときに最初に厳しく指摘されましたので、そこから立ち上がるのは苦労しましたが、もう一つは、履修規程の捉え方です。大学側で考えるものと文部科学省側で考えるもの、学部の先生方の教職課程に関する考え方と教免法の教職課程の考え方は、いろんなところで違います。しかし、文部科学省のほうで言われる尺度に、大学が合わさないといけないということです。その辺は気を付けられたほうが良いのではないかと思います。最後は、『手引き』の例示にない科目です。この辺については、指摘もありうるという事なので、いろいろなところへアンテナを張る必要があるのかなと思います。

課程認定は厳しかったということを言いましたけれども、実際のところ、厳しいとはいうものの、しっかりと見るべきところは見るようになりました、ということです。これは、『シナプス』という雑誌の取材記事の中で横須賀先生が答えられているのですが、「基準が厳しくなったということではなくて、基準通りに審査するようになったということ、しっかりやるようになったということです。だから、そういうことで、教員の審査についても、今までであれば、立派な学術の業績がございますよね、ということで通していたこともあったのですが、単にそれだけではなくて、教職課程を教員の養成として意識したような科目として扱っていないと、たしかに学者として優秀かもしれませんが、教科担当としては相応しいと言いはないということ。」というようなお話が載っておりました。本学も一部の課程を取り下げざるをえなかったという結果もありました。このように業績はもとより、カリキュラム体系や授業内容にまで審査が非常に厳格になってきている状況であったということで私のお話を締めくくらせていただきます。ありがとうございました。

教育学部履修規程（抜粋）

1. 趣旨

本規程は関西学院大学学則第 23 条の 2 に基づき、教育学部における授業科目・単位数及び履修方法その他必要な事項を定める。

2. 履修コース

教育学部教育学科に幼児教育コース、初等教育コース、教育科学コースの履修コースを設ける。

3. 各コースの目的

幼児教育コースは、幼稚園教員及び保育士の養成を目的とする。

初等教育コースは、小学校教員の養成を目的とする。

教育科学コースは、教育の本質や理論について考察する教育者の養成を目的とする。

4. 各コースで取得可能な免許状・資格

各コースで取得可能な教員免許状及び保育士資格は以下のとおりである。

幼児教育コース：幼稚園教諭 1 種免許状、保育士資格

初等教育コース：小学校教諭 1 種免許状、幼稚園教諭 1 種免許状

教育科学コース：中学校教諭 1 種免許状（社会）、高等学校教諭 1 種免許状（地理歴史、公民）

5. 卒業必要単位数

各コースにおける卒業に必要な最低単位数を以下の表のとおりとする。

幼児教育コース：別表 1

初等教育コース：別表 2

教育科学コース：別表 3

6. 教育課程

教育学部の学生は、学則及び本履修規程に従って、下記の教育学部教育課程表にある授業科目を履修しなければならない。

幼児教育コース：別表 4

初等教育コース：別表 5

教育科学コース：別表 6

7. 履修基準年度

各学年度で履修できる授業科目は、教育学部教育課程表でこれを定める

8. 履修単位数制限

1. 各学年度において履修できる単位数は次のとおりとする。

第 1 学年度	春学期	24 単位以内、
	秋学期	24 単位以内。
第 2 学年度	春学期	24 単位以内、
	秋学期	24 単位以内。
第 3 学年度	春学期	24 単位以内、
	秋学期	24 単位以内。
第 4 学年度	春学期	24 単位以内、
	秋学期	24 単位以内。

なお、通年科目の単位数は、春学期・秋学期に二等分して計算する。

2. 「教育学部内規」に定める卒業単位に算入されない授業科目については、上記制限の対象外とする。

3. 卒業単位に算入するが、上記制限の対象外とする授業科目については、「教育学部履修心得」でこれを定める。

4. 1 にかかわらず、編入学生に限り、各学期 36 単位まで履修することができる。

5. 1 にかかわらず、複数分野専攻制 (MDS) を履修している者に限り、各学期 36 単位まで履修することができる。

(以下略)

<別表 1> 幼児教育コース卒業必要単位数

総合教育科目	キリスト教科目	必修2単位、選択必修2単位	4	26	124
	言語教育科目	必修(英語)12単位	12		
	情報科学科目	必修2単位	2		
	教養教育科目及びその他総合教育科目から		8		
専門教育科目	学部共通専門教育科目	必修14単位、選択必修 6単位	20	88	
	幼児教育コース・初等教育コース共通 専門教育科目	必修8単位、選択必修18単位	28		
	幼児教育コース専門教育科目				
	その他専門教育科目から		選択必修32単位		
自由履修科目	1. 総合教育科目のうち、卒業必要単位数26単位を超えて修得した科目 2. 専門教育科目のうち、卒業必要単位数88単位を超えて修得した科目 3. 全学科目のうち、卒業単位数に算入できる科目 4. 他学部で修得した科目		10	10	

※教員養成に関する科目を 66 単位以上修得するものとする。

<別表 4> 幼児教育コース教育課程表

＜別表4＞幼児教育コース教育課程表

科目区分	科目名	履修基準年度	単位数			教科	教職	66条の6又は科目	特支	教員養成関連	保育士関連	卒業要件
			必修	選択必修	選択							
キリスト教	キリスト教	1	2								○	キリスト教 2単位を含み、計4単位
	キリスト教と人間 キリスト教の文化と社会	2	2									
総合教育科目	英語A I	1	1								○	計12単位（英語のみ）
	英語A II	1	1								○	
	英語A III	2	1									
	英語A IV	2	1									
	英語B I (コミュニケーション)	1	1					○				
	英語B II (コミュニケーション)	1	1					○				
	英語B III	2	1									
	英語B IV	2	1									
	子どもと英語 I	1	1									
	子どもと英語 II	1	1									
	子どもと英語 III	2	1									
	子どもと英語 IV	2	1									
	フランス語A I	1		1								
	フランス語A II	1		1								
	フランス語A III	2		1								
	フランス語A IV	2		1								
	フランス語B I (コミュニケーション)	1		1								
	フランス語B II (コミュニケーション)	1		1								
	フランス語B III	2		1								
	フランス語B IV	2		1								
	ドイツ語A I	1		1								
	ドイツ語A II	1		1								
	ドイツ語A III	2		1								
	ドイツ語A IV	2		1								
	ドイツ語B I (コミュニケーション)	1		1								
	ドイツ語B II (コミュニケーション)	1		1								
ドイツ語B III	2		1									
ドイツ語B IV	2		1									
中国語 I	1		2									
中国語 II	1		2									
中国語 III	2		2									
中国語 IV	2		2									
日本語 I	1		2									
日本語 II	1		2									
日本語 III	2		2									
日本語 IV	2		2									
情報科学科目	情報処理基礎	1	2					○				必修2単位
教養教育科目	世界の言語と文化	1		2								
	現代史	2		2								
	現代社会と法	1		2								
	日本国憲法	2		2				○				
	現代社会と経済	2		2								
	国際理解	1		2								
	国際労働論	2		2								
	ボランティア論	2		2								
	子どもと人権	1		2					○			
	子ども文化論	1		2							○	
	メディアと子ども	2		2								
	人と環境	1		2								
科学と文明	1		2									
生活と科学	1		2									
数理の科学	2		2									
総合教育科目											8単位	
小計											26単位	

科目区分	科目名	履修 基準 年度	単位数			教科	教職	66条の 又は科目	特支	教員 養成 関連	保育士 関連	卒業要件		
			必 修	選 択 必 修	選 択									
学部 共通 専門 教育 科目	基礎演習	1	2							○	○	20単位 (内6単位以上は●印科目から選択必修)		
	教育学研究演習Ⅰ	3	2							○	○			
	教育学研究演習Ⅱ	3	2							○	○			
	教育学研究演習Ⅲ	4	2							○	○			
	教育学研究演習Ⅳ	4	2							○	○			
	卒業研究	4	4							○	○			
	教職概論	1		2			●							
	教職実践演習(幼・小・中・高)	4		2			●							
	教育基礎論	1		2			●				○			
	心身の発達と学習過程	2		2			●				○			
	教育制度論	1		2			●							
	臨床教育学	2		2						●				
	教育課程論	2		2						●				
	教育評価論	2		2						●				
	教育方法基礎論	2		2						●				
	日本教育史	3		2						○				
	体育総合	1		2		2								
	子ども支援論A	2		2						○				
	子ども支援論B	3		2						○				
	グローバル教育	2		2						○				
	多文化共生教育	3		2						○				
	児童文学	2		2						○				
	子どもと図書館	2		2						○				
	食育論	2		2						○				
	生涯学習論	2		2						○				
	環境教育論	3		2						○				
	ボランティア実習	2		2							○			
	手話Ⅰ	1		2										
	手話Ⅱ	1		2										
	手話Ⅲ	2		2										
	手話Ⅳ	2		2										
	幼児 教育 コース ・ 初等 教育 コース 共通 専門 教育 科目	保育職・教職概論	1	2				○					○	「幼児教育コース・初等教育コース共通専門教育科目」、「幼児教育コース専門教育科目」の中から28単位 (内18単位以上は◎印科目から選択必修)
		国語	1		2		◎						○	
ことばの表現教育		1		2		◎						○		
算数		1		2		◎						○		
生活		1		2		◎						○		
音楽Ⅰ(基礎)		1		1		◎						○		
音楽Ⅰ(器楽)		2		1		◎						○		
音楽Ⅱ		3		1		◎						○		
美術Ⅰ		2		2		◎						○		
美術Ⅱ		4		2		◎						○		
体育		1		1		◎						○		
子どもの心理学		1		2			◎					○		
初等教育課程論		3		2			◎					○		
教育方法論		2		2			◎					○		
幼児・児童教育相談論		3		2			◎					○		
小学校教育実習事前事後指導		3		1			◎					○		
小学校教育実習		3		4			◎					○		
保育・教職実践演習(幼・小)		4		2			◎					○		
体験実習		1										○		
実地教育実習		2										○		
課題研究実習	4										○			
幼児 教育 コース 専門 教育 科目	幼児教育基礎演習	1	2								○	「幼児教育コース・初等教育コース共通専門教育科目」、「幼児教育コース専門教育科目」の中から28単位 (内18単位以上は◎印科目から選択必修)		
	保育内容指導論	2		2			○				○			
	保育課程総論	2		2									○	
	幼児音楽	4		2		◎							○	
	身体表現教育	3		2			◎						○	
	保育内容 健康	3		2			◎						○	
	保育内容 環境	2		2			◎						○	
	保育内容 人間関係	3		2			◎						○	
	保育内容 言葉Ⅰ	3		1			◎						○	
	保育内容 言葉Ⅱ	3		1			◎						○	
	保育内容 表現Ⅰ	2		2			◎						○	
	保育内容 表現Ⅱ	3		2			◎						○	
	幼児理解の理論と方法	3		1			◎						○	
	幼稚園教育実習事前事後指導	3		1			◎						○	
	幼稚園教育実習	3		4			◎						○	
	社会福祉学	1		2									◎	
	児童家庭福祉	1		2									◎	
	保育原理Ⅰ	1		2									◎	
	保育原理Ⅱ	2		2									◎	
	相談援助	3		1									◎	
	社会的養護	2		2									◎	
	保育心理学演習	3		1									◎	
	子どもの保健A	2		2									◎	
	子どもの保健B	2		2									◎	
	子どもの保健演習	2		1									◎	
	子どもの食と栄養	4		2									◎	
	家庭支援論	4		2									◎	
	乳児保育	3		2									◎	
	障害児保育	3		2									◎	
	社会的養護内容	3		1									◎	
	保育相談支援	3		1									◎	
	保育所実習Ⅰ事前事後指導	3											◎	
	保育所実習Ⅰ	3		2									◎	
	施設実習Ⅰ事前事後指導	2		1									◎	
	施設実習Ⅰ	2		2									◎	
	保育所実習Ⅱ事前事後指導	3		1									◎	
保育所実習Ⅱ	3		2								◎			
施設実習Ⅱ事前事後指導	3		1								◎			
施設実習Ⅱ	3		2								◎			
幼児教育専門書講読演習	3		2								◎			
キリスト教保育Ⅰ	3		2								○			
キリスト教保育Ⅱ	4		2								○			
専門教育科目 (学部共通専門教育科目、幼児教育コース・初等教育コース共通専門教育科目、幼児教育コース専門教育科目)											40単位 (内32単位以上は本表の●及び◎印科目から選択必修)			
小計											88単位			
総合教育科目、専門教育科目及び全学科目、他学部開講科目(自由履修)											10単位			
合計											124単位			

【研究報告】

平成 24 年度課程認定申請大学からの事例報告

芦屋大学 教務部 新 谷 隆 之

芦屋大学教務部の新谷と申します。本日はこのような機会を頂きましてありがとうございました。芦屋大学は長きに亘り、阪神地区私立大学教職課程研究連絡協議会に加入させて頂いていますが、研究連絡協議会への出席回数も少なく、またこのような形で皆様の前でご報告することは今までなかったと思います。特段の理由はございませんでしたが、今後は本学も積極的に参加させて頂ければと存じます。

さて今回、ご報告させて頂く内容は、あくまでも本学の現状として文部科学省より指摘があったことということをご理解頂き、お聞きいただければ幸いに存じます。まずは、簡単に芦屋大学の沿革についてお話をさせていただきます。

本学の歴史は、昭和 12 (1937) 年に開校した芦屋高等女学校に始まります。時代は変わり、昭和 39 (1964) 年に芦屋大学 (教育学部 教育学科) 教育学の単科大学として開学しました。その後、大学づくりを進めるにあたり、産業教育学科 (現：経営教育学部 経営教育学科)、英語英文学教育科 (現：国際コミュニケーション教育科)、児童教育学科と学科を増設し、教育の充実を図ってきました。

大きな変革としては、平成 19 (2007) 年に 1 学部 4 学科を「臨床教育学部 (教育学科、国際コミュニケーション教育科、児童教育学科)」と、産業教育学科を「経営教育学部 (経営教育学科)」の 2 学部 4 学科へと改組しました。

本学で取得できる教育職員免許状

臨床教育学部

教育学科：中学校教諭一種免許状 (社会) (職業指導) (保健体育)

高等学校教諭一種免許状 (地理歴史) (公民) (職業指導) (保健体育)

国際コミュニケーション教育科：中学校・高等学校教諭一種免許状 (英語)

児童教育学科：幼稚園教諭一種免許状

小学校教諭一種免許状

特別支援学校教諭一種免許状 (知的障害者・肢体不自由者・病弱者)

経営教育学部

経営教育学科：中学校教諭一種免許状 (技術) (職業指導)

高等学校教諭一種免許状 (情報) (職業指導)

直近の改革としては、平成 21 (2009) 年に教育学科スポーツ教育コースを開設し、教育職員免許状として「中学校・高等学校教諭一種免許状 (保健体育)」を認可して頂きました。平成 22 (2010) 年に経営教育学科にキャリア教育コースとして大阪 (梅田) にキャンパスを開設し、実践的なキャ

リア教育が学べる教育環境を整備しました。平成 23 (2011) 年には児童教育学科に特別支援学校教諭一種免許状を認可して頂きました。現在の全学生数は 620 名。少人数規模で教育を行っています。

今年度の申請では、平成 25 年度より臨床教育学部の改組を行い、国際コミュニケーション教育科(以下：国コ)のカリキュラムを全て教育学科へ移行し、その学科にあった教職課程の「中学校・高等学校教諭一種免許状(英語)」を教育学科で取得する運びとなりました。今回の申請の前に学内での見解が二つに分かれていたことがあります。

一方は、「あくまでも既に認可を受けている免許教科であるので、変更届け出の申請でいいのではないのか。同じ学部であること国コのカリキュラムを全てそのまま移行するという。教員組織も変わらないこと。」からこの様な理解が生まれました。もう一方は、「教育職員免許状の認可は学科に対して張り付いているものである為、取得可能学科を変える場合には、免許は一旦取り下げをして、新たに教育学科として申請が必要である。」という理解でした。当然、結果は後者の方であり、その後申請の手続きに追われることとなりました。ここで本学の第 1 ポイントとしては、学内的に統一の理解を持たすことが、今後の大きな課題となりました。

今回の申請では、6 月 1 日に事前相談、6 月 15 日に申請書の提出、7 月 1 日に 1 回目の差し替え、9 月 14 日に差し替えと抜き刷りの提出ということで文部科学省へ計 4 回伺いました。しかしこの間、メールでの数限りないやり取りがあったということをつけ加えさせていただきます。

まず 6 月 1 日の事前相談時に、文部科学省の担当者より次のような指摘がありました。「学科に免許が多い」「まだ増やすのか」というようなこと、加えて「1 学科 1 免許、1 コース 1 免許という理解で考えられないのか」ということでした。確かに、教育学科には取得可能な免許は多数ありますが、平成 21 年度に教育学科の免許として保健体育免許課程も認可を頂いていたので、私として多いという理解はしていませんでした。本学は教育学部の単科大学であったころの考えが教職員に根強くあり、教職課程については、コースに免許を張り付けるという理解がありませんでしたので、私自身もまだ理解に苦しむところであり、会員の皆さんから、このことについてお教を頂ければと思います。

その間、学内では『手引き』通りに申請書類一式を作成し、15 日に申請書類一式を提出しました。その 4 日後、文部科学省よりメールにて次のような指摘がありました。「学則の規程が明確でない為、英語の専門性が確保できない。学科と免許状との相当関係の審査基準ができてから、相当関係については厳しく審査している。」ということです。また、「英語のコースを学則に位置付け、英語の教科の専門性を確保するために、そのコースの展開科目群より 40 単位は必修とすること。」などの指摘があり、やはり事前相談時のことがここでの指摘事項となりました。

しかし、教育学科に保健体育免許課程の認可を頂く時にはそのようなことを言われた記憶はありませんでしたのでその旨を電話で伺うと、保健体育免許課程は教育学科での認可というより「教育学科 スポーツ教育コースに認可されたものである。」と回答されましたので、今回は指摘通り英語のコースを位置付け再度メールにて追加修正部分の提出をしました。

後日、改めて既存する免許課程についても整えるように次のような指摘事項がありました。「免許のカテゴリーに合わせてカリキュラムを 4 コースに明確に分けること。」「各コース教科の専門性が確保できるカリキュラムにすること。」「各コース展開科目より相当程度、コースの必修とすること。」でした。併せて「教育学科の他のコースから英語免許科目は削除すること。」とメ

ールで連絡が届きました。

また、その逆もあり、既存の免許教科を設定したコース以外から別の免許が取れないように教科に関する科目を精査することも付け加えられました。

現在、教育学科には3コースが存在していますが、学則上のカリキュラムは特にコース分類をしていませんでした。先程も申し上げましたが、単科大学として教育学科に複数の免許を置き、学生の希望する免許が学修上問題なければ複数の免許を取得できるということが、本学の一つの利点でもありましたので、こうなると根本的な部分からの立て直しが必要になるとも考えられ、教職課程の構成にも影響が出ないとも限りませんでした。本学としてどのように交通整理をするか、本年度までのカリキュラムとの整合性も含めた調整を考えると年度内での申請が間に合わないのではないかということも頭をよぎりました。

今回の指摘事項でカリキュラムをコースに分類したことで、コースを跨って免許が出てしまう科目は全て削除するように指摘され、今回は英語の課程認定の申請であったにも関わらず、既に認可を頂いていた他の免許科目の部分まで、再検討をせざるを得なくなりました。また、文部科学省の担当者が平成11年の本学申請関係書類を見直され、社会系の免許科目を英語コースから免許が取得できないようにする必要があり、該当する科目の名称を全て調べられ科目を削除するように指摘を受けました。本学としても他の民間資格や資格認定校としての設定科目とも重なる科目あった為に、非常に厳しい指摘内容でした。

こうなると学科ベースで話を進めるには時間はなく、半ば教務課が主導権をもって指摘事項をクリアしていく方法を取らざるを得なくなり、学科へは提案事項として学科会議で検討及び承認をして頂く手段をとりました。また学則的な変更点については、本学で毎週定められた日に、常勤理事会を開催していることもありその都度、確認を得ることができたことが指摘事項に対する本学カリキュラムの大幅な変更が迅速に対応できた要因だと考えられます。

次に書類作成上苦慮したことは、担当教員の研究業績とシラバスの内容です。今回の指摘事項の中でもシラバスの指摘は7割強を占めていました。シラバスは日常より学内的に細かなチェックをしていないこともあり、シラバス作成時にはある程度のガイドラインを各教員へ伝え、内容は担当教員に一任をしている為に、申請時には大変な作業となってしまいました。

- ・対象科目の内容が一般的包括的な内容であるのか。
- ・免許状施行規則に定める科目区分等の内容が含まれているのか。
- ・授業内容は適切な内容になっているのか。など。

しかし、教務課としては全くチェックをしていない訳ではなく、授業内容に免許設定科目として逸脱していなければ、学生の学習のプラスにもなると考えあえて修正を依頼しない場合もあります。しかし、そういった内容も適切な授業の展開に修正するように指摘をされました。また、その科目が初等系か中等系かということも明確に授業計画まで厳しくチェックされた指摘箇所もありました。確かに指摘事項は免許法施行規則に則り指摘を受けていることは十分に理解していますが、やはり、現場での教育（学生に学ばせたい内容等）の思いと文部科学省がとなえる質の保証というところでの差を感じさせられた一部分でもありました。

次に研究業績です。当然のことながら担当する各教科に関わる研究業績が必要なことはご存じだと思いますが、豊富な実務経験者ほど業績が少ないという状況に悩まれたことがあると思います。

本学としては、書きものとして各担当教科に関する研究業績を文部科学省が掲げる 10 年以内に原則として最低 3 本は用意してほしいと依頼をしています。この本数が多いか少ないかは別として、大学として設定しておくことは必要だと思います。

本学として直近で一番苦勞した研究業績としては、平成 23 (2011) 年に認可を頂いた児童教育学科における特別支援学校教諭一種免許状の申請時でした。既に認可を受けている大学へ伺い、詳細に亘り調査・確認をしたにも関わらず、当該年度の申請では、研究業績不備の指摘を受けました。この特別支援の免許課程にはどうしても医学的な領域の部分があり、本学が理解していた見解や準備していた担当教員では認可を受けられない状況となり、その時は文部科学省のご担当者には多大なご迷惑をお掛けしてしまいました。その後、幾度か差替えを行い認可を頂きましたが、免許申請時留意事項大学として翌年に実地視察を行うとの連絡がありました。

特別支援の免許課程を申請した平成 22 年度には、文部科学省が実施する教職課程認可大学の実地視察が終わった年でしたので、教務部として再度実地視察を受けることには、準備不足の反省もありましたが正直ショックな連絡でした。平成 23 年 3 月に東日本大震災が起こったことで、特別支援に関する実地視察は今年 (平成 24 年) の 7 月に行われました。理由は別として隔年で実地視察を受けた大学は珍しいのではないのでしょうか。

しかし、この実地視察では、留意事項の問題点を確認するものではなく、また特別支援に関係する内容には触れず、全くの通常の実地視察を行ったものでした。2 年前の実地視察では特に指摘されなかったことが、今回の実地視察では指摘されるなど、本学としてカリキュラムや教育環境については前回受けた時からなにも変わっていない状態での実地視察でしたので、私見として疑問が残る実地視察となりました。今回は、課程認定申請時のご報告をさせて頂いていますが、実地視察についての情報もご提供をさせて頂くこともできるかと思っておりますので、ご質問等がありましたら大学までお問い合わせ下さい。

さて話を戻しまして、今回の申請で作成している通常の申請書類とは別に提出を指示されたものをご紹介します。別途資料の左下の箇所について、これは「科目説明資料」として英語免許の教科に関する科目について各科目が学習指導要領のどの位置に該当する授業なのか、英語免許とどのように関係があるのかシラバスから読み取れないという理由で英語免許課程のコースで展開されている英語に関係のある全ての科目が対象となり提出を指示されたものです。この科目説明資料についての記載方法は次の通りです。

「学習指導要領で該当する記述箇所」欄には、教科に関する科目として設定している科目が、学習指導要領の第何章のどの項目にあたるのか、学習指導要領の題目を記載し、「両科目の関係」欄には、設定されている科目と学習指導要領に沿ってどのように講義を展開するのかを記載しました。皆さんも既にお気づきだと思いますが、シラバスについては詳細にわたり確認をされていることが改めて分かりました。今後シラバスの内容については明確にされることをお勧めします。しかし、本来学生へ毎年配布 (提示) するシラバスではここまで詳細に記載することは、スペース的なことも含め難しいのではないかと感じられました。実際、毎年作成する配布用シラバスと申請用のシラバスとで差別化を図り大学側が区別する必要があると考えられます。ただ、お恥ずかしい話ですが「シラバスの内容と教科に関する科目分類の位置が相当でない。位置づけを再度確認すること。」と、シラバスの内容が不適切であるという指摘も受ける科目もありました。

次に、別途資料の学位プログラムに関する資料についてお話をします。申請した英語教職課程が学位プログラムと、どのような相当関係であるのかを示す資料として提出を指示されました。『申請の手引き』の p 174～p 181 の部分がその内容となります。

「学科等の目的・性格と免許状との相当関係に関する審査基準」これに関わる書類でした。この相当関係に関するものは、私の理解が悪かったのでしょうか、数回メールでのやり取りの末、提出いたしました。当初は指摘されている相当関係について、本学なりに表と文章を併せて作成し提出いたしました。あくまでも『手引書』の p 181 にある図表であらわせとのことでしたので次のように作成し提出いたしました。「中央部の教科に関する科目の欄には、教科に関する科目として設定している科目を全て記載。」「左の欄には、中央部に該当しないこのコースのみで展開されている科目を全て記載。」「右の欄、教職に関する科目の箇所は記載なしでいいという指示。」というものでした。文部科学省の意図としては、p 181 の参考図表の上に記載されている文言については理解ができます。しかし、今回提出した書類を見る限り「学位プログラムとの相当関係」をどう理解できるのか、私見として全く分からない資料に感じられました。

本学としてこの申請を経て気付いた点などを基に、今後の検討及び対応についてお話をいたします。「毎年申請の有無とは関係なく、関係各位で手引きの読み込みを行う。」「『手引き』の変更点のチェック。（例えば、シラバスの担当形態の記載については平成 23 年度にはなく、平成 24 年度に追加修正されている）」「各科目の名称例についての精査（実地視察時の指摘ではありましたが、科目名称が適切ではないとのこと、十数年前の認可から適切な名称に変更されていない科目があった。）」「3 月の変更届け出は慣例慣習ではなくきっちりと精査して行う。」という点です。

事務的にはまだまだ考えられますが、大きな位置付けとして特に留意すべき点としては、学部長や学科長だけでなく、教科担当教員や関係のある全ての教職員に『手引き』の必要な箇所を抜粋し配布して理解を求める。学内において統一の見解の基で日々の教育、学生指導を行ってもらえるように教務部として努めていきたいと思えます。

次に文部科学省へ提出や差替え等で伺った時の私見の注意点を話します。「差替えにいった時には付箋のメモ書きに注意。（いろいろと細かな情報が記されています。）」「差替え箇所だけでなく、その場で再度全体を見直す。」「事前相談は 2 名以上で参加。（客観的に文部科学省の担当者の話を聞く役割。）」文部科学省は必ず 2 名で対応されますので一人だとどうも心細く感じられました。

最後に、文部科学省教職員課の担当者より送られてくる「課程認定申請の指摘事項」には、厳しいものもありますが、あくまでも入り口で振り落とすものではなく、審査の土台に乗せるための指摘だということを今回特に感じました。指摘事項は、詳細に亙りその具体的な内容までチェックをされており、大変申し訳なく感じる指摘箇所もあります。本来、提出する側の大学が確認をすべき点、シラバスの内容や不要な研究業績の記載、様式の整合性や記載ミスの部分までも指摘を頂いています。このあたりは本学としても今後チェック工程を検討することで軽減したいと考えます。また、『手引き』の Q&A についても、指摘事項と照らし合わせれば、既に記載されている事例も少なくはなく、申請書類を作成する際には事前に確認やチェックを当該年度の『手引き』に沿って進める必要があることを再確認しました。しかし、長年にわたり、課程申請に携わるほど、思い込みや慣れというものがあり、流れ作業として書類を作成してしまいがちなところがあると思えます。本

学においての担当者は私を含め3名が業務をしています。この点においては大いに反省するところでした。

冒頭に申し上げましたが、今回の申請に関するご報告は、あくまでも本学の現状からお話をさせて頂きました。内容として取りとめのない話になり、皆様のご参考になったかは心配なところではありますが、以上でご報告を終わらせて頂きます。

芦屋大学といたしましてもこの阪神教協で皆様からの情報を得ながら、業務遂行に努めさせて頂きたいと思います。今後ともよろしく願いいたします。本日はありがとうございました。

科目名称	授業の概要	学習指導要領で該当する記述箇所	両科目の関係
English Structure (I)	各課題に沿って文法項目を解説し、それに沿った問題を各自で取り組み、クラス全体で解説をしながら回答する。前置詞、接続詞、関係詞、動名詞と不定詞、不定詞と分詞、動名詞と関係代名詞、関係副詞と句と節、文型等。基本的に英文を講読できる程度に英文法を習得する。	(中学校)第2章 各教科 第9節 外国語 語の目標及び内容等 (3) 言語材料 工文法事項 (ア) 文(イ) 文構造 (ウ) 代名詞(工) 動詞の時制 (高等学校) 第8節 外国語 に関する各科目に共通する内容 2 ウ 文法事項の一部	この科目に関しては、先ず学生本人が自ら自分の弱点を確認し、弱点を克服する指導をすすめる。学習指導要領との関連で理解が必要な箇所については特に、自身がどのようになっているかを確認しながら授業を進行する。扱う文法項目は使用教科書を基準にしている。
English Structure (II)	各課題に沿って文法項目を解説し、それに沿った問題を各自で取り組み、クラス全体で解説をしながら回答する。基本的には前期と同じ形態で授業を進行する。科目としては独立しているが、English Structure(I)で網羅できない箇所を習得する。受身、現在分詞、比較等の項目も含む。	(中学校)第2章 各教科 第9節 外国語 語の目標及び内容等 (3) 言語材料 工文法事項 (ア) 文(イ) 文構造 (ウ) 代名詞(工) 動詞の時制 (高等学校) 第8節 外国語 に関する各科目に共通する内容 2 ウ 文法事項の一部	English Structure(I)でカバーできない箇所も含めて特に学習指導要領に記述されている項目を意識しながら授業を進行する。この科目に関する事項も、先ず学生本人が自ら自分の弱点を確認し、弱点を克服する指導をすすめる。学習指導要領との関連で理解が必要な箇所については特に、自身がどのようになっているかを確認しながら授業を進行する。
英語の変遷	英語を学習する者としての必要不可欠な英語の言語としての概略史を知ることを目標とし、英語が普及し、かつ大きな歴史の流れにおいて変遷してきた要因を考え、言語観を学ぶ。 授業の中で、受講者は自ら調べ集約し、発表する技術も習得する。	第1 目標 (中学) 外国語を通じて、言語や文化に対する理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図り、聞くこと、話すこと、読むこと、書くことなどのコミュニケーション能力の基礎を養う。 第1款 目標 (高校) 外国語を通じて、言語や文化に対する理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図り、情報や考えなどを的確に理解したり適切に伝えたりするコミュニケーション能力を養う。	英語がどのような歴史的流れを経て現在の国際語としての地位を築き、また言語そのものとして、どのように変化を遂げて現在の英語に至り、今後どう変化していくのか、学び、考えることは、英語・英語圏の文化に対する理解を深めることになる。それは、英語科教員を目指す者にとって必要不可欠である。

学位プログラム		教職に関する科目
学位プログラム	教科に関する科目	
<p>英語の発音と仕組み English Structure (III) English Structure (IV) English Listening Workshop (I) English Listening Workshop (II) English Listening Workshop (III) English Listening Workshop (IV) TOEIC TOEFL グローバルイシュー(外国事情を含む) 児童英語教授法の基礎 児童英語のストーリーテリング 児童英語のカリキュラム ・ソバス・レスプランの作成法 Basic Reading Intermediate Reading Extensive Reading</p>	<p>英米文学の変遷 (I) (ブリティッシュ・アメリクン文学) 英米文学との出会い (I) (英米小説を読む) 英語の変遷 English Structure (I) English Structure (II) Creative Writing (I) Creative Writing (II) Basic Writing (I) Basic Writing (II) English Communication (I) English Communication (II) English Communication (III) English Communication (IV) English Communication (V) English Communication (VI) English Communication (VII) English Communication (VIII) 英語教育の変遷 Intercultural Studies (I) (North American and British Studies) Intercultural Studies (II) (Asian and Japanese Studies)</p>	

[研究報告]

教職実践演習（履修カルテを含む）への取り組み事例（その3） —短期大学における実践事例— 「保育・教職実践演習（幼稚園）」平成23年度における実施報告と検討

大阪成蹊短期大学児童教育学科幼児教育学専攻 上原明子

ご紹介いただきました、大阪成蹊短期大学児童教育学科、上原と申します。よろしくお願いたします。

【授業の設定と実施計画】

はじめに、本学における教職実践演習の開設と実施計画についてお話しします。私の所属します幼児教育学専攻では、定員150名（在籍164名）の学生のほぼ全員が幼2免と保育士資格の両方を取得します。保育士養成課程の変更が、教職課程の変更と併行して実施されましたが、保育士養成課程では総合演習が従前どおり必修とされており。ただし、教職における教職実践演習の開設にあたって、それを総合演習に読み替えてもよい、あるいは従来どおり総合演習を継続してもよい、ということでした。それを受けて本学では幼2免、保育士資格、両方に対応する教科目として「保育・教職実践演習（幼稚園）」を新設いたしました。この名称は文部科学省の指導による正式科目名称です。私どもの短大全体としては、他の学科・専攻で小学校教諭・中学校教諭・栄養教諭の教職課程を擁しておりますので、それぞれに応じた教職実践演習を開設しております。

短期大学でございますので、平成22年度入学生が2回生の後期を迎えた、昨年（平成23年）10月より、教職実践演習の授業が始まりました。

では、当該授業の設定について、お話しいたします。資料1 授業概要（次ページ）をご覧ください。授業の目的としまして、「幼稚園・保育所で現場に立つ保育者に必要な科目横断的な能力を身につけ、現代的課題に取り組んで、問題解決のための学びを深める。自らの学びを振り返り、保育者として必要な知識・技能実践能力を習得したことを確認する」さらに、到達目標としては「自己の課題を明確にし、自らの保育力を高める」ことを掲げております。

対象学生は幼児教育学専攻の2年生164名。通常AからDの4クラス編成で授業を行っております。さて、その160名を超える学生を、20名程度のゼミで、どのように実践的に指導できるのかということが、本当に大きな課題でございましたが、次のように授業を組みました。表1の授業実施方式のイメージをご覧くださいませうでしょうか。

平成23年度はたまたま火曜日になりました。火曜日の2時限（AB）と3時限（CD）に2クラスずつ、学年を2分割して開講しました。2時限目はA①、A②、B①、B②の4グループ、3時限目は同じくC①、C②、D①、D②の4グループに分けました。1グループ21人平均です。

授業の担当者は、幼児教育学専攻専任教員全12名です。文部科学省で認可を受けたシラバス内容を表1の授業内容・観点欄に書いております。第1回目から第15回目まで、読み上げてみますと、1. 教育・保育の場としての幼稚園・保育園への理解、2. 教育法規演習、3. 乳幼児の発達

「保育・教職実践演習（幼稚園）」概要

2011年度シラバス p137 参照

配当：2 回生後期・2 単位

【授業概要】

幼稚園・保育所で現場に立つ保育者に必要な科目横断的な学習能力を習得し、現代的課題に取り組んで、問題解決のための学びを深める。自らの学びを振り返り、保育者として必要な知識・技能・実践能力を習得したことを確認する。

【授業計画】 別紙1～15 講スケジュール 詳細：アクティブアカデミーのシラバス検索

【学習課題（授業時間外の学習）】

幼稚園実習、保育実習での経験を振り返り、学んだことと自らの解決すべき課題とを多様な視点から検討を加える。

ボランティア、インターンシップ、日常生活などで実際に幼児とかかわる機会を積極的に求めて、幼児と幼児をめぐる環境等への理解を深めるよう努める。

【授業方法】

専攻の教員複数が連携して授業を進める。

最初と最後は全体で説明とまとめをする。

第2回～14回の事例研究・模擬保育・役割演技は、20～30人のグループに分けて、ローテーション方式で実施する。

各自の課題・テーマをレポートにまとめて報告する。

実践力とはどのようなものであるかを、学生・教員がともに探求する場とする。

【到達目標】

テーマ「自らの保育力を高めよう」

1. 幼稚園・保育所・児童福祉施設の現場に立つものとしての基本的な資質・能力および実践力が身についているかどうかを学生自身が確かめ、自己の課題を明確にし、それを克服する。
2. 教員・保育士になるものとしての自分のよさを見つけ、それを定着させ、さらにそれを伸ばしていく意欲をもつ。
3. 必要に応じて不足しているスキルや知識を補い、自信を持って幼稚園・保育所の保育者として実践的なスタートができるようにする。

自分の課題

- 1.
- 2.
- 3.
- 4.
- 5.

とその支援、4. 身体を動かす遊び、・・・という具合です。これは幼稚園教育要領と保育所保育指針

の内容を加味しております。すなわち今日のご発表のなかでも先程来問題となっておりました「学習指導要領との対応」という点を考慮しております。

さて、そのように養成課程の各領域に広くまたがった演習内容・観点をあげまして、12名の教員が、2限目3限目に分かれて授業します。それぞれの教員がどの部分の担当が可能かを調整しまして、ある先生は、第1回、5回、7回、また別の先生は3回と6回と12回が専門領域に近い、と。私は、両時限を担当しておりますけれども、教員メンバーが違いますので、2限目と3限目とは、私が担当する箇所が変わっております。しかしながら、当科目では、ある観点を取り上げての学生を主体とした演習という軸があり、担当者が変わっても何らかの意味でその領域を扱っているということで、全体としてはバランスの取れた運用ができると思っております。

表1 授業実施方式 イメージ・印 ローテーション

火 2限 AB/3限 CDクラス

	授業内容・観点	A①/C①	A②/C②	B①/D①	B②/D②
1回第1講	オリエンテーション	全体・全教員			
・2講	教育法規演習	時期1	時期2	時期3	時期4
・3講	乳幼児の発達とその支援	時期1	時期2	時期3	時期4
・4講	身体を動かす遊び	時期1	時期2	時期3	時期4
・5講	葛藤場面に応じた指導	時期2	時期3	時期4	時期1
・6項	自然の中での遊び	時期2	時期3	時期4	時期1
・7講	幼児・場面に応じた言葉かけ	時期2	時期3	時期4	時期1
・8講	いろいろな素材による遊び	時期3	時期4	時期1	時期2
・9講	環境と安全管理	時期3	時期4	時期1	時期2
・10講	子育て支援	時期3	時期4	時期1	時期2
・11講	特別支援の実際	時期4	時期1	時期2	時期4
・12講	幼児理解と保護者対応	時期4	時期1	時期2	時期4
・13講	保護者対応・事故対応	時期4	時期1	時期2	時期4
14回第14講	指導要録記入と保幼小連携	全体・全教員			
15回第15講	レポートまとめ	全体・全教員			

9月いっぱいには2回生全員が幼稚園実習に出ておまして、戻ってきた10月4日から授業開始です。その日は全員を対象として「オリエンテーション」と第1講「教育、保育の場としての幼稚園・保育園への理解」から始めます。資料1と表1を基に、本演習の意義と進め方を伝えます。第2回から13回までの12回の授業は、3講を1クールとして、4人（グループ、複数担任あり）の担当者のローテーション方式で授業を進めます。14講は全体で、指導要録記入と保幼小連携という広範な立場から、子どもたちを小学校へ送り出すことを考えます。さらに15講では、各教員が、この授業で学生と一緒に取り組んできた内容を振り返り所感を伝えます。そのあと学生はこの授業で学んだこと気づいたことを最終レポートに書く形で、最終回、全体を振り返りまとめます。

授業設定のあらまは以上の通りです。

【授業の展開】

では、本演習の実施第1年目における授業展開を振り返りながら、気づいたことを申します。第1回目は、学生にこの授業科目の趣旨を徹底するという時間でした。一斉に同じことをここで学ぶのではなく、あくまでも学生個々が自分自身の課題を明確にしていくという趣旨の科目であるとの説明を聞いた上で、自分の課題を書いて、第1回目を終わりました。2回目以降のローテーションの仕方につきましては、先ほど申しました通りです。学生の各グループの教室は固定して教員が移動しました。

幼児教育学科の全員の教員が担当しておりますので、2限目3限目で多少組み合わせは違いますが、各領域の教員がおり網羅した内容を担当できました。また現場経験のある教員が半数おりますので、現場との連携、現場の実情を踏まえた演習になったと思います。4グループの授業が同時進行しておりますので、迷った学生が他の教室に入るなど、いろいろなトラブルが生まれました。時には教務との連絡調整に、教員が走りまわるといったようなことがございました。初年度でしたので、何度かその必要性が出てまいりました。複数担当教員のグループがあったので、コーディネーター役の人員配置が可能でした。

さて、授業開始の際に、この科目は幼2免にも保育士資格にも必修科目であり、また2年間の学修・実習の最後のまとめとして学科をあげて非常に力を入れている科目だから欠席はしてはならないと伝えました。学生にその教員の熱が通じたのか、総体的に高い出席率が維持されておりました。また1グループ20人ほどですので、誰が抜けているということが仲間にもわかりますので、「じゃあ、ちょっと私から連絡しておく」というように、欠席者に速やかに連絡が取れ、概ね良好に進行しておりました。最初はちょっとこの授業で何をするか分からなかったようですが、もともと20人程度のグループをさらに班分けして、課題や作業・討論や発表をしたり、製作をしたり、あるいはVTR鑑賞したり、模擬保育もある、というような授業展開でしたので、学生たちは熱心に授業に参加しました。

1クールが3講ずつで終わるので、教員もかなり工夫を込めてその3回を運営しますので、学生にとっては非常に刺激があり、変化に富んだ授業であったと感じられていたようです。全体としてかなり実効があがったと思います。

【学生による授業評価】

さて、右表の学生による授業評価の結果を見ますと、「資料教材等が適切であった」「この科目を十分理解できた」「創意工夫があった」「教員の熱意を感じた」「知的好奇心を刺激した」「授業に満足した」など各項目とも全学平均を明らかに上回った良い評点を得ております。

〈学期途中での授業評価〉

	当該科目	全科目平均
使用教材等が適切	3.41	3.24
理解できた	3.38	3.15
創意工夫がある	3.38	3.28
教員の熱意	3.39	3.26
知的好奇心を刺激	3.35	3.17
授業に満足	3.26	3.18

【期末の成績評価】

1つの教科を複数教員がローテーションで担当する際の要件の一つは、単位認定方式にあります。次の①②③を基準に期末の評価をしました。

- ① 1クール3講ごとの、担当者へのレポート提出（自然発生的に「3回レポート」と呼ばれるようになった）。授業参加姿勢と3回レポートから各担当者が10段階評価。
- ② 全体での授業：第1講、第14・15講への出席と、当日課題の提出。
- ③ 全15回の授業への出欠。

この科目では演習を通しての実践的な内容深化に重点を置き、レポート作成の負担が大きくなり過ぎないようにしました。1クール3講ごとのレポートはA4サイズ1枚の簡単なものです。3講の1回目、2回目、3回目の授業テーマを記入し、それぞれの回にどんなことを実践し、何を感じたか、また、最後の回に3回を通じて自分が何を学んだかを書いて提出する。短いレポートですが、概ね、しっかりとした記述が見られました。単に表面的に関わっているのではなくて、身の入った演習であったことがうかがわれました。もちろん個人差はみられます。この3回レポートと授業中の課題や発表、参加姿勢等に基づいて、各教員は成績を出します。レポートが出ていたら最低の6点、授業中積極的に活動していたら7点、それ以上ががんばった人には点数を加えていくという程度の、ゆるやかな採点の基準です。①4人（組）の担当者の評点平均を全体評価の一次案とし、これに、②全体での授業への参加と提出物の完了、③全15回の授業出欠状況などを加味して、期末成績を決定しました。

欠席や課題未完了、3回レポート・全体授業時の課題の欠落などで、当初単位認定されなかった10人程度が、予備日に補講と追加課題を与えられたのちに最終的に単位認定対象となりました。長期欠席などで留年や、退学した学生が数人ありましたが、それ以外の学生全員がこの科目の単位を修得いたしました。

【保育・教職実践演習を終えて】

第15回目の最終時には、学生に半期授業のまとめとして、「保育・教職実践演習を終えて」の記入を求めました。以下の表に抜粋してあげております。ご覧いただくとお気づきいただけるかと思いますが、学生ごとに記述の内容が違います。自分の問題意識の持ち方によって、実に様々なとらえ方をしており、しかも全学生と言ってもよろしいかと思えますけれども、自分にとってこの科目が役に立った、今後に繋がっていく、と肯定的な感想を書いておりました。

手探りで半期間の授業実践をしてきましたが、学生からの、この最終の書き物によって担当者一同ほっとし、力づけられました。

学生A「最初、どんなことを学ぶのかわからなかったが、授業を受けていくたびに、自分はどれだけ保育者として成長できたのかということを感じかされた。どの授業でも先生方の保育に対する熱心な思いと、こういう保育者になってほしいとの強いメッセージが伝わってきた。まだまだ学ばなければならないことがたくさんあるということを改めて考えさせられ、より上のレベルの保育者を目指そうと思った。」

学生B：この授業を通して、これから目指していくべき自分の保育が浮き彫りになった。そして、自分でその答えを導く足がかりとなった。

学生C：最初の頃と今の考え方の違いを感じた。色々な角度でいろいろな見方が出来るのだなと感じた。

学生D：通常の授業ではあまり詳しく学ぶ機会がなかったことについても考えることが出来た。

学生E：自分が保育者になった時とても役立つと思った。知らなかったことを他人に教えてあげたくなった。

学生F：保護者対応や人間関係についての授業を受けることができ、少し不安が取れた気がする。

学生G：保育者の責任の重さなど、この授業で忘れかけていたことを思い出した。

【教職履修カルテについて】

カルテは以下のような形です。この学年は初めての取り組みでしたので、本来でしたら一年次の入学の時から、折々に記入という事がよろしいのですが、実は21年度はカルテ作成に1年間かかっておりました。そして、彼らが2回生になる春に、出来たのですけれども、最初の記入は、夏休み前でした。

＜教職履修カルテの概要＞

カルテは15ページの小冊子とした。

「大阪成蹊短期大学 教職履修カルテ」

【目次】

1. 教職課程関連科目の履修状況チェックリスト
2. 修得した「教職に関する科目」「教科に関する科目」の自己評価
3. 教育実習に参加する前に自分を振り返る
4. 教職の資質に関する自己評価
5. 実習等の実施状況
6. 保育・教職実践演習を終えて

免許法に定める科目として本学で開設している科目を、科目名だけを印刷してありまして、学生はそれまでに一回生の前期、後期の成績表を持っていますので、カルテに、いつその科目を履修して、何点が取れたのか、担当の教員は誰で、どのような内容を学んだのかを、全部手書きで埋めます。そして、2回生の前期末に、さらに2回生の後期末までかかってこれを埋めていくのですけれども、各学期に何単位が積み重ねられているか、それから各科目を自分で振り返って、その科目から何を学んだかということを書き加えていきます。副次的ですが、このように手書きすることの効用

にも、気づかされました。ウェブで受講登録する今、授業担当者の氏名や授業科目の意義を、書くことによって初めて知った、あらためて分かったという学生が稀ではありません。

アドバイザー捺印欄が設定されていて、折々提出の機会を設け、教員が目を通し、学生が自分の学びをどのように捉えているかということをチェックしております。

2回生の夏休み前に配布しましたときに、教育実習の前に、自分自身のこれまでの学修を振り返って、実習にどのように出ようとしているのか、それから麻疹の接種をどのようにしたか、というようなことも記入を求めています。また「教職者としての資質を自分でどう評価するか」というチェックリストを設けております。

そしてすっかり実習が終わった後、最終頁の「保育・教職実践演習を終えて」を記入することになっておりますが、教職実践演習の最終回とこのカルテの最終頁がそこで合体して、2年間の教職課程で自分が学んだ事が終結いたします。

幼児教育学専攻学生の2年間を考えますと、入学式直後のオリエンテーション時に2年間の実習計画が伝えられ、授業開始時から2年間通して月曜日の5限に、実習の事前事後指導の時間が設定されています。実習ハンドブック、実習事前事後指導記録ノート、実習記録など、教職・保育士資格取得関連のノートや記録などが学生の手元にも、専攻で保管しているものとしてもあります。全員が保育者を目指す、あるいは免許・資格取得を目指すことを目的とした専攻ですので、特に教職実践演習に関わってのカルテあるいはポートフォリオということだけでなく、日ごろの指導の中での多くの書き物やノート等がここで言うカルテのようなものとして蓄積されていると思われまます。今までのしてしていたことを改めて意識化する作業かなという感じでございます。今後を考えましたら、学生にも教員にも負担が多くなり過ぎないように、重なっているところはスリムにし、より実際的な効果を高めるよう精緻にしていくことが必要ではないかと思っております。

以上、ご報告いたします。

[2012 年度第 3 回課題研究会]

質疑応答の記録

日 時：2012 年 12 月 19 日(水) 14:00～ 17:15

場 所：大阪産業大学 本館 302 教室

テーマ：教職課程研究に係る事例報告

話題提供：

第Ⅰ部：実地視察大学からの事例報告～指摘事項を中心に～

大江 篤氏（園田学園女子大学）

奥田 晃子氏（帝塚山学院大学）

第Ⅱ部：課程認定申請大学からの事例報告～指摘事項を中心に～

荒木 邦広氏（関西学院大学）

新谷 隆之氏（芦屋大学）

第Ⅲ部：教職実践演習（履修カルテを含む）への取組事例 その3

上原 明子氏（大阪成蹊短期大学）

司 会：第Ⅰ部：田中 美也子氏（大阪経済大学）

第Ⅱ部：多畑 寿城氏（神戸女子大学）

第Ⅲ部：木村 忠雄氏（大阪産業大学）

記 録：疋田 祥人氏（大阪工業大学）

<第Ⅰ部：実地視察大学からの事例報告の発表

大江 篤氏（園田学園女子大学）・奥田 晃子氏（帝塚山学院大学）に関する質疑応答>

質問はなし。

<第Ⅱ部：課程認定申請大学からの事例報告の発表

荒木 邦広氏（関西学院大学）・新谷 隆之氏（芦屋大学）に関する質疑応答>

質問者 A：ありがとうございます。またご苦労さまでした。ちょっとお聞きしたいと思ったのが、大阪音楽大学は23年度に再課程認定を受けたのですが、教員の業績なんかをお聞きしたのと同じような厳しいものがありました。ちょっとわからないのが、学習指導要領との対応関係というのは、うちの専門科目にはなかったのですが何故でしょう？うちは単科大学で音楽ばかりですから、教科専門、音楽以外ないから関係なかったのでしょうか？あるいは23年度から24年度またさらにバージョンアップしたのでしょうか？

荒木：私も文部科学省の担当ではないのでよくわからないのですが、いろんな方面のお話を聞きますが、去年は確かなかったと思います。私のほうでお話させていただいたとおり、別紙ファイルが添付されてなかったのも、私のところには早めに指摘が来たのではないかと思います。芦屋大学さんのほうは、ついていたようなので、せざる得なかったと思うのですが。おっしゃるとおり、バージョンアップでしょうね。専門職の方が中心になっておられるようですので、その方の考えからで

しょうか。芦屋大学さんが言われていたように、出来るだけきっちり大学のほうに指導して、免許課程をスムーズに通すという、ある種の親心かもしれません。非常にしんどかったですが、まあバージョンアップかなと思っております。

＜第Ⅲ部：教職実践演習（履修カルテを含む）への取り組み事例報告

上原 明子氏（大阪成蹊短期大学）の発表に関する質疑応答＞

質問者B：非常に単純なのですが、何で「ポートフォリオ」と付けずに「カルテ」という名称を付けているのでしょうか？カルテとすると、例えば病院でお医者様が付けるものという感じがあって、教員が全部つけるというイメージになりますか？

上原：たしかにそのとおりですね。ただしですね、最初のスタートの時には、実践演習カルテを作れということで話が出ていたのではないかと思います。ポートフォリオという言葉がうちでも出たのですけれども、これが作られましたのが21年度ですね。その時から先生たちにお尋ねしますけれども、ポートフォリオという名称で呼ばれておりましたでしょうか？

質問者B：学生さんが自己成長を自分なりに確認するという形で、それをもとに実践演習に臨みなさいという形だったと思うのですけれども、カルテだったら、先生がこういうふうにご指導してきましてという記録になるから、非常に大変なんじゃないかなと思ったんですが・・・

上原：おっしゃる通りだと思います。私たちどもも、ご覧いただきました通りに、実質は学生自身が書くようになっております。その折々に教員が判を押すだけですが、当初、カルテと呼んで、何か教職の担当教員が一人一人のコメントを書いて、どうこうするというふうな段階がございました。その辺を引きずっているのですが、そんなことは出来ない、カルテという名前だけでも、学生が書くようにしようというようなことで、これが出来まして、現在だったらこんな名前にしないのでしょうか、21年度当時、カルテという名前で、学生が自己成長の記録をできるようにとの苦心の作がこれでございます。本学では、カルテ、カルテと言っていたので、抵抗なしにそう称しておりました。ご指摘ありがとうございます。

司会：これは文科省が最初、こういうフォーマットを示したんです。それでどこの大学でも履修カルテという形でたぶんやっておられるのではないかなと思います。時間も来ましたので、足りないところは情報交換会でもお話いただけたらと思います。

【報告】

神戸市教員の資質向上連絡協議会年次報告（2012年度）

大阪音楽大学 藤本敦夫

2012年度は第1回が2012年10月31日に、第2回が2013年1月25日に開催され、教育委員会教職員課と各校園長会代表及び神戸市立学校に教育実習を依頼している各大学教職員代表の三者が参集した。以下、2回の協議会の主な内容を筆者なりにまとめつつ、個人的な感想も併せて報告する。

【2012年度教育実習実施状況】

教育実習の実施状況に関しては、第1回協議会において5月～6月実施の中学校・高等学校を中心に、第2回協議会において9月～10月実施の幼稚園、小学校、支援学校、養護教諭、栄養教諭を中心に、それぞれ各校園長会作成のアンケート調査結果の報告と協議が行われた。

①実習受け入れ学校園の状況

少子化に伴う小規模校化やベテラン教員の大量退職の影響は依然としてあり、一部の教科については、実習を指導できる教諭がない学校があり、特に音楽・美術において配当が限界に近い状態が続いている。ただ、2012年度については、全員を中学校に配当することができたとのことであった。

②実習生の資質並びに大学側の対応に関する厳しい指摘

第1回協議会においては、問題事例が全くないわけではないにしても概ね良好な実施状況であることが報告された。一方、第2回協議会では、過去数年例を見ない厳しい指摘が見られた。

あくまでも一部ではあるが、指導を受け入れられない、指導に対して抗議する、ピアスを外そうとしない等、受け入れ校が対応に苦慮する実習生の事例が紹介された。これについては、当然のことながら大学における事前指導の徹底が求められた。

さらに今回は、大学側の実習校への対応に関していくつか気になる問題が指摘された。筆者が特に重大な問題と感じたのは、実習内容について受け入れ校や指導教員に無理な要望を行った大学があったことである。

調査結果の冊子には「秘」と書かれているので具体的な内容をここに記すことはできないが、一教員の個人的な発想ではなく大学として構想された実習プランが存在することが推測される。4年制大学における「教職実践演習」の実施を前に、各大学が教育実習の経験を演習に繋げる方策を模索していることとも関係するのかもしれない。要望内容が学校現場の実情に関して配慮が足りない過大なものだったり、事前の打ち合わせもなく一方的な要望だったりするなど、現場にかなりの不快感を与えた様子がうかがえた。神戸市において教育委員会、受け入れ学校園、大学の三者で努力

して築いてきた信頼関係を損ないかねないことを危惧するものである。

また、指導教員の突然の来訪、あるいは逆に無断の欠席等、事前の連絡調整の欠如に対する指摘も多くあり、大学側のモラルが疑われる事例もあった。

③特別支援教育課よりの要望

特別支援学校は市内に6校しかなく、実習生の受け入れが過重な負担になっている中で、障害の種類や特性などについて、実習前に大学で指導を徹底してほしい旨、要望が出された。今日のノーマライゼーションの進展の中で、支援学校以外の実習生にもこのことは必要であろう。

【教員採用試験の状況】

教員採用の状況については例年と同様、受験者数、合格数等の表が示された。今年度は受験者数が若干減少したが、九州エリアの試験日が重なったことによるものと考えているとのことであった。（筆者注：大阪ほどの減少率ではない）。

合格者の平均年齢は26.6歳、合格者中に新卒者が占める比率は約25%であった。

質疑において、大学側から「現職教員特例について、46人受験で合格者2名となっているが、現職の場合試験が厳しいのか。また、臨時的任用のハードルの高さを見直す計画はあるか」という質問が出たが、教育委員会側の回答は「結果的に狭き門になっているように見えるが、面接での評価が問題になってくると思う。現職だから特に厳しくしているわけではない」ということであった。

【採用選考試験の改正】

次年度採用選考試験より、大幅な改正を行う事が報告された。

改正の趣旨は「志願者の受験負担の軽減、教員としての使命感や豊かな人間性を備えた優秀な人材を採用するため、人物重視に一層重点を置いた選考を行う」ということであり、改正内容の概略は以下の通り（筆者による要約のため、詳細は教育委員会の要綱等で確認の事）である。

（1）理数系学科における大学等推薦者に対する特例措置選考の新設

数学、理科又は技術の中学校教諭について、学長又は学部長が推薦する者を対象とし、推薦を受けた者で書類選考を合格した者に対して第1次選考を免除する。

（2）「現職教員」の特例措置選考の要件の緩和

従来、国公立に限定されていたが、小学校教諭以外の区分について私立学校園の現職の教諭、養護教諭又は栄養教諭も対象とする。

（3）「現職教員」の特例措置選考における選考方法の変更

第1次選考において小論文の廃止、実技試験及び面接試験のみとする。

（4）「臨時的任用教員」の特例措置選考における選考方法の変更（その1）

第1次選考において、一般教養の筆記試験を廃止し、実技試験及び面接試験のみとする。

（5）「臨時的任用教員」の特例措置選考における選考方法の変更（その2）

前年度実施の採用候補者選考で第1次選考に合格した特例選考要件に該当する者に対して、

前年と同じ試験区分・教科を受験する場合に限り、第1次選考を免除する。

(6) 第2次選考における小論文の廃止と作文の導入

従来は事例への対処をテーマに1000字程度の小論文を課していたが、これを廃止するとともに面接試験又は実技試験の際に作文を課す。(筆者注：第1回協議会の際に、「たとえば『あなたの家族』というような簡単な題で500字程度」との説明があったが、第2回協議会時には、作文の内容・評価等については2013年1月現在で検討中との説明になっていた)。

【次年度教育実習に向けて】

①「平成25年度 神戸市立学校教育実習取扱要綱」における追加事項

昨年、大学側からの警報発令時の扱いについてマニュアル化を求める意見があったが、教育委員会は「神戸市内は学校の所在地によって地理的条件が多様であるため、画一的に決めることは困難であり、それぞれの学校園の実情に応じて対処するのが現実的」との見解を示していた。このことを反映して、新規に以下の事項が追加された。

第6条 教育実習期間中に以下の事案が起こった場合、校園長判断で実習生の登校可否を決定することができる。(その結果として、実習延長がからむ場合、その可否については、大学と確認することとする)。

- (1) 警報発令等のために学校園が休校園になった場合。
- (2) 交通諸事情等で実習生の登校が困難と校園長が判断した場合。

②「平成25年度 神戸市教育実習申請要項」

従来は「記」とされていたものを名称変更するとともに、「別紙」の内容も取り込み一本化された。

追加された項目は以下の通り。

コ、流行性インフルエンザに罹患している学生は、完治するまで教育実習には参加できない。

また、教育実習開始前に流行性インフルエンザ予防措置等において十分な事前指導を必ず行うこと。

サ、麻しんに罹患している学生については、完治するまで教育実習等に参加させない。麻しんに罹患したことのないワクチン未接種の学生や免疫がない学生については、教育実習前に予防接種を受けるように指導すること。

また、毎年の事だが、大学が用意する実習日誌に関して、受け入れ側の過度の負担のないよう大学の配慮を求める事が強調された。

【教職実践演習への教育委員会としての対応】

第1回協議会において、教育委員会側から4年制大学の「教職実践演習」の実施を前に各大学ではどのような授業を構想しているかという質問があった。その時点では大学側からほとんど発言がなかったが、教育委員会としても、学校における体験やフィールドワークといった活動がどのよう

な規模になるのか計りかねている様子であった。第2回協議会において、教育委員会から下記の文書が配布され質疑が行われた。重要事項と思われるので、以下、全文を引用する。

平成25年度より大学に新設される「教職実践演習」（仮称）への対応について（案）

上記の件について、教育委員会及び学校園では受け入れに協力していきたいと考えている。基本的には、以下の5点を中心として対応を検討している。

1. スクールサポーター事業の活用。

現在、本市で実施している「スクールサポーター事業」を活用し、4年次（短期大学の倍は2年次）の後期に学生を積極的に受け入れて、学生が子どもと直接関わら合う活動を体験する機会を増やす。

2. 学校公開デーの情報提供

各学校園で実施している「学校公開デー」の情報を集約し、各大学に提供する。学校園の見学を希望する学生は、日時や学校園を選択し、訪問することができる。

3. 教育研究会の情報提供

各学校園で実施している各種研究会のうち、大学生が参加可能な研究会の情報を集約し、大学に提供する。

授業研究会への参加を希望する学生は、日時や学校園、研究教科等を選択し、参加することができる。

ただし、参加料が必要な研究会については、自己負担とする。

4. 学校園における授業見学等の受け入れ

希望がある場合は、指導課で申し込みを受け付け、協議を行った上で、大学の所在地の近隣の学校園を中心に受け入れを調整する。

5. 指導主事、現場教職員、OB教職員の派遣講師の推薦

各大学で実施する「教職実践演習」の講義やグループ討議等に対して、要請があれば、講師として派遣する指導主事、現場教職員、OB教職員等を推薦する。（筆者注：引用はここまで）。

教育委員会によれば、事務局、指導課が大学との間に入って調整、協議することとし、個別学校園では対応できないということであった。また、既に、個別学校との取り組みを行っている大学についても、一度教職員課に相談してほしいこと、今後は全て教育委員会を通してほしいこと等が強調された。

【教育実習評価表の取り扱い】

第1回協議会において、筆者は、教職実践演習の趣旨から学生が実習を振り返り省察を深めるために実習校からの評価表を活用できないかどうかという質問を行った。教育委員会並びに校長会からの回答は、評価表の現物を学生にそのまま開示することはいけませんが、「指導教員が内容を咀嚼して学生に伝えるようにしてほしい」とのことであった。「特に誉めてくださっているところなどは学生の励みになるので」と付け加えたところ、校長会からは「我々も育てる観点で評価しているので、噛み砕いて指導してやってほしい」との回答を得た。学生が自らの補充課題を考える上で貴重な材料となるはずであるが、実習の評価表は学校から大学への内申という性格を持つものなので、学生への伝え方には学校との信頼関係を損なわぬよう、細心の注意が必要であることは言うまでもない。

【その他】

スクールサポーター制度については、現状や採用教員の半数近くがサポーター経験者であること等が報告された。また、第2回協議会では過去数年、初任者研修と関連して新任教員を対象としたアンケート調査の結果が報告されるのが恒例となっている。ここでも興味深いデータが示された。

【おわりにー大学の節度】

今年度協議会において、いささか心配になったのは、教育実習や教職実践演習をめぐる一部の大学の対応であった。教免法が改正されるたびに、大学は振り回されてきた。とりわけ、教員養成系以外の一般の私立大学では、カリキュラムの圧迫や学生の負担増に悩まされてきた。一方で、一部（であることを願うが）の大学では、実習や演習等でますます学校園に負担をかけるプログラムを作ろうとしていないだろうか。もちろん、そこには然るべき教育理念があるのだろうが、受け入れる側との事前の協議や合意形成を丁寧に行わないと、現場の負担感を増大させ、結局全ての大学に好ましからざる結果をもたらすのではないかと危惧する次第である。自身も含めて大学としての節度というものを今一度確認しておきたい。昨年の中教審答申の是非はともかく、今後、教育委員会、学校園、大学の連携・協働の必要性和機会が増すことが予想されるのであり、三者の信頼関係の維持強化が不可欠と考えるからである。

[教員免許事務セミナー報告]

平成 24 年度 教員免許事務セミナーの概要について（報告）

関西大学学事局 原 徹

阪神教協では、平成 23 年度の試行的な開催を経て、教職事務担当者を対象とする「阪神教協教員免許事務セミナー」を平成 24 年度より新たな活動として正式開催することになった。本年度は 4 か月に 1 回のペースで、6 月、10 月、2 月の合計 3 回開催した。

本セミナーは、事前に申込のあった参加者（運営委員を含む）を同じ大学からの出席者が同一グループにならないよう配慮しつつ 3～4 グループ構成（各グループ約 15 人）に分け、毎回設定されるテーマに関する情報交換を中心に運営委員が中心となって進行した。

以下、本セミナーの趣旨及び本年度実施したセミナーの概要を報告する。

1 セミナーの趣旨（セミナー開催通知から抜粋）

本協議会の新たな活動として、本年度より教職事務担当者を対象とする「阪神教協教員免許事務セミナー」を立ち上げることになりました。ご承知の通り、わが国の教員養成制度は、「今後の教員養成・免許制度の在り方」に係る答申（平成 18 年 7 月 11 日）」が取りまとめられて以降、着々と制度変更が行われ、教職課程を取り巻く環境が激しく変化する中において、各大学ともその対応に苦慮されているのではないかと思います。特に課程の運営上必要とされる情報を確実に入手し、各大学が的確な意思決定や判断をしていくためには、教職事務担当者に求められる役割が益々大きくなり、これまで以上に高い専門性と力量が求められつつあるといえます。

本セミナーは、こうした状況を踏まえ、教職事務担当者を側面からサポートすることを主たる目的として立ち上げる情報交換の場で、一定の結論を導き出したり、講義形式による一方通行型の知識修得を目的としたものではありません。むしろ、少し敷居を低くし、できるだけ身近な日常業務で抱えている問題等をお互い共有し情報交換するような機会を年数回持つことで、担当者間のネットワークを構築し、精神面も含め日常業務の側面的な支えとして活用していただくというものです。特に同じ教育委員会との関わりを持ち、同じ問題を共有していることの多い阪神地区内の加盟大学間で太いネットワークを持つておくことは、多面的かつ的確な判断をする上で意義あるものと認識しています。本セミナーを通じて各教職事務担当者間のネットワークが活性化され、引いては各加盟大学の教職課程の質の向上に繋がっていただくと願っております。



2 セミナーの概要

(1) 第1回セミナー

日 時 2012年6月16日(土) 14:00~17:00

場 所 キャンパスポート大阪(大学コンソーシアム大阪)

出席者 39大学60名(3グループ)

- テーマ ①教育実習に関する業務について
②介護等体験に関する業務について
③その他

主な情報交換事項は、以下のとおりである。

①教育実習に関する業務について

- 教育実習校への内諾依頼手続き
- 教育実習履修要件
- 教育実習期間中の授業の欠席に係る扱い
- 就職試験等による教育実習欠席への対応
- 母校実習を断られた場合の対応
- 自己都合による教育実習辞退への対応
- 文部科学省による指導(=母校実習を避けるように)に対する大学の考え方
- 教育実習期間中の出向指導の扱い
- 教育実習分割実施の事例
- 教育実習謝礼金・教育実習費の徴収方法
- 教育実習に係るガイダンス
- 教育実習簿の様式
- 教育実習の配当年次

②介護等体験に関する業務について

- 介護等体験に係るトラブル・クレーム対応事例
- 介護等体験が中止となった学生への対応
- 大学所在地以外の都道府県における体験実施の扱い
- 介護等体験参加要件
- 介護等体験実施年次
- 介護等体験実施時期
- 介護等体験参加者数
- 事前ガイダンス・事後ガイダンス
- 証明書の扱い
- 単位認定の有無
- 引率指導の扱い



- 卒業後の介護等体験の扱い
- 麻疹への対応
- 介護等体験に関する諸手続き関係
- 介護等体験施設に対する要望等

③その他

- 教職課程指導室の有無
- 教員採用試験対策講座の内容と方法
- 大学院生の学部受講、他学部履修の現状
- 学力に関する証明書への対応の現状
- 履修カルテの運用に関する現状
- 各種ガイダンスの現状
- 教員免許状一括申請業務の現状
- 諸手続き遅延者への対応
- 本籍地の確認方法
- 編入生または他大学で課程の一部科目を修得している学生に対する履修指導の現状
- 教職に係る履修チェックの時期
- 教職に係る履修科目登録漏れ学生への対応



(2) 第2回セミナー

日 時 2012年10月27日(土) 14:00~17:30

場 所 西宮市大学交流センター

出席者 30大学51名(3グループ)

テーマ ①教員免許状更新講習の現状と課題について

②トラブル事例(クレーム事例を含む)について~教育実習・介護等体験を中心に~

③その他

主な情報交換事項は、以下のとおりである。

①教員免許状更新講習の現状と課題について

- 講座数
- 必修領域、選択領域の開設状況
- 実施時期
- 定員
- 受講料
- 講師料
- 受付方法
- 受付期間
- 最近の申込状況の傾向
- 卒業生優先等の条件設定の有無



- キャンセルの現状と防止策
- 辞退者への返金の扱い
- 受講生の書類不備等への対応
- 教材の事前配布の有無
- 認定、不認定の状況
- 講師が急病等で講座を担当できなくなった場合の対応及びそのリスク対策の現状
- 計画停電への対応
- 予備日等の設置の有無
- 気象警報、交通機関が止まった場合等の対応
- 受講生の昼食への対応
- 受講生の車両入校への対応

②トラブル事例（クレーム事例を含む）について ～教育実習・介護等体験を中心に～

- 教育実習の履修要件を満たせなかった学生及びその保護者への対応
- 教育実習校における評価が最低評価だった場合の単位認定の扱い
- 教育実習期間中の欠席（インフルエンザ罹患、就職活動等）に対する対応
- 教育実習の辞退（就職活動、メンタル面の弱さ、指導教諭との人間関係等）に対する対応
- 教育実習校から実習生の受入れを断られた事例
- 教育実習校から実習を中止させられた事例
- 教育実習校が設定している実習生受入れ条件（教職に就く意思等）の事例
- 特殊教科（商業、情報、福祉等）に関する実習校開拓の現状
- 特殊教科に係る実習生受入れに際して、実習校が設定している受入れ条件の事例
- 発達障害などの障害を有する学生、コミュニケーション能力が欠如する学生などが教育実習を希望した場合の対応
- 教育実習期間中に台風が発生した場合の対応
- 麻疹の抗体検査に係る対応
- 教職履修料、事務手数料（教育実習費込み）等の使途明示に関する対応
- 教職課程を途中で断念した場合の教職履修料返還に係る扱い
- 介護等体験の他府県への申込みに関する対応
- 介護等体験中のセクハラ行為、ストーカー行為等への対応事例
- 介護等体験先からのクレーム等（学生の遅刻、生徒との電話番号の交換、ツイッターに介護等体験の内容を掲載等）への対応事例

(3) 第3回セミナー

日 時 2013年2月23日（土）14：00～17：30

場 所 学校法人常翔学園大阪センター

出席者 26大学46名（4グループ）

テーマ ①教職課程における各種ガイダンスについて

②その他

教職課程における各種ガイダンス等（含、教員採用試験対策関係）を大別すると現状下記の項目にグルーピングできる。これらのガイダンス等に関して、各大学が個別で実施している具体的な事例や運営方法、特に工夫している事例、苦慮している事例、現在抱えている問題や課題等を中心に情報交換・情報共有を行った。

また、今回は、それまでに実施したセミナー終了後のアンケート集計結果において、短期大学のみのグループ設定を希望する声があったことや、今回のテーマの内容にも鑑み、短期大学からの参加者のみで構成するグループを1グループ設けた。当日欠席者がいたため、運営委員を含め計5名という少人数のグループ構成となり、当初は教職課程における各種ガイダンスというテーマだけで情報交換が成り立つだろうかといった心配もされたが、少人数であるためお互い共有できる大学の事例件数は少ないものの、反面今回設定したテーマから派生して、様々な話題を扱うことができ、かつそれぞれについて深く掘り下げて情報交換ができたこと、参加者からは大変好評であった。テーマによっては、たとえ短期大学のみの少人数グループ構成であっても、深みのある情報交換が可能であるということがわかり、その意味で今回の短期大学のみのグループ設定は、今後のセミナー運営の一つのモデルになったといえる。

- 教職課程登録
- 履修ガイダンス
- 教育実習に係るガイダンス
- 教職実践演習／教職履修カルテに係るガイダンス
- 介護等体験に係るガイダンス
- 学校インターンシップ、スクールサポーター、スクールボランティア等に係るガイダンス
- 他大学との提携による小学校教諭（一種）免許状取得プログラムに係るガイダンス
- 教員免許状一括申請に係るガイダンス
- 採用試験合格者との交流会
- OB現職教員等との交流会
- 教員採用試験対策講座に係るガイダンス
- 各都道府県教育委員会による教員採用試験説明会

以上

〔会員大学自己紹介〕

大阪産業大学の教職課程の現状と課題

大阪産業大学 谷 田 信 一

平成 24 年度および 25 年度に阪神教協の会長校・事務局校を務めさせていただいている大阪産業大学の教職課程について自己紹介させていただきます。

大阪産業大学の歴史は、昭和 3 年に瀬島源三郎により「偉大なる平凡人たれ」を建学精神として大阪鉄道学校が設立されたことに始まり、昭和 25 年に大阪交通短期大学の設立、さらには、昭和 40 年に大阪交通大学の設立、同年に大阪産業大学への改称が行われました。現在（平成 24 年度）では、人間環境学部、経営学部、経済学部、デザイン工学部、工学部という 5 つの 4 年制学部（学科数でいえば合計 13 学科）と 2 年制の短期大学部（1 学科）、そして、4 つの研究科を持つ大学院を擁する文系・理系を兼ね備えた総合大学です。

現在の大阪産業大学の教職課程について言えば、本学の 4 年制のすべての学部・学科で中学校・高等学校のなんらかの教科の教諭一種免許状を取得できるようになっています。種類は、「中学校・保健体育」「高等学校・保健体育」「中学校・社会」「高等学校・公民」「高等学校・地理歴史」「高等学校・商業」「高等学校・工業」「高等学校・情報」「中学校・数学」「高等学校・数学」「中学校・美術」「高等学校・美術」「高等学校・工芸」です。ただし、取得できる教員免許状の種類は、それぞれの学科によって異なります。また、本学の大学院では、研究科ないし専攻にもよりますが、「高等学校・商業」「中学校・社会」「高等学校・公民」「高等学校・工業」「高等学校・情報」の教諭専修免許状を取得することができるようになっていますが、すべて「教科に関する科目」24 単位のみでの修得により専修免許状の取得要件を満たす形となっています。なお、本学の短期大学部（自動車工学科）には教職課程は設置されておらず、教員免許状を取得することはできません。

本学の 4 年制学部の教職課程の「教職に関する科目」は 4 名（ただし、平成 24 年度は一時的に 5 名）の専任教員と 10 名程度の非常勤講師の方々に授業を担当しています。本学の場合、「教職に関する科目」の専任教員はすべて教養部（本学にはいまでも教養部が存続しています）に所属しており、（教科教育法などは例外ですが）基本的に「教職に関する科目」の授業は 4 年制の全学部・全学科の学生が自由に登録・履修することになっています。本学の場合には、とくに教職課程履修費のようなものは徴収せず、学生は 1 年次前期の「教職入門」「教育心理学」を皮切りとして「教職に関する科目」を自由に登録・履修することができます。しかし、「教職に関する科目」のいくつかを卒業要件単位に入れている学部・学科もありますが、ほとんどの「教職に関する科目」は卒業要件単位とは関係ないので、学生は教員免許状を取得するためには卒業要件の科目以外に余分に「教職に関する科目」を履修しなければなりません。その負担の大きさから年次ごとに「教職に関する科目」の履修者数は減少していきます。本学の 4 年制学部の学生数は各学年で 2,200 名程度ですが、そのうちだいたい（年によって多少の増減はありますが）1 年次では 300～400 名程度が「教職に関する科目」を履修しますが、2 年次になると 200～300 名程度になり、さらに 3 年次になると 100～120 名程度に急減し、そして、4 年次で実際に教育実習に行く学生は 80～100 名程度になります。

本学では3年次前期は「教育実習Ⅰ」という教育実習の本番へ向けての事前指導の授業が始まる時期であり、この「教育実習Ⅰ」の授業は「教職に関する科目」の各専任教員が1コマずつ受け持つ30名程度以内の少人数授業で3年生の4月から4年生の5月まで1年以上にわたって学期中は毎週ずっと続いていく授業なので、この段階で初めて教員と個々の学生との間に濃密な関係性が生じます。1年次や2年次の大人数の講義形式の授業では、教員も、一部の目立つ学生を除いては個々の学生と個別に接触し把握できる機会は少ないですが、「教育実習Ⅰ」ではひとりひとりの学生の個性を知ることができるようになります。また、学生どうしも、なるほど「教職に関する科目」の授業では1年次や2年次の講義形式の授業でもさまざまな学部・学科の学生が同じ授業を受講してはいますが、他学部・他学科の学生と親しくなる機会はあまりないでしょう。しかし、この3年次の少人数の「教育実習Ⅰ」の授業（この「教育実習Ⅰ」の授業も、学部や学科の指定はないのでさまざまな学部・学科の学生が入り乱れて履修します）では、グループ討論や模擬授業への批評のし合いを通じて学生たちは学部・学科の壁を越えて親交を広げ深めていきます。このことは、この「教育実習Ⅰ」の授業が（授業そのものの内容以外に）副次的にもたらす大きな利点だと思います。

さて、上記のように、本学では毎年100名近い学生が教育実習に行き教員免許状を取得します（そのほかに、教育実習に行かずに特例で「高等学校・工業」の教諭一種免許状を取得する学生も数名います）が、そのうち、現役で（つまり在学中に）公立学校の教員採用試験に合格する学生は2～3年に1名ぐらいといったところです。しかし、卒業直後の4月に毎年だいたい10～20名程度の学生が公立学校または私立学校の常勤講師ないし非常勤講師として教職の仕事に就きます。そのうちの大多数の者はその後も教員採用試験を受験し、何年かしてから努力が実って教員採用試験に合格して正規の教諭として採用される者が毎年5名程度いると思います。ただし、卒業してから何年も経つと、教員採用試験に合格しても大学へ知らせない者も多く、また、最近は都道府県などの教育委員会に問い合わせてもなかなか出身大学別の合格者（ないし新規採用者）数を教えてくれなくなったので、はっきりした数が把握しきれていないのが実状です。教員免許状を取得して卒業した後の学生の実態をもっとよく把握することは、本学の教職課程の課題のひとつです。

教職課程を履修する学生へのサービスとしては、本学では、「教職研修室」という部屋を設けており、そこに、中学校・高等学校の各種教科書や教員採用試験の参考書・問題集を数多く置いています。また、毎年12月には「教員採用試験対策ガイダンス」を開催して教員採用試験の仕組みの概要や対策についてざっと説明しています。7月の「教育実習反省会」とこの12月の「教員採用試験対策ガイダンス」のときには毎回、本学卒業生の中学校・高等学校の現職教員にも来てもらって、経験談などを話してもらっています。最近では「教員の資質向上」ということが盛んに言われ、安易に学生に教員免許状を取らせないように大学で「質保証」せよ、というような空気が強まっています。昨年（平成24年）8月の中教審答申「教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について」でも、教員免許の修士レベル化をめざす方向が打ち出されました。しかし、いたずらに年数を延長するだけで教員の資質向上が進むとは思えません。やはり根幹は学部における教職課程での教員養成をどう充実させるかが重要だと思います。開放制の教員養成の利点を存分に発揮して多様な個性を持つ教員を、しかも同時にしっかりとした意欲と学識と人間性を身につけて世に送り出すことが、本学の教職課程の課題・目標であり、そのためには、学生への懇切な指導を心がけるとともに、学生自身に厳しい研鑽を課することも必要だと思います。

〔会員大学自己紹介〕

羽衣国際大学の教育と教職課程

羽衣国際大学 清水 明 男

羽衣国際大学は、南大阪で90年の歴史をもつ羽衣学園に平成14年（2002年）に開学した、男女共学の定員1,000名余りの四年制大学です。1学部1学科の単科大学としてスタートした若い大学は、現在、2学部4学科—現代社会学部、人間生活学部、放送・メディア映像学科、現代社会学科、食物栄養学科、人間生活学科—へと発展しました。

「愛真教育」を基盤とした「自由・自主・自律・個性尊重の人間教育を通して、社会に有為な人材を育成する」という学園の建学の精神の下、羽衣国際大学はその使命・目的を「これからの共生社会において主体的に行動する実践的職業人の育成」と定めています。共生社会とは、グローバル化・高度情報化・少子高齢化が加速的に進むこれからの社会において、多様な価値観を受け入れつつ、人と人が「きずな」を結び、協力し合う社会、即ち、「『違い』を力に変えていく社会」であると本学は考え、このような共生社会で、一人ひとりが「かけがえのない存在」として活躍できる人材を育成するための教育を推進しています。

本学では、「かけがえのない存在」として共生社会で実践的職業人となって活躍できる知識と技能と主体性を備え、さらには続く若い世代に「かけがえのない存在」の大切さを発信できる教育者として成長することを目標とし、4学科全てに下記の教職課程を設けています。

- *現代社会学部 放送・メディア映像学科……………高等学校教諭一種免許状(情報)H24 開始
- *現代社会学部 現代社会学科 公民専攻……………高等学校教諭一種免許状(公民)H25 開始
- *人間生活学部 食物栄養学科……………栄養教諭一種免許状 H17 開始
- *人間生活学部 人間生活学科 生活マネジメントコース…高等学校教諭一種免許状(家庭)H17 開始
- *人間生活学部 人間生活学科 生活マネジメントコース…中学校教諭一種免許状(家庭)H17 開始
- *人間生活学部 人間生活学科 生活福祉コース……………高等学校教諭一種免許状(福祉)H23 開始

教職課程の対象は、将来教職に就く希望及び意欲を強く有する学生としています。入学ガイダンス時におけるオリエンテーション、教職課程履修者用のガイダンスにおいてもこのことを徹底しています。これらガイダンス及び学習活動を通して、自らの課題を発見・解決させ、併せて学習意欲を高めさせる環境整備に取り組んでいます。

教職課程を設けてわずか3期の卒業生を輩出したばかりですが、すでに大阪府、東大阪市、堺市、寝屋川市、岸和田市、京都府の小学校、中学校、高等学校で教員として活躍している卒業生も多数おり、教職課程に履修登録する学生数も年々増えています。

小規模大学のため、教職員の目が隅々まで行き渡るメリットを存分に活かし、学生一人ひとりの潜在能力を最大限に引き出す教育を本学は日々実行しています。そのような教育を受けた学生たちは、一人の人間として本学の教職員が接してくれたことを忘れずに、自らが教鞭をとる立場になった際、教え子たちに「自由・自主・自律・個性尊重の人間教育」を還元する教員となって、羽衣国際大学の教育理念を実践し次世代に広げていっています。

教職課程履修学生に向き合う

—教職への意欲の変化と視野の広がり観の観点から—

大阪音楽大学 大 前 哲 彦
角 谷 史 孝
喜 多 忠 政

はじめに

本学の教職課程のFD活動として卒業学年の受講生を対象に個々の教職科目に関するアンケート調査を実施してきた。昨年度は、教育学系の教職科目（教育学概論や教育心理学等）と音楽系の教職科目（音楽科指導法や音楽科教材研究等）を比較した。その結果から、受講によって教職への意欲が高まったという指標においても、教職への視野が広がったという指標においても音楽系の教職科目の評価が明らかに高いことを報告し、その要因を分析した。これは、教育学系の教職科目担当者にとってはショッキングなデータであった。筆者が直接言われたことはないものの現職教員から「大学での授業は役に立たなかった」という意見を耳にしてきたので、その実相に迫る糸口と考えた次第である。

当初、「教職科目を受講して教職への意欲が高まったか」という指標を用いて受講生アンケートを実施していた。この指標に加えて、視野が広がったかどうかという指標を加えるように改変したことに、教育学系の教職科目を担当している筆者の当惑は現れている。教育学系の教職科目の特徴として視野が広がる点では優位性があると仮説したわけであるが、これも覆された。視野が広がるという指標においても音楽系の教職科目の方が優位であったのである。

その要因は、比較的少人数授業であることと、学校現場を具体的にイメージして、これは使えると実感できる技法や知識（自分が受けてきた音楽科授業と比較して、この技法を使えば明らかに良い音楽科授業ができると思える技法）の伝授にあるというものである。視野が広がったという指標においても音楽系の教職科目の方が優位であったのは、音楽大学における演奏家養成の専門教育を受けている学生が、学校現場における音楽科教育の知見を伝授されて視野が広がったと実感できたからと推定した。

この考察は、教育学系の教職科目担当者の自己否定を論じているわけではない。子ども（生徒）理解、人間理解、教育制度や社会認識等に関して学生の認識を深化させる支援は不可欠であるが、これらの必要性は学生には自覚されにくい。そのために教育学系の教職科目担当者に苦難を課さざるを得ないわけであるが、その苦難を軽減する方が、徹底的に学校現場を知り、学校現場に即した授業を展開することであると示唆された。

そこで、今年度においても音楽科指導法と音楽科教材研究（合唱指導法）の授業分析について執筆分担者を替えて報告するとともに、筆者については、受講生アンケートの中で未報告部分を報告しておきたい。

1. 卒業後の進路が決まっていな不安を訴える学生たち

データを概観したところ、図1に示すように、 χ^2 検定の結果、有意差は見られなかったが、卒業後の進路について「決まっていなので不安」という回答の割合が年々増加している傾向がみられるのである。他の選択肢においては大きな変化は何えなな中で、「確定しているが不安」という回答の割合が年々減少しているかに見える点と共に気になるデータであった。そこで、「決まっていなので不安」という回答とそれ以外の選択肢を統合して進路2類型の年度別の比較を試みた結果が図2である。

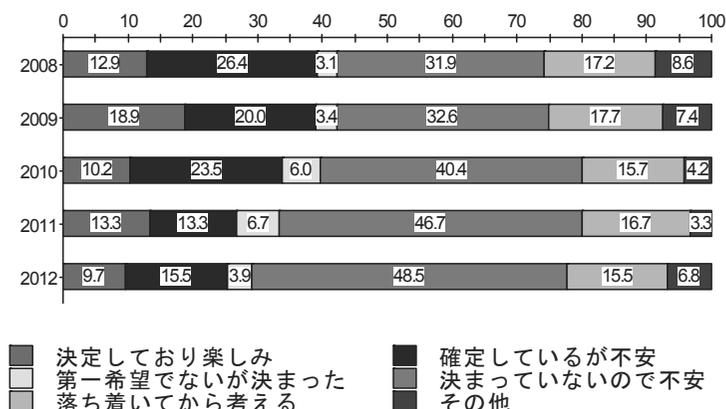


図1 年度別の卒業後の進路に対する意識

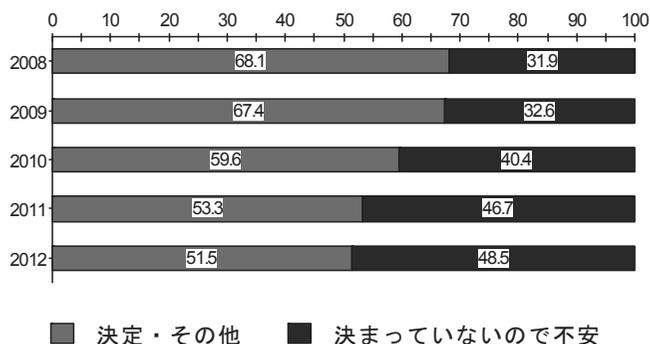


図2 年度別の卒業後の進路に対する意識の2類型

χ^2 検定の結果、5%水準の危険率で有意差が検出されたように、明らかに人数分布に違いが見られるのである。本学の場合、自宅で子どもにピアノを教えるという学生もいるわけであるが、世間で大卒者の就職内定率が低下していると言われてしている状況を反映しているようである。

そこで、この卒業後の進路2類型と音楽科指導法を受講しての意欲の変化の項目をクロス集計した結果が図3に示されている。 χ^2 検定の結果、有意差はないものの「決まっていなので不安」と答えた学生の42.4%が、教職への意欲が「強まった」と答えており、48.7%が「少し強まった」と答えているのである。合わせると91.1%の学生が音楽科指導法を受講して意欲が強まったと答えながら卒業後の進路が決まっていなので不安と訴えているわけである。胸が潰れるような思いを

する次第であるが、教職課程履修学生に向き合うという表題は、この思いから付けたものである。

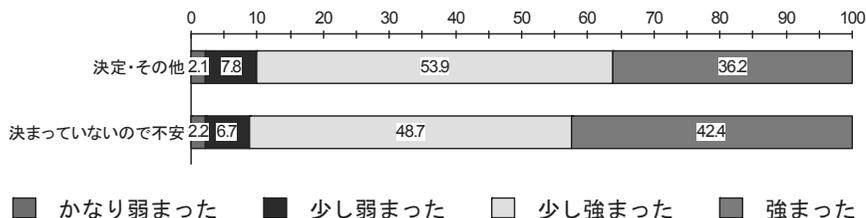


図3 卒業後の進路2 類型ごとの音楽科指導法の受講による意欲の変化

本学では、昨年度より教職支援室を立ち上げ、2人のピアサポーターを配置して教職課程の履修支援と採用試験に向けた諸活動の支援を始めているが、この拡充が求められていると言えそうである。

なお、この小論は、2008年度から2012年度のデータを中心に分析していくことになるが、卒業学年の最終授業でアンケート調査を実施してきたが、卒業演奏のために公欠が多い時期に当たるためにその実数は表1に示すとおりである。

表1 年度毎の所属別サンプル数

	度数	所属			
		合計	大学4年	短大2年	科目履修生
8~12年度	合計	650	454	184	12
	2008	167	105	61	1
	2009	182	123	54	5
	2010	167	126	37	4
	2011	30	20	10	0
	2012	104	80	22	2
P値		0.07...			

2. 教職課程履修学生の悩み

「在学中、悩んだことはありますか」という設問に対して「全くなかった」「余りなかった」「少し悩んだ」「大変悩んだ」という選択肢への回答を求めた。その結果を「大変悩んだ」と「少し悩んだ」と回答した割合の合計で多い順に並べると「演奏活動や音楽研究に関する能力の限界」（大変悩んだ：少し悩んだ＝33.2%：39.5%）、「専攻実技と教職課程学習との両立」（22.5%：41.8%）、「その他」（45.5%：15.9%）、「勉学を続けるための経済的な面」（24.8%：31.9%）、「勉学を続ける中での精神的な面（友人関係など）」（20.1%：29.2%）、「教員採用の受験」（18.6%：28.8%）、というものであった。

そこで、これらの悩みが教職課程の履修にどのような影響を与えているかを分析するために、「演奏活動や音楽研究に関する能力の限界」という演奏能力の限界に悩んだ項目とリコーダー指導法による視野の広がり項目のクロス集計結果を図4に示している。 χ^2 検定の結果、5%水準の危険率で有意差を検出しているが、演奏能力の限界に「大変悩んだ」と答えた学生の60.2%が、リコーダー指導法の授業を受けて教職への視野が広がったと「強く思う」と答えている。そして、同様に「少し悩んだ」と答えた学生の場合は49.6%が「強く思う」と答えており、悩みの程度により順次少なくなっている。したがって、演奏能力の限界に関する悩みがバネになって教職課程の履修に効果を上げていると言える。

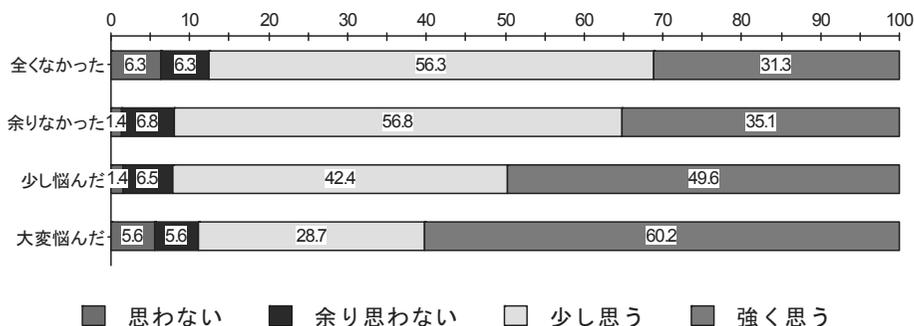


図4 演奏能力の限界に悩んだ回答ごとのリコーダー指導法による視野の広がり

さらに、教育学系の教職科目の例として総合演習の場合を図5に示した。 χ^2 検定の結果、5%水準の危険率で有意差を検出し、加えて、教育学概論 (P<.05)、教育心理学 (P<.01)、道徳教育論 (P<.01)、教職入門 (P<.01)、教育実習の研究 (P<.05) の場合にも有意差を検出している。生徒指導論 (P<.10) で有意傾向が見られたものの、教育方法論、音楽科指導法、創作指導法の場合には有意差はなかった。

音楽系の教職科目であっても有意差が検出されなかった科目があったわけであるが、選択必修科目のために受講生が少ないことや、学校音楽教育をイメージしにくい音楽専門科目的な授業展開がなされている要因が推定され、今後の分析課題にしておきたい。

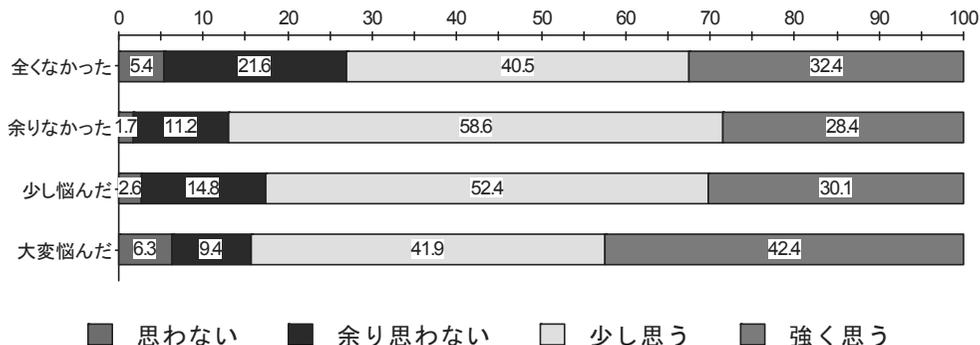


図5 演奏能力の限界に悩んだ回答ごとの総合演習による視野の広がり

次に悩みが多かった専攻実技と教職課程学習との両立であるが、その年度別の増減を図6に示している。 χ^2 検定の結果では有意差はないものの2011年度で「大変悩んだ」という回答が27.6%で、2012年度においても27.2%を占めており、20%前後にとどまっている2010年以前との格差が非常に気になる。教免法の改訂で短期大学において教職実践演習が実施されるようになったり、我々の授業展開の変化(卒業後の進路を考えて受講生に多くの課題を課すようになってきた)によって教職科目と専門科目の学修との両立に困難がもたらされていたりするとしたら開放制教師教育の危機と言える。

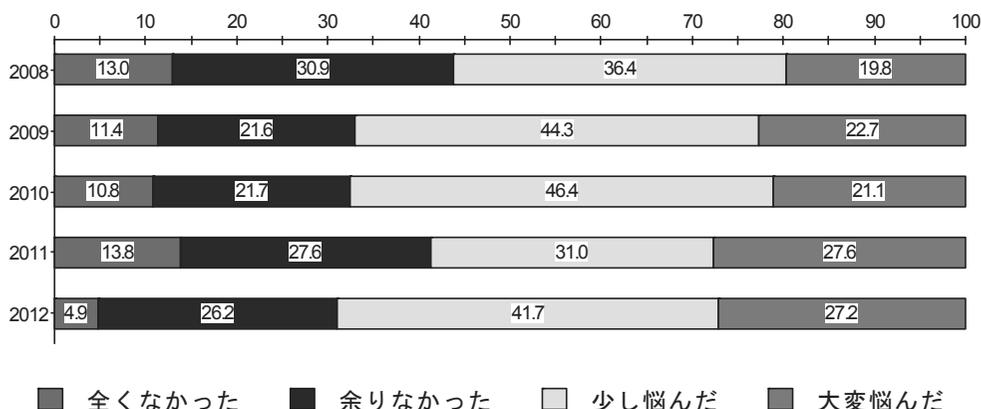


図6 年度別の専攻実技と教職課程学習との両立の悩み

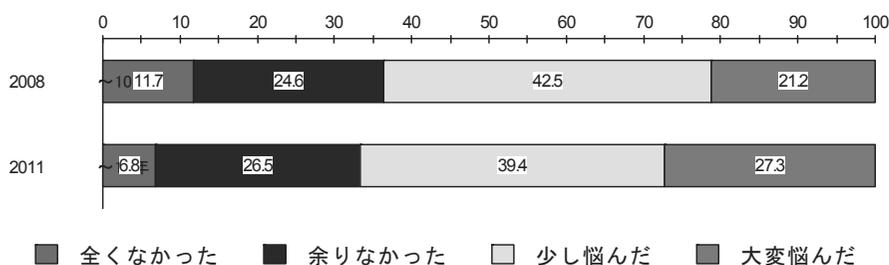


図7 年度2類型ごとの専攻実技と教職課程学習との両立の悩み

そこで、2010年を基準に2008年から2010年の3年間を統合し、2011年と2012年の2年間を統合した年度2類型を作成し、専攻実技と教職課程学習との両立の悩み項目とクロス集計した結果が図7に示されている。 χ^2 検定の結果では有意差は検出されず、2010年以前との差は見られなかった。専攻実技と教職課程学習の両立の悩みにおいて2010年以前と人数分布に違いは見られず、安心できる結果が得られたが、「大変悩んだ」と「少し悩んだ」と回答した合計の割合は増加しており、今後、注意深く見ていく課題として明記しておきたい。

この悩みが教職課程の履修にどのような影響を与えているかについて分析した。 χ^2 検定の結果、教育学概論 ($P<.05$)、教育心理学 ($P<.001$)、リコーダー指導法 ($P<.005$)、教職入門 ($P<.05$) の場合には、受講して視野が広がった項目の間に有意差が検出され、道徳教育論 ($P<.10$) と教育実習の研究 ($P<.10$) では有意傾向が見られた。しかしながら、生徒指導論、音楽科指導法、合唱指導法、総合演習の場合には有意差は見られなかった。全てにおいて専攻実技と教職課程学習との両立に「大変悩んだ」と答えている場合に、教職への視野が広がったと「強く思う」の回答率が高くなっている。例えば、リコーダー指導法との関係を示したものが図8である。

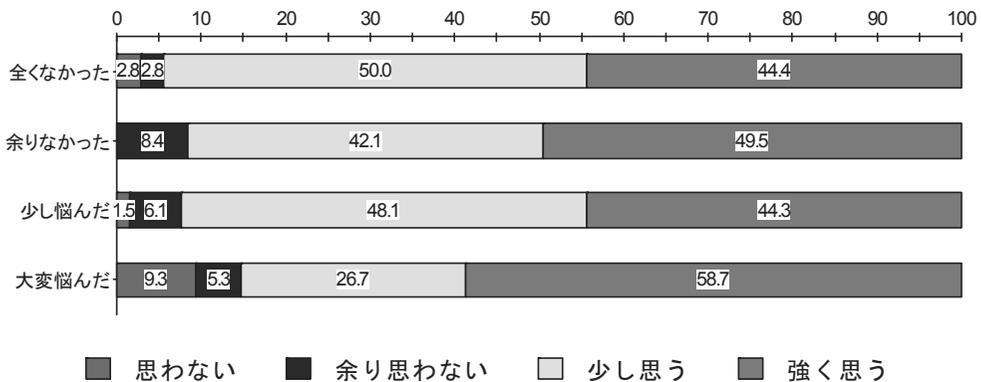


図8 専攻実技と教職課程学習との両立の悩みとリコーダー指導法による視野の広がり

しかし、有意差が見られなかった音楽科指導法の場合（図9参照）や、その他にも別の傾向を示唆するデータがあったので紹介しておきたい。すなわち、図9を見ると、両立に「大変悩んだ」と答えている場合に、音楽科指導法により教職への視野が広がったと「強く思う」と回答した率が45.9%と高いわけであるが、一方で、この悩みが「全くなかった」と答えている場合にも教職への視野が広がったと「強く思う」と回答した率が45.8%と高いのである。これは何を示唆しているのだろうか。

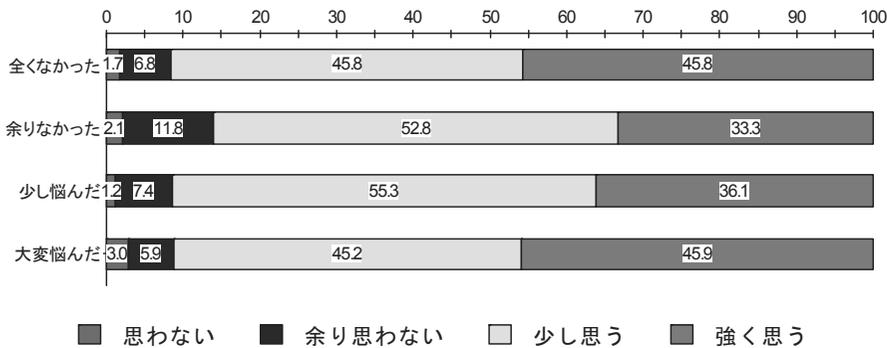


図9 専攻実技と教職課程学習との両立の悩みと音楽科指導法による視野の広がり

ちなみに両立への悩みの実数は、「全くなかった」（59人）、「余りなかった」（144人）、「少し悩んだ」（244人）、「大変悩んだ」（135人）という状況であった。考えられるのは、教職課程履修者が2つのタイプに分かれていて、専攻実技と教職課程学習との両立に悩みながら教職課程履修にチャレンジしている多数派と、最初から教員免許状の取得を強く希望して教職課程を履修して成果を上げている少数派が存在しているということである。

この悩みのうち、「その他」は上記のように「大変悩んだ」と「少し悩んだ」の合計が61.4%と3番目に多かったが、自由記述（カッコ内は専攻と性別）の回答は、以下のようなものであった。

授業に関しては、「やる気に大きな差がある中での教職課程の授業(ピアノ 女子)」「教職の授業時間数の少なさ。もっと勉強できる機会が欲しかった。(管弦打 男子)」「授業。やりたいこと授業との両立・実技(声楽 女子)」「時間割の調整(管弦打 女子)」「専門合奏等と時間がかぶるのは極力やめてほしい。(管弦打 男子)」「専攻実技の担当教員を変えるかどうか(ピアノ 女子)」「音楽科指

導法で指導案作成をしなかった。(ピアノ 女子) 「時間のやりくり(管弦打 女子)」という意見が見られた。

就職活動や進路に関しては、「大学3年時途中で一般就職をすることに決めたので就活と集中講義がかぶって大変だった。そして学務の人に欠席を伝えたら怒られた。なぜ就活をするのかと。生徒の可能性を考えてもらいたい(不明- 女子)」「就職活動との両立(ピアノ 女子)」「公立私立どちらを受験するか。(音楽学 男子)」「卒業後の進路(ピアノ 女子)」「大学卒業後の進路(ピアノ 女子)」「卒業後の進路(ピアノ 女子)」「内定者研修との両立(声楽 女子)」「就活の仕方などについて教わりたかった。(ピアノ 女子)」という意見が見られた。

これ以外に、「母親からのプレッシャー(ポピュラー 女子)」「体調(声楽 女子)」「この大学は最低です。(管弦打 女子)」「自分は何者か(管弦打 男子)」という意見が見られた。

3. 教育実習・介護等体験の教育力

以上の分析をしていて発見したことで紹介しておきたいことがある。それは、教育実習先での体験や介護等体験先での体験が圧倒的な学びを提供していることである。上記のデータと比較して見てもらえるように、演奏活動や音楽研究に関する能力の限界に関する悩みの項目と、教育実習先および介護等体験先での体験により視野が広がったという項目とのクロス集計表をそれぞれ紹介しておきたい。教育実習先での体験における学びは図10に示されている。 χ^2 検定の結果、5%水準の危険率で有意差を検出している。

まず、図4で示した演奏能力の限界に悩んだ回答ごとのリコーダー指導法で視野が広がった回答結果と比較して、教職への視野が広がったと「強く思う」の回答率の高さを見ていただきたい。リコーダー指導法において「大変悩んだ」と回答した者のうち、視野が広がったと「強く思う」と回答した割合は60.2%と教職科目の中では最も高かったが、図10では、74.5%であり、はるかに高い割合であった。また、「少し悩んだ」と答えた場合でも64.0%の学生は、視野が広がったと「強く思う」と答えていた。

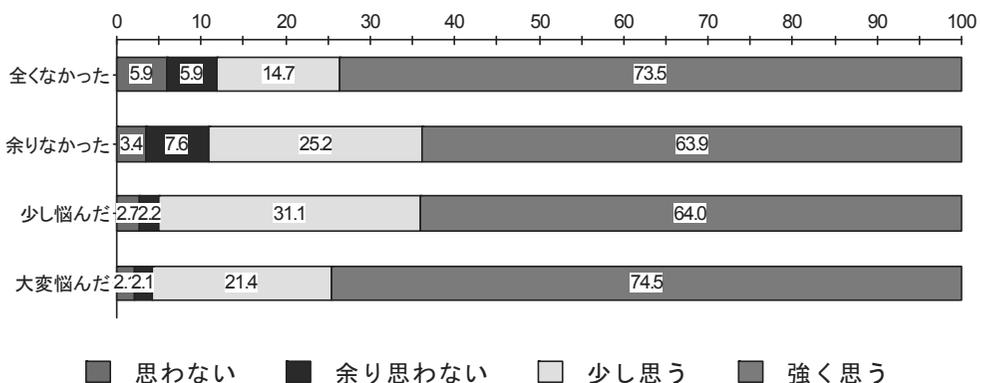


図10 演奏能力の限界に悩んだ回答ごとの教育実習先での体験による視野の広がり

以上のように、多様な悩みを持つ学生が全体として教職への視野が広がったと答えているのである。これは、教育実習の教育力の高さを示唆していると言えよう。また、図10は、この悩みが「全くなかった」場合にも「強く思う」と回答した割合は73.5%と高く、視野の広がりを獲得している

ことを示しており、教職課程履修者が2つのタイプに分かれていることを示唆している。

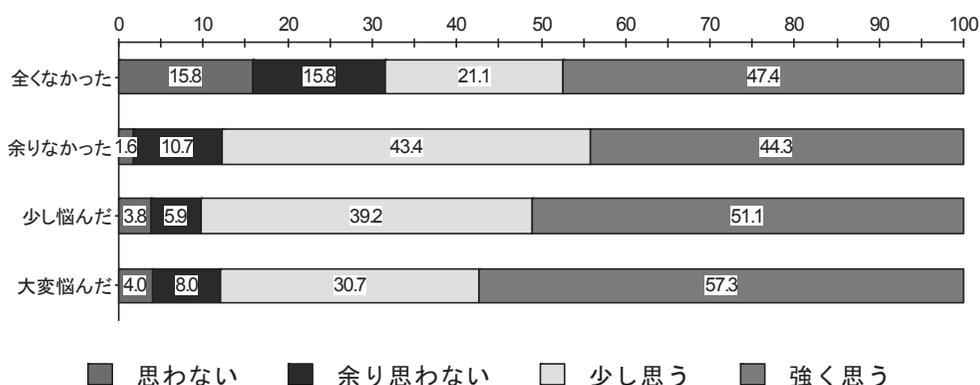


図 11 演奏能力の限界に悩んだ回答ごとの介護等体験による視野の広がり

図 11 には、介護等体験先での学びについての結果が示されている。こちらは、 χ^2 検定の結果、0.1%水準の危険率で有意差が検出されている。「大変悩んだ」と回答した者のうち、視野が広がったと「強く思う」と回答した割合は57.3%と高く、演奏能力の限界に悩んだことを糧にして介護等体験から教職への視野が広がるという学びを獲得していることを示している。近年の学生は生育史上における社会的な体験が極めて少なくなっているために、介護等体験などが実社会と触れ合う貴重な体験になり、多くの学びを得ると推定しているが、この事実を教職課程教育に還元させる必要があろう。

今まで教育実習の事前指導に重点を置き、教職課程の最初の授業から教育実習を視野に入れながら展開してきた。上記のデータから言えることは、教育実習先等での体験の教育力の高さを視野に入れ、教職課程教育の中に位置づけることが大切であるということである。それは、教育実習を終えてから展開される教職実践演習の授業に生かすということになるだろうか。（文責：大前哲彦）

4. 履修動機からみた意識の変化～「音楽科指導法」を軸にして～

音楽系教職科目の一つである「音楽科指導法」を受講して教職への意欲が高まったという回答結果は、5年間を通して図 12 のとおり同様の傾向がみられ、 χ^2 検定の結果では有意差は見られなかった。

かねてから気になっていた事柄であるが、教職課程を履修した受講生が「教員になりたいくて」を主動機とする場合には、その期待するところの教科に関する「音楽科指導法」の授業に高い意欲と強い意識を持って受講していると考えるのはごく自然で無理のないことであろう。しかしながら、「折角だから資格だけはとっておきたい」という動機をもつ学生は平素の受講実態を見ても少なからず存在しているのは確かである。教員免許状取得を一つの売りとしている私学にあって簡単に切り捨てられない状況にあるが、上記した悩みの「その他」に見られた「やる気に大きな差がある中での教職課程の授業」という自由記述の回答に示されているように、「教員になりたいくて」を主動機としない学生の存在が、教職への意欲が高い学生に不満をもたらしているのである。この矛盾を解決するには、「折角だから資格だけはとっておきたい」という動機を持つ学生への切り込み方法を解明するしかないと考えた。

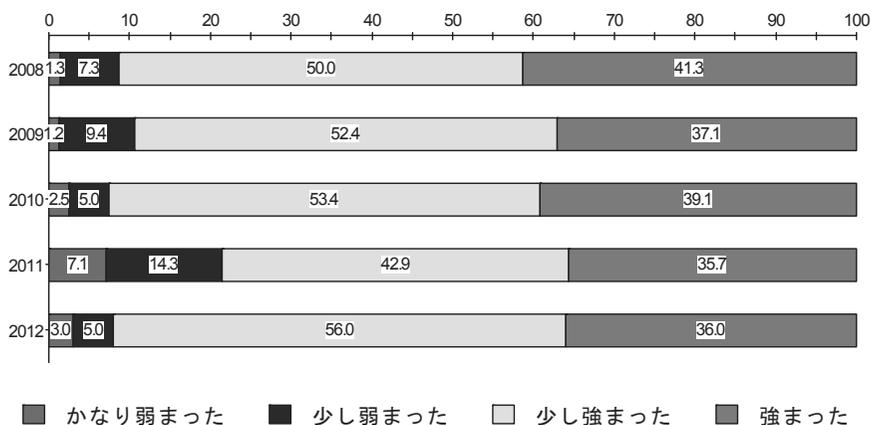


図 12 年度別の音楽科指導法による意欲の変化

そこで、このような学生に焦点をあてて考察してみた。表 2 は教職課程履修の理由について、5 年分（2008 年～2012 年）のデータを統合して集計したものである。複数回答の結果であるが、「教員免許の取得」が 619 人（76.4%）と最も多いが、「教員になりたいくて」は 287 人（35.4%）と少なかった。平素の受講の様子を見ていると教職に対する意欲や意識が高い受講生の存在と一致するところである。

表 2 教職課程履修の理由（複数回答）

カテゴリー	度数	%
教員になりたいくて	287	35.4
教員免許の取得	619	76.4
家族に薦められて	232	28.6
友人先輩に薦められて	38	4.7
その他	32	4.0
合計	810	1000

では、「音楽科指導法」の受講ではどのような傾向があるかを解明するために、教職課程履修の理由と音楽科指導法の意欲の集計結果を図 13 に示した。なお、教職履修の理由は複数回答を求めているので χ^2 検定はできない。

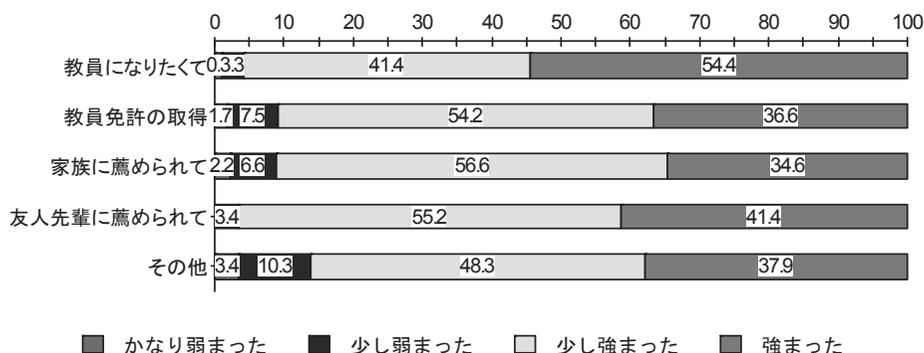


図 13 教職課程履修の理由別に見た音楽科指導法による意欲の変化

図 13 によると、「教員になりたいくて」を動機とする学生のうち、「音楽科指導法」を受講して意欲が「強まった」と回答した割合は 54.4% になっていた。同じく「教員免許の取得」を動機とする学生では、36.6% と割合が減少し、以下の 3 つの項目でも、34.6%、41.4%、37.9% であり、明ら

かな違いがうかがわれる。そこで、「教員になりたいくて」を動機とする学生を抽出し、この項目を選択していなかった他の4つの項目の回答を「その他」として統合する(χ^2 検定が可能のように)データ加工を行い、クロス集計した結果が、図14に示されている。音楽科指導法の授業を受けて教職への意欲が「強まった」という回答者の割合は、「教員になりたいくて」を動機とする学生のうち54.4%であり、「その他」では29.8%と減少し、明確な有意差が確認された。「音楽科指導法」による視野の広まりについても同様の傾向が出ているが、ここでは割愛する。

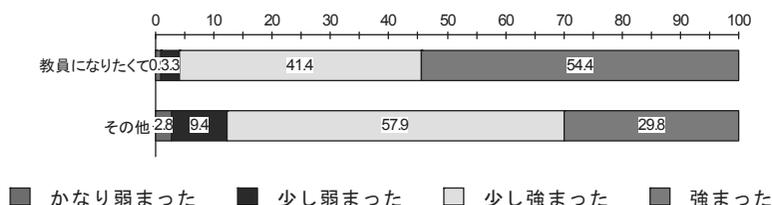


図14 履修動機2類型ごとの音楽科指導法による意欲の変化

自明のことであるかもしれない履修動機として「教員になりたいくて」と明確な目的意識を持っている場合に意欲の強さにつながっている。さらにこのことが最も良く現れている「教育実習を体験して」の視野の広がり項目とのクロス表集計結果を図15に示している。教職に対する視野の広がり「強く思う」と回答した者では、「教員になりたいくて」が77.7%、「その他」は62.6%となり、「教員になりたいくて」という履修動機を持つ学生の方が、視野が広がったと強く思う割合が有意に高かった。

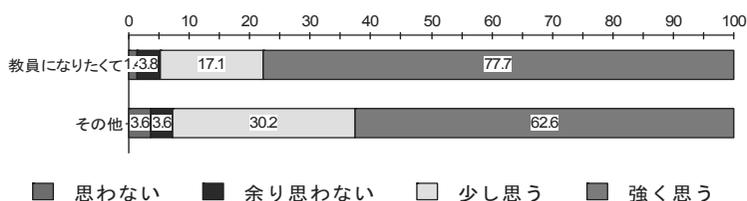


図15 履修動機2類型ごとの教育実習先での体験による視野の広がり

ここまで、履修動機の視点から「教員になりたいくて」という動機を持つ学生と、「教員免許の取得」や「家族に薦められて」、「友人先輩に薦められて」等の動機を持つ「その他」の学生について、教職に対する視野の広がりが「強まった」という回答者について比較してきた。この結果から、履修動機の「教員になりたいくて」と回答した者の方が「その他」の回答者よりも平素から高い意欲と強い意識を持ち、なお且つ教育実習後には、さらに教職に対する意欲が非常に高まり、視野の広がりにつながっていることがわかった。

以上のように、意欲が「強まった」と視野の広がりを「強く思う」と回答した非常に高い意欲と強い意識を持つ学生に関して検討すると、教職課程の履修動機は影響していた。しかしながら、意欲が「少し強まった」と視野の広がりを「少し思う」と回答した学生についても併せて検討すると異なる現状が見えてくる。「教員免許の取得」やその他の動機を持つ学生と「教員になりたいくて」という動機を持つ学生について、「強まった」と「少し強まった」と回答した割合を合計してみると図14の意欲の変化では「教員になりたいくて」という動機を持つ学生の場合、54.4%と41.4%で

合計 95.8%、「その他」の動機を持つ学生の場合、29.8%と 57.9%で合計 87.7%である。「音楽科指導法」による意欲の変化においては「その他」を動機とする学生においても意欲の強まりにおいては消極的であったとは必ずしも言えないのである。

同様に、図 15 には、履修動機 2 類型別に見た「教育実習先での体験」での視野の広がりへの回答結果を示している。視野が広がったと「強く思う」と「少し思う」と回答した割合を合計すると「教員になりたいくて」という動機を持つ学生は 77.7%と 17.1%で合計 94.8%、「その他」の動機を持つ学生は 62.6%と 30.2%で合計 92.8%であり、2つの群間で大きな差は見られない。

したがって、意欲が「少し強まった」と視野の広がりを「少し思う」と回答した比較的少し低い意欲と意識を持つ学生も含めて検討していくと、「教員になりたいくて」という動機を持つ学生と「その他」の動機を持つ学生との間で比較する視点からではなく、教職への意欲を強めるモメントになっている条件を探る必要がある。

そこで、履修動機 2 類型別に、図 16 には教職の先生による授業外での情報による教職への意欲の変化の回答者の割合を示し、同様に、図 17 には実技の先生による授業外での情報による教職への意欲の変化の回答者の割合を、図 18 には先輩・卒業生の情報からの教職への意欲の変化の回答者の割合を示した。「その他」の動機を持つ学生は「強まった」と「少し強まった」と回答した割合を合計すると、それぞれ 78.3% (図 16 参照)、81.4% (図 17 参照)、77.8% (図 18 参照) となり、授業外での様々な情報によって多くの影響を受けており、教職への意欲を強めていると言える。

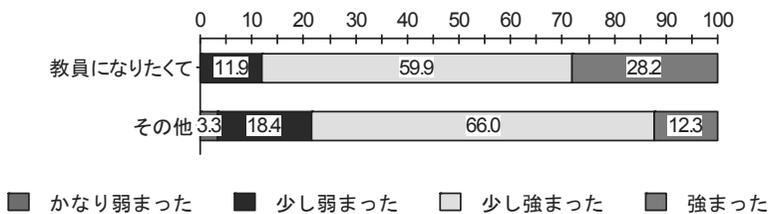


図 16 履修動機 2 類型ごとの教職の先生による授業外での情報による意欲の変化

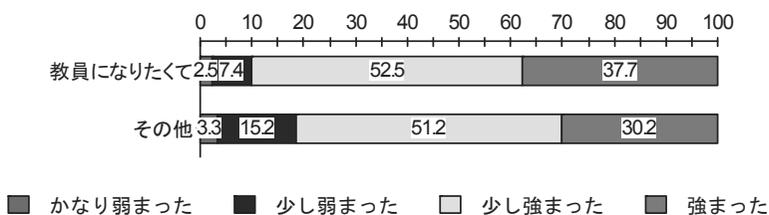


図 17 履修動機 2 類型ごとの実技の先生による授業外での情報による意欲の変化

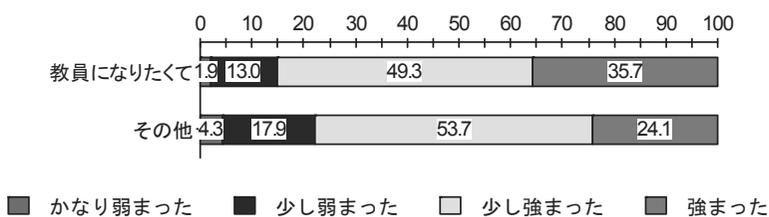


図 18 履修動機 2 類型ごとの本学先輩・卒業生からの情報による意欲の変化

以上から、「教員免許の取得」「家族に薦められて」や「友人先輩に薦められて」「その他」の4つの履修動機を統合した「その他」の動機を持つ学生は、教職課程の履修当初「資格だけでも取れたらいい」とか「家族や友人・先輩に薦められて」という消極的な姿勢であったものの、教職課程の受講による学びと講義外での先生や先輩・卒業生からの情報を得る中で、最初は、教職への非常に高い意欲と強い意識を持つ学生ではないが、次第に少しずつ意欲を強め、意識を高めていく学生もいることが予測される。これは、教職課程のカリキュラム後半の教育実習を体験することによって「絶対先生になる」と劇的な変化を見せる学生が少なからず存在していることから裏付けられると思われる。すなわち、教育実習の事後レポートや実習日誌に「今まで希望はあまり強くなかったが是非教師になる」と決意を述べている学生がいるのである。従って、学生側の要因である履修動機だけに注目するのではなく、教員側の要因として、すべての学生に対して教員になる機会の確保と意識変化の可能性を求めて質の高い学びの伝授が求められると改めて認識した。

5. 教育実習による強い意識変化に隠れる懸念

「教育実習先での体験」が教職への意欲の高まりや視野の広がりにも他のどの授業科目よりも大きな変化をもたらしていることが明らかになったが、少数ながら「かなり弱まった」「少し弱まった」と回答した学生も存在している。図19には、履修動機2類型による「教育実習先での体験（意欲）」の回答者の割合を示した。「教員になりたいくて」という動機を持つ学生のうち「かなり弱まった」は5.7%、「少し弱まった」は8.0%で合計13.7%ある。一方、「その他」の動機を持つ学生では、「かなり弱まった」は9.7%、「少し弱まった」は11.0%で合計20.7%と多くなっている。実際の学校現場で生徒を相手にした実習は直接体験であり、実習生は、大きな影響を受けていると考えられる。そのような経験によって意欲が「弱まった」とはどういう事であるのか。

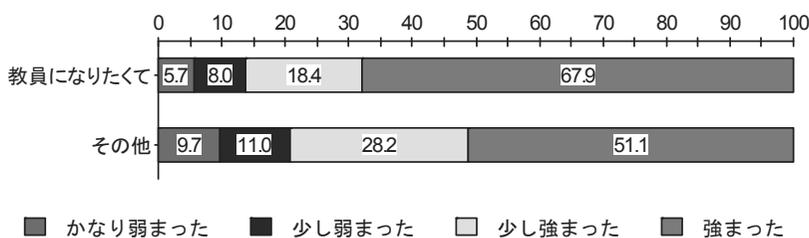


図19 履修動機2類型ごとの教育実習先での体験による意欲の変化

「教員になりたいくて」という動機を持つ学生について見ると、教育実習先の経験により「かなり弱まった」と回答した人数は5年間で12人であり、1年間で2~3人程度の少数である。実習後の報告・反省並びに実習日誌の記録、また実習中における実習校からの相談連絡がある事例からも理解できる数字ではある。大学教員も学生も事前の学修と備えを万全にして教育実習に臨むものの、このようなケースについての要因を看過するわけにはいかない。「教員になりたいくて」という動機を持ち、積極的意欲的に学修に取り組んできた学生が、教育実習という総仕上げにおいて、教員になりたいという意識が「かなり弱まった」という事態に陥ったことに心が痛む思いである。「本学が学生に対して十分な力をつけて送り出せなかった」、「本人が自信を失くした」、「自己の適性を見誤っていた」、「生徒や学校の状況が実習生にはとても適わなかった」、「学校ボランティア

等の経験が豊富で新たな意欲や知見の必要性がなかった」等の様々な原因が考えられるが、事後指導での聴きとり並びに大学教員のFD活動、研究活動としてもその要因分析と課題の究明を疎かにできない。

(文責：喜多忠政)

6. 合唱指導法から見た学生の意識の変化

1) 合唱指導法による意欲の高まりについて

本学では2012年度まで、音楽科教材研究という独自科目を選択必修科目として開講してきた。この科目は音楽科指導法を補うもので、取り上げる楽器等で創作指導法A・B、リコーダー指導法A・B、合唱指導法A・B、ギター指導法A・B、邦楽指導法A・B、合奏指導法A・Bというサブタイトルを付けている。Aは前期開講、Bは後期開講で、何れかの2科目を選択必修することとなっている。各指導法の講座は選択受講する学生の専攻や音楽経験などにより興味と関心に差が見られるが、リコーダー指導法を筆頭にして各講座は共に8割を超える学生が受講しており、教職への意欲が高まった、あるいは視野が広がったと答えている。今回は上記の6つの指導法の中から合唱指導法についての考察を行う。

まず、この科目を受講しての意欲の変化については図20に示している。 χ^2 検定の結果、人数分布に有意差は見られなかった。学部生の「大学4年」では意欲の変化について、「少し強まった」が54.4%、「強まった」が37.6%であり、一方、短大生の「短大2年」では同じく36.9%と53.8%であった。短大2年について言えば、受講生の人数が少ないと言うことを差し引いても「少し強まった」と「強まった」と回答した合計の割合が90.7%であり、多くの学生が、教職への意欲が高まったと回答していた。大学4年を見ても同じく合計の割合が92.0%であり、短大2年と同じく多くの学生が教職への意欲が高まったと回答していた。

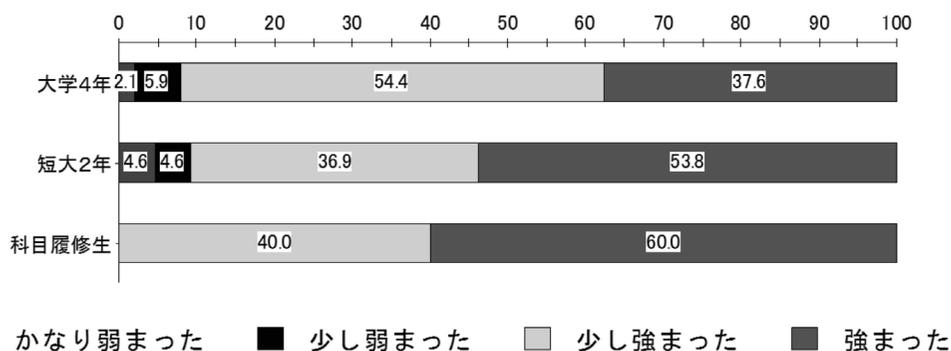


図20 所属別に見た合唱指導法による意欲の変化

ところで、教育学系教職科目の授業改善のために、また、音楽系教職科目相互の授業改善のために自らの授業実践分析を求められているわけであるが、何が学生の心に響いたのかについて考察していきたい。まず、授業概要であるが、音楽科教材研究(合唱指導法)(以下、合唱指導法と記す。)の中の合唱指導法Aでは中学校の教材を中心に展開し、後期は合唱指導法Bとして高等学校の教材

を中心に展開している。そして、特徴としては、学校現場で使用される教材を扱っていること、グループや個人での演習を多く取り入れていること、声を使用したアンサンブルとして合唱を取り上げていることが挙げられる。

さて、この授業において学生が教職への意欲を高めた要因はどこにあるのであろうか。学生が受けてきた高等学校までの音楽科の授業では声楽（合唱、斉唱等）が7～8割を占めている。このことから声を使った授業の中でも合唱は受講生にとって親しみやすい分野であることは容易に推定される。

学生は教育実習において、自分の得意な曲や好みの曲など嘗て経験した楽曲を教材として選択する傾向にある。しかし現場では音楽科の授業進度や合唱コンクールなど様々な行事との関係もあり、得意な楽曲のみを教材とすることは出来ないのが普通である。学校での音楽科の授業は多岐に渡っており、斉唱の歌曲や合唱曲などの歌唱、リコーダーやギターさらに和楽器などを使った器楽、作曲や身近な音を素材にした作品作りなどの創作、クラシックをはじめ世界各地の諸民族の音楽や邦楽にポピュラー音楽までを対象とした鑑賞など音楽のあらゆる領域を扱うことになる。ましてや人に教え感動を引き出すには音楽に対する深い理解や綿密な教材研究が必要になってくる。音楽大学とは言え学生はまだまだ音楽の経験や捉え方が浅く、自分が大変好きでよく知っている楽曲なら必ず生徒に伝わると思いがちである。生徒の感性や反応は個人ごとに異なるもので、その感性は多様である。そのような生徒を前にした時により効果的な授業を行うための研究（準備）が必要になってくる。以上のことを学生に意識させるために多くの時間を割いており、学生が授業展開をイメージすることに役立っていると思われる。

この授業では、学生自らの力で問題を見つけ、解決するためには何をすべきかを考えさせている。グループ活動を中心に、最初の問題である「何を研究すれば良いのか？」から話し合いをさせ発表に持っていく。自分の考えとは異なったメンバーの意見を聞くことにより、各個人に多様な思考や好みがあることを知る。グループで討論を繰り返すうちに他人の考えや立場を尊重するようになり、優しさと協調心が生まれてくるのがわかる。そして話し合った結果を効果的に授業に反映するための方法やテクニックを模索していくわけであるが、この点も授業展開をイメージすることに役立っていると思われる。

また、実際の授業や学校現場では必ず必要になる指揮の仕方や伴奏の方法も指導に加えている。生徒の前で指揮をしたり生徒自身に指揮を体験させる場合、教える側に指揮の意味や正確な知識が欠如していたり、指揮の方法であるパトンテクニックを理解していなければ指導することは困難になってくる。音楽を作り上げていくためにはテンポ、強弱、バランスなど、さらに詩の解釈や判断など指揮（者）には多くの音楽的責任が存在することを認識させる。この点も1つの要素と考えられる。

更にピアノ伴奏を考えたいと思う。楽譜通りに正確に演奏するばかりが良い伴奏とは言えない。伴奏には様々な方法が考えられる。例えば和音を示すコードネームの使用も一つの方法である。コードネームは主にポップス音楽に多く用いられている和音記号であるが、音楽の授業でも大変便利で有効に使えるものである。コードネームは和音の構成音を示しているだけなので、展開の自由度が大変大きく非常に便利なものである。その他に伴奏の方法として色々と考えられるが、音の省略の仕方、必要な音の見つけ方、伴奏形を工夫するなど様々な場面を想定した伴奏法を取り入れてい

る。授業の際に伴奏が成功するか否かの目安は、生徒が歌い易くて表現の自由度がどれ位あったかということが第一である。そのための手助けとなる伴奏法を目指しているわけであるが、この点も授業イメージを膨らませていると推定される。

加えて、声を使ったアンサンブルとしてヴォイス・アンサンブルやボディー・パーカッションも取り入れている。さらに、楽曲分析の重要性、創作された背景の熟知、生徒の興味関心を引き出すためのテクニックや方法、教材研究や資料等の準備の必要性、自分たちの音楽経験を最大限に発揮するにはどうすれば良いのかを考えさせている。最終的には合唱の楽しさを感じさせることを目指して授業を展開している。その結果として教職への意欲が強まったと考えられる。

2) 合唱指導法による視野の広がりについて

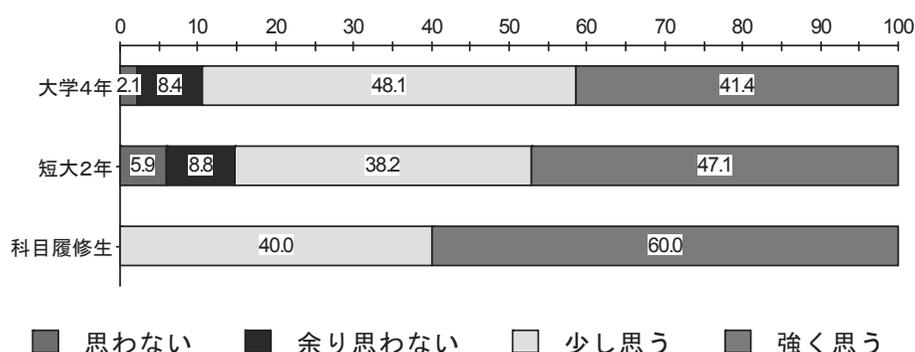


図 21 所属別に見た合唱指導法による視野の広がり

意欲と同様に視の広がりをも強めた要因について見ていこう。学部生の「大学4年」の結果は、「少し強まった」が48.1%、「強まった」が41.4%であり、「短大2年」では、同じく38.2%と47.1%であった。図20で示した意欲の高まりの結果と同じく高い数値となっている。専門大学ということは、上述の悩みの「その他」の自由記述の回答でも見られたように、専攻の実技科目に多くの時間が割かれ、教職への意欲はあっても教職科目の履修に時間的な困難を感じているようである。このことは同じ音楽の分野にも関わらず専門以外の領域に興味を示さない傾向を作り出している。ピアノ専攻の学生を見てみると、バッハ、ベートーヴェン、ショパンなど、ピアノ音楽には強い関心を持っているが、声楽やピアノ以外の器楽や創作には関心を示さないといった傾向が顕著に見られる。上述のように合唱に限らず学校の音楽の授業ではあらゆるジャンルの音楽を扱うことになる。歌曲や合唱、器楽はもとよりポップス音楽などの領域にも「音楽として流れているものは同じ」である。しかし弦楽器の持っている持続する音、管楽器の材質や発音原理の違いからくる音色の変化、打楽器の力強さと繊細さ、多彩で多様な声を使った表現、ポップス音楽の軽快なリズム、諸民族が培ってきた音楽など独自の音楽と様々な表現がある。これらの発見は視野を広げるための要因になっていると考える。

音楽の感性を磨き研鑽してきた学生たちはヒントを見つければ大きく伸びてくるものである。音楽の深さや面白さを再認識するきっかけとして、教職科目を選択した学生全員を対象に“純正調(律)

と平均律” に関しての講義を行っている。純正調とは大まかな説明になるが、調律の考え方という言い方も出来る。一つの音（基音）の中に含まれる倍音を見ていくと音階を構成する音が含まれており、順番に並べると音階になる。自然な物理現象であり“ドとレ”や“ソとラ”“ラとシ”など音と音の間（音程）が微妙に異なっている。純正調の長所として考えられるのはハーモニーが“うなり”の無い美しい響きが得られることである。短所は各音間の音程が不均等なので転調が困難な事である。ハーモニーの考え方を知る専門的なもので有るが大変重要なものと考えている。純正調の長所と短所の妥協点を考え、1オクターブの中の音（12半音）を均等割りにしたものを平均律と呼んでいる。平均律の誕生（1700年代中頃）により転調が自由自在に可能になった。現代はこちらが主流になっている。しかし最近では古楽の再現が多く試みられ、純正調の美しさが再認識されている。

合唱、中でも無伴奏の合唱曲ではしばしば純正調の響きが求められる。学生達は音楽的な感性と耳を持っているので、純正調の響きを体験させると異口同音に驚きの声をあげる。「目から鱗、耳から鱗」と言った表情が印象的であった。合唱音楽の歴史を遡って楽曲を探し教材として使うことにより、純正調の必要性が明確になり、現在主流になっている平均律（ピアノ音楽がわかりやすい）の良さや必然性が明確になる。この観点のみでの講義では無いが、この考えを加えることにより音楽への関心が高まり、広い音楽分野に興味を示すようになったと考察している。

大学では合唱指導法とは別に実技科目としての合唱の時間も設けられている。合唱指導法で行われる合唱と根本は同じであるが、学校現場における音楽科の授業で学ぶ合唱とは方法が異なると考えている。実際に指導する上で、変声期の生徒の存在と扱い、学校現場では全員が意欲的とは限らない等の問題も想定される。しかし、生徒は美しいものには感動する。この感情を引き出すための準備内容や問い掛け方など具体的な指導方法の徹底を心がけている。学校現場では多くの音楽的行事があり、中でも合唱は大きな部分を占めている。

合唱を通して「音楽を広く捉えること」に考慮した授業展開が、学生の音楽的視野の広がりをもたらしたのだと考察する。

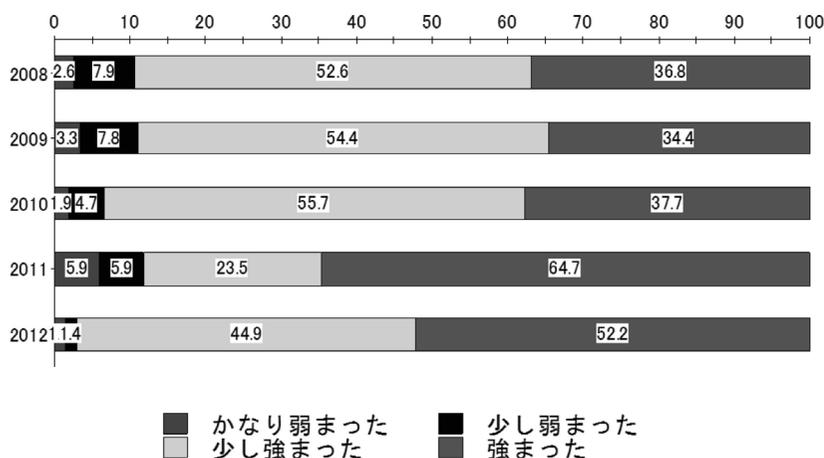


図 22 合唱指導法による意欲の変化の経年比較

3) 5年間の経年変化

最後に、学生への意識調査を行った5年間のデータを見ることにする。2008年度から2012年度の5年間に渡って行われたアンケートの中の合唱指導法による意欲の高まりと視野の広がりに関して考察してみる。図22に合唱指導法による意欲の高まりの経年変化を、図23に合唱指導法による視野の広がりを経年変化を示した。 χ^2 検定の結果、意欲の高まりでは人数分布に有意差は見られなかったが、視野の広がりに関しては、0.1%水準の危険率で有意差を検出している。

意欲の変化と視野の広がりを年毎に見ていくと、図22の意欲の変化では「少し強まった」と「強まった」と回答した割合の合計が2008年89.4%、2009年88.8%、2010年93.4%、2011年88.2%、2012年97.1%となる。同様に、図23の視野の広がりを見ると2008年79.0%、2009年91.1%、2010年88.7%、2011年93.8%、2012年97.0%となり、意欲の変化と視野の広がり共に割合が増加の傾向にある。特に2011年と2012年は「強く思う」と回答した割合が大幅に増加している。すなわち、意欲の変化では、2011年64.7%、2012年52.2%であり、視野の広がりでは2011年56.3%、2012年56.1%である。

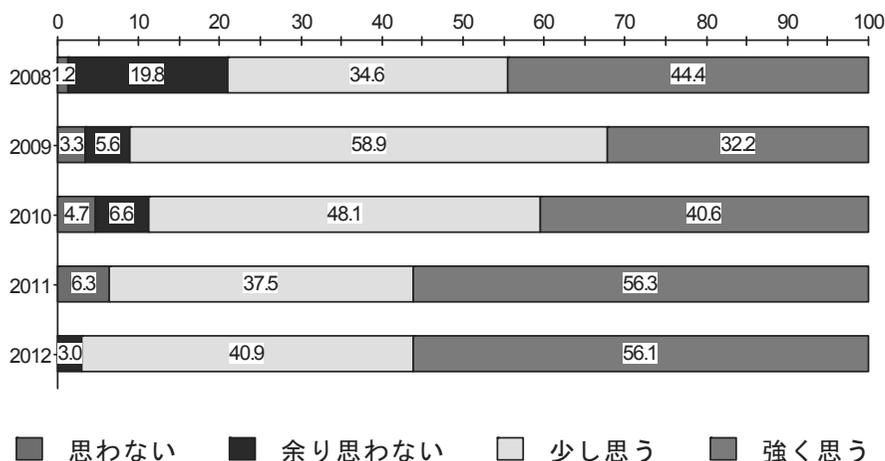


図23 合唱指導法による視野の広がりの経年比較

最近2年間におけるこの変化が、何によってもたらされたのか分析してみる。結論から言えば、高校現場から大学の教職課程教員に転じて5年目になるが、学生理解が進み、自らの指導法が確立してきたからではないかと内省している。

合唱指導法では上述の純正調ともう一つ中心に考えて実行してきたのは発声の問題である。声楽専攻の学生は合唱や声楽に関する分野は得意であるが、その発声はオペラに代表される発声方法である。時代と共に編成を大きくして行ったオーケストラに対抗すべく、低音から高音まで響きを統一したベルカント唱法を中心とした発声基準となってきた。しかし合唱指導法ではノンビブラートを基本にし、作り過ぎない自然な声を要求している。発声には様々な方法があり、時代によって要求される声も変化している。古代、狩猟生活の時代などに歌われた時は現在よりもっと自然な発声で話声に近い歌い方であったと想像できる。バロック時代まではビブラートの無い歌い方であった。バッハ以降の時代になると上述のようにオーケストラの大型化によりベルカント唱法の興隆が見られるようになった。この様に発声方法は全てに必然性があって考え出されてきたのである。我

が国には明治時代に西洋音楽が取り入れられ、声楽の発声方法もそのままベルカント唱法が中心となり現在に至っている。教師の考え方に大きく影響されるが、学校教育の現場もこの流れからベルカント唱法が中心となった。民謡や歌謡曲またジャズ等のポップス音楽の発声は邪道と考えられてきた。しかし上述の様にその時代毎の発声があり、国や地域が異なると発声は変わるものである。そこに優劣は存在しない。表現方法の違いと言える。発声方法一つを取り上げても、広い音楽の領域を扱う学校現場では多様な発声方法を扱う必要が出てくる。このことの重要性を学生には強く訴えてきた。

合唱指導法を受講した学生の感性は我々の期待に応えてくれた。様々な発声を曲種によって変えることは大変困難な事でもあり、5年の歳月をもって初めて成果が出始めたと言える。ベルカント唱法の素晴らしさを認識したうえで他の発声による表現の面白さに気付き、多様な表現があることに気付いたようである。音楽科の授業は生徒を対象とした音楽の授業であり、専門家を養成する場所では無い。音楽の感受性を高め、音楽の素晴らしさや面白さを知らしめることを目的としていることも常に訴えてきた。

中学校や高等学校の音楽教材を中心に扱い、授業で起こる多くの場面を想定したより実践的な合唱指導法を意識してきた。合唱は複数の生徒が同じパートを歌い、補完し合い、他人と合わせることの重要性など学校生活の中での必要性にも言及している。学生はより身近で即効性が見られる点も理解し易いであろうし、人に音楽（全教科に言えるが）を教えることの面白さや困難な点に気付き、考えの幅が徐々に変わってきているのが見て取れる。教職課程を専攻した学生の中で次第に意識の変化が現れ、この経年変化に現れたものと思われる。

2008年～2012年までの5年間は合唱指導法を二人の教員で受け持ってきた。二人の話し合いをもとに、純正調のことや発声についての問題を中心に研究を重ねてきた。また、学生の興味を引き付け持続させるための楽曲選考や楽曲分析、さらに授業方法等も話し合ってきた。純正調や発声の考え方は芸術としての音楽でも、学生が実習などで行う音楽の授業においても必要だと考える。この研究は、私自身では気づかない多くの示唆があつての結果だと思っている。共同研究者の大きな存在に感謝の気持ちで一杯である。

合唱指導法には実技科目としての側面が多く存在している。反面、音楽大学での研究内容としてはもっと芸術を前面に出すべきではないのか、学問としての内容を強化すべきではないのかとのジレンマも日々感じている。受講している全学生の支持を得ることはあり得ないが、「あまり思わない」「思わない」と回答した学生の意図を再考し、より充実した内容の授業内容にすべく熟考中である。

(文責：角谷史孝)

【資料】

2012 年度 定期総会の記録

日時：2012 年 5 月 16 日（水） 13 時 33 分～14 時 54 分

会場：大阪工業大学研修センター OIT ホール

記録：吉田佐治子（摂南大学）

出席：28 校

追手門学院大学、大阪音楽大学、大阪学院大学、大阪経済大学、大阪経済法科大学、
大阪芸術大学、大阪工業大学、大阪産業大学、大阪体育大学、大阪人間科学大学、
関西大学、関西福祉科学大学、関西学院大学、畿央大学、甲南大学、
神戸芸術工科大学、神戸国際大学、神戸松蔭女子学院大学、神戸女子大学、
神戸山手大学、高野山大学、四天王寺大学、摂南大学、園田学園女子大学、
帝塚山大学、羽衣国際大学、武庫川女子大学、桃山学院大学

委任状出席：26 校

大阪大谷大学、大阪観光大学、大阪国際大学、大阪商業大学、大阪成蹊大学、
大阪電気通信大学、大手前大学、関西外国語大学、関西国際大学、近畿大学、
近大姫路大学、甲南女子大学、神戸学院大学、神戸女子短期大学、
神戸親和女子大学、神戸常盤大学、夙川学院短期大学、頌栄短期大学、相愛大学、
帝塚山学院大学、奈良大学、梅花女子大学、阪南大学、姫路獨協大学、兵庫大学、
プール学院大学

準会員参加：1 校

大阪女子短期大学

酒井恵子事務局長（大阪工業大学）の開会の言葉に続き、井上正崇会長（大阪工業大学）から挨拶が行われた。続いて議長団の選出に移り、事務局長から伊藤一雄氏（関西福祉科学大学）と原徹氏（関西大学）を推薦したい旨の提案があり、承認された。

議事に入る前に、議長団より 13 時 30 分現在の出席状況が報告された。26 校出席しており、委任状が 26 校提出されていることから、加盟校の二分の一以上が出席しており、本総会は成立していることが確認された。

議事：

1. 2011 年度定期総会の記録確認

酒井事務局長より、既に幹事校会で承認されている事項である旨の説明がなされた。

2011 年度定期総会の記録は確認された。

2. 2011 年度活動報告

酒井事務局長より、資料にしたがって活動報告が行われた。幹事校会（6回開催）、課題研究会（3回開催）、全私教協との連携等について、説明があった。

2011年度活動報告は承認された。

3. 2011年度決算報告ならびに監査報告

まず、一般会計について、疋田祥人事務局次長・会計担当（大阪工業大学）より、資料にしたがって決算報告があった。予算との差額の比較的大きい費目を中心に詳しい説明があった。

続いて、池上徹氏（関西福祉科学大学）より、「適正に処理されていた」との監査報告が行われた。

次に、特別会計、余剰金について、疋田事務局長次長・会計担当より、資料にしたがって決算報告があった。

続いて、池上氏より、「適正に処理されていた」との監査報告が行われた。

2011年度決算報告ならびに監査報告は、異議なく承認された。

4. 幹事校の選出

酒井事務局長より、新幹事校15校の提案があった。その際、2011年度まで幹事校であった相愛大学が辞退したことが説明された。

幹事校15校は承認された。

新会長選出のための幹事校会を開催するため、15分間の休憩をとった。

5. 新会長の承認

酒井事務局長より、ただいまの第1回幹事校会において2012年度の阪神教協会長校に大阪産業大学を選出した旨の報告があり、承認された。

6. 新役員・委員の選出

酒井事務局長より、新役員・委員の候補として、資料にしたがって提案があり、承認された。

瀬島順一郎新会長代行（大阪産業大学）から挨拶が行われた。

7. 2012年度活動方針および事業計画

山田全紀新事務局長（大阪産業大学）から、就任の挨拶があった。

山田事務局長より、資料にしたがって2012年度活動方針および事業計画の説明があった。

2012年度活動方針および事業計画に沿って活動していくことが承認された。

8. 「阪神教協リポート編集規程」改正

山田事務局長より、資料にしたがって趣旨説明があり、その後疋田前事務局長次長・会計担当より、改正提案理由、内容等について詳しい説明があった。執筆要項、申し合わせについても説明された。

「阪神教協リポート編集規程」改正案は、異議なく承認された。

9. 2012年度予算

山田事務局長より、資料にしたがって趣旨説明があり、その後疋田前事務局次長・会計担当より詳しい補足説明があった。その中で、「2012年度 阪神教協一般会計予算案説明書」の「事務局費・人件費」の欄の「事務局員活動費」を「一人あたり1ヶ月3,500円×12ヶ月×2名=84,000円」に修正する旨の説明があった。特別会計についても提案がなされた。

2012年度予算案は原案のとおり承認された。

10. 会員校の異動

山田事務局長より、資料の「2012年度会員校一覧」について説明があり、新会員校の羽衣国際大学が紹介された。

羽衣国際大学から挨拶が行われた。

最後に、伊藤議長より閉会の挨拶が行なわれ、総会は終了した。

【資料】

2012年度 活動方針および事業計画

活動方針

- 1 高等教育および初等・中等教育政策に関連させながら、教師教育政策・行政の動向に対処し、教職志望者に対して保障すべき諸条件の明確化とその実現にとりくむ。
- 2 教職志望者の資質・能力を高めるための研究交流をすすめ、大学における教職課程教育の自律的な改革改善にとりくむ。
- 3 教師教育に関する諸問題について関係諸団体機関と交流・協議する。特に教育実習や介護等体験等の円滑な実施にむけての研究協議をおこなう。
- 4 その他、協議会の趣旨にそくして必要な活動をおこなう。

事業計画

- 1 課題研究の推進
 - (1) 教育政策や教育行政の動向とその対処について
 - (2) 教職課程教育の内容と方法の改善・開発、授業実践報告の収集について
 - (3) 教育実習のありかたについて
 - (4) 介護等体験のありかたについて
 - (5) 教職事務の改善について
 - (6) 教員採用問題について
 - (7) 海外の教師教育の動向について
 - (8) 教員養成制度改革について
- 2 「教員の資質向上連絡協議会」の活用と改善
- 3 国公立大学、文部科学省、教育委員会その他の教師教育に関わる人々との交流促進
- 4 教師教育情報データベースづくり、および地域共同的な教師教育体制づくりの準備促進
- 5 全私教協の計画する事業への参加
- 6 阪神教協リポートの発行
- 7 阪神教協ホームページの運営
- 8 課題研究成果報告・普及のための出版企画の立案・実行
- 9 その他、活動方針に関して必要な事業

2011年度 阪神教協一般会計収支決算書

(2011年4月1日～2012年3月31日)

【支出の部】

	予算額	決算額	増 減
事務局費	1,330,000	541,572	788,428
人件費	610,000	253,140	356,860
通勤費	100,000	0	100,000
消耗品費	150,000	49,030	100,970
通信費	300,000	131,550	168,450
事務局交通費	50,000	14,000	36,000
会議費	120,000	93,852	26,148
印刷関係費	950,000	821,516	128,484
レポート印刷費	550,000	405,877	144,123
レポート編集費	130,000	105,629	24,371
外部委託費	200,000	310,010	▲110,010
資料印刷費	70,000	0	70,000
ホームページ等関係費	240,000	88,824	151,176
人件費	100,000	0	100,000
ホームページ等運営費	140,000	88,824	51,176
幹事校会費	350,000	337,946	12,054
会合費	300,000	337,616	▲37,616
印刷費	50,000	330	49,670
研究協議会費	1,400,000	961,524	438,476
人件費	100,000	13,070	86,930
会合費	1,050,000	948,454	101,546
講師用旅費	250,000	0	250,000
全国協議会費	2,760,000	2,390,282	369,718
会費	2,260,000	2,250,420	9,580
旅費	300,000	5,000	295,000
研究大会補助	200,000	134,862	65,138
特別会計繰入金	0	0	0
予備費	5,945,119	0	5,945,119
支出合計	12,975,119	5,141,664	7,833,455

【収入の部】

	予算額	決算額	増 減
会費	4,500,000	4,489,630	▲10,370
受取利息	3,000	1,878	▲1,122
情報交換会参加費	300,000	214,000	▲86,000
幹事校交流会参加費	90,000	74,000	▲16,000
雑収入	1,500	500	▲1,000
前年度繰越金	8,080,619	8,080,619	0
収入合計	12,975,119	12,860,627	▲114,492

次年度繰越金	7,718,963
--------	-----------

2011年度会計帳簿および収支決算書につきまして、帳簿並びに関係証券書類に基づき監査の結果、適正に処理されているものと認めます。

2012年5月12日

会計監査委員： 関西福祉科学大学

池上 徹 

会計監査委員： 神戸女子大学

多畑 寿成 

2011年度 阪神教協特別会計収支決算書

(2011年4月1日～2012年3月31日)

【支出の部】

	予算額	決算額	増 減
海外渡航助成・補助金	200,000	0	200,000
出版費	0	0	0
予備費	1,063,023	0	1,063,023
支出合計	1,263,023	0	1,263,023

【収入の部】

	予算額	決算額	増 減
前年度繰越金	1,263,023	1,263,023	0
書籍代	0	94,000	94,000
収入合計	1,263,023	1,357,023	94,000

次年度繰越金	1,357,023
---------------	------------------

2011年度会計帳簿および収支決算書につきまして、
帳簿並びに関係証票書類に基づき監査の結果、適正に処理されているものと認めます。

2012年5月12日

会計監査委員： 関西福祉科学大学

池上 徹 

会計監査委員： 神戸女子大学

多畑 寿成 

全私教協第31回研究大会余剰金収支決算書

【支出の部】

	予算額	備考
全私教協事務局へ送金	784,773	余剰金の半額
振込手数料	420	
支出合計	785,193	

【収入の部】

	予算額
第31回研究大会余剰金	1,569,545
収入合計	1,569,545

2012年度一般会計繰入金	784,352
---------------	---------

2011年度会計帳簿および収支決算書につきまして、帳簿並びに関係証票書類に基づき監査の結果、適正に処理されているものと認めます。

2012年5月12日

会計監査委員： 関西福祉科学大学

池上 徹 

会計監査委員： 神戸女子大学

多田 寿成 

2012年度 阪神教協一般会計予算

(2012年4月1日～2013年3月31日)

【支出】

(円)

	2011年度予算額	2012年度予算額	増 減
事務局費	1,330,000	1,594,000	264,000
人件費	610,000	724,000	114,000
通勤費	100,000	100,000	0
消耗品費	150,000	300,000	150,000
通信費	300,000	300,000	0
事務局交通費	50,000	50,000	0
会議費	120,000	120,000	0
印刷関係費	950,000	1,050,000	100,000
レポート印刷費	550,000	550,000	0
レポート編集費	130,000	130,000	0
外部委託費	200,000	300,000	100,000
資料印刷費	70,000	70,000	0
ホームページ等関係費	240,000	240,000	0
人件費	100,000	100,000	0
ホームページ等運営費	140,000	140,000	0
幹事校会費	350,000	400,000	50,000
会合費	300,000	350,000	50,000
印刷費	50,000	50,000	0
研究協議会費	1,400,000	1,850,000	450,000
人件費	100,000	100,000	0
会合費	1,050,000	1,500,000	450,000
講師用旅費	250,000	250,000	0
全国協議会費	2,760,000	2,790,000	30,000
会費	2,260,000	2,290,000	30,000
旅費	300,000	300,000	0
研究大会補助	200,000	200,000	0
特別会計繰入金	0	0	0
予備費	5,945,119	5,543,815	▲401,304
支出合計	12,975,119	13,467,815	492,696

【収入】

(円)

	2011年度予算額	2012年度予算額	増 減
会費	4,500,000	4,570,000	70,000
受取利息	3,000	3,000	0
情報交換会参加費	300,000	300,000	0
幹事校交流会参加費	90,000	90,000	0
雑収入	1,500	1,500	0
前年度繰越金	8,080,619	7,718,963	▲361,656
全私第31回研究大会余剰金	0	784,352	784,352
収入合計	12,975,119	13,467,815	492,696

2012年度 阪神教協特別会計予算

(2012年4月1日～2013年3月31日)

【支出】

(円)

	2011年度予算額	2012年度予算額	増 減
海外渡航助成・補助金	200,000	200,000	0
出版費	0	0	0
予備費	1,063,023	1,157,023	94,000
支出合計	1,263,023	1,357,023	94,000

【収入】

(円)

	2011年度予算額	2012年度予算額	増 減
前年度繰越金	1,263,923	1,357,023	93,100
収入合計	1,263,923	1,357,023	93,100

【資料】

2012 年度 幹事校会の記録

2011 年度第 4 回（通算第 235 回）幹事校会記録

日時 2012 年 2 月 29 日（水）15：10～18：05

場所 学校法人常翔学園大阪センター304 教室

出席（13 校 22 名）：

追手門学院大学 （田中耕二郎）
大阪音楽大学 （大前哲彦）
大阪経済大学 （樋口太郎）
大阪工業大学 （酒井恵子、疋田祥人、山口洋之、西川泰行、半田孝）
大阪産業大学 （谷田信一、山田全紀、瀬島順一郎）
大阪電気通信大学（川地亜弥子、村木有也）
関西大学 （玉田勝郎、広瀬義徳、原徹）
関西学院大学 （冨江英俊）
近畿大学 （杉浦健）
神戸国際大学 （山本克典）
四天王寺大学 （八木成和）
摂南大学 （吉田佐治子）
桃山学院大学 （冷水啓子）

司会：半田孝

記録：広瀬義徳

議事：

（1）前回幹事校会の記録確認

資料に基づき記録案の確認が行われ、一部修正の上これを了承した。

- ・修正箇所 p.3 (5) 阪神教協リポート編集について

<修正前>①編集担当の山田全紀氏より、・・・推薦のお願いがなされた。川地亜弥子氏（大阪電気通信大学）から・・・メールで推薦をしてほしいというお願いがなされた。

<修正後>①編集担当の山田全紀氏より、・・・推薦の依頼がなされた。川地亜弥子氏（大阪電気通信大学）から・・・メールで推薦をしてほしいという依頼が山田氏よりなされた。

（2）全私教協理事会報告

疋田祥人事務局次長から、第 5 回理事会（2012 年 1 月 21 日開催）事項として資料に基づき下記の報告があった。

- ・2011 年度教職課程運営に関する研究交流集会収支報告承認の件
不足分 88,422 円については全私教協より補填する。
- ・次期（2012-2013 年度）役員選出・推薦の件

会長：玉川大学（関東地区）、副会長：北翔大学（北海道地区）、事務局長：名城大学（東海地区）

< 阪神地区の今後の担当予定 >

2013 年度 研究交流集会、2014-2015 年度 副会長、2016-2017 年度 会長及び事務局長

- ・中教審答申（予定）に伴う「緊急シンポジウム」開催（案）の件

3 月中～下旬に予定していた中教審答申に伴う緊急シンポジウムについて、中教審答申の遅延に伴い、本年 5 月開催の研究大会にスライドして実施することとした。

- ・第 32 回研究大会（2012 年度）準備に関する件

阪神地区担当分科会は、他地区と競合するテーマがなかったため、阪神地区単独の分科会となる予定。また、ラウンドテーブルについては、阪神地区からの申込はなかった。

- ・今後の準備依頼事項（研究大会プログラム・要旨集原稿提出）等について

開催案内：プログラム用、分科会概要原稿 2012 年 3 月 10 日（土）

研究大会要旨集用 分科会要旨原稿 2012 年 4 月 14 日（土）

以上の報告に引き続き、田中耕二郎氏（全私教協理事）より 5 月の研究大会について以下の問題提起があった。

- ・緊急シンポジウムを研究大会にスライドさせたことに伴い、予定されていた基調講演の講師およびシンポジウムの報告者がそのままスライドされた。その多くが（旧）国立大学所属教員で、全私教協主催の研究大会としてそれでよいのかどうか、また阪神教協としてこれをどう考えるかについて問題提起があった。

これを受け、種々意見交換を行った結果、本幹事校会にける下記の意見を次回理事会で伝え、かつ再検討を依頼することとした。

- ①中教審答申の立場に立つ報告者に偏っているので、開放性の教員養成大学の立場や、これまでの全私教協のスタンスを踏まえ、私立大学の立場からこの問題を議論できる、バランスのとれた報告者の構成に配慮するべきである。
- ②基調講演は中教審答申に携わっている講師でもよいが、その後のシンポジウムについては様々な角度から議論できるように配慮するべきである。
- ③本来は、テーマを未定にしたまま報告者を検討するのではなく、中教審答申を前提に、全私教協研究大会のテーマを先に決めた上で報告者を検討するべきである。
- ④中教審答申で検討されている内容を考えると、切実な立場に立たされている短期大学から報告者を立てても良いのではないか。

(3) 阪神教協リポート編集について

①編集規程の改正について

正田祥人事務局次長から、編集規程及び執筆要領について前回からの変更点の説明があり、これを了承した。

< 『阪神教協リポート』編集規程（案） >

- ・「3. 本誌に掲載する論文等は、幹事校会からの依頼によるもののほか、投稿によるものも受け付ける。本誌に・・・」の文言修正案（アンダーライン箇所）は了承。
- ・「8. 本誌に掲載された論文等の執筆者には、幹事校会で定める謝礼を支払うとともに、本誌 2 部および抜刷 30 部を献呈する。論文等の抜刷を 31 部以上必要な場合は、投稿の際に編集長に申し出るものとする。抜刷作成のための費用は、阪神教協で負担する。」の文言修正案（ア

ンダーライン箇所)は、「論文等の抜刷を31部以上必要な場合は、」以下を削除して了承。

- ・著作権の所在を明確にすべきとの意見があったが、軽率に著作権について明記をすると誤解が生じる可能性があるため、この件は今後の課題とし、今回は掲載しない扱いとした。
- ・本誌掲載論文をホームページに掲載することに伴うプライバシー保護について意見があったが、本誌に論文を掲載することはホームページへの掲載を前提としたものであることを斟酌いただき、執筆者の責任において必要な措置を講じていただくこととし、特に事務局で論文に手を加えることはしない扱いとした。
- ・本編集規程は、35号から掲載し、36号から適用する旨の確認がなされた。

<『阪神教協リポート』執筆要領(案)>

- ・「2. 自由投稿論文等の長さは、幹事校会で承認を得たもの以外は、表題・図表・写真を含めて6ページ以内とする。」の文言修正案(アンダーライン箇所)は了承。

②リポート35号編集について

- ・編集担当の山田全紀氏から、阪神教協リポート No. 35(目次案)に基づき、編集の進捗状況について報告があった。
- ・川地亜弥子氏から、前回の幹事校会で推薦した図書の書評について、ご依頼した先生から固辞されたこと、内容的にも阪神教協リポート掲載に相応しいかどうかについて若干疑義があったこと、全私教協の『教師教育研究』に同じ図書の書評が掲載されることになったこと等の理由から、前回幹事校会における図書の推薦を取り下げたい旨の申し出があり、これを了承した。
- ・大前哲彦氏から、書評図書として下記の推薦があり、川地亜弥子氏(大阪電気通信大学)が担当することとなった。ルース・ブライト著 小田紀子・大前哲彦訳『老いても人として生きる 全人性を高める音楽療法』(荘道社)

(4) 2012年度定期総会および第1回課題研究会の運営について

①日程と会場について

下記のとおり了承した。

日程:5月16日(水)

場所:大阪工業大学 大宮キャンパス

②2012(および2013)年度役員・委員候補の選出について

下記のとおり了承した。

<役員>

会長:大阪産業大学学長 本山美彦

事務局長:大阪産業大学 山田全紀

会計監査委員:神戸女子大学 多畑寿城(他1名未定)

<全私教協への派遣役員・委員>

理事会:大阪工業大学 疋田祥人(他1名未定)

教員免許事務検討委員会:神戸山手大学 野田浩二

③第1回課題研究会の運営について

前回の幹事校会において、第1回課題研究会は、全私教協研究大会阪神地区担当分科会と同

じテーマで開催する扱いとしたことから、第（5）議題において一括審議する扱いとした。

（5）2012年度全私教協研究大会（5月19日・20日）について

①地区協議会活動報告について

2011年度 阪神地区協議会活動報告をとりまとめるにあたり、「4.全私教協・他地区との連携」事項として、下記項目の掲載を確認した。

- ・2011年度全私教協研究大会を阪神地区の関西学院大学において開催したこと。
- ・『全私教協30周年記念誌』（仮称）掲載の阪神教協座談会を開催したこと。
- ・2011年度全私教協役員「副会長大学／副会長」として、「追手門学院大学／追手門学院大学学長」が担当したこと。

②阪神地区担当分科会の運営について

- ・分科会テーマについて、当初の「教師教育実践研究Ⅴ—教育実習の事前・事後指導をどう充実させるか—」から「教師教育実践研究Ⅴ—教育実習をどう充実させるか—」に変更することとした。
- ・報告者は、会員校のアンケート結果に基づく教育実習の現状や課題等を大阪工業大学が、四天王寺大学での取組を八木成和氏がそれぞれ担当することとし、残りの報告者、司会者および記録者については事務局一任の扱いとし、メーリングリストにより稟議する扱いとした。

（6）全私教協への対応について

最初に、全私教協理事である疋田祥人事務局次長、田中耕二郎氏、川地亜弥子氏から、次期会長校および教員養成制度検討委員の選出に関わる理事会審議の経緯について、下記のとおり詳細な報告があった。

<次期会長校の選出について>

- ・会長校はローテーションにより前期副会長校が担当する扱いとなっており、本来今回は東北地区が担当予定であったが、地区協の事情で会長校を選出できないとの申し出があり、副会長校の予定であった東海地区もしくは阪神地区が会長校の候補となった。結果的には、東海地区の強い希望により、会長校は金城学院大学（東海地区）、副会長校は追手門学院大学（阪神地区）がそれぞれ担当することになった。この時、阪神地区が会長校を担当していれば、ローテーション上のイレギュラーは1期で済んでいた。
- ・会長校担当を先送りしていた東北地区は東日本大震災の影響等で次期も担当できなくなったことを受け、阪神地区が会長校を引き受ける用意がある旨、事務局に伝えた。
- ・ところが、1月21日開催の理事会において、東北地区から、次期会長校を玉川大学で引き受けてほしい旨、唐突な発言があり、玉川大学が次期会長校として承認された。これにより、2期にわたってイレギュラーな状況が持ち越されることとなった。また、この東北地区の発言は、「次期会長校の候補校がないので、東北地区から玉川大学で引き受けてほしい旨発言してほしい」との、玉川大学からの要請を受けての発言であることが事後に判明した。なお、事前に、事務局へ阪神地区から引き受ける旨の連絡があった事実も理事会では触れられなかった。
- ・次期会長校は、現会長校が引き続き担当する、もしくは現副会長校が担当するなら理解できるが、玉川大学が引き受ける積極的な根拠や理由が見当たらない。

<教員養成制度検討委員の選出について>

- ・川地亜弥子委員が3月末で委員を辞任することに伴う後任委員の選出について、1月9日開催の委員会終了後、後任は阪神地区から推薦したい旨委員長に依頼し、その場では了解いただいたが、その後の理事会では、委員長から川地亜弥子委員の後任は選出しない旨の発言があった。
- ・この件、委員長に確認したところ、阪神地区から後任は補充しないとの説明があった。
- ・本専門部会は、6年制の教員養成に係る文部科学省のアンケートに全私教協としての意見を提出しなければならないという差し迫った事情があったため、当初は、機動性のある体制として、関東地区と阪神地区中心の委員で構成されていた。
- ・現在は、本年度の全私教協定期総会において他地区からも委員を選出してほしいとの要請を受け、北海道・東北地区から1名、中・四国、九州地区から1名、その他は各地区から1名選出されている。
- ・また、今年度の定期総会后、学内事情で辞任することになった委員（龍谷大学）の後任は京都地区から選出されており、今回も阪神地区から選出するのが筋である。
- ・さらに、事務局校卒の委員として玉川大学から1名委員が選出されていたが、次期事務局校が変更になった後も委員として残留することになっている。
- ・次期の委員構成は川地亜弥子委員の卒を含めて10名、その内訳は5名が関東地区、残りの5名が関東以外の地区となっており、川地亜弥子委員の後任が補充されなければ9名中5名が関東地区、4名が阪神を除く他地区となり、バランスを欠いた委員構成となる。

続いて、上記の問題がいずれも教員養成6年制問題が絡んでおり、この1年間だけでも2回、具体的には、6年制の教員養成に係る文部科学省のアンケートに意見書を提出する際の全私教協原案が6年制の教員養成を容認する内容であったことに対して、および本日議論した研究大会シンポジウムのバランスを欠いた報告者の構成に対して、それぞれ阪神教協として異論を述べてきた経緯があり、大学における開放制の教員養成を理念として掲げ、意見の相違があっても相互の信頼感のもと、どこかで折り合いをつけ活動してきた全私教協として、明確な根拠や理由が示されず、なし崩し的に、特定の理事の意見を全私教協の意見として対応しようとするその動きに、組織としての危機を感じる旨、補足説明があった。

以上の経緯を踏まえ、種々協議した結果、今後の対応として下記のとおり了承した。

<次期会長校の選出について>

- ・次期会長校選出に関わるプロセスや選出方法に問題があったことを指摘する内容の意見書を、緊急性に鑑み「阪神教協幹事校会」として提出する。
- ・草案は事務局に一任し、メーリングリストにより稟議する。

<教員養成制度検討委員の選出について>

- ・委員会の構成員について、原則各地区から1名以上の委員が構成員となるような体制に改善するよう、「阪神教協幹事校会」として理事会に提案する。
- ・理事会より先に委員会が設定されているため、当日の委員会において、阪神地区の正田祥人事務局次長を後任委員として推薦することとする。

- ・ 疋田祥人事務局次長の推薦が承認されないことも想定し、たとえば6年制教員養成が推進されようとしたときに理事会で反対できるよう、阪神地区の次期理事（2名枠）として、疋田祥人氏（大阪工業大学）と田中耕二郎氏（追手門学院大学）を推薦する。

(7) その他

①平成23年度「教職課程に関するアンケート」について

- ・ 酒井恵子事務局長から以下の報告があった。

2月3日 アンケートの発送、3月10日 回答締切

②教員免許事務セミナーについて

- ・ 原徹氏（関西大学）から、教員免許事務セミナーの試行的開催（2月25日）について、その概要報告があった。また、今回のセミナーの概要については、『阪神教協リポート No. 35』に掲載することとした。

③学校インターンシップ等検討委員会報告

- ・ 2月26日（日）開催の第5回学校インターンシップ等検討委員会事項について、委員である朝日素明氏（摂南大学）に代わって酒井恵子事務局長から報告があった。

④今後の記録担当について

- ・ 酒井恵子事務局長から、現在未定となっている4月の幹事校会の記録について、個別に依頼させていただき、周知があった。

⑤その他

- ・ 疋田祥人事務局次長から、下記の周知があった。

東京学芸大学「教員養成教育の評価等に関する調査研究」フォーラム
教員養成教育の「質保証」システムを考える

日程：平成24年3月25日（日）

開場：東京学芸大学 学術総合センター2F

- ・ 幹事校会新委員の紹介があった。

村木有也氏（大阪電気通信大学）

- ・ 次回の幹事校会の開催日程を下記のとおり確認した。

日程：平成24年4月18日

2011年度第5回（通算第236回）幹事校会記録

日時：2012年4月18日 15:00～17:30

場所：学校法人常翔学園大阪センター303教室

出席（11校22名）：

追手門学院大学	（井ノロ淳三）（田中耕二郎）
大阪音楽大学	（大前哲彦）
大阪産業大学	（山田全紀）（瀬島順一郎）（木村忠雄）（谷田信一）（西口利文）
関西大学	（広瀬義徳）（原徹）
関西学院大学	（富江英俊）
近畿大学	（杉浦健）

神戸女子短期大学 (高瀬陽子)
四天王寺大学 (八木成和)
摂南大学 (朝日素明) (吉田佐治子)
桃山学院大学 (松岡敬興) (奥健太)
大阪工業大学 (酒井恵子) (疋田祥人) (西川泰行) (荻野和俊)

最初に、幹事校会に初めて参加の松岡敬興氏(桃山学院大学)、奥健太氏(桃山学院大学)、西口利文氏(大阪産業大学)、荻野和俊氏(大阪工業大学)の紹介が行われた。

議事：

(1) 前回幹事校会の記録確認

資料に基づき記録案の確認が行われ、一部修正の上これを了承した。

修正箇所(2)「全私教協理事会報告」の22行目、(修正前)田中耕二郎氏(全私教協理事)→(修正後)田中耕二郎氏(全私教協副会長代行) (2)「全私教協理事会報告」の30行目、(修正前)開放性の教員養成大学の立場や→(修正後)開放制の教員養成の立場や (5)「全私教協への対応について」の1行目、(修正前)全私教協理事である疋田祥人事務局次長、田中耕二郎氏、川地亜弥子氏から→(修正後)全私教協理事である疋田祥人事務局次長、川地亜弥子氏、全私教協副会長代行である田中耕二郎氏から

(2) 全私教協理事会報告

疋田祥人事務局次長から、第6回理事会(2012年3月18日開催)事項として、資料に基づき下記の報告があった。

・次期(2012・2013年度)役員・専門委員会委員の件

<教員養成制度検討委員会>

全私教協事務局案としては、阪神地区から疋田祥人氏(大阪工業大学)と池上徹氏(関西福祉科学大学)の2名となっていることが、報告された。

田中耕二郎氏(全私教協副会長代行)から、全私教協理事会での決定事項や審議内容が、教員養成制度検討委員会に正確に伝わっていない、または意図的に改ざんされている疑いがあるとの指摘があった。

- ・阪神地区から3名の委員選出が可能であるという、全私教協理事会出席者の意見をふまえ、人選を行った。全私教協理事の人選との関連、阪神教協次期事務局の大阪産業大学の意向、これまでに名前が挙げられた候補者などを考慮して、疋田祥人氏(大阪工業大学)、谷田信一氏(大阪産業大学)、藤本敦夫氏(大阪音楽大学)の3名を選出した。

<教員免許事務検討委員会>

阪神地区の委員として、野田浩二氏(神戸山手大学)が提案され、了承された。

・全私教協への申し入れ書について

全私教協事務局の返答として、次期会長校選出に当たって、理事会の開催前に「玉川大学を会長校に」という根回しを、他の地区の理事にしたことについては認め、謝罪があった。しかし、阪神地区で会長校を引き受ける用意がある旨のメールに全く対応しなかったことに対しては、「疋田理事個人の申し出であったため、対応しなかった」として謝罪はなかった。また、全私教協事務局の弁明と、根回しに関係した理事の証言とは食い違いが生じており、弁

明自体が虚偽の可能性もある、との報告があった。

- ・今後の対応として、全私教協理事の人選、教員養成制度検討委員会委員の人選などにおいて考慮し、阪神教協の意向が全私教協に伝わるように努力していくこととなった。

(3) 阪神教協リポート編集について

編集担当の山田全紀氏から、阪神教協リポート No.35 の目次案が提案された。「神戸常盤大学」の誤字修正、伊達由実氏・八木成和氏の執筆者順の変更、その他細部のレイアウト変更などが指摘された。

(4) 2012 年度新規加盟校について

羽衣国際大学から新規加盟の申し出があり、承認された。

(5) 2012 年度定期総会および第 1 回課題研究会の運営について

- ・別冊資料に基づき、酒井恵子事務局長から報告があった。
- ・定期総会の次第において、次のような修正が提案され、了承された。

4. の議事

(5) (修正前) 新会長の選出 → (修正後) 新会長の承認

(6) (修正前) 新役員を選出 → (修正後) 新役員・委員の選出

(9) (修正前) 会員大学の異動 → (修正後) 会員校の異動

- ・2011 年度定期総会の記録において、次のような修正が提案され了承された。

3 行目 (修正前) 多畑寿城氏 (神戸女子短期大学) → (修正後) 多畑寿城氏 (神戸女子大学)

- ・2012 年度予算について、疋田事務局次長から説明が行われた。予算案について意見があれば、定期総会までに提案してほしいとの旨が伝えられた。

- ・2012 年度の新役員・委員について

相愛大学より幹事校を辞退したいとの申し出があったことが報告され、承認された。

会計監査委員については、多畑寿城氏ともう 1 名となるが、そのもう 1 名については、教員にお願いする予定である。相愛大学、畿央大学に打診するが、人選に関しては新旧事務局で協議することとなった。

- ・『阪神教協リポート』編集規定について

今回改正されたのをふまえて、総会の次第に加えることとした。

今回改正された編集規程は、2012 年 4 月 1 日に遡って適用することが確認された。

編集規程の 5. の末尾が以下のように修正された。

(修正前) 12 月 31 日と締切とする。 → (修正後) 12 月 31 日を締切とする。

(6) 2012 年度全私教協研究大会阪神地区分科会について

酒井事務局長より、当日のスケジュールや配布資料について、説明があった。

(7) 幹事校会名簿およびメーリングリストの確認

疋田事務局次長より、メーリングリスト参加希望者がいれば申し出るようにとの説明があった。

- ・相愛大学が幹事校を辞退したのをふまえて、新たに幹事校となる大学を検討することが提案された。奈良大学、神戸学院大学などが候補として考えられ、断られれば会計監査委員に打

診することも視野に入れて、この件は事務局に一任することが確認された。

(8) 今後の記録担当について

酒井事務局長から、資料に基づき、今後の担当予定について説明があった。

(9) その他

- ・原徹氏から、6月16日開催の阪神教協教員免許事務セミナーについて、資料を基に説明が行われた。
- ・大前哲彦氏から、前回、阪神教協が全私教協事務局を引き受ける際に、会長校と事務局長校を同一とする提案が受け入れられなかったため、次回引き受ける時にはこの問題を解決したい旨の提案があった。
- ・次回幹事校会は、5月16日(水)の10:45から。次々回は、7月18日(水)の15:00から大阪産業大学梅田サテライトキャンパスで行われることが決定した。

2011年度第6回(通算第237回)幹事校会記録

日時：2012年5月16日(水)10:45～12:30

場所：大阪工業大学研修センター セミナー室A

出席(12校22名)：

追手門学院大学	(井ノロ淳三)(田中耕二郎)
大阪音楽大学	(大前哲彦)
大阪経済大学	(樋口太郎)
大阪工業大学	(酒井恵子)(疋田祥人)(西川泰行)(荻野和俊)
大阪産業大学	(山田全紀)(瀬島順一郎)(木村忠雄)(谷田信一)(西口利文)
関西大学	(原徹)
関西学院大学	(南本長穂)(冨江英俊)
神戸国際大学	(山本克典)
神戸女子短期大学	(山下功晃)
四天王寺大学	(八木成和)
摂南大学	(朝日素明)(吉田佐治子)
桃山学院大学	(松岡敬興)

司会：酒井恵子

記録：山下功晃

議事：

(1) 第5回幹事校会記録の確認

配付資料に基づき記録案の確認が行われ、一部修正の上これを了承した。

修正箇所 「(2)全私教協理事会報告」の8行目、(修正前)可能性 → (修正後)疑い

(2) 全私教協研究大会阪神地区分科会の運営について

配付資料に基づき、酒井恵子事務局長から当日のタイムスケジュールについて、説明があった。

(3) 2012年度定期総会および第1回課題研究会の運営について

- ・配付資料に基づき、酒井恵子事務局長から説明があった。
- ・定期総会の議長および課題研究会の司会について、次のような提案があり、了承された。定期総会の議長：原徹氏（関西大学）、議長もう1名については教員を配置することで、事務局に一任した。課題研究会の司会：谷田信一氏（大阪産業大学）
- ・その他、定期総会の役割分担について、酒井恵子事務局長から説明があった。

(4) 阪神教協リポートについて

編集担当山田全紀氏（大阪産業大学）より、阪神教協リポートNo.35の完成と、この後に予定されている定期総会および第1回課題研究会での配付について報告があった。また、来年度は編集規程改正後の内容で進める意向であると説明があった。

(5) 『阪神教協教職データベース（平成23年度版）』について

酒井恵子事務局長から以下のように説明があった。

- ・平成23年度版については、集約、印刷、発送までを、大阪工業大学が担当する。
- ・本データベースは、現在は冊子体でのみ会員校に配布しているが、今後はエクセルファイルなど、検索や抜粋等が容易な電子データの形で利用に供することも考えられる。ただしその場合、データ集約の労力を軽減するため、アンケートの回答用紙の書式をワードからエクセルに変更することが望ましいと考えられる。また、情報の流出を防ぐため、電子データをそのままの形で会員校に提供することは望ましくなく、課題研究会や阪神教協リポートにおいて分析結果のみを公表する、あるいは、特定の項目に対する回答のみを抜粋し大学名を削除して提供するなど、個々の大学の回答が特定されないような形での提供に限るべきだと考えられる。

(6) 幹事校会名簿およびメーリングリストの更新について

配付資料に基づき、疋田祥人事務局次長より説明があり、変更のある場合は5月末を目途に連絡してほしいと依頼があった。

(7) 今後の記録担当について

酒井恵子事務局長から、今後の記録担当の決定については、新事務局にお願いしたいと発言があり、新事務局局長候補として山田全紀氏はこれを了解した。

(8) その他

- ・新事務局局長候補山田全紀氏から、配付資料「阪神教協事務局体制案」について、新たにネットワーク担当として、西口利文氏を追加する説明があった。
- ・次回幹事校会は、7月18日（水）15:00から大阪産業大学梅田サテライトキャンパスで行う。

2012年度第1回（通算第238回）幹事校会記録

日時：2012年5月16日（水） 14時10分～14時30分

場所：大阪工業大学研修センター OITホール

出席（11校23名）

追手門学院大学 （井ノ口淳三）（田中耕二郎）
 大阪音楽大学 （大前哲彦）
 大阪経済大学 （樋口太郎）

大阪工業大学	(酒井恵子) (疋田祥人) (西川泰行) (荻野和俊)
大阪産業大学	(山田全紀) (谷田信一) (瀬島純一郎) (木村忠雄)
	(西口利文) (入江二郎)
関西大学	(広瀬義徳 (原徹)
関西学院大学	(南本長徳) (冨江英俊)
神戸国際大学	(山本克典)
四天王寺大学	(八木成和)
摂南大学	(朝日素明) (吉田佐治子)
桃山学院大学	(松岡敬興)

司会：酒井恵子

記録：吉田佐治子

議事：

(1) 新会長校の選出

酒井事務局長より、新会長校として大阪産業大学が提案され、承認された。

(2) 新役員・委員候補者の選出

酒井事務局長より、資料にもとづき新役員・委員候補が提案され、承認された。

2012年度第2回(通算第239回)幹事校会記録

日時：2012年7月18日(水) 14:00～17:00

場所：大阪産業大学 梅田サテライトキャンパス(大阪駅前第3ビル19階)

出席(9校17名)：

追手門学院大学	(井ノロ淳三) (田中耕二郎)
大阪音楽大学	(大前哲彦)
大阪工業大学	(酒井恵子) (疋田祥人)
大阪産業大学	(山田全紀) (谷田信一) (木村忠雄) (西口利文) (入江二郎)
関西大学	(原徹) (広瀬義徳) (若槻健)
近畿大学	(杉浦健)
四天王寺大学	(八木成和)
摂南大学	(吉田佐治子)
桃山学院大学	(松岡敬興)

司会：山田全紀

記録：大前哲彦

議事：

(1) 2011年度第6回幹事校会および2012年度第1回幹事校会の記録確認

配付資料に基づき記録案の確認が行われ、これを了承した。ただし、書式統一の必要性が提起され、事務局に一任することにした。

(2) 阪神教協2012年度定期総会の記録確認

配付資料に基づき記録案の確認が行われ、これを了承した。

- (3) 全私教協理事会、教員養成制度検討委員会報告および研究交流集会について
- ・2011年度全私教協第7回理事会について疋田祥人理事より2012・2013年度教員養成制度検討委員会の全私教協選出委員について委員名簿(訂正版)を示しながら、結果的に阪神地区からは、池上徹氏(田子委員長推薦)を含む4名が委員となった旨報告された。また、意見募集に対して文部科学大臣宛に『教職生活の全体を通じた教員の資質向上の総合的な向上方策について(審議のまとめ)』に対する意見を6月6日に提出した旨、提出文章を示しながら報告された。
 - ・これに関連して、今後の教員養成制度改革に関して、阪神教協の立場をはっきり示していく必要性について議論が交わされた。今回の意見書に関して、田子委員長に意見を具申したが、ほとんど聞き入れてもらえなかった(谷田氏)等々。教員養成制度委員会については、次回に報告をお願いする。
 - ・2012年度全私教協第1回理事会について疋田祥人理事より2013年度教職課程運営に関する研究交流集会在阪神地区の担当になった旨の報告があり、会場校について協議した。疋田理事から八戸での研究集会の参加者は105人、京都での参加者は157人、情報交換会は100人程度の参加者であったという情報が提供され、交通の便が良い所が望まれているとの発言があった。そこで、関西大学が会場校候補として推薦され、持ち帰って検討してもらうことになった。
 - ・これと共に、全私教協の14・15年度副会長校、16・17年度会長校・事務局校候補について、11月までに決定する。近畿大学、関西学院大学の名前があがり、当該校に検討をお願いすることになった。
 - ・「全私理事会報告」の表記を「疋田氏による報告」と付記する。
- (4) 2012年度第2回および第3回課題研究会の運営について
- ・次回課題研究会は、例年より1ヶ月早めて、予想される今夏の中教審答申に対応して、10月17日または24日に、大阪産業大学にて、「教員養成制度改革」をめぐる、研究会、シンポジウム等を計画する。具体的内容については、全私の委員である谷田氏、疋田氏を中心に、藤本氏、池上氏その他ゲストを含めた人選で企画をお願いする。会場としては、大阪産業大学以外に、コンソーシアム大阪等を含めて考えることにする。
 - ・第3回については、12月に、課程申請報告、実地視察報告等、例年通り事務担当者主体の研究会を開催する。
- (5) 阪神教協リポート編集について
- 八木成和新編集委員より、11月に編集方針を出し、550部の印刷、抜き刷りは30部とし、印刷業者から発送してもらうことも考えるとの報告があった。
- (6) 『阪神教協教職課程データベース(平成23年度版)』について
- 酒井恵子前事務局長から会員校アンケートの編集整理が遅れていることへのお詫びが述べられ、今年度の会員校アンケートは大阪産業大学の封筒で2013年2月頃に発送してもらったから良いのではないかという意見が出された。これを事務局としても了承した。
- (7) 幹事校会名簿およびメーリングリストの更新について
- 事務局から幹事校会案内状送付者が、2012年7月18日現在で15大学36人、幹事校会メーリングリスト登録者が、15大学44人になっている旨の報告が名簿を示しながらなされた。
- (8) 事務局報告、会費納入状況およびホームページ管理運営等
- ・会費納入状況について1校のみが未納であるが、これについては大学会計の都合で7月末になる旨のメールをもらっているとの報告があった。
 - ・ホームページについては、今回から事務局の便宜上、簡便な大容量の新しい管理ソフトを導入し、サーバ費用含めて、月額8900円で運用を始めた旨の報告があった。
- 申し込みフォーム等を新規作成することによって、事務研修会、課題研究会等への参加登録

が自動化されているとの説明があった。この様式等の事後承認の提案があり、了承された。また、これに伴って、プロバイダーの変更等についても、ホームページ運用・管理方針の面から、今後の検討課題とすることで合意した。

(9) 今後の記録担当について

- ・幹事校会の記録担当として2012年7月は大阪音楽大学、10月は桃山学院大学、12月は四天王寺大学に決まった。
- ・課題研究会の記録（質疑応答部分）の担当として2012年10月は大阪音楽大学、12月は大阪工業大学に決まった。

(10) その他、

- ・本年度第一回教員免許事務セミナーの報告および次回計画案内が原徹氏よりあった。
- ・大前哲彦氏より履修カルテの具体的な検討依頼があり、意見交換があった。

2012年度第3回（通算第240回）幹事校会記録

日時：2012年10月24日（水）11:00～13:00

場所：大阪産業大学 本館8F 第1会議室

出席（10校18名）：

追手門学院大学 （田中耕二郎）
大阪経済大学 （樋口太郎）
大阪工業大学 （疋田祥人）（酒井恵子）
大阪産業大学 （山田全紀）（瀬島順一郎）（谷田信一）（木村忠雄）（西口利文）
（入江二郎）
関西大学 （原徹）（若槻健）
関西学院大学 （南本長穂）
近畿大学 （杉浦健）
四天王寺大学 （八木成和）
摂南大学 （朝日素明）（吉田佐治子）
桃山学院大学 （松岡敬興）

司会：山田全紀

記録：松岡敬興

議事：

(1) 2012年度第2回幹事校会の記録確認

配布資料に基づき記録案の確認が行われ、これを了承した。

(2) 阪神教協リポート編集について

阪神教協リポート編集について、八木成和編集委員の事情により議題を繰り上げて議論する旨の説明があり、了承された。次いで八木氏より目次（案）が示され、その確認がなされた。12月より原稿依頼を始める。第二回課題研究会の講演および報告の記録については四天王寺大学で、質疑応答の記録については大阪音楽大学が担当する。神戸市教員の資質向上連絡協議会年次報告（2012年度）は藤本敦夫氏に、教員免許セミナー報告は原徹氏に依頼する。会員大学自己紹介は会長校・事務局校として大阪産業大学に、新規加盟校として羽衣国際大学

に、八木編集委員より依頼する。書評については、12月までに改めて問い合わせる。資料については、事務局校に依頼する。見積もりについて、発行部数を550部、90校への発送を見込み、41万円を計上する。昨年度は、送料込みで約40万円であった。本誌への投稿規程に則り、多くの投稿を歓迎する。

(3) 全私教協理事会、教員養成制度検討委員会報告

2012年度全私教協理事会について、疋田祥人理事より報告書が示され、主な内容に着目しつつ説明がなされた。

- ・「中教審教員の資質能力向上特別部会審議のまとめに対する意見書」について、田子健教員養成制度検討委員会委員長より、6月15日に出された「審議の最終まとめ」において本協会の意見書の意見が盛り込まれたと見られる箇所が数か所あり、意見書を提出した意義があったのではないかとの見解が示された。
- ・「次期（2014・15年度）全私教協会長校・副会長校・事務局長校担当地区協議会」について、阪神地区が副会長校を担当することが確認された。
- ・「2012年度定期総会議事録（案）一部修正の件」、「2012年度定期総会・第32回研究大会、収支報告および承認の件」について、その概要が報告された。
- ・中教審答申「教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について」は、新制度での養成開始が2018年（平成30年）度以降となり、第1期生が2024年（平成36年）度に教壇に立つ見通し段階にある。各大学において、教職指導にかかわるカリキュラム改正については、教職大学院関係および法改正（全国基準）を見据えながら、現時点では文部科学省関係者からの意向を聞くことが肝要である。そこで11月に開催される2012年度教職課程運営に関する研究交流集会において、文部科学省高等教育局の課長クラスの関係者を招聘し講演を依頼することになった。そのためにプログラムが、受付（11:00～12:00）、挨拶（12:00～12:10）、文部科学省高等教育局の関係者からの講演（12:10～13:05）へと変更された。
- ・「2012年度教職課程運営に関する研究交流集会の開催準備について」は、申込み期限が11月5日であることが報告された。
- ・「2012年度会費納入状況について」は、阪神地区は7月4日に入金確認済みであることが報告された。

(4) 全私教協会長校および事務局校の候補について

- ・全私教協の2014・15年度副会長校、2016・17年度会長校・事務局校候補について、11月までの決定とすること、および前回幹事校会にて近畿大学・関西学院大学の名前があがり、当該校に検討をお願いする段階にあることが、山田全紀事務局長より議事録をもとに確認された。全私教協の実情に明るい田中耕二郎氏から、全私教協の事務局校が重責を担うことから、阪神地区の事務局校は単独で、全私教協の会長校と事務局校については分けた方が、チェック・アンド・バランスが機能するとの意見が出された。瀬島順一郎氏から、権力の集中についての問いが出され、田中氏より会長の暴走を調整するためのチェック・アンド・バランスであるとの説明があった。その一方で同一大学であれば分かり易いとの見解も付け加えられた。山田事務局長より、阪神地区は会長校が事務局校で対応するとして、関西学院大学および近畿大学における進捗状況について確認された。関西学院大学の南本長穂氏より、本事案に関

しての話し合いが進捗していないとの報告があり、近畿大学の杉浦健氏からは、事務局との話し合い段階にあるとの報告があった。山田事務局長より 11 月 24 日の研究交流集会までの決定の必要性が確認され、疋田祥人氏から喫緊に全私教協副会長校の決定が望ましいもの日延べすることはできるとの意見が出され、担当校について議論が交わされた。関西学院大学の南本氏から、教職センターの組織の見直しが進行中であること、教育学部が担当することも困難な状況にあるとの実情が報告された。近畿大学の杉浦氏から、教員数の視点から関西学院大学の教育学部に所属の富江英俊氏を推す意見が出された。しかし、南本氏より教育学部についても新課程の実施により、今後教員数は減少化する方向にあるとの応答があった。最後に山田事務局長より、全私教協副会長校については、近畿大学、関西学院大学の何れかに絞る方向で考えることが確認された。

- ・研究交流集会については、2013 年度 11 月に関西大学で行うことが確認された。田中氏より内容については阪神地区で決定し、予算に関しては赤字の場合は全私教協で補填、黒字の場合は全私教協と阪神教協とで折半することが示された。原氏より、本年度の安田女子大学における研究交流集会に関西大学より参加のうえ、今後の企画運営に繋げることが報告された。今後、研究交流集会の具体的な内容については、幹事校会に諮り決定する。

(5) 2012 年度第 2 回課題研究会の運営について

- ・2012 年度第 2 回課題研究会の運営について、山田事務局長よりその内容について確認された。大阪産業大学の本山美彦学長より会長挨拶、中教審「教員の資質向上特別部会」副部会長の安彦忠彦氏より基調講演、大阪音楽大学の藤本敦夫氏および近畿大学の杉浦健氏より提案、その後休憩を挟んでシンポジウム、会終了後に情報交換会を行う。
- ・参加募集方法について、本課題研究会のテーマを踏まえて、ホームページにて広く参加者を募ったところ、およそ 80 名、その内阪神地区外からも 6 名の応募があった。募集対象について、田中耕二郎氏より類似したテーマで行われた九州地区の大会においても参加可能であったことを踏まえると、範囲を阪神地区に限定しなくてもよいのでは、との考えを示された。疋田祥人氏より懇親会費の扱いについての問いが出され、田中氏より阪神地区外からの参加者については割増しをしてもよいのではないかと、との意見が出された。山田事務局長より、今回は阪神地区外からの問い合わせに対して参加を認めたことから、募集案内通りで了承がとられた。田中氏より研究会を公開することの必要性が述べられ、疋田氏より公立大学が参加する大会がないことが指摘された。谷田信一氏より今回参加の 6 名中の内 2 名は奈良女子大学および神戸市立外国語大学であることが示された。今後は、阪神地区外からの募集内容について、事務局から事前に諮ることが確認された。
- ・講師謝礼について、過去の支払い状況を確認のうえ、阪神地区からの登壇者は 5,000 円、招待講演者に関しては明確なガイドラインはなく、2009 年度の奈良教育大からの講師招聘については、交通費込みで 50,000 円であったことから、今回は交通費（新幹線代）込みで 80,000 円としたことが報告された。

(6) 2012 年度第 3 回課題研究会の企画について

- ・2012 年度第 3 回課題研究会の企画について、関西大学の原徹氏より提案があり、課題設定については事務担当者から見て関心の高い内容にすることが報告された。まず、文部科学省の

実地視察大学における指摘事項等について着目する。また課程認定における指摘事項については、関西外国語大学に打診する。さらに教職実践演習に関わり、短期大学での実践事例を発表する。

- ・山田事務局長より、日程について12月19日が提示され、日程、会場ともに本日と同じスタイルで開催するとの提案がなされた。原氏より参加人数について、100名程度を見込むとの見解が示された。山田事務局長より外部への呼びかけについて協議したところ、酒井恵子氏より内部の情報が漏洩するリスクを考慮することが必要であるのではとの意見のもと、今回は呼びかけない結論に至った。積極的にホームページに記載はしないものの、問い合わせがあった場合には、事務局に一任することが確認された。

(7) 阪神教協事務局校候補について

山田事務局長より次期幹事校が四天王寺大学であることを確認のうえ、その次について神戸女子短期大学に依頼したものの断られたとの報告がなされた。阪神レポートの編集作業を視野に入れると、今年度中の決定が望ましいことが確認された。今後は二巡目に入り、これまでの担当順を参考にしながら協議をする。2014・15年に全私教協の副会長校が、2016・17年は全私教協の会長校および事務局校の担当が決定していることを見据えつつ、2016・17年の阪神地区の事務局校について協議を進めたところ、過去の担当順を鑑みると、関西学院大学の南本氏より担当可能との意向が示された。関連して近畿大学の杉浦氏から、関西大学が研究交流集会を、関西学院大学が阪神教協事務局校を担当するとなると、近畿大学がすべからずして全私教協事務局校を担当することになると説明できるとの見解が示された。

(8) 事務局報告、会費納入状況およびホームページ管理運営等

- ・今年度の会費については、全ての会員校および準会員校からの納入を確認したとの報告があった。
- ・ホームページの運用に関しては、今年度より導入した申込み用フォームを配置および管理しているサーバに、その他の機能およびコンテンツも移転する方向で手続きを進めているとの報告があった。これに伴い、これまで幹事校用として使用していたメーリングリスト用のメールアドレスが変更される見通しとの説明があった。なお、こうした作業に係わる事務連絡については、事務局より適宜行われるとのことである。
- ・会員校への連絡等の便宜のために、会員校用のメーリングリストを立ち上げる提案がされたが、管理運営上の課題も多く、見送られることになった。会員校を対象としたメールでの連絡は、各種会合への参加申込み時に会員校担当者が入力するメールアドレスを、事務局が管理しながら実施するに留めることが確認された。

(9) 今後の記録担当について

- ・幹事校会の記録担当として、次回12月19日(水)は四天王寺大学が、課題研究会については大阪工業大学がそれぞれ担当する。それ以降の担当については、次回の幹事校会にて諮る。

(10) その他

- ・疋田祥人氏より「大阪府における職員基本条例に基づく財政的援助法人への再就職禁止概要」が紹介され、その運用における留意点について説明された。田中耕二郎氏より、本条例にかかわる情報の収集が呼びかけられた。

- ・田中耕二郎氏の提案により、各大学における教職課程の所属形態について意見交換が行われた。

2012年度第4回（通算第241回）幹事校会記録

日時：2012年12月19日（水） 11：00～13：30

場所：大阪産業大学 本館9F 第2会議室A

出席（12大学19名）：

追手門学院大学	（井ノ口淳三）
大阪経済大学	（樋口太郎）
大阪工業大学	（酒井恵子、疋田祥人）
大阪電気通信大学	（佐野正彦）
大阪音楽大学	（大前哲彦）
大阪産業大学	（山田全紀）（瀬島順一郎）（谷田信一）（木村忠雄） （西口利文）（入江二郎）
関西大学	（原徹）
関西学院大学	（南本長穂、富江英俊）
近畿大学	（杉浦健）
四天王寺大学	（八木成和）
摂南大学	（吉田佐治子）
桃山学院大学	（松岡敬興）

司会：山田全紀

記録：八木成和

議事

（1）2012年度第3回幹事校会の記録の確認について

以下の4点の訂正がなされたのち、承認された。①p.2 出席者名の「酒井恵子」を「酒井恵子」と修正する ②p.2 （2）阪神教協リポート編集について、順番を繰り上げて議題としたことを明記する ③同7行目（誤）450部→（正）550部 ④p.3 （3）全私教協会長校および事務局校の候補について、12行目（誤）11月5日の実践交流集会→（正）11月24日の研究交流集会

（2）全私教協理事会、教員養成制度検討委員会等報告について

疋田祥人理事から、資料に基づき報告がなされた。

- ・2013年度教職課程運営に関する研究交流集会は、阪神地区が担当し、講師及びシンポジストの謝金は大会費より拠出し、旅費は全私教協が負担することが報告された。また、関西大学を会場校として準備を進めていくことが承認された旨報告された。

（3）全私教協研究大会テーマおよび分科会テーマについて

疋田祥人理事から、資料に基づき説明がなされた。

- ・1月までに研究テーマを決めて、第5回理事会で決定することが報告された。研究大会の研究テーマについて議論がなされ、全体テーマとして、「今あらためて開放制教師教育を考え

る」を阪神地区として候補とすることとした。

- ・地区協議会分科会テーマについて議論がなされ、「教師教育実践交流VI―「教職の意義等に関する科目」について―」とした。またそのために、教職課程に関するデータベース（平成 24 年度版）作成のためのアンケート調査において、各加盟大学の「教職の意義等に関する科目」に係る開設状況を調査することとした。
- (4) 2012 年度第 3 回課題研究会の運営について
- ・課題研究会の全体の司会は山田全紀事務局長が担当し、第 I 部の司会を田中美也子氏（大阪経済大学）、第 II 部の司会を多畑寿城氏（神戸女子大学）、第 III 部の司会を木村忠雄氏（大阪産業大学）に依頼することとした。
- (5) 今後の課題研究会の企画について
- ・次回幹事校会までにテーマおよび発表者を検討しておくこととした。全私教協研究大会の地区協議会分科会のテーマと同様のテーマとし、研究大会前に次回の第 1 回課題研究会を実施することとした。
- (6) 『阪神教協教職課程データベース（平成 24 年版）』について
- ・原徹氏（関西大学）よりアンケート項目の修正案が資料に基づき説明された。これに対し、臨時の項目の取扱い、項目が多すぎる点、回答形式の工夫等について意見が出された。そこで事務局において項目案を整理し、メーリングリストにより各校に検討を依頼することとした。
 - ・以前から、本アンケートへの回答が負担であるとの意見が事務局に寄せられていることに鑑み、その負担軽減策について議論され、①アンケート依頼において、前年度の掲載内容に変更がない設問については回答不要とする、②そのために前年度回答（冊子体）の配布と回答依頼を同時に行う、等の意見があった。
- (7) 阪神教協リポートについて
- ・編集担当の八木成和氏から、資料に基づきこれまでの経過について報告がなされた。第 2 回課題研究会の研究報告について、発表内容の関係から「特別企画」として扱うこと、大前哲彦氏（大阪音楽大学）の投稿論文を掲載すること、書評を植田義幸氏（四天王寺大学）に依頼することが了承された。
- (8) 新規会員校の申し込みについて
- 山田全紀事務局長より千里金蘭大学から加盟の申し込みがあったとの報告がなされ、承認された。
- (9) 今後の記録担当について
- 今後の記録担当について資料に基づき検討がなされ、第 3 回課題研究会の記録担当を大阪工業大学とした。
- (10) その他
- ①原徹氏より、2 月 23 日に実施される阪神教協教員免許事務セミナーの案内が、資料に基づき行われた。
 - ②次回幹事校会を 2 月 20 日（水）に開催することとした。

2012年度第5回（通算第242回）幹事校会記録

日時：2012年2月20日（水） 15:00～17:15

場所：大阪産業大学梅田サテライトキャンパス 大阪駅前第3ビル19階

出席（10大学16名）：

大阪音楽大学 （大前哲彦）
大阪工業大学 （酒井恵子）
大阪産業大学 （山田全紀）（瀬島順一郎）（谷田信一）（木村忠雄）（西口 利文）
関西大学 （広瀬義徳）（原徹）
関西学院大学 （富江英俊）
近畿大学 （杉浦健）
神戸女子短期大学（高瀬陽子）
四天王寺大学 （八木成和）（植田義幸）
摂南大学 （朝日素明）
桃山学院大学 （松岡敬興）

司会：山田全紀

記録：杉浦健

議事

（1）第4回幹事校会の記録の確認について

3ページ11行目、（誤）課題研究会 →（正）課題研究会に修正

（2）全私教協理事会報告

疋田祥人理事（大阪工業大学）および田中耕二郎理事（追手門学院大学）が共に欠席のため、谷田信一氏（大阪産業大学）より資料に基づき報告があった。

- ・理事会では、5月に行われる研究大会の全体テーマについて審議がなされ、「教員の生涯成長を担う私立大学教職課程の将来像を問う」が承認された。このテーマに合わせて基調講演、シンポジウムが計画されるが、基調講演テーマ、講師はまだ決定せず、シンポジウムについては、テーマは決定済み、人選については検討中とのことであった。
- ・研究大会分科会については、教員養成制度検討委員会の分科会のテーマについて谷田氏より報告があり、「私立大学における大学院教職課程の充実をめぐる」をテーマで行うこと、文部科学省関係者に話をしてもらう予定であること、アンケート調査も行う予定との報告があった。
- ・大前哲彦氏（大阪音楽大学）より、シンポジウムテーマ「高度専門職業人養成としての私立大学教職課程のあり方をめぐって」が日本語としておかしいのではないか、「高度専門職業人養成における私立大学教職課程のあり方をめぐって」の方がよいのではという意見があった。谷田氏より、次の検討委員会で話してみるとの返答があった。

（3）阪神教協第1回課題研究会について

5月15日（水）に予定される阪神教協総会の後の第1回課題研究会については、以下（4）と同じテーマで同じ発表者が発表することで合意された。近畿大学については、連続での発表が難しければ、どちらかは杉浦健氏（近畿大学）が担当することが承認された。

(4) 2013 年度全私教協大会における分科会の運営について

5 月に行われる全私教協研究大会における分科会の発表者、司会、記録などの人選について議論された。

- ・まず「教職の意義等に関する科目」についての教師教育実践交流をテーマに分科会を行うとの趣旨案が提示された。その後人選に移り、アンケートを実施しているのので、それをまとめて発表する人 1 名と、教職の意義等に関する科目を担当している人 2 名の人選について議論された。
- ・各大学でどのような取り組みをしているのかの報告がなされた。多くの大学で文部科学省の提示した主旨に従って講義式の授業をしていること、退職教員など学校経験のある専任教員が担当していることが多いこと、教職入門、教職概説、教職原論などさまざまな名称であることなどが報告された。また、基礎知識試験を行っている事例なども報告された。
- ・これを受けて、役割分担が議論され、以下のような暫定案で合意された。今後、各担当者の事情を配慮して、メーリングリストによって確定する運びとなる。

司会：西口利文氏（大阪産業大学）、朝日素明氏（摂南大学）

発表者 3 名：アンケートの結果分析を植田義幸氏（四天王寺大学）、事例報告を藤本敦夫氏（大阪音楽大学）および近畿大学より教職入門担当者 1 名

記録者：八木成和氏（四天王寺大学）

(5) 阪神教協リポートについて

編集担当の八木成和氏より資料に基づき進行状況の報告があった。

- ・第 2 回の課題研究会の記録である特別企画の枚数がかさんだこと、研究報告は一通り承諾が得られていることが報告された。
- ・また書評について、全体枚数が増えていることもあり、書評は阪神教協のメンバーの出版があれば載せるという形に変えたいとの提案があり、承認された。したがって今回は書評掲載なしということで承認された。
- ・資料について、特別企画の記録者が山田全紀氏となっていたが、大前哲彦氏に訂正された。
- ・予算について、550 部 437,745 円の見積もりであったが、ページ数が当初よりも増加するため、もう少し値段が上がるとの報告があった。

(6) データベースについて

山田全紀事務局長より、現在アンケートの回答を依頼中であり、3 月 9 日に締切りで、5 月の総会に間に合うように集計作業を行う旨の説明があった。

(7) メーリングリストおよびホームページ管理運営等について

西口利文氏（大阪産業大学）より、資料に基づき、主としてサーバの移行に伴う各種変更点について報告があった。メーリングリストは 2 月末に移行予定である。

(8) 今後の記録担当について

資料に未掲載の記録担当について確認を行った。12 年度第 3 回課題研究会記録：大阪工業大学（3 回目）、2013 年度全私分科会記録：四天王寺大学（4 回目）。2012 年度全私分科会記録：近畿大学（2 回目）、第 5 回（今回）幹事校会：近畿大学（3 回目）。次回以降の記録担当は決定せず、当日の出席大学に依頼することが了承された。

(9) 教員免許セミナーの開催について

- ・原徹氏（関西大学）より、今週 23 日土曜日に予定通り開催することが報告された。
これに対して、山田全紀氏より事務セミナーと課題研究会の実施月が重ならないようにしてほしいとの、また、熱心に参加されている事務職員の方々に幹事校会にも参加するよう勧誘してほしいとの要望があった。
- ・これに対して、原徹氏より、教員免許セミナーの開催は基本的に 6 月と 10 月と 2 月であるが、調整可能であるとの、また、幹事校会で事務枠を作ってほしいとの回答があった。また次年度第 1 回セミナーは 6 月に予定しているとのことであった。

(10) その他

- ・大前哲彦氏より、介護等体験においてセクシュアルハラスメントの事案が生じ、現在、社協への報告、施設に対する抗議を検討中であるとの報告がなされた。
- ・次回幹事校会は、4 月 17 日（水）の予定。

【会則】

阪神地区私立大学教職課程研究連絡協議会会則

第1条（名称）

本会は、「阪神地区私立大学教職課程研究連絡協議会」と称する。

2 本会の略称を、「阪神教協」とする。

第2条（目的）

本会は、私立大学における教員養成の社会的責務とその役割にかんがみ、相互に交流・協力することによってその充実・発展をはかることを目的とする。

第3条（事業）

本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 教職課程についての情報交換・連絡協議
- 二 教育実習その他の教職課程の適正かつ円滑な実施やその充実のための関係諸機関・諸団体との連絡協議
- 三 教員養成一般についての調査・研究
- 四 私立大学における開放制教員養成の重要性について認識を深めるための活動
- 五 その他本会の目的達成のために必要な事業

第4条（会員校）

本会は、大阪地区、兵庫地区、奈良地区、および和歌山地区において教職課程を設置している私立大学（短期大学、短期大学部を含む）をもって会員校とする。

- 2 阪神教協の地区に所在する、教職課程をもつ短期大学（短期大学部を含む）は、会員校として、もしくは準会員校として、阪神教協の事業（活動）に参加することができる。

第5条（機関および役員）

本会に次の機関および役員をおく。

- 一 総会
- 二 幹事校会
- 三 会長校および会長
- 四 事務局および事務局長
- 五 会計監査委員

第6条（総会）

総会は、本会の最高議決機関であって、全会員校をもって構成し、会長がこれを召集する。

- 2 定期総会は毎年1回開催する。
- 3 幹事校が必要と認めたとき、または会員校の1 / 3以上の要求があったときは、臨時総会を開催する。
- 4 総会は、全会員校の1 / 2（委任状を含む）の出席をもって成立し、出席会員校の過半数によって議決する。

第7条（幹事校会）

幹事校会は、総会において選出された幹事校をもって構成する。

- 2 幹事校会は、会長を補佐し総会において決定された事項の執行に当たる。
- 3 幹事校の任期は2年とする。

第8条（会長校および会長）

会長校は、幹事校会の互選によって選出する。

- 2 会長は幹事校において選出し、総会で承認する。
- 3 会長は本会を代表し、会務を総括する。
- 4 会長校の任期は2年とする。

第9条（事務局および事務局長）

事務局および事務局長は、会長校におき、本会の事務を処理する。

- 2 事務局に事務局次長、会計、その他必要な事務局員を置くことができる。

第10条（会計監査委員）

会計監査委員は、総会で選出された2名とし、本会の会計を監査する。

- 2 会計監査委員の任期は2年とする。

第11条（会費）

阪神教協の会員校は、1校につき年額7万円を会費として納入する。そのうちの3万5千円は、全私教協への会員参加費となる。

- 2 阪神教協の準会員校は、1校につき年額2万円を連絡費として納入する。そのうちの1万円は、全私教協への準会員参加費（連絡費）となる。

第12条（会計年度）

本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第13条（会則改正）

本会の会則改正は総会において、出席会員校数の過半数の同意によって行う。

付則1

1979年7月11日制定

1981年3月17日一部改正

1981年7月15日一部改正

1986年5月28日一部改正

1988年5月18日一部改正

1990年5月30日一部改正

1991年5月15日一部改正

1999年5月13日一部改正

2008年5月28日一部改正

2010年5月26日一部改正

2011年5月11日一部改正

この会則（改正）は2011年4月1日から施行する。

＜外国視察団派遣のための補助金制度＞の内規

1. 目的

外国の教師教育を視察する外国視察団を派遣し、教師教育の発展に寄与すること。

2. 補助内容

外国視察団参加者1 人につき3 万円以内で補助する。

3. 応募資格

会員校に勤務する者。

4. 補助金交付の手続き

外国視察団への参加とあわせて事務局に申請し、幹事校会の承認を経て、視察団の出発以降に交付を受ける。

＜教師教育研究のための海外渡航への助成金制度＞の内規

1. 目的

教師教育研究を目的とする海外渡航を支援し、その成果を阪神教協で活用すること。

2. 助成内容

1 人1 件につき10 万円以内で助成する。

3. 応募資格

会員校に勤務する者。

4. 助成金交付の条件

成果を課題研究会で発表し、阪神教協レポートに投稿すること。

5. 助成金交付の手続き

事務局に申請し、幹事校会の承認を経て、事務局より助成金を受けとる。

以上

『阪神教協リポート』編集規程

1. 阪神地区私立大学教職課程研究連絡協議会（以下、本会という）は、会則第3条に規定される事業の一環として、『阪神教協リポート』（以下、本誌という）を年1回発行する。
2. 本誌には、「私立大学における教員養成の社会的責務とその役割にかんがみ、相互に交流・協力することによってその充実発展をはかる」という本会の目的にかなう資料・研究論文・実践報告等（以下、論文等という）を掲載する。
3. 本誌に掲載する論文等は、幹事校会からの依頼によるもののほか、投稿によるものも受け付ける。本誌に投稿できる者は、以下のいずれかに該当する者とする。
 - 1) 本会会員校または準会員校に勤務する教職員
 - 2) 本会会員校または準会員校に勤務する教職員からの推薦がある者
4. 本誌に掲載する論文等は、他の刊行物に未発表で、未投稿のものに限る。ただし、すでに発表したものであっても、本会の目的にかなわない、本誌のために書き改めたものは、出典を明記したうえで、投稿することができる。
5. 本誌の発行予定日は、毎年4月1日とし、論文等の投稿は、発行日の前年の12月31日を締切とする。
6. 論文等を執筆・投稿しようとする者は、所定の執筆要領に従って原稿を作成し、本誌編集長に原稿ファイルを郵送または電子メールにより送付する。本会会員校または準会員校に勤務する教職員でない場合は、以下の内容を明記したものを添付するものとする。
 - 1) 氏名
 - 2) 所属
 - 3) 連絡先（住所・電話番号・メールアドレス）
 - 4) 推薦者（本会会員校または準会員校に勤務する教職員）の氏名
7. 投稿された論文等の掲載の可否は、幹事校会の審議を経て決定される。幹事校会は、本誌の趣旨に基づいて、執筆者に原稿修正の要望を行うことがある。
8. 本誌に掲載された論文等の執筆者には、幹事校会で定める謝礼を支払うとともに、本誌2部および抜刷30部を献呈する。
9. 本誌に掲載された論文等は、原則として電子化し、本会ホームページに掲載する。

付則1

2012年5月16日制定

この規程は2012年4月1日にさかのぼって適用する。

『阪神教協リポート』執筆要領

『阪神教協リポート』に、論文等を執筆・投稿しようとする者は、以下の要領に従い、原稿を執筆するものとする。

1. 原稿は、パソコンやワープロ等で作成する。
2. 自由投稿論文等の長さは、幹事校会で承認を得たもの以外は、表題・図表・写真を含めて6ペ

ージ以内とする。

3. 1 ページは、A4 版の用紙、横書き 44 字×38 行とし、1 ページ目の最初の 5 行分に、タイトル・所属・氏名を明記し、本文を 6 行目から始める。
4. 注記、引用文献（または参考文献）は、本文原稿末尾に一括して記載する。

以上

編集後記

当会におきましては例年通りに年3回の課題研究会等が実施されました。特に、第2回課題研究会の基調講演やシンポジウムの内容は、特別企画として本リポートにその詳細を掲載いたしました。そして、ここにNo.36リポートをお届けすることができました。執筆者の方々、ご協力をいただきました皆様に深く御礼を申し上げます。

なお、本リポートでは、下記要領にて、論文・報告等を募集しております。本リポートにおいても寄稿報告として掲載いたしました。今後も執筆要領に変更はございません。詳細につきましては、下記までお問い合わせください。

編集担当：四天王寺大学 八木 成和

連絡・問い合わせ先

〒583-8501 羽曳野市学園前3丁目2-1

四天王寺大学 教育学部 八木 成和（阪神教協リポートNo.36-37編集担当）宛

メールアドレス：yagi@shitennoji.ac.jp

「**阪神教協リポートNo.36**」 2013年4月1日発行

阪神地区私立大学教職課程研究連絡協議会

事務局 大阪産業大学 教養部 教職教室

〒574-8530 大東市中垣内3-1-1

TEL：072-875-3001 FAX：072-870-8626

印刷 共同精版印刷株式会社

〒630-8013 奈良市三条大路2丁目2-6

TEL：0742-33-1221 FAX：0742-33-7035